

上海 IPG の歩み (2012年版)

2012年3月

日本貿易振興機構上海事務所

知識産権部

JETRO

巻頭の辞

「上海IPGの歩み」～初版発行にあたって～

巻頭の辞

私ども上海IPGは、2002年9月の設立から8年以上が経過し、2ヶ月に1回の頻度で定期的開催してきた全体会合も、2011年1月の会合が記念すべき第50回目の開催となります。会員数も、設立当初は47社でスタートしましたが、現在では154社の皆様にご参加いただいております。これまで積極的に上海IPG活動にご参加いただいていた皆様方、および上海IPGの活動をご支援いただいた全ての方々に対して心より御礼申し上げます。

このたび、上海IPGの活動を取りまとめ本書の刊行に至りましたこと、大変喜ばしく思うとともに、ご尽力いただいた皆様方に感謝いたします。

中国における知的財産権に関する諸問題については、90年代から問題視されてきた模倣品の流通・氾濫をはじめとして、上海IPG設立からこの8年の間にも、数多くの課題に直面し、また様々なトピックに遭遇してきました。

著しい経済成長を遂げている中国は、2001年のWTO加盟以降、急速に法制度整備を進めています。オリンピックや世界万国博覧会の開催も経験し、リーマン・ショックに端を発した世界的不況下においても堅調な経済成長を続ける中国は、その市場としての魅力から引き続き活発な外資系企業の参入が続き、また“自主创新”を掲げる中国政府の政策に追い風を受け、中国系企業の成長も目を見張るものがあります。

市場経済の発展・拡大、産業の成長・高度化は、知的財産権の重要性を高めると同時に、関連する諸問題の発生を誘引いたします。私ども日系企業も、中国への投資、市場参入、生産委託や研究開発の活発化にとともに、巧妙化する権利侵害行為、各種規制への対応、技術移転に関する諸問題など、多くの問題に直面いたしました。上海IPGでは、それら時代の流れに即した様々なテーマ、会員の皆様の関心・ニーズが高いテーマに関して、数多くの取り組みを実施して参りました。

知的財産権の保護には中国政府との協力が不可欠であるとの認識のもと、上海IPGでは、華東地区を初めとした地方の各関連政府部門、中央政府の各部門と積極的に交流を図り、信頼関係、協力関係の構築を目指して来ました。またここ数年は、2005年以降に設置されたテーマ・業界別ワーキング・グループによる活発な活動を中心に、模倣品に関する具体的な問題解決へ向けた成果が創出され、蓄積され始めています。それと共に中国政府の上海IPGへの認知度も高まり、効果的な協力関係が構築でき、共同プロジェクトなども進められています。

本書では、上海IPGの過去の歴史を振り返ると共に、これまでの全ての活動について問題意識から具体的な活動内容、成果を取りまとめ、記載しております。

第50回全体会合開催という節目に併せ、上海IPGの今までの活動成果を皆様にご理解いただき、今後のさらなる発展と成果創出に結びつけるのが本書刊行の目的です。

最後に、上海IPGの活動は、経済産業省や特許庁など日本政府の多大な支援のもとに実施されております。末筆ではありますが、心より御礼申し上げます。

また、上海IPG設立以来、事務局として縁の下で多くの煩雑な作業をこなし活動を支えていただいたジェトロ上海関係者の皆様に深く感謝いたします。

2011年1月

上海IPGグループ長 岩間 孝夫

「上海 IPG の歩み」～改訂版の発行にあたって～

巻頭の辞

昨年、3月に東日本大震災があり、その後の放射線被害の拡大もあり、日本では大変な一年となりました。この際、中国政府・中国国民の皆様より、いち早く、支援隊、支援物資、支援金等の多大なご支援をいただいたことに、日本国民として、大変感謝をしております。

さて、私ども上海 IPG は、今年、9月をもって、設立 10 周年と第 60 回全体会合という大きな節目を迎えます。会員数も、設立当初は 47 社でスタートしましたが、現在では 167 社の皆様にご参加いただいております。これまで積極的に上海 IPG 活動にご参加いただいた皆様方、および上海 IPG の活動をご支援いただいた全ての方々に対して心より御礼申し上げます。

今年も、昨年の上海 IPG の活動成果に加え、本書の刊行に至りましたこと、大変喜ばしく思うとともに、ご尽力いただいた皆様方に感謝いたします。

中国における知的財産権に関する諸問題については、上海 IPG 設立からこの約 10 年の間にも、数多くの課題に直面し、また様々なトピックに遭遇してきました。

著しい経済成長を遂げている中国は、現在、“自主创新”を掲げ、市場経済の発展・拡大、産業の成長・高度化を迎え、知的財産権の重要性が一層高まると同時に、関連する諸問題の発生を誘引しております。私ども日系企業も、中国への投資、市場参入、生産委託や研究開発の活発化にともない、巧妙化する権利侵害行為、各種規制への対応、技術移転に関する諸問題など、多くの問題に直面いたしております。このため、上海 IPG では、それら時代の流れに即した様々なテーマ、会員の皆様の関心・ニーズが高いテーマに関して、数多くの取り組みを実施してきたと自負しております。

知的財産権の保護には中国政府との協力が不可欠であるとの認識のもと、上海 IPG では、華東地区を初めとした地方の各関連政府部門、中央政府の各部門と積極的に交流を図り、信頼関係、協力関係の構築を目指して来ました。また、ここ数年は、テーマ・業界別ワーキング・グループによる活発な活動を中心に、模倣品に関する具体的な問題解決へ向けた成果が創出され、蓄積されています。これらの活動に伴って、中国政府の上海 IPG への認知度も高まり、効果的な協力関係が構築でき、共同プロジェクトなども進められています。

本書では、上海 IPG の過去の歴史を振り返ると共に、これまでの全ての活動について、問題意識から具体的な活動内容、成果に渡るまでを詳細に取りまとめ、記載しております。

このことにより、今までの活動成果を皆様にご理解いただくとともに、今後の更なる発展と成果創出に結びつけることが、本書刊行の目的になります。

最後に、上海 IPG の活動は、経済産業省や特許庁など日本政府の多大な支援のもとに実施されております。末筆ではありますが、心より御礼申し上げます。また、上海 IPG 設立以来、事務局として縁の下で多くの煩雑な作業をこなし活動を支えていただいたジェトロ上海関係者の皆様に深く感謝いたします。

2012 年 3 月

上海 IPG グループ長 丸山 幸之助

目次

第一部 上海IPGの設立と沿革	001
第一章 上海IPGの設立背景と理念	001
1. 上海IPGの発足	001
2. 上海IPGの理念	003
(1) 上海IPG 運営理念	003
(2) 中国IPG 理念	003
第二章 上海IPGの発展	004
1. 会員数の増加と参加者の質の変化	004
2. 各方面との連携強化	005
3. 中長期ビジョンの策定	006
4. 問題解決へ向けた具体的な取り組みの活性化(ワーキング・グループ活動)	007
5. 認知度向上と中国政府との交流・連携強化	008
第三章 上海IPGの運営と機能	010
1. 上海IPGの組織	010
2. 意思決定と活動主体	010
3. 上海IPGの機能	011
第四章 上海IPG活動の枠組みと模倣品対策	012
1. 上海IPG活動の基本的枠組みと模倣品対策の位置付け	012
2. 模倣品対策の主眼、実施手法	012
3. 上海IPGの模倣品対策活動の主体	014
4. 模倣品問題に関する中長期ビジョン	015
(1) 短期ビジョン(1年)	015
(2) 中期ビジョン(3~5年)	015
(3) 長期ビジョン(10年~)	015
5. 問題解決へ向けてのコンセプト	016
(1) “ヒト(関連当事者)”を軸にしたアプローチ	016
(2) “モノ(模倣品)”のコントロール	017
(3) 活動のコンセプト	017
第五章 なぜ模倣品は存在するか?	018
1. 「模倣品」の定義	018
2. 模倣品ビジネス関与の動機	018
(1) 「儲かる」(コスト<利益)	018
(2) 「悪いことだと知らない」(法律知識およびモラルの欠如)	018
3. 習熟・再犯(「抜け道」の存在)	019
4. 模倣品ビジネスを取り巻く環境	021
(1) 首謀者	021
(2) 関与者	022
(3) 消費者	022
(4) 行政法執行部門および司法部門	023
(5) 権利者	023
5. 問題点の整理	024
第六章 模倣品問題解決へ向けた課題	026

1. 関連法規の解釈・運用の統一化.....	027
2. 巧妙化への対策.....	027
3. 再犯の抑止.....	028
4. 模倣品流通とグローバル化への対策.....	028
5. 模倣品対策の効率化・コスト削減.....	029
6. 模倣品ビジネスが成立しない社会環境の整備.....	029
第二部 具体的活動の事例と概要.....	030
第七章 知的財産関連の情報収集・発信・共有.....	030
1. 在中日本企業向け情報発信.....	030
(1) 上海IPG会合の開催.....	030
(2) 中国知財関連法勉強会(中国人スタッフ向け)の開催.....	039
(3) 政府発行・刊行物の日本語版提供.....	041
2. 個別の重要課題の抽出・研究.....	042
(1) 法改正への対応.....	044
(2) 特許実務に関する研究.....	046
(3) 各種調査レポートの発行.....	048
3. 新制度把握と事業への活用.....	051
(1) 新法・法改正セミナーの開催(日系企業向け).....	051
(2) ハイテク企業認定管理弁法の運用に関する実態調査.....	052
(3) 偽造防止手段に関する情報収集・提供(製品偽造防止監督管理弁法).....	053
(4) 中国R&D動向の実態把握(上海ハイテク・パーク視察ツアー).....	054
(5) 「専利法」改正後の行政執行に関するヒアリング(華東IPO).....	055
4. 企業間情報共有.....	056
第八章 知的財産権に関連する中国政府当局との交流・協力促進.....	057
1. 中国政府部門からの理解促進.....	057
(1) 「Best Practice Award」「貢献部門感謝式」の開催.....	057
(2) 江蘇省人民政府との交流座談会.....	065
(3) IIPPF ミッション.....	065
(4) 江蘇省質量技術監督とのブランド保護連携フォーラム(ジェットロTV).....	065
2. 中国政府部門との交流プラットフォーム.....	066
(1) IPG - 中央政府との交流.....	066
(2) 華東知識産権局との交流.....	067
(3) 華東省市質量技術監督局との交流.....	075
(4) 華東省市工商行政管理局との交流.....	081
(5) 全国税関との交流.....	084
(6) 経済産業省-商務部覚書を通じた活動.....	089
3. 政府部門向け関連情報の提供.....	090
(1) 真贋識別情報の提供.....	090
(2) 権利者情報の提供.....	098
(3) 詳細情報の提供.....	099
4. 日本の制度、企業文化の紹介(中国政府部門日本招聘事業).....	100
(1) 江蘇省質量技術監督局日本招聘.....	100

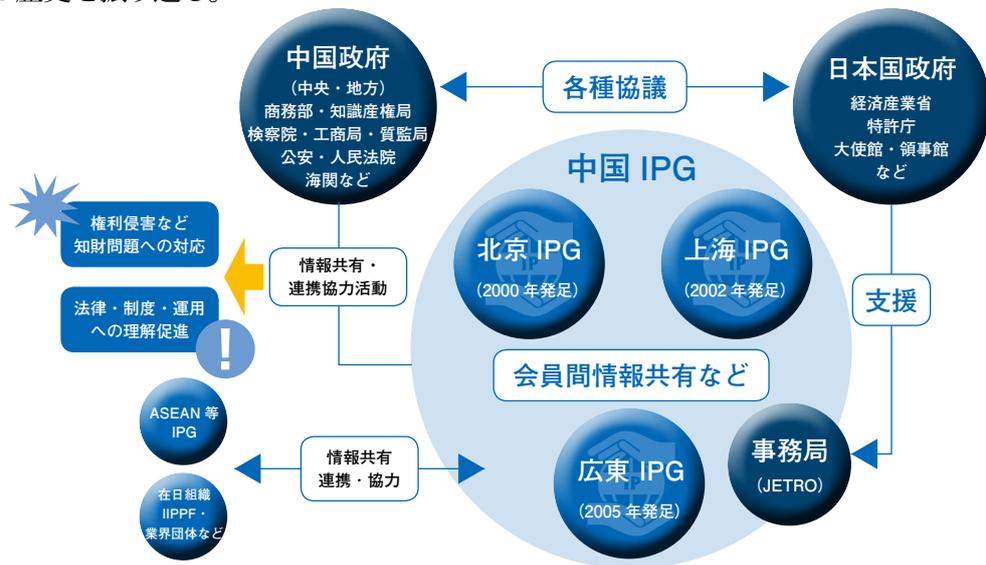
(2)中国税関日本招聘	101
(3)上海市/江蘇省/浙江省/広東省工商行政管理局・質量技術監督局日本招聘	102
(4)江蘇省/広東省質量技術監督局日本招聘	103
第九章 模倣品に関する個別課題の解決	105
1.法制度への意見具申	105
(1) IIPPF連携	105
(2)知的財産権関連法規に関するパブコメ募集への対応	106
(3)インターネット上の権利侵害品対策に関する立法提案	107
2.制度解釈・運用理解の促進	108
(1)押収品の価額認定プロセスに関する見解統一	108
(2)商標の合理的使用に関する見解統一	110
(3)押収品廃棄の実情把握	112
(4)税関でのリスク分析手法への理解促進	113
(5)知的財産権民事訴訟手続きに関する現状理解の促進	114
3.巧妙化への対応	115
(1)模倣品ネットワークの解明	115
(2)模倣品輸出口巧妙化への対策	118
(3)中古品再生産への対応	119
(4)不正競争防止法の活用	120
(5)倉庫での所有者不明侵害品への対応	121
(6)模倣品表示巧妙化の傾向と分析	122
4.再犯の防止	124
(1)過去侵害者への監視強化	124
(2)過去侵害者への教育・啓発	126
(3)重罰の促進	127
5.模倣品流通とグローバル化への対応	128
(1)税関による水際差し止めの強化	128
(2)インターネット上における知的財産権問題への対応	131
(3)展示会における模倣品出品の防止	134
6.模倣品対策の効率化・コスト削減	137
(1)法執行部門との情報共有・法執行円滑化スキーム構築(江蘇省TSB覚書)	137
(2)模倣品共同対策	138
7.模倣品ビジネスが成立しない社会環境の整備	139
(1)消費者向け活動	139
(2)関連事業者向け活動	142
(3)自主的な摘発の促進	147
(4)模倣品の危険性への理解促進	150
第三部 総括	151
第十章 上海IPG活動の成果と今後のビジョン	151
1.会員の満足度	151
2.上海IPGの信頼度向上	152
3.上海IPG活動の社会への影響と今後の課題(2011年2月現在)	153
4.おわりに(2012年3月現在)	154

第一部 上海IPGの設立と沿革

第一章 上海IPGの設立背景と理念

<上海IPGの組織相関図>

2012年3月現在、上海IPGを取り巻く各組織等との関係は図の通りである。まずは、上海IPGの発足から発展の歴史を振り返る。



1. 上海IPGの発足

<発足前>

上海IPGの前身となったのは、2000年7月14日に第1回会合を開催した「ニセモノ対策勉強会」である。この勉強会は、当時上海地域の日系企業の中で、実際に模倣品被害に遭っている企業を中心とした19社で計4回開催された。一方、2000年5月には北京IPGが発足、2001年11月の中国WTO加盟もあり、2002年初頭頃より「上海でもIPGを発足させたらどうか」という意見が「勉強会」メンバーを中心とした日系企業より提示されるようになった。

<第1回会合>

上海商工クラブの認可問題などを背景とした慎重論もあったが、多くの日系企業担当者の待望論や、経済産業省や特許庁、日本国駐上海総領事館など日本政府の多大なる支援のもと、2002年9月20日、上海IPG第1回会合が開催された。当初47社のメンバーでスタート、第1回会合には31名の参加者があり、中には上海IPGの活動に非常に協力的であった、故・杉本信行在任上海日本国総領事の姿もあった。



<市政府からの賛意>

第1回会合開催直後、「日系企業が知財問題を取り上げる研究会を立ち上げた」との噂を聞いた上海市対外経済貿易委員会が事情を聞きに事務局を訪れたが、当時の朱鎔基首相の「知的財産権保護に全力で取り組む」という全人代政府活動報告を挙げ、「知財保護について中国政府当局と協力しながら進めていくことが問題解決の近道であり、日系企業が抱えている問題を取りまとめる場としてだけでなく、中国の法律法規や政府当局の取り組みを学習し、協力を推進する場としても機能させたい」との趣旨を説明し、「上海市政府としても積極的に協力する」との賛意を得た。

<定期会合>

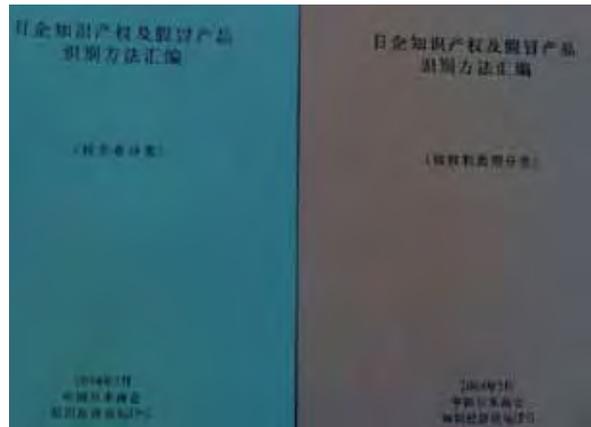
上海 IPG 会合は当初3ヶ月に1回の開催であったが、2003年より現在の2ヶ月に1回のペースとなった。以来、SARSの影響で中止を余儀なくされた2003年5月の会合を除き、隔月開催は続き、2012年3月には第57回を数えることとなる。



<北京との共同プロジェクト>

2004年3月、北京 IPG との初の共同プロジェクトとして、「日系企業知的財産権・摘発支援情報集」を作成。この冊子は当時の小泉首相に手交されるとともに、中国政府や USTR (米通商代表部) からも評価を得、英紙「フィナンシャルタイムズ」にも取り上げられた。

日系企業知的財産権・摘発支援情報集



2. 上海 IPG の理念

(1) 上海 IPG 運営理念

一. 会員の自主的・積極的な参加・行動を支援

上海 IPG 活動は、会員である日系企業の積極的な参加によって成り立っている。上海 IPG の運営にあたっては、活動主体である会員企業が、自主的・積極的に参加できる環境の提供を目指すとともに、ニーズの高い活動を選定し、会員総意の元で実行する。

二. 運営の透明性確保、活動の効率性と会員全体の納得感の調和

上海 IPG 活動の各種意思決定において、その決定プロセスを会員に開示し、また重要事項については会員総意で決定する。活動実施にあたっては、多様なニーズが存在する中で効率化を図り、会員全体が納得感を持つことのできる活動項目を選定し実施する。

三. 情報交流から問題解決へ

上海 IPG では、中国における模倣品問題をはじめとする知的財産権に関する諸問題について、会員間での情報交流を図り、共通認識の形成と上海 IPG 全体での知識レベルの向上を図る。さらに、個々の会員が抱える問題、および共通問題に関して、上海 IPG 活動を通じて具体的な解決を目指す。

(2) 中国 IPG 理念

中国 IPG は、模倣品や海賊版といった権利侵害など知的財産権に関する問題に対処するため、情報交換の場として、さらに現地政府との協力活動を行う母体として発足した在中日系企業の団体（北京・上海・広東 IPG の総称）である。

中国の IPG 活動は、「企業主体の活動」および「中国における現場主体の活動」であることを大前提とし、その目標として「日中友好、消費者保護」を掲げている。それらのキーワードを用い、以下の通りの「活動理念」について 2008 年 1 月のグループ長会議で合意、その後の各 IPG での承認により決定した。

IPG は、参加する企業／団体のビジネス活動の最前線である中国の現場において、全てのメンバー企業／団体が主体となり、各々が有する知的財産権の保護のみならず、中国の経済発展と全世界の消費者保護のため、積極的に知的財産に関する課題の解決に取り組み、更なる中日友好関係の構築を目指します。

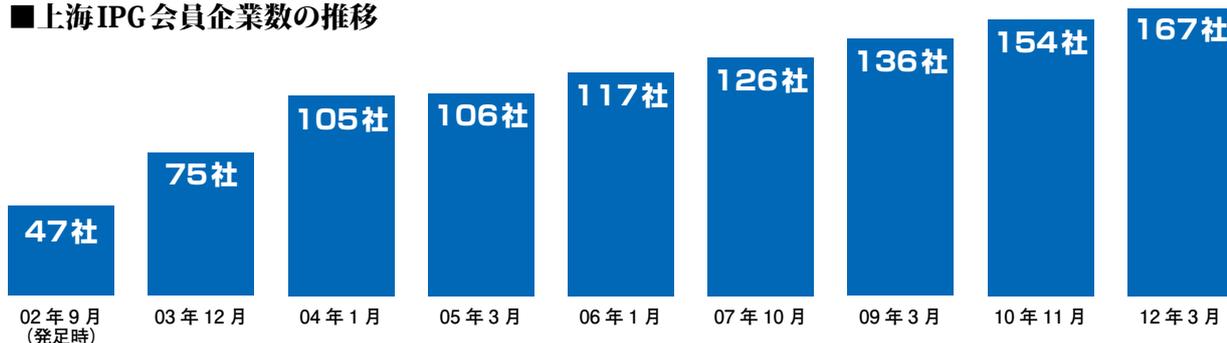
第二章 上海 IPG の発展

1. 会員数の増加と参加者の質の変化

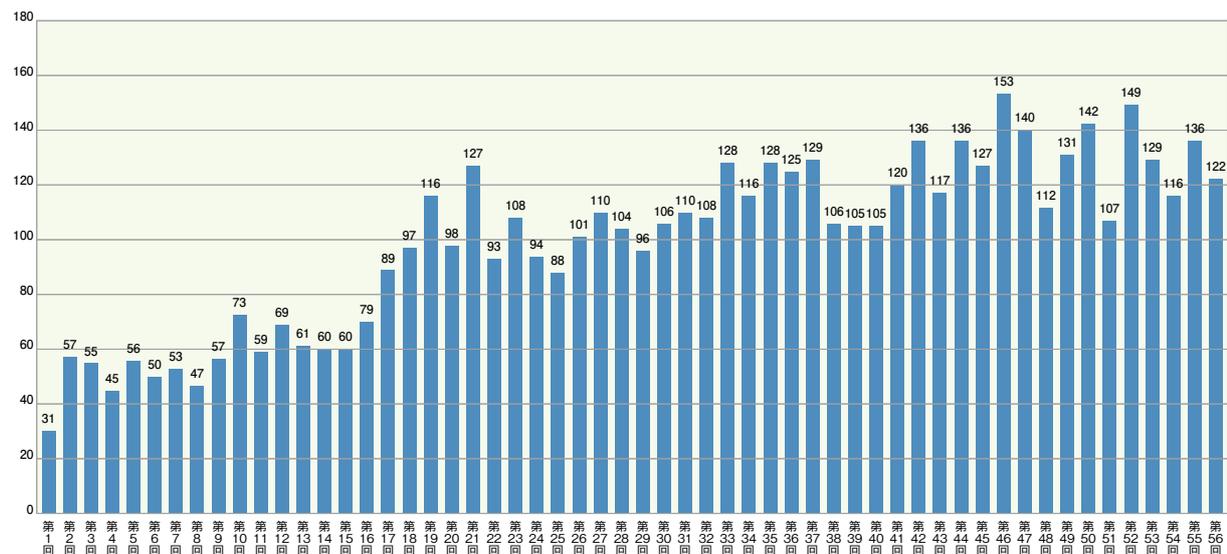
発足時に 47 社であった上海 IPG 会員数は、2012 年 3 月現在で 167 社まで増加している。会員数の増加により、上海 IPG に期待する効果、上海 IPG の各方面への影響力・発言力が増し、日中両国政府からの認知度も向上したことで、中国政府との各種取り組みの強化、各種活動の深化に繋がっている。

全体会合への参加者の担当業務は、2007 年度頃を境に、それまで 4 割程度だった「知財・法務担当者」が 6 割以上に増加している。これにより、各活動への会員企業の参加が活性化し、より専門性の高い活動の実施が可能となった。

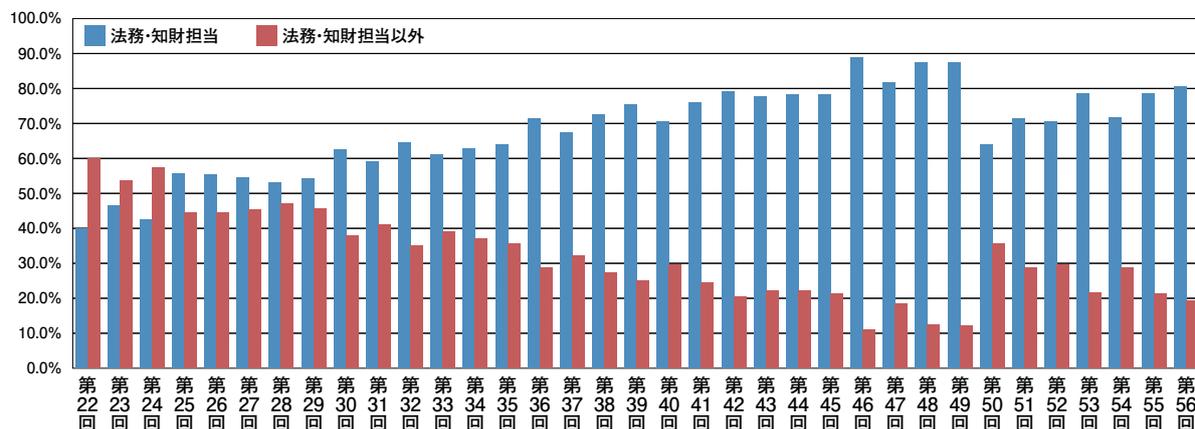
■上海 IPG 会員企業数の推移



■上海 IPG 会合参加者数の推移



■全体会合参加者の担当業務の内訳



2. 各方面との連携強化

会員ニーズの高まりや、上海 IPG 自身のプレゼンスの高まりを受け、模倣品対策における各関係団体との連携が、2007 年度頃より強化された。

<北京・広東 IPG との連携>

2007 年度には「IPG グループ長会議」が発足、07 年 9 月に第一回会議が開催された。グループ長会議の発足により、北京・広東の各 IPG との情報共有や各種活動の調整が図られると共に、中国 IPG 全体活動も企画・実施されることとなった。上海 IPG は、税関関連活動および貢献部門感謝式を担当することが決定された。

< IIPPF（国際知的財産権保護フォーラム）との連携>

2008 年度には、中国模倣品対策活動に関し、日本と現地との情報共有および活動のシナジー効果を得ることを目的に、日本における模倣品対策の最大規模の官民合同組織である IIPPF（国際知的財産権保護フォーラム）との連携が始まった。08 年 4 月の東京での会議開催を皮切りに、中国模倣品対策のビジョン策定と、両者の既存活動を活用した取り組み強化に関する議論が交わされ、IIPPF 官民合同ミッションなどにおける両者間の連携が強化された。

<他地域 IPG との連携>

経済グローバル化の進展により、模倣品問題は中国一国の問題ではなく、世界共通の問題となっている。2000 年代中ごろから、東南アジアやインド、ロシアなどでも相次いで IPG（またはそれに類する日系企業の知財グループ）が発足、08 年 10 月には「ASEAN- 中国 IPG 連携会議」がシンガポールにて開催され、模倣品対策における他国との情報共有の推進が図られた。

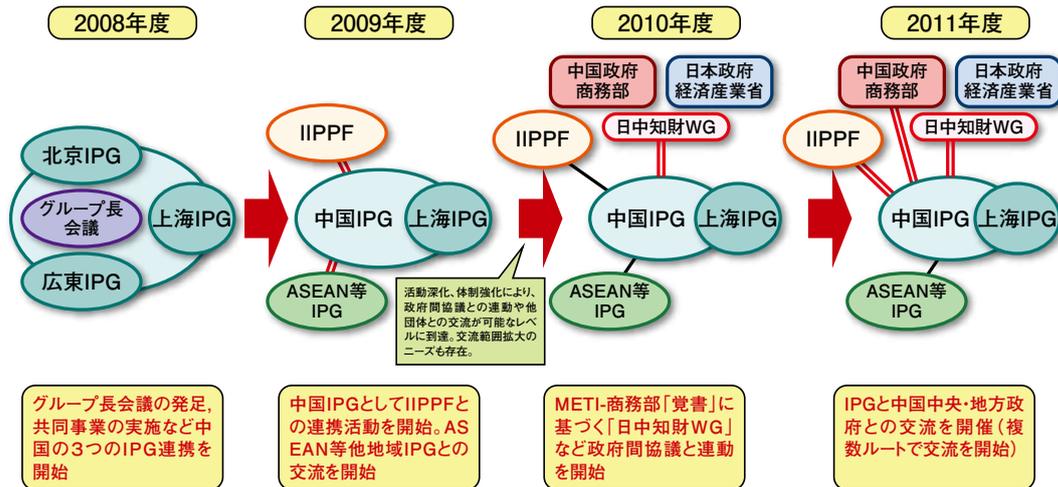
<政府間交渉との関わり>

経済産業省と、中国商務部および工商行政管理総局各々との間では、2008年と2009年にそれぞれ知的財産権保護の協力強化に関する「覚書」が締結された。同「覚書」に基づく研究会や各種取り組みに対し、上海 IPG は情報提供や課題提示の面で関与するとともに、政府間合意による一部活動の現地側の活動母体として、機能することとなった。

<中国政府との継続交流>

上海 IPG では、2006 年度以降、全体活動やワーキング・グループ活動を通じ、年間数十回、地方の各関連政府部門との交流活動を継続している。2008 年以降には、中央政府との意見交換等を開始し、その後北京・広東 IPG との協力のもと、交流内容の強化に努めている。こうした交流活動の積み重ねによって、中国政府部門との情報共有や課題認識が促進されるとともに、法解釈、運用への理解が深まり、課題解決への取り組みも強化された。

■交流・連携範囲の拡大

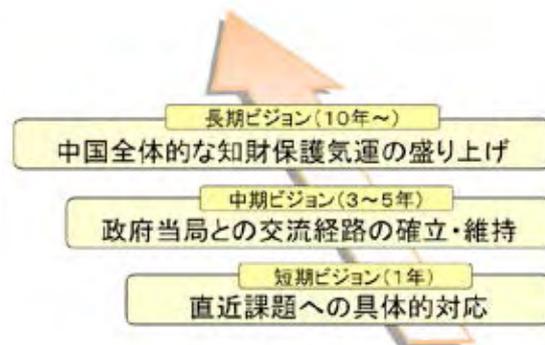


3. 中長期ビジョンの策定

上海 IPG では、会員ニーズの多様化と活動実績の蓄積、活動内容自体の深化による必要性から、2007 年度の活動計画策定時より模倣品対策における中長期ビジョンを策定、そのビジョンを踏まえて毎年度の活動計画を検討、決定し、各種活動を実施することとなった。

5 年後、10 年後を見据えた「中長期ビジョン」を明確にした上で当該年度の活動計画を策定することは、活動の方向性を示し、一貫性を保つと共に、目標（あるべき姿）をイメージした活動実施、すなわち問題解決へ至るロードマップを描くことを可能にした。

上海 IPG が策定した具体的な中長期ビジョンの詳細については、第四章にて解説する。



4. 問題解決へ向けた具体的な取り組みの活性化(ワーキング・グループ活動)

模倣品問題の中でも業界、企業によって抱える課題、解決すべき問題点は異なっている。特に、上海 IPG メンバー企業数の増加に伴い、それら異なる個別の課題・問題解決へ向けた活動実施のニーズが高まりを見せた。

2005 年、模倣品の海外流出に悩むメンバーを中心に、「模倣品水際対策ワーキング・グループ」が設置され、水際対策に関する情報交換及び中国税関との交流活動が開始された。また 2007 年以降、個別の課題解決へ向けた取り組みを実施するため、業界・テーマ別のワーキング・グループ（以下「WG」ともいう）が複数設置された。

模倣品ビジネスの巧妙化が進み、問題も複雑化し、模倣行為に対してはより高度な対策を余儀なくされる中、各ワーキング・グループが課題解決に向けた具体的な活動を積極的に実施することで経験が蓄積されるとともに、メンバー・参加者の専門性が高まり、個別の問題解決に向けた活動はより高度化、活発化した。

■上海IPG ワーキング・グループ一覧

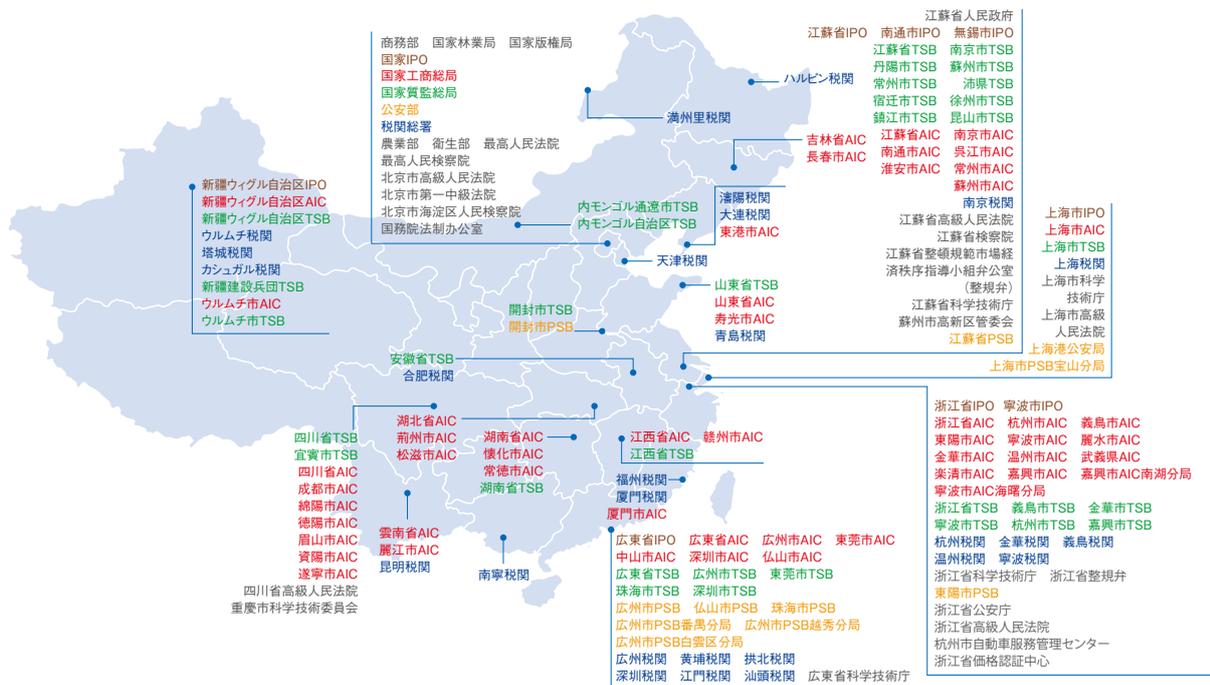
名称	設置時期	メンバー数
模倣品水際対策 WG	2005 年 9 月	40 社※
立法・研究 WG	2009 年 6 月	20 社
特許 WG	2009 年 8 月	10 社
インターネット知財対策 WG	2010 年 2 月	25 社
模倣品刑事対策 WG	2012 年 2 月	7 社
記録メディア WG	2008 年 4 月	4 社
化粧品 WG	2007 年 6 月	12 社
自動車・自動車部品 WG	2007 年 6 月	8 社
事務機消耗品 WG	2007 年 8 月	7 社
農業 WG	2007 年 6 月	6 社
電卓 WG	2008 年 12 月	4 社
ベアリング WG	2009 年 12 月	6 社

※ 5 社休止中

5. 認知度向上と中国政府との交流・連携強化

活動の活発化、深化に伴い、上海 IPG は日系企業の知的財産権関連活動の母体として、中国政府からも広く認知されるようになり、認知度向上は中国政府とのコミュニケーションの円滑化、さらに協力・連携活動の活発化を可能とした。

■これまで交流のあった政府機関



	知識産権局 (IPO) 「専利法」等に基づく特許権侵害・意匠権侵害の取り締まり		公安局 (PSB) 「刑法」等に基づく犯罪行為の取り締まり
	工商行政管理局 (AIC) 「商標法」等に基づく商標権侵害の取り締まり 「反不正競争法」等に基づく不正競争行為の取り締まり		人民法院 各種法律に基づく権利侵害事件の審理
	質量技術監督局 (TSB) 「産品質量法」等に基づく虚偽表示・劣悪品などの取り締まり		商務部 経済と貿易の側面から知的財産制度に関与
	海関 (税関) 「海関知識産権保護条例」等に基づく権利侵害品輸出入の取り締まり		検察院 中華人民共和国の法律監察

＜地方政府機関との意見交換会＞

上海 IPG では、模倣品など知的財産権に関する諸問題における個別テーマについて、関連する地方政府機関との間で意見交換を行っている。意見交換会は、各ワーキング・グループが中心となり、主に華東地区の AIC、TSB および知識産権局との間で頻繁に開催されている。

<真贋識別セミナー>

中国各地の関連政府部門（工商行政管理局、質量技術監督局、税関）の模倣品取り締まり担当者の能力向上および日系企業とのコミュニケーション促進を目的とした「真贋識別セミナー」は、2006年以降2012年3月までに、全国計43箇所の当局向けに、計64回開催された。（詳細は90～96ページ参照）

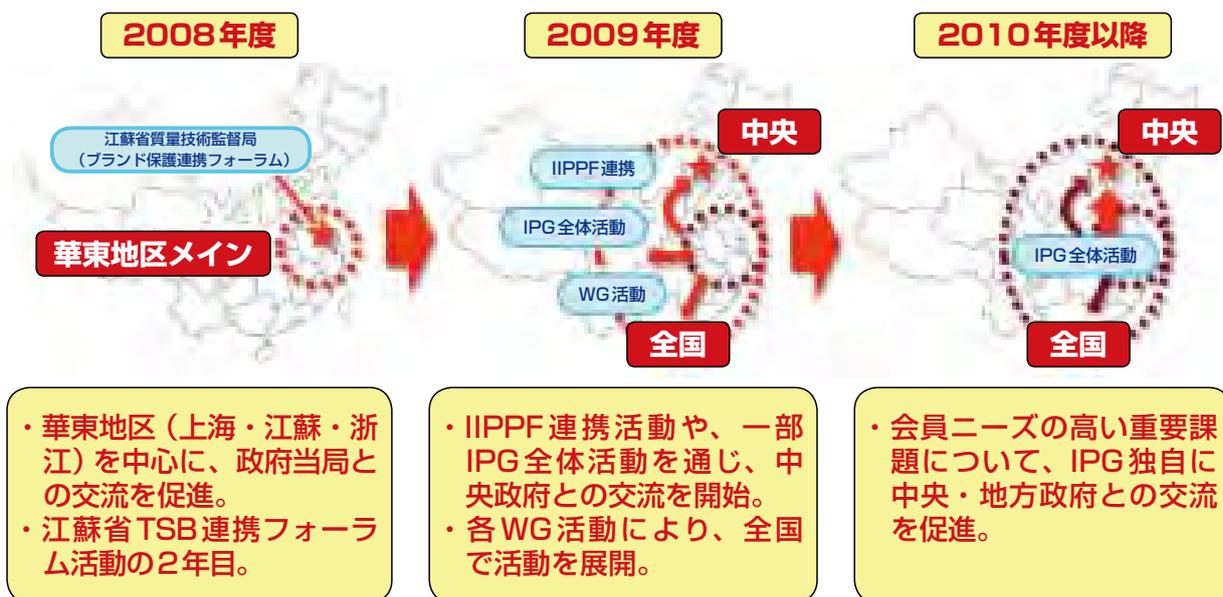
<江蘇省質量技術監督局－上海IPGブランド保護連携フォーラム>

2007年には、05年度より交流を開始した江蘇省質量技術監督局（TSB）との間で「ブランド保護連携フォーラム」を設立、同フォーラムの枠組みの中で各種のプロジェクトを立ち上げることにより、江蘇省における模倣品対策活動がより活性化することとなった。2008年4月には、連携フォーラムの設立が、「2007年度江蘇省保護知識産権十大案件十件大事」に選定された。また、同局とは2010年に、「連携フォーラム」の枠組みの元で「ブランド保護連携備忘録」を締結、模倣疑義品発見から検査・摘発に至る過程の手続きや連絡手段を統一的に定め、円滑化することで機動的、効果的な模倣品対策が実施可能な枠組みを構築した。（詳細は137ページ参照）

<貢献部門感謝式等中央政府部門との交流>

2008年からは、日系企業との協力のもと知的財産権保護において優れた成果を創出した地方政府部門に感謝の意を表す「貢献部門感謝式」（第1回開催時の名称はBest Practice Award）を、中国中央・地方政府各関連部門との協力のもとで開催する（詳細は57～64ページ参照）など、上海IPGの活動範囲は華東から全国および中央へと拡大、各政府部門との協力内容も深化している。また、各種WG別の活動も近年全国に展開されている。

■活動範囲の拡大

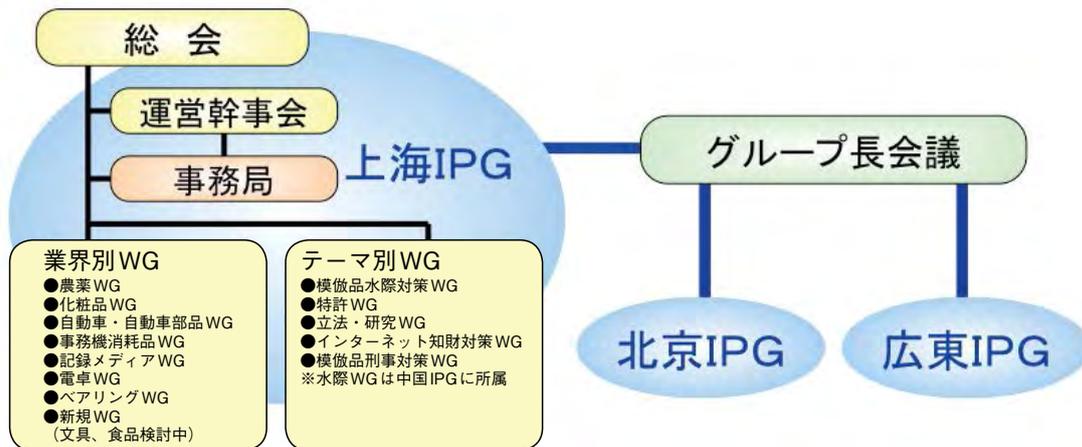


第三章 上海 IPG の運営と機能

上海 IPG は、第一章「2.」で紹介した運営理念に基づいた運営を行っている。ここでは、上海 IPG の運営を担う組織体とそれぞれの役割、および上海 IPG の機能について説明する。

1. 上海 IPG の組織

2012年3月現在、上海 IPG は、総会、運営幹事会および 12 のワーキング・グループから構成されている。



2. 意思決定と活動主体

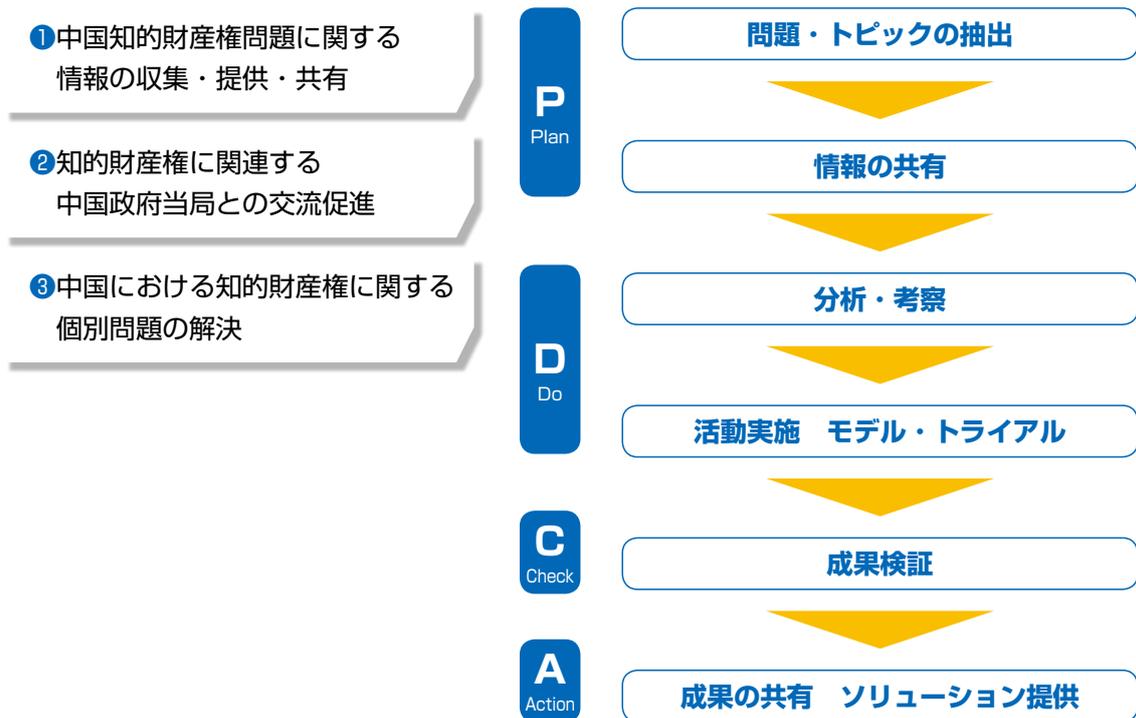
上海 IPG では、各活動主体が有機的に機能を分担し、諸活動を展開している。運営幹事会が全体活動の企画立案をおこない、全体会合での承認を得て諸活動を進めるとともに、各ワーキング・グループ (WG) が個別の問題に関してその解決を図り、関連情報を全体で共有している。

中国 IPG の全体活動に関しては、グループ長会議がその検討、調整機能を担っている。これら各活動主体による効率的な活動展開により、多くの効果が生まれている。

主体	意思決定項目	活動内容・機能	効果
全体	運営幹事就任承認 会員規約改正 年度計画・新規事業承認 活動内容・実施方法承認	全体会合開催 上海 IPG 活動実施 中国 IPG 全体活動実施	情報共有と認識統一 会員のスキルアップ 組織としての影響力の拡大
運営幹事会	新規会員加入承認 新規WG設置承認 各WG活動計画承認	年度計画案・年度報告案作成 新規事業案作成 活動内容・実施方法等の検討 上海 IPG 全体事業の運営	深化した企画立案と事業運営 企画立案と運営の機動性確保
各WG	WGへの新規加入承認	WG 活動計画・実施項目作成 個別問題に応じた活動実施 問題抽出・タスクフォース設置 中国政府部門との交流 規制・法改正動向ウォッチ パブコメ対応・立法提案作成 テーマ別調査・分析・検討 など	直近課題の解決 各地政府当局とのネットワーク拡大 モデルとなる事業・事例の創出 専門性の確保 問題解決策の提示、制度の改善
グループ長会議		中国 IPG 全体活動検討 各 IPG 事業の調整 対外スタンス確認 など	各 IPG 活動の重複防止と効率化 IPG 全体運営の円滑化 外部との交流促進、調整

3. 上海 IPG の機能

上海 IPG では、問題・トピックの抽出から情報共有、各テーマに関する分析と考察および活動実施、活動で得られた成果の検証という流れで、中国における知的財産権問題の解決策（ソリューション）の提供を目指している。また問題解決のため、積極的に中国政府当局との交流を促進している。



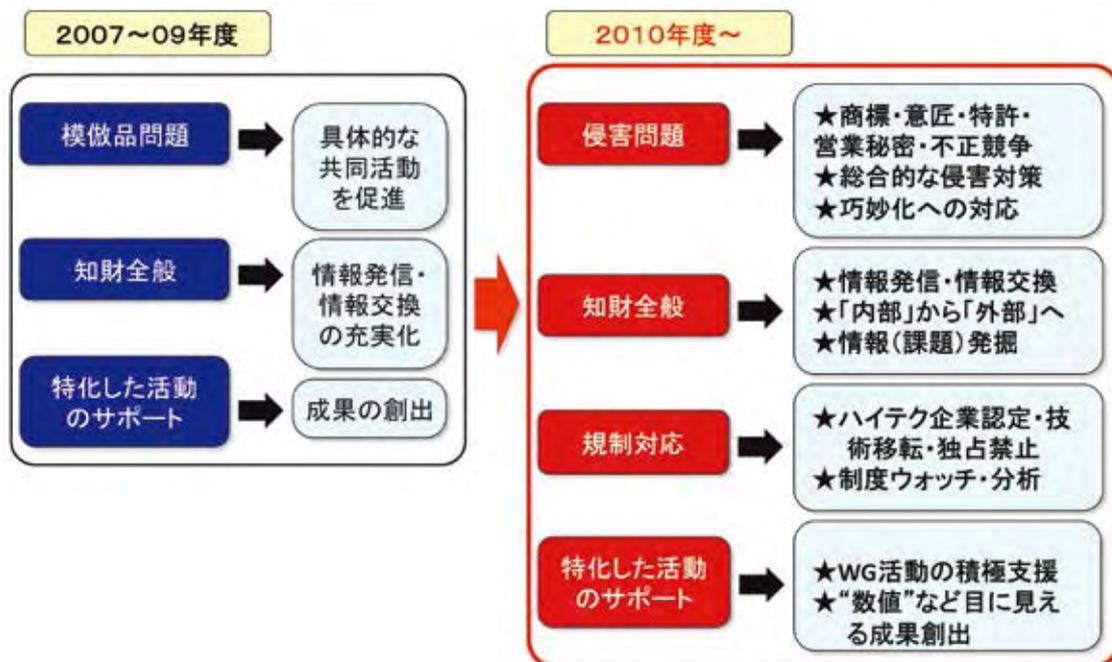
第四章 上海 IPG 活動の枠組みと模倣品対策

1. 上海 IPG 活動の基本的枠組みと模倣品対策の位置付け

2007 年度活動計画策定時に明確化した「上海 IPG 活動の基本的枠組み」では、「模倣品問題への対応」、「知財全般の情報共有」および「特化した活動のサポート」の3つを活動の柱に据えた。この中で、「模倣品問題への対応」は、発足時から上海 IPG 活動における最も重要なテーマと位置付けられていた。

基本的枠組みの最重要テーマ「模倣品問題への対策」は、2010 年度より、特許権侵害や意匠権侵害、ノウハウ漏洩、不正競争行為など、全般的な知的財産権侵害対策へ範囲を拡大し「侵害問題への対応」と変更された。単純な模倣以外の複雑・巧妙な侵害形態が増え、侵害の対象が、技術・デザインへと徐々にシフトする中、総合的な侵害対策および巧妙化への対策を主眼に、活動を構築することとなったためである。

■上海 IPG 活動の「基本的枠組み」

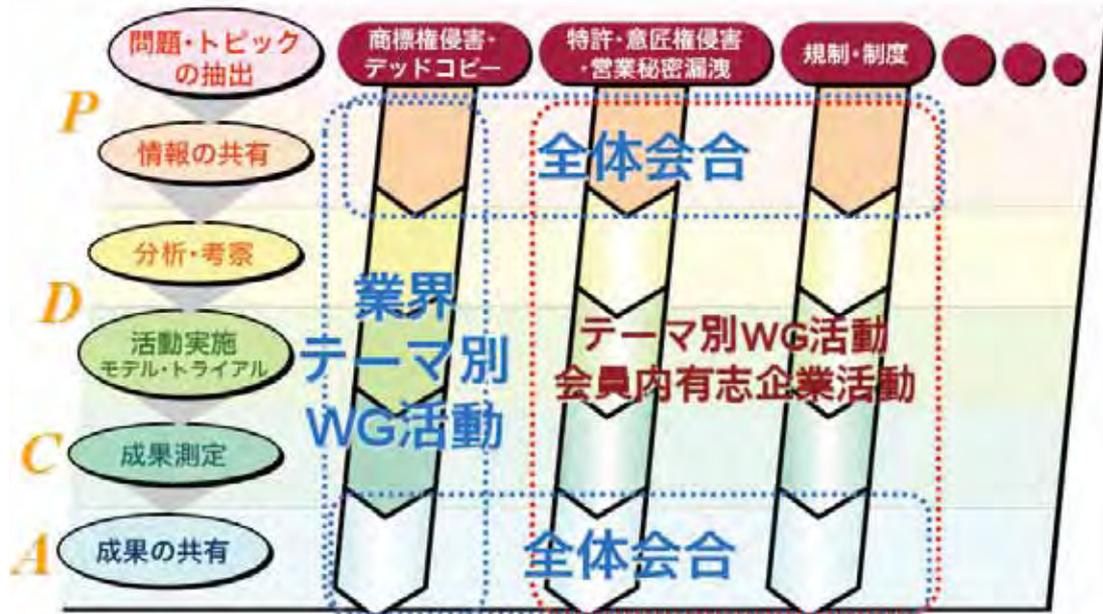


2. 模倣品対策の主眼、実施手法

上海 IPG における各種問題解決に向けた活動は、その妥当性検証等を目的として、可能な限り「PDCA サイクル」に即し実施している。

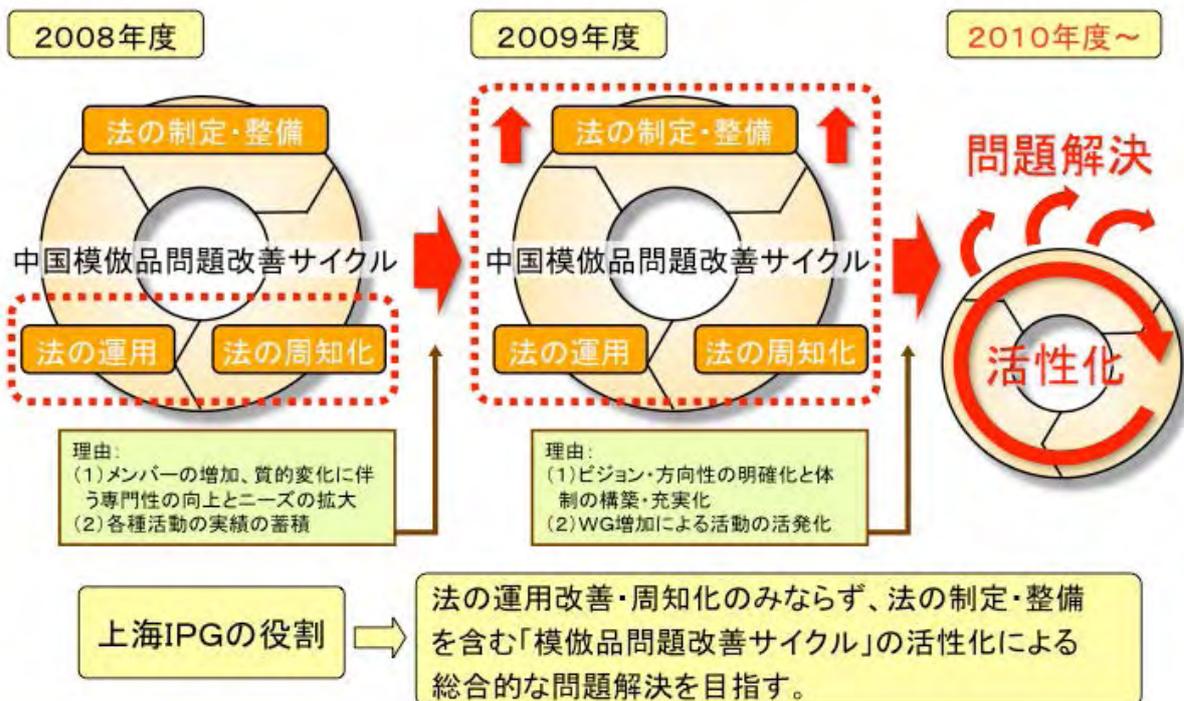
模倣品問題に関しては、問題の所在を明確にし、抽出した問題点を分析、類型・類別化し、個別の課題について各種ツールや連携の枠組みを活用し、特に中国政府との連携・協力を促進することで問題解決を図っている。先行事例として達成された成果（成功事例）を“モデル”として他業界や他地域へ展開し、全体的な解決策（ソリューション）の提示へとつなげることを目標としている。

■上海IPG活動の実施・検証



模倣品問題の改善には、①「法の制定・整備」、②「法の周知化」、③「法の運用」という“サイクル”を適切に廻してゆくことが重要であるとの認識のもと、上海IPGでは当初、模倣品問題の“前線（発生地）”である中国の各地方において、「法の周知化」、「法の運用」の促進を主な目的として活動を展開してきた。2009年度からは上海IPGの活動実績の蓄積や専門性の向上を受け、「法の制定・整備」を含む模倣品問題改善サイクル全体の活性化を目指し、具体的な問題解決を目指すこととした。

■「模倣品問題改善サイクル」における上海IPGの役割



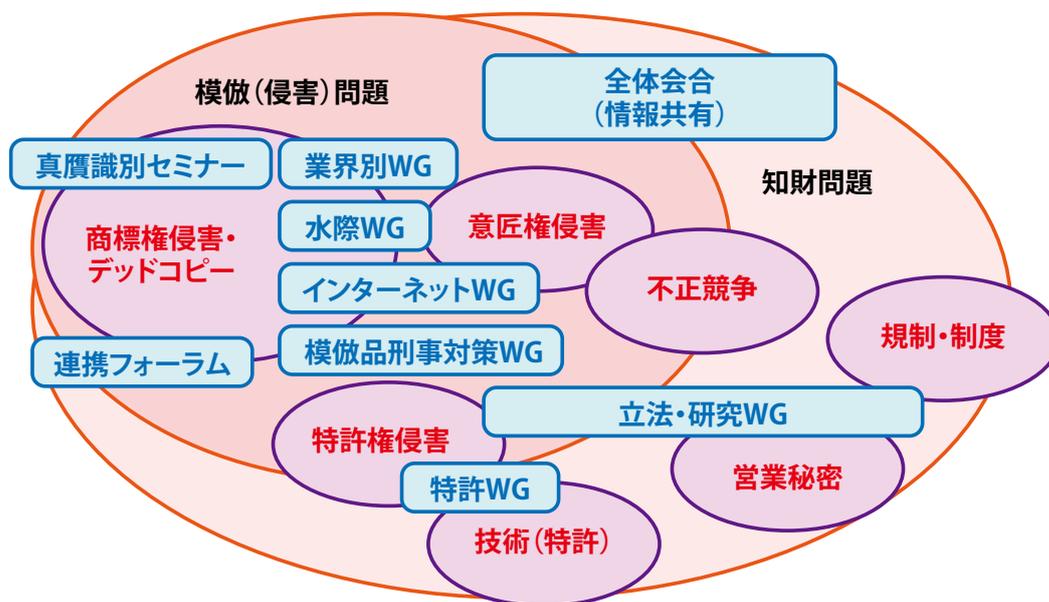
上海IPGの役割

法の運用改善・周知化のみならず、法の制定・整備を含む「模倣品問題改善サイクル」の活性化による総合的な問題解決を目指す。

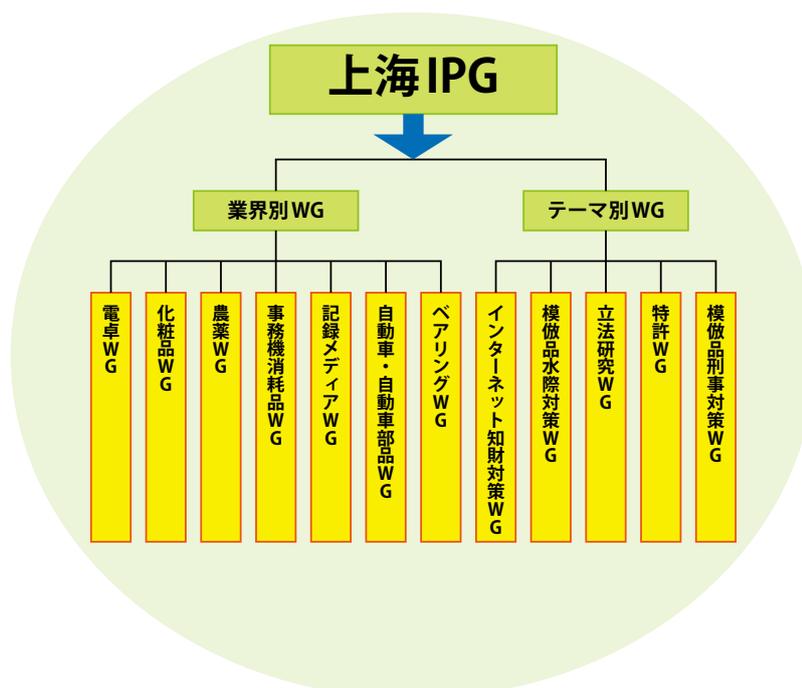
3. 上海 IPG の模倣品対策活動の主体

上海 IPG の「模倣品問題への対策」活動（一部他の知的財産権関連活動を含む）において、全活動共通して情報共有の母体になっているのは「全体会合」であり、①問題意識の共有、②法律・運用・手続きなど知識の共有、③成果や経験の共有、などが図られている。

模倣品問題を中心とした個別の問題解決に向けた具体的な活動・プロジェクトは、上海 IPG 全体、運営幹事会、およびテーマ別・業界別の各ワーキング・グループそれぞれが主体となって実施している。

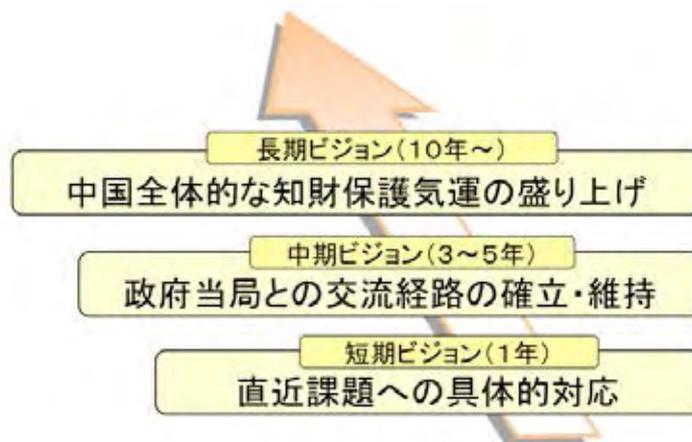


上海 IPG には現在、以下の通りワーキング・グループが設置され、それぞれの問題意識に応じた活動・プロジェクトを実施している。



4. 模倣品問題に関する中長期ビジョン

第二章「3.」に記載のとおり、上海IPGでは、2008年度より、模倣品問題解決へ向けた活動ビジョンを、短期・中期・長期に区分して策定し、当該ビジョンに基づき諸活動を展開している。



(1) 短期ビジョン (1年)

各業界や個別テーマにおいて発生・存在する具体的な問題点、緊急に解決すべき問題点などの直近課題に対し、各WG活動や個々のプロジェクト活動をベースに、短期的に解決へ向けた取り組みを実施する。

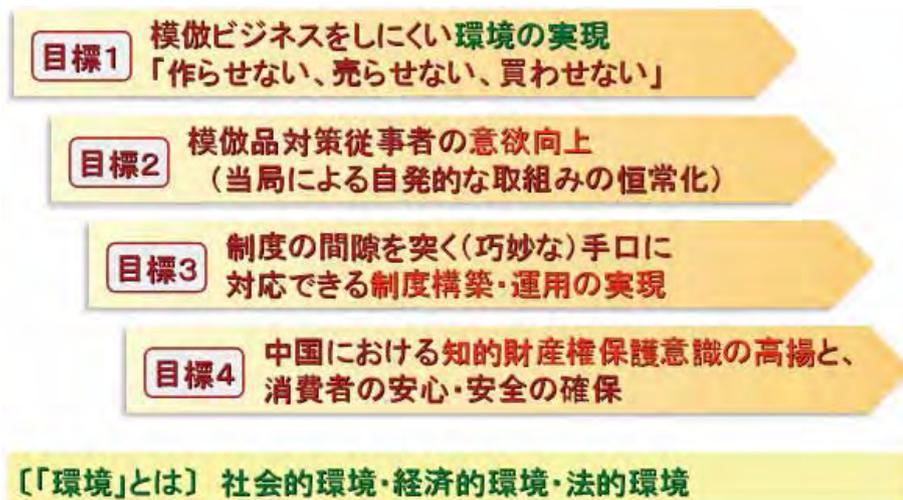
(2) 中期ビジョン (3～5年)

模倣品問題解決の基礎となる政府当局との交流経路を確立する。重要な地域や部門を皮切りに関係構築を進め、部門や地域の拡大を図ると同時に、それら交流経路を維持する。

(3) 長期ビジョン (10年～)

中国全体的（地域および社会階層全域）に、知的財産権保護の気運を盛り上げ、知的財産権侵害行為を排除する社会体制の構築を目指す。

また、模倣品問題に関する「IPG-IIPPF連携」の枠組みにおいては、以下の通り中長期目標を定めている。

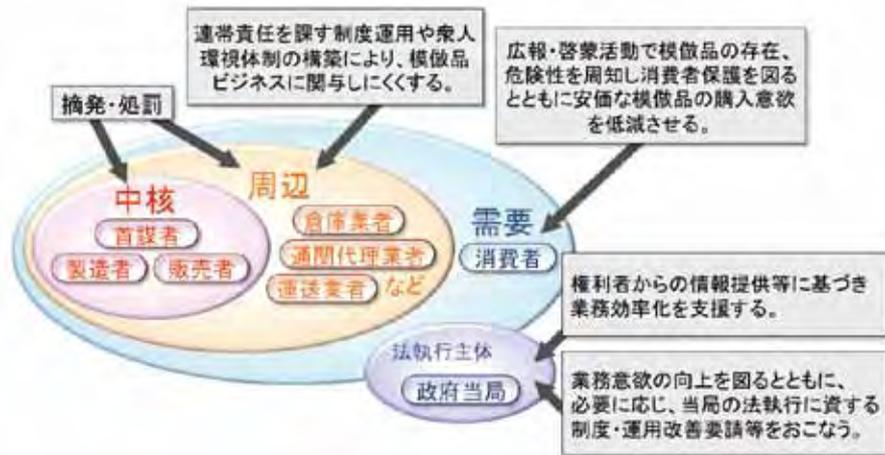


5. 問題解決へ向けてのコンセプト

上海 IPG における模倣品対策活動は、前項で述べた「中長期ビジョン」や「IIPPF 連携における中長期目標」を基礎として実施されている。それらを検討する中では、模倣品問題解決に向けた考え方（コンセプト）について、以下のようなコンセンサスが形成された。

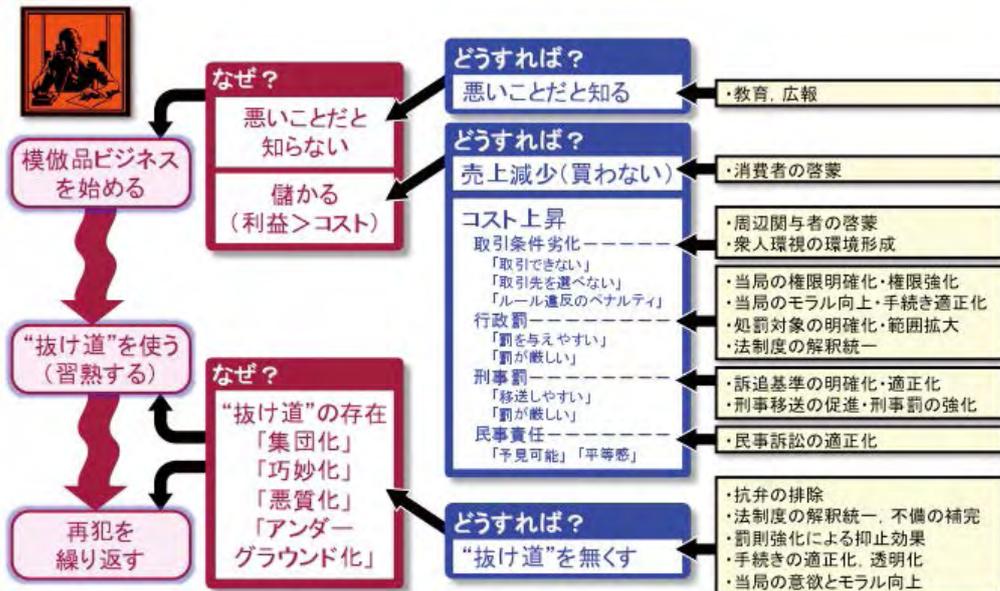
(1) “ヒト（関連当事者）”を軸にしたアプローチ

模倣・知的財産権侵害行為には、侵害当事者、消費者、間接的に侵害行為に関与する者など、様々な関係者が存在する。模倣品ビジネスが成立しない社会環境を構築するためには、これら関係者の「意識」、「行動」および「彼らが置かれている環境」を適正に変化させることが必要と考えられる。各当事者の模倣品問題における“位置付け”、“役割”および“必要なアプローチ”を整理し、模倣品ビジネスが成立し難い社会環境を形成するために必要となる活動を実施する。



特に、模倣品ビジネスに直接的に携わる者に対しては、模倣ビジネスを実施・継続する“マインド”や、同ビジネスを可能とする“環境”を分析し、それぞれに対して適切なアプローチを講じる。

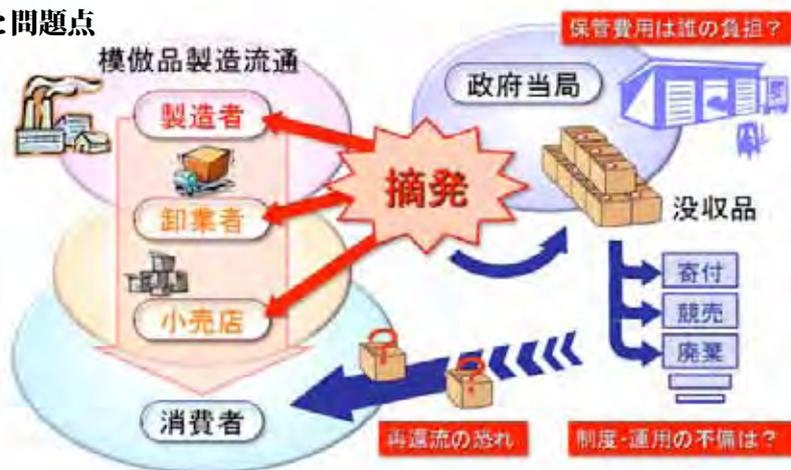
■当事者の意識に基づく活動のイメージ



(2) “モノ（模倣品）”のコントロール

“ヒト（関連当事者）”と並んで留意すべきは、実際の模倣品そのもの（モノ）である。製造現場や流通ルートで発見され、摘発・押収された模倣品について、制度や手続上の問題から市場へ再還流することが無い運用が求められる。また、押収された模倣品の保管や廃棄費用について過度に権利者の負担とならないような制度も必要である。

■押収品の扱いと問題点



(3) 活動のコンセプト

上海 IPG が実施している模倣品対策活動では、以下の点に主眼が置かれている。

■当局との協調、見解統一、連携強化

中国政府当局に対し、模倣品対策関連の法制度や執行強化等の改善要求ばかりを行うのではなく、模倣品問題に関して共通理解を持ち、問題解決へ向けた方向性や方法論に関して見解を統一し、解決へ向けて協力・連携した取り組みを推進する。

■当局への協力・支援による意識向上

日本の政府や産業界として中国政府へ申し入れを行うなどの“日本 v s 中国”という構図ではなく、両国協力の元で模倣品対策を推進するという“日中 v s 模倣品”という構図を想定して活動を実施する。特に協力的な政府当局に対して情報提供等の面で積極的に支援をおこなうことで成功事例を構築し、中国政府当局の意識向上へつなげる。

■巧妙な手口による権利侵害の抑止

巧妙化する模倣手口に対しては、その社会的背景から制度・運用の不備など要因を分析し、巧妙な手口を許さない法律・制度や運用に関する研究を行い、中国政府と共通理解を形成することで巧妙な手口による権利侵害の抑止を目指す。

■広報活動・啓発活動の強化

模倣品そのものや模倣業者への対策のみならず、模倣品ビジネスを可能としている社会全体を視野に入れた総合的な対策を進める、特に消費者や模倣品ビジネスに関与する者に対する広報活動や啓発活動を推進する。

第五章 なぜ模倣品は存在するか？

前記のとおり、上海 IPG 活動を継続する中で、模倣品問題の状況や解決策等について、適宜検討がなされてきた。本章では、それら検討内容・結果の一部を紹介する。

1. 「模倣品」の定義

上海 IPG の諸活動では、多くの場合、商標法、製品品質法、専利法（意匠部分）および不正競争防止法に違反する製品を「模倣品」として扱っている。具体的には、商標、デザイン、住所、企業名称、産地等の偽造や盗用が、主な模倣行為となる。

一方、「著作権」および「著作隣接権」を侵害する商品は、一般的に「海賊版」としている。

2. 模倣品ビジネス関与の動機

模倣品の製造・販売行為を行う者は、なぜその行為を開始・継続するのか？

これまでの検討では、模倣品ビジネスに携わる者の動機について、次のような整理がなされた。

(1) 「儲かる」(コスト<利益)

有名ブランドのロゴを付した模倣品は、通常、同品質のノン・ブランド品より高額で販売される。また模倣品はブランド構築のための広告・宣伝費、デザイン・設計などの開発コストが不要であり、コストパフォーマンスが高いと言える。

模倣品の製造・販売という経済行為に関し、法律違反として摘発を受け、商品を押収され、罰金等の処罰を受ける可能性や、権利者から提訴され損害賠償を負担させられる可能性などの“リスク”をコスト換算しても、見込まれる利益がそのコストを上回る場合、模倣品製造・販売行為への動機、意欲は衰え難いであろう。

当然ながら、模倣品の“買い手”の存在と、模倣品需要を生じさせる経済状況（格差）も、模倣行為発生の基盤形成を支えていると考えられる。

(2) 「悪いことだと知らない」(法律知識およびモラルの欠如)

法律に対する認識の不足により、他者のブランドやデザインなどを模倣し、不当に利益を得ることに対して、それが違法行為であると全く認識しないか、または一定程度の罪悪感を持つものの、犯罪行為に該当し法律による処罰の対象となるとは認識せずに模倣行為を開始するケースが存在すると推察される。

また、周囲に存在する事業者が同様の模倣行為を行っていることにより、自身の違法行為を軽視する心理も働くことが考えられる。模倣品を購入する消費者も含め、悪い意味で“他者を見做う”心理は「法律遵守意識の低さ」というモラルの問題といえよう。

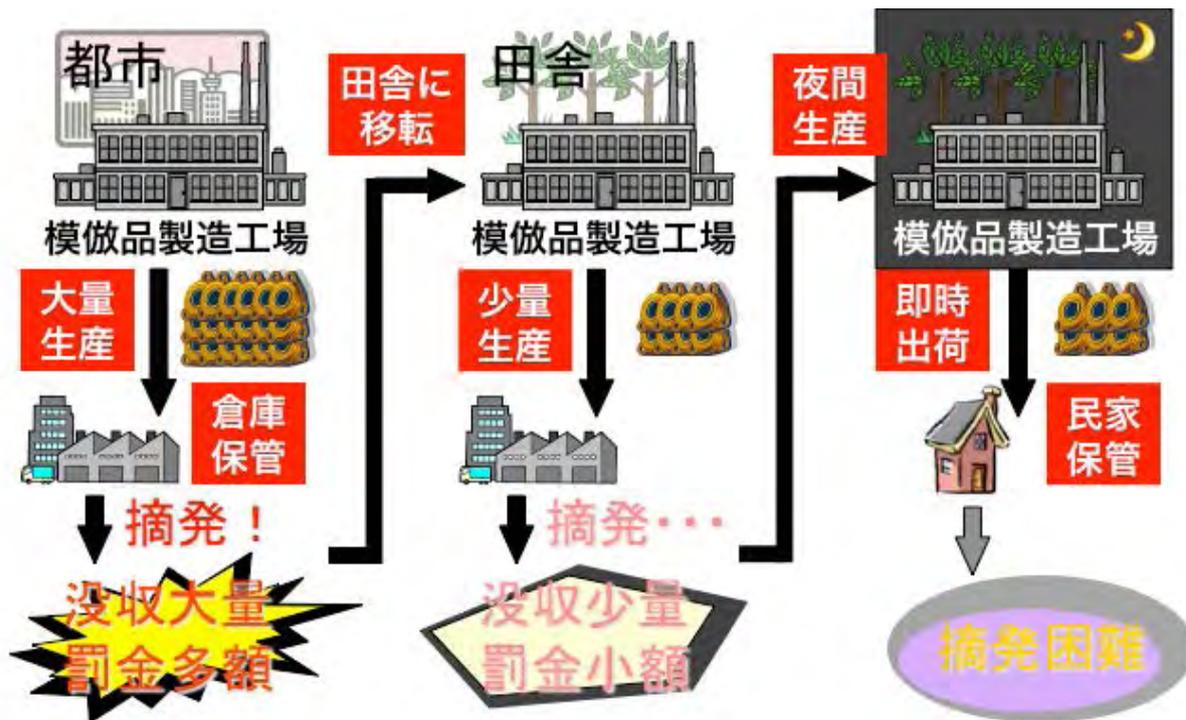


3. 習熟・再犯（「抜け道」の存在）

模倣品ビジネスに関与し相応の利益を得た者は、更なる利益追求の心理から当該ビジネスを継続する志向を持つことが予測される。違法行為が発覚して処罰を受けた者、または同業他社が処罰を受けた事例を知識として獲得した者は、その経験と知識を活用して摘発・処罰から免れる手法を考案するであろう。その繰り返しにより、厳しさを増す法執行当局からの取り締まりをかいくぐる手法を徐々に習熟し、巧妙な手口で再犯を繰り返すこととなる。

このサイクルを可能とさせている要因として、法制度や社会経済面などの抜け道の存在が指摘されている。例えば、製造量を小ロット化し保有在庫を最少化することで重罰から逃れる、製造過程を分割し夜間や休日に短時間で模倣品を製造し民家等に保管するなどの手口で摘発を回避する、類似商標の使用や構造模倣など侵害認定が難しい形式で他者の権利を盗用するなど、模倣品ビジネスの手口は年々巧妙かつ悪質化していると考えられる。

■権利行使回避までの工程イメージ(例)



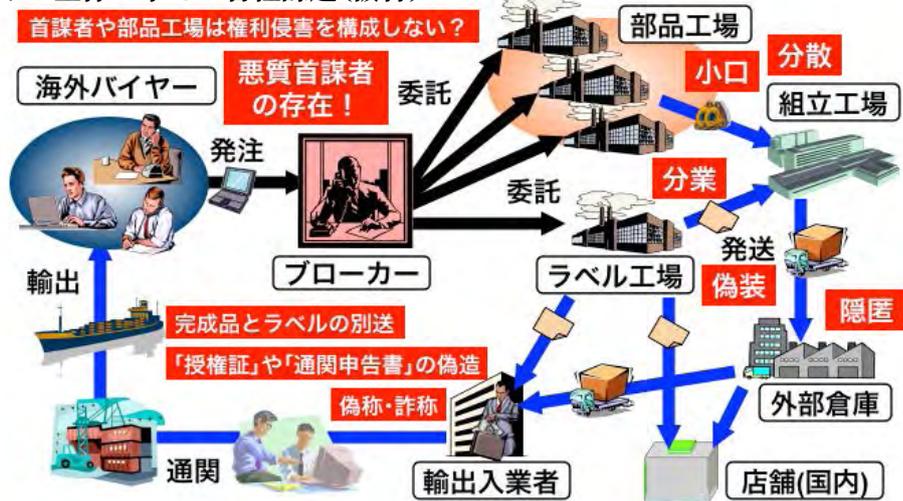
ジェトロ上海が2007年に実施した調査では、巧妙な手口を以下の通り類型している。

	種類	内容	権利行使上の課題
模倣手法の巧妙化	分業化	違法表示部分と、それ以外の商品部分を別々の工場で製造した上、さらに別の工場等で組み立てて、違法物品を製造する行為類型	首謀者特定、形式上侵害行為のない共謀者への権利行使が困難
	小口・分散化	違法物品の製造・販売ロット数を意図的に、小口・分散化させる行為類型	"在庫の保管期間短縮(摘発困難化)罰則が軽い"
	偽装行為	商標権侵害品、反不正競争法違反の製品に、自社の商標が記載されたラベル等を貼るなどして、違法ではないかのように偽装する行為類型	侵害を発見し難い(特に輸出時)
	夜間営業	昼間は模倣品を製造せず、夜間に製造する行為類型	侵害を発見し難い 当局の協力を得難い
模倣品形態の巧妙化	型番模倣	業界内において一定の知名度を獲得した型番を自社製品に採用し、あたかも元の型番使用者の製品またはその互換/関連品であるかのように使用する行為類型	正当使用の抗弁を受ける場合あり
	用途機能表示	「USE FOR ○○(商標)」等の表示を付すことで、当該商標の使用が商標権侵害に該当するか否かをあいまい化させる行為類型	正当使用の抗弁を受ける場合あり
	中古品再生産	真正品の中古品を再生産(修理、再塗装等)し、再生産品に当該真正品の元の供給者(正当な権利者)の商標を付して、流通させる行為類型	原則侵害を構成
	類似商標の使用	侵害者が、他社(有名)商標の類似商標を使用し、需要者に誤認混同を生じさせつつ、権利侵害をかくごうとする行為類型	類比判断が地方毎に不統一
	偽造防止手段使用	模倣品に、正当権利者が商品に採用する偽造防止手段の模倣品を付してその後の流通に供し、真贋識別を困難化させる行為類型	一部侵害鑑定困難化 消費者の誤認惹起
	商標継ぎ足し	組合せ部分が他者の周知商標となるよう複数の正当権利者が有する商標を継ぎ足し、当該組合せ部分を強調して表示する行為類型	通常の社名表記等との言い逃れの余地
	商標はずし	(中国販売前)商標権以外での権利行使が困難な商品について、商標をはずしたデッドコピー品を製造販売する行為類型	中国発売前、直後では周知性なし
模倣業者による権利確立・抗弁	悪意の先駆商標	正当権利者以外の者が、既存の(外国)周知商標について出願・登録した商標	外国での周知性は認められがたい等
	企業名称の使用	他者の周知商標を企業名称の一部として登記し、当該名称を商品等に表示する行為	企業名称の使用であると認められる場合あり
	意匠権の抗弁	正当権利者以外の者が、その者創作にかかる意匠を中国出願・登録し、当該登録意匠に基づいて行う抗弁	意匠の無審査制度等

犯罪ネットワーク集団の存在や、模倣品ビジネスのグローバル化、インターネットの活用など、模倣品ビジネス関与者の習熟度の高まりと共にビジネス形態も複雑化・高度化し、対策の困難性が高まる傾向にある。

中国の各種関連法規には悪質行為や再犯行為に対する重罰化の規定が存在するが、証拠確保の困難さや地方ごとの法解釈・運用の差異など、様々な制約要因の存在も指摘されている。権利者にとって歓迎すべき模倣品ビジネス抑止に繋がる法律規定が存在しても、権利者が満足するレベルで活用されていないのが実情であり、当該規定の厳格な適用、運用も課題の一つとして挙げられている。

■模倣品ビジネス全体の中での各種課題(抜粋)



4. 模倣品ビジネスを取り巻く環境

模倣品ビジネスに直接または間接的に関与する者、および模倣品対策を実施する者、それぞれのプレーヤーについて、模倣品問題解決へ向けて障害となっている課題・問題、および必要と思われるアプローチについて整理する。

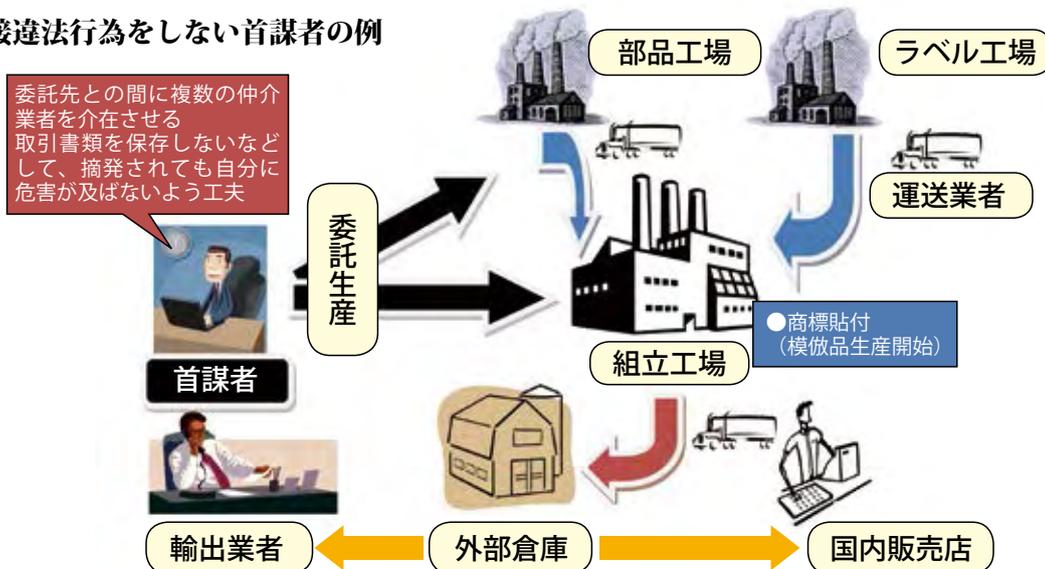
(1) 首謀者

模倣品の製造・販売を主体的に計画・実行し、模倣品ビジネスを“取り仕切る”首謀者の中には、直接的に権利侵害行為を行っていない者も多い。従って、その存在を特定すること自体が困難であると同時に、仮に高額な調査費用を投入して首謀者を発見することができても、共同違法行為等認定のための証拠確保が困難であるため、実際には処罰を与え難い。

模倣品の販売拠点や製造拠点などに対し、“もぐら叩き”的に摘発を繰り返しても、著しい状況の改善が見えてこない背景として、こうした首謀者の存在が指摘される。

首謀者を特定するための方策、さらには特定された首謀者に厳重な処罰を与えるための証拠や違法行為認定の法的根拠について明確化が求められる。

■直接違法行為をしない首謀者の例



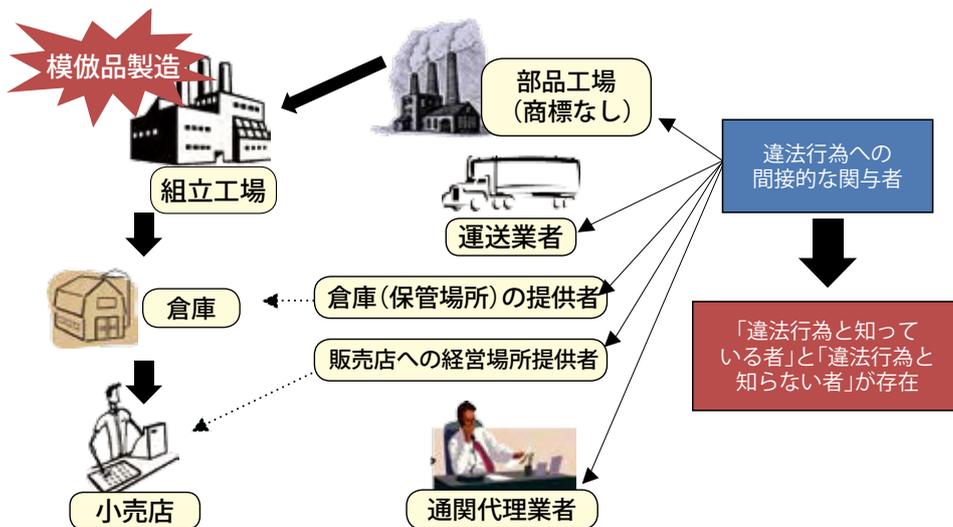
(2) 関与者

模倣品の製造・流通・販売段階においては、その行為を結果的に補助し、間接的に模倣品ビジネスに関与する者が存在する。具体的な行為として、製造場所・設備または原材料の提供、運送手段・保管場所等の提供、小売スペースおよび販売機会の提供、貿易・通関手続の代理などが挙げられる。

これら間接関与者には、取り扱う商品が模倣品であることを“知らない”者、および“知っている（故意）”者の2通りが存在する。故意の補助者に対しては、故意の立証を前提に幫助ないし共同違法行為として違法性を問えると考えられるが、各種関連規定や司法解釈の内容には曖昧な部分も残されており、故意の立証は極めて困難であることから、故意の関与者への権利行使が円滑化されるよう、立法面も含めた制度運用の明確化が求められる。

また、いずれの場合も、関与者自身は違法行為の主体となり得る行為を実施していないため、自身の行為について法律遵守の意識が欠如しているケースが多いと考えられる。このため、教育・啓発により、注意喚起、意識（＝モラル）の向上をはかることも必要である。模倣品ビジネス各過程での関与者のモラルが向上すれば、首謀者等のビジネス機会を縮小させることも可能と考えられる。

■間接的な関与者の例



(3) 消費者

需要の存在は、模倣品問題の根本的な要因である。品質、価格、ブランド等、消費者の購買決定要因は多様であるところ、商品知識の欠如や情報不足、法律知識の欠如、法律遵守意識の希薄、模倣品の社会的悪影響への認識不足などを、模倣品需要の存在要因として挙げ得る。

また中国では、所得格差が大きく、購買層が多重に存在することも、安価な模倣品への需要を生じさせる一因となっている。

模倣品であると知らずに購入する消費者に対しては、正規品および模倣品に関する各種情報を提供することにより、自身の注意喚起を促す必要がある。模倣品であると認識して購入する消費者に対しては、啓蒙活動により模倣品の危険性、社会的悪影響および法律に関する知識を提供し、モラルの向上を図る必要がある。

(4) 行政法執行部門および司法部門

工商行政管理局、質量技術監督局などの行政部門は、知的財産権侵害行為や劣悪模倣品の製造・販売行為、不正競争行為等に対する取り締まり権限を有している。また、公安や法院などの司法部門は、犯罪への処罰や権利侵害の民事救済について権限を有する。

しかし、中国では各省市が、独自の法規（地方法規）を有する場合も多く、また国家レベルの法律法規に対する解釈や、法律運用、手続きについて地域間の差異が生じ、それらが権利行使の支障となってしまうこともある。また、知的財産権侵害行為を他の違法行為より重要視しない、外国企業の知的財産権保護に積極的でない、違法行為を行っている地元の企業を不合理に保護・優遇する（＝地方保護）など、意欲やモラルの低さも、一部の地方政府部門では指摘される。

一方、複雑・巧妙化する違法行為を取り締まるためには、十分な捜査権限、法執行権限が必要となるが、現状の法律規定においては、行政機関が、取り調べや立ち入り、証拠収集等を行う際、その権限が不足するケースもあり、また当局ごとに管轄する法律や地域、対象とする業種や経済行為分類が異なるなど、制度上の制約要因も存在する。さらに、法律上定められた権限を知らず、十分な法執行が行われないケースもある。

知的財産権侵害行為への取り締まり業務に配置する人員、割り当てられる予算などが十分でない場合もあり、政府内でのリソースの充実化が求められる。

こうした各種の問題に対しては、権利者からの積極的な協力、情報提供等により交流を促進しモラル向上をはかるとともに、権限強化やリソース増強を要請していくことが重要と考えられる。

(5) 権利者

知的財産権者が、政府による法律法規の整備やその適切な運用、自主的な知的財産権保護への取り組み、更には模倣品を排除する社会の実現を期待し、ただ待っているだけでは、深刻な模倣品問題の解決は実現し難い。

権利者は、自身が保有する権利の保護のために一定の努力をすべきである。模倣品製造・販売行為の取り締まり権限を有する政府の法執行部門に対して、情報提供や共同プロジェクトの実施など積極的な協力姿勢を示すことが求められる。権利者自身も法律やその運用に対する知識・認識を向上させると同時に、当局の取り締まりに有用な情報を収集するための企業内リソースの充実化も必要と考えられる。

また、模倣品対策を効率的・効果的に実施するため、確実な実態把握と戦略的な対策の構築、さらには資源投入の効率化等が求められる。業界内または企業間に存在する問題意識や実際の取り組みの温度差・差異を縮小し、複数企業（団体）としての影響力の強化と活動効率化を図ることも考え得る。

5. 問題点の整理

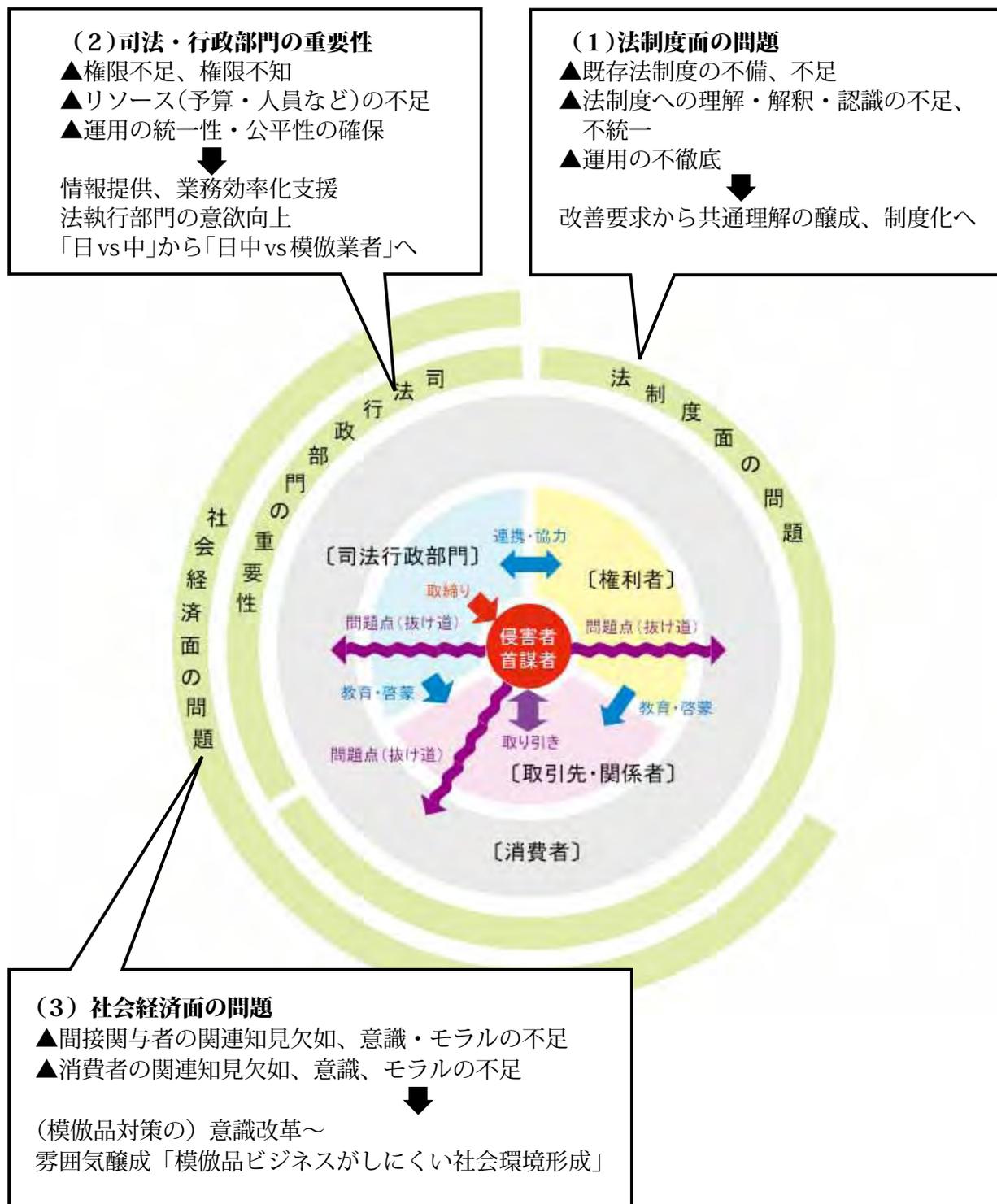
模倣品の製造、流通ルートについて、関係する各プレーヤーを中心に全体を俯瞰した場合、例えば 21 ページ上図のようなビジネス形態を想定し得る。模倣品対策活動を実施する場合、流通ルートや関与するプレーヤーについて全体像を可能な限り把握し、問題の所在を明確化し、適切な対応を戦略的に選択する必要がある。

「どの部分に、誰が、どういうアプローチをすれば良いのか?」、「そのために上海 IPG は（日系企業は）何をすれば良いのか?」という視点で、成果を明確に見据えつつ、個別の問題点を全体の活動に落とし込む必要がある。

第一部 ▶▶▶ 上海IPGの設立と沿革

上記に挙げられた様々な問題点・課題を質ごとに類型化し、簡易に図式化すると、以下のよう
にまとめることができる。

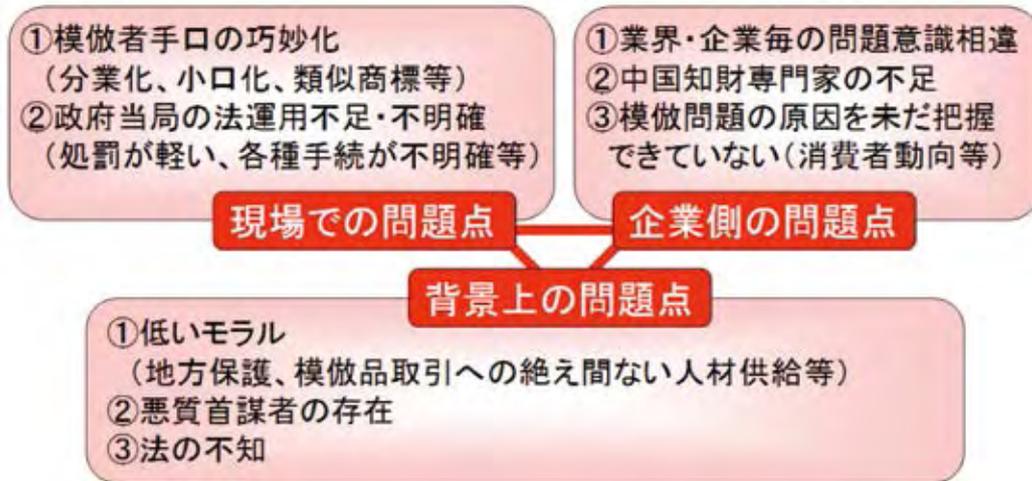
上海IPGでは、模倣品ビジネスが成立し、“抜け道”が存在する要因について、「法制度面の問題」、
「社会経済面の問題」、「司法・行政部門の重要性」の3つに大きく分類し、その解決へ向けたコ
ンセプトおよびロードマップを可能な限り検討したうえで、各種活動に取り組んでいる。



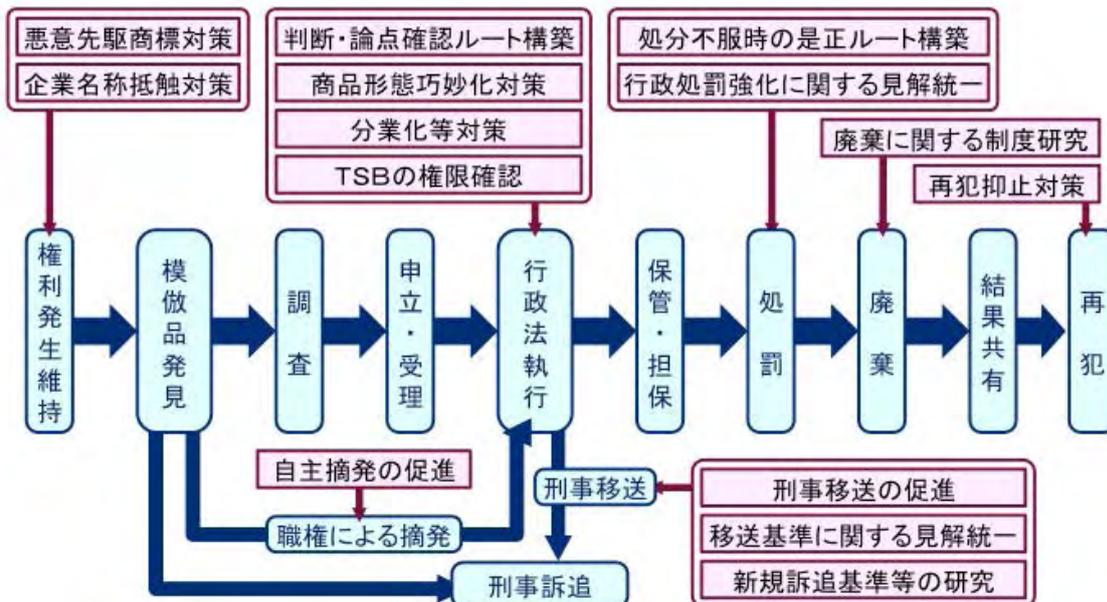
第六章 模倣品問題解決へ向けた課題

前章で述べた通り、模倣品問題解決には様々な課題が存在する。上海 IPG 会員からも、毎年その時期の現状認識に基づく問題点が寄せられている。例えば、2007 年に寄せられた主な課題は図のようなものであった。

<上海 IPG 会員から寄せられた当時の事実問題>



2008 年には、模倣品の取り締まりを実施する過程の中で、確認すべき事項、取り組むべき重要課題を図の通り整理した。



上記を踏まえ、上海 IPG として解決すべき問題・取り組むべき課題について、近年以下の通り 6 つのポイントに類別した。

1. 関連法規の解釈・運用の統一化

地方により模倣品対策に関連する法律法規の解釈・運用・手続きに差異があることは、模倣品ビジネスを行う者に対して摘発や処罰を免れる“抜け道”を与える要因になりかねない。当然ながら、法律法規の解釈等は可能な限り全国統一的になされるべきであり、中国政府の達成すべき責務といえる。

権利者としても、中央・地方政府機関に積極的な働きかけを行うべきである。法律法規の解釈等に関し、中央・地方政府との間で統一見解を構築し、中央政府から全国各地の当局に対する統一的な運用を促すとともに、先進的な取り組みや模範的な運用を実施している一部地域の政府当局と「モデルケース」としての成功事例を構築し、それを他地域へ展開することで、結果的に解釈等の格差は是正されるものと考えられる。

模倣品対策において影響の生じる地方運用格差の具体例として、例えば、以下のような内容が挙げられる。

- (1) 侵害認定（例：いかなるケースが侵害とされ、いかなるケースが非侵害となるか）
- (2) 申立手続（例：摘発申立等は、いかなる要件を満たし、どのような書類が必要となるか）
- (3) 処罰の多寡の基準（例：どの程度の侵害行為で、どの程度の処罰が科せられるか）
- (4) 権限の範囲（例：どの当局が、どの領域まで管轄しているか（＝検査や摘発が可能か））

<上海 IPG のプロジェクト例>

- ・商標の合理的使用範囲の研究（商標の看板への無許諾表示に関する侵害認定など）
- ・押収品の価格認定プロセス（行政手続および刑事訴追）の研究

2. 巧妙化への対策

模倣態様・行為の変化など、法を網をかいくぐる（＝“抜け道”）ことを目的とした悪質・巧妙な手口は、当局による取り締まりを一層困難にしている。

例えば、ネットワーク化した分業体制による模倣品製造販売においては、直接的に権利侵害を構成する当事者が限られ、多くの場合首謀者が直接行為を実施していないことから、共同違法行為・幫助等の認定に関する法規定の整備、解釈明確化や当局間の協力体制強化が求められる。また、形態模倣や類似商標の使用などのケースでは、対応する侵害認定のための法解釈の明確化などが求められる。

間隙を突かれない法律法規の整備のみならず、各地方の当局がその法律規定を確実に運用・執行する体制作りも必要である。巧妙な手口による違法行為の取り締まりに必要な情報収集、証拠確保のため、権利者と当局との連携強化も求められる。

<上海 IPG のプロジェクト例>

- ・模倣品ネットワークの解明手法確立プロジェクト
- ・間接的な関与者の共同違法行為等の認定手法の研究
- ・倉庫での所轄社不明の侵害品の摘発における問題点および改善点の研究

3. 再犯の抑止

模倣品の製造・販売行為により処罰を受けた者に対して、再度同様の行為を繰り返させないためには、被処罰者に対して、知的財産権の尊重・保護の重要性や、模倣品ビジネスが重大な犯罪行為となるといった法律的な知識を認識させる教育・啓蒙が、一定の効果を持つと考えられる。

また、再犯できない（または再犯の意思を滅滅させる）社会的・経済的ダメージを与えることが、効果的な抑止手段になり得る。その手段として、高額な罰金や経営等の資格剥奪など再度の模倣品製造・販売は“割に合わない”（＝利益よりもコストが高い）と思わせるに足る処罰を与えること（経済的制裁）、および犯罪履歴の公表、関与者への告知・警告などにより営業活動が行いにくい環境下に置くこと（社会的制裁）、の2方面からのアプローチが考えられる。

現状においては、重罰が科されるべき再犯者が再犯として扱われない、刑事移送されるべき案件規模であるにもかかわらず不当に案件価値が低く算定される、など不当な事例も散見される。法律に規定された処罰を厳重に科すことは当然ながら、現行の法律規定が適切に執行されるための政府当局の体制構築および意識改革も求められる。

<上海 IPG のプロジェクト例>

- ・再犯認定に基づく重罰化の促進
- ・取り締まり当局による過去侵害業者の監視
- ・過去侵害業者への教育・啓蒙

4. 模倣品流通とグローバル化への対策

中国で製造された模倣品の多くが中国国外へ輸出される模倣品流通の現状においては、中国国内のみならず、国際流通を意識した模倣品対策が求められる。水際取り締まりを所管する税関を初めとして、各政府部門の国際協力が必要となる一方、権利者としても、グローバルな視点での情報共有や戦略構築が必要となる。

ひとたび模倣品が中国から輸出され世界各地の市場で流通する段階になると、模倣品対策はより困難となる。このため、税関と権利者とが協力し、各種情報提供・共有等を通じ、税関による模倣品輸出時の差止強化・円滑化などをはかることが必要となる。

加えて、貿易機会を提供する国際展示会での模倣品出品への対策、ボーダレスで取り引きされるインターネット商取引における権利侵害への対策や、模倣品輸出先国市場における需要を低減させる方策なども重要である。また、国際的な模倣品ビジネスを成立させているシンジケート（国際犯罪組織）の実態解明や、それら組織への対策を可能とする国家間協力の枠組み構築も必要になるものと考えられる。

<上海 IPG のプロジェクト例>

- ・インターネット上の模倣品流通への対策
- ・税関による水際差止めの強化
- ・展示会における模倣品出品の防止

5. 模倣品対策の効率化・コスト削減

金融危機等の影響を受け景気が低迷し、企業収益が伸び悩む時期においては、権利者が模倣品対策へ投入できる資源も自ずと減少し、十分な対策が実施できなくなる。模倣品への継続的な対策には、効率化とコスト削減が重要となる。

当局による自主的な取り締まり活動の強化は、権利者の模倣品調査や代理委託費用の削減に繋がる。そのためには、関連当局との交流を踏まえ信頼関係を構築し、当局との間で円滑な情報交換や取締を実施し得るスキーム作りが必要となる。

また、権利者が共同で模倣品の調査・摘発を行うこともコスト削減に資する。

<上海 IPG のプロジェクト例>

- ・取締当局による自主的な検査・摘発の促進（江蘇省 TSB との覚書き等）
- ・業界別 WG 内での共同摘発の実施

6. 模倣品ビジネスが成立しない社会環境の整備

前章でも触れたとおり、模倣品ビジネスが存在する理由として、「儲かる」すなわち“コスト＝リスク”よりも利益が上回っている点、および模倣品ビジネスを行うことが可能な環境が存在する点、などが挙げられる。

模倣品問題の根本的な解決を図るには、社会環境など模倣品ビジネスの発生要因や、模倣品ビジネス従事者の動機や意識など、模倣品ビジネスモデルの全体像を解明するとともに、得られた知見に基づき、戦略的な対応を採ることが求められる。すなわち、模倣品が「どこで作られている」、「どこで売られている」などの情報から、“モグラ叩き”的に摘発を繰り返すような表層的な対策ではなく、「どこに需要がある」、「誰が関与している（幫助している）」、「誰が誰に発注している」といった実質的な“情報”の流れまでを総合的に把握し、模倣品ビジネスの全体的な構造を把握したうえで総合的かつ多方面からの対策を行うことができれば、模倣品の駆逐に有益と考えられる。

そこで、法律を整備し、解釈・運用・手続など法律の執行を適正化、活性化させることはもちろん、模倣品問題の根本的な要因となっている「需要」を低減させるための消費者啓発や、ビジネスを成立させている間接関係者が模倣品ビジネスに対してよりネガティブな意識を持つ社会的な環境整備が重要となる。

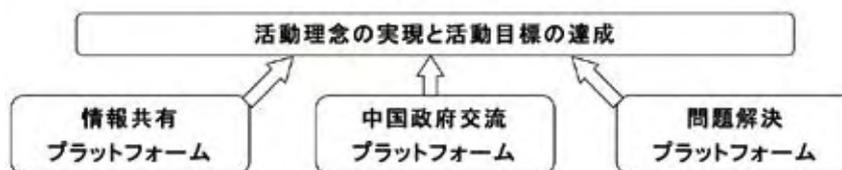
模倣品ビジネスに間接的に関与していた者が、自主的に模倣品を排除する志向を持つことで、権利者はコストをかけず模倣品の減少を図ることができるものと考えられる。

<上海 IPG のプロジェクト例>

- ・各種消費者啓発活動
- ・市場管理者による市場での自主的模倣品排除の支援

第二部 具体的活動の事例と概要

「第一部」で述べたとおり、上海 IPG は、「日系企業間での情報共有」、「中国政府との交流」、「個別問題の解決」の3つの“プラットフォーム”としての機能を発揮し、活動理念の実現と活動目標の達成を目指している。



上海 IPG ではこれらの基礎的機能を活用することにより、個別の会員企業支援や、日本の産業界全体が裨益する活動を実施し、いくつかの活動では高い評価を得ている。第二部では、これまでに実施した（実施中も含む）上海 IPG の諸活動の一部を紹介する。

第七章 中国知的財産関連の情報収集・発信・共有

1. 在中日本企業向け情報発信

(1) 上海 IPG 会合の開催

上海 IPG では2ヶ月に一度、全体会合を開催している。全体会合では、組織運営のための議事の他、会員の知見増加を目的として情報提供・共有を行っている。2002年9月に開催された第1回会合より定期開催を継続し、2012年3月には第57回を迎えることとなる。

2007年度からは、新規の会員への情報提供を考慮し、過去に取り上げたテーマについて再度講演を実施する「ピックアップ講座」の開催を開始した。

過去に開催した全体会合およびピックアップ講座の講演テーマ・講師は下表の通りである。

■上海IPG会合講演一覧

回数	日時	講演テーマ	講師	参加人数
1回	2002/9/20	日本における「国際知的財産保護フォーラム」の活動について	JETRO 東京本部 海外調査部長 山田 康博氏	31名
		北京 IPG のこれまでの活動紹介	JETRO 北京センター 知的財産権室 室長 日高 賢治氏	
		上海 IPG の今後の活動について	JETRO 上海センター 水田 賢治氏	
2回	2002/12/20	模倣品取締「調査会社」各社の紹介	秋信投資コンサルタント（上海）有限公司会員部 岡田 愛子氏 羅思国際（英国）有限公司 コンサルタント 範 曉春氏 上海博邦商務諮詢服務有限公司 林 祝平氏 QCAC 駿麒国際諮詢有限公司 古永 誠氏 上海淨信企業管理諮詢有限公司 谷本 秀一氏	57名
3回	2003/2/21	上海 IPG 参加メンバーによる各社の模倣品被害及び対策	上海 JVC 電器有限公司 R&D 中心長 島崎 浩一氏 上海円谷企画有限公司 経理 笈田 雅人氏 株式会社パイロット上海センター 飯島 利文氏 無錫日立マクセル有限公司 董事総経理 戸井 充春氏	55名
		卸売市場と模倣品対策 - 浙江省義烏市視察を踏まえて	JETRO 香港センター 白井 正夫氏	

第二部 ▶▶▶ 具体的活動の事例と概要

4回	2003/3/17	日本知的財産協会による中国の知財関連活動（模倣品対策中心）についての紹介	JIPA フェアトレード 委員会委員長・凸版印刷株式会社 法務本部 法務部 経営法務課長 船山邦彦氏 JIPA フェアトレード 第1小委員会 松下電工株式会社 知的財産部 知財開発グループ グループ長 西岡恭志氏 JIPA 国際第三委員会 松下電器産業株式会社 知財開発センター 戦略特許グループ グループマネージャー / 弁護士 関章氏	45名
		上海 IPG 参加企業による模倣品対策事例の発表	YKK（中国）投資有限公司 董事・副総経理 前田廣和氏 パイオニア商事（上海）有限公司 総経理 朝比奈氏 上海花王有限公司 研究開発本部 総監 荻野秀一氏	
5回	2003/7/17	2003年度上海 I P G 活動について	JETRO 上海センター 水田賢治氏	56名
		上海市工商行政管理局の取組みについて	上海市工商行政管理局商標監督管理処 処長 邢冬生氏	
6回	2003/9/12	上海 IPG 参加メンバーによる各社の模倣品被害及び対策	日立（中国）有限公司 知識産権中心 主任 木下敏生氏 上海出光潤滑油貿易有限公司 副董事長・総経理 大保利文氏 兄弟工業株式会社 上海事務所 谷口秀喜氏 大阪シーリング印刷株式会社 取締役 中国室長 岡晴雄氏	50名
		中国の知財政策に思う	三協国際特許事務所 シニアパートナー 弁理士 川瀬幹夫氏	
7回	2003/11/14	ジェトロ作成ビデオ上映「中国における模倣品対策の基礎」	オムロン（中国）有限公司 管理本部 知財課長 宇野元博氏	53名
		ニセモノ防止技術の紹介	3M Asia Pasific Pte Ltd セキュリティーマーケットセンター 市場開発マネージャー 北アジア担当 西田巖氏	
		「税関における知的財産の保護について」	上海税関法規処 処長 陳旭東氏	
8回	2004/1/7	中国における知的財産権問題と日本企業へのアドバイス	ジェトロ北京知的財産権室長 日高賢治氏	47名
		サントリーの中国における知的財産戦略	サントリー知的財産部 課長 竹本一志氏	
9回	2004/3/12	「知的財産紛争典型判例紹介」	上海開棋專利代理有限公司 弁理士 鄒震中氏	57名
		在上海涉外特許事務所による取扱案件報告	華誠法律事務所 弁理士 / 弁理士 徐申民氏	
10回	2004/6/4	Johnson & Johnson の中国における模倣品対策と QBPC の活動について	Johnson & Johnson 助理総法律顧問 総部法律顧問室 QBPC (Quality Brands Protection Committee) 主席 張為安氏	73名
11回	2004/7/30	中国における意図せざる営業秘密や技術の流出防止のために日本企業は何をすべきか	経済産業省知的財産政策室 総括補佐 奈須野太氏	59名
12回	2004/10/25	ハイアールの知的財産戦略	ハイアール 法律事務中心 焦延峰氏	69名
13回	2004/12/13	模倣品対策における外資系企業との連携	住友化学（上海）有限公司 董事 津田小亮氏	61名
		調査会社の成功事例と失敗事例	中聯知識産権調査中心 主任・責任者 金珠氏 上海維甄知識産権代理有限公司 黄蒙郵氏 恒旭国際商務安全顧問有限公司 コウ氏	
14回	2005/1/17	松下電工の中国における模倣品対策と知財活動	松下電工株式会社 知的財産部 知財企画管理グループ 石田正志氏	60名
		ソニーの中国における知的財産戦略	ソニー（中国）有限公司 法務知識産権本部 本部総経理 小野義勝氏	

15回	2005/3/9	知的財産権犯罪の刑事事件の量刑に関する司法解釈	合流聯諮詢（上海）有限公司 法律顧問・弁護士 谷口由記氏	60名
		中国における営業秘密流出防止のために何をすべきか？	キャスト糸賀上海事務所 弁護士 山口豊和氏	
16回	2005/5/12	TOTOの中国における模倣品対応の現状	東洋陶器株式会社 岳寧氏	70名
		中国における知財を取り巻く課題	オムロン（中国）有限公司 管理本部 知財課長 宇野元博氏	
17回	2005/7/20	日本自動車工業会の中国における模倣品問題への取組み	本田技研工業（中国）投資有限公司 知識産権部長 別所弘和氏	89名
		中国におけるデザイン模倣被害とその実務的対策 - 意匠権侵害訴訟を中心に	西村ときわ法律事務所 弁護士 野村高志氏	
18回	2005/9/9	ルイヴィトンの中国における知的財産権の管理と保護		97名
19回	2005/11/1	中国における模倣品問題に対する日本政府の取組み	経済産業省製造産業局 模倣品対策・通商室室長補佐 垣見直彦氏	116名
		中国における知財訴訟において日本企業が注意すべき点	本田技研工業（中国）投資有限公司 知識産権部長 別所弘和氏	
20回	2005/12/20	日産自動車の中国における知的財産戦略 - 馳名商標が認定されるまでと今後期待される効果 -	日産（中国）投資有限公司 知識産権部 部長 能川勝男氏	98名
		YKKの知的財産活動の紹介	YKK株式会社 グループリスクマネジメントセンター 知的財産グループ長 永井嘉隆氏	
21回	2006/3/22	企業における知的財産戦略 - トヨタ自動車の事例	豊田汽車技術中心（中国）有限公司 知識産権項目部長 加茂廣氏	127名
		7年間の上海駐在を振り返って	JETRO 上海センター 水田賢治氏	
22回	2006/5/31	JUKIの模倣品への取組み	JUKI株式会社 中央技術研究所 知的財産部 福永大介氏	93名
		東京エレクトロンの知財戦略	東京エレクトロン株式会社 知的財産戦略部部長 石田大氏	
23回	2006/7/20	中国における秘密情報管理の実態調査に関するアンケート結果	株式会社ブリヂストン 知的財産部統括ユニット 松本倫宜氏	108名
		パネルディスカッション 中国における秘密情報管理について	小耘法律事務所法律顧問 高居宏文氏	
24回	2006/9/21	協力ネットワーク構築について	江蘇省質量技術監督局副局長 張亜青氏	94名
		GM会社の中国における知財戦略（模倣品被害の現状、事例及び知財保護に対する展望等）	Brand Protection Manager for China Joann Chan	
25回	2006/11/23	経済産業省模倣品対策・通商室の活動状況	経済産業省大臣官房参事官 松林博己氏	88名
		中国のインターネットドメインネーム問題に関する注意点・事例・B to B websiteの模倣品への対策	北京集佳知識産権代理有限公司 何英韜氏	
26回	2007/1/25	日系企業を守るために	社団法人コンピュータソフトウェア 著作権協会 上海事務所所長 魏鋒氏	101名
		BOSCH社 中国における知財保護及び模倣品対策	Manager . Senior Business Development Bosch Trading (Shanghai) Co . , Ltd. Wolfgang Saueressig	
27回	2007/3/1	技術ライセンス契約の実務ノウハウ - 日中の相違をふまえて	フレッシュフィールズ上海オフィス 弁護士 野村高志氏	110名
		実例から考える契約上の留意点	黒田法律事務所 弁護士 安江義成氏	

第二部 ▶▶▶ 具体的活動の事例と概要

28回	2007/5/16	展示会調査実施報告	住友化学（上海）有限公司 董事 津田小亮氏	104名
		MATTEL 社の知的財産権保護活動	Senior Counsel, Director, Asia Pacific Legal Affairs, Mattel Inc. Theodore Pang	
29回	2007/7/19	EPSON の知財活動	愛普生（中国）有現公司 法務・知識産権部部門經理 渋谷直樹氏	96名
		カシオの模倣対策	カシオ（上海）貿易有限公司 知識産権部副部長 荒川均氏	
30回	2007/9/20	中国での特許侵害訴訟に於ける注意点	華誠法律事務所 弁護士／弁理士 徐申民氏	106名
		中国における商標・商号問題への法的対応	フレッシュフィールズ上海オフィス 弁護士 野村高志氏	
31回	2007/11/15	企業技術革新と産学研・特許制度の関係	住友金属工業株式会社 知的財産部参事／ 弁理士 伴誠一氏	110名
		パネルディスカッション 中国の大学との産学連携における現状と留意点	上海交通大学教授・知識産権研究室主任／ 上海市專利代理行業協會會長 王錫麟氏	
32回	2008/11/7	展示会における知的財産権侵害調査報告	住友化学（上海）有限公司 董事 津田小亮氏	108名
		中国における IP 操作 & 戦略方針	金杜法律事務所 蔣徳祥氏	
33回	2008/3/20	中国における商標類比判断の留意点	上海恩田商標代理有限公司 總經理 夏宇氏	122名
		模倣品対策と類似商標の考察	株式会社大興 顧問 白井清文氏	
34回	2008/5/15	新ハイテク企業認定管理方法	オムロン（中国）有限公司 経営企画室 知財グループ經理 多田有為氏	116名
		ホーユー模倣品対策の事例紹介	ホーユー株式会社 総務部国際総務課課長代理 西村博也氏	
		三菱電機における知的財産活動	三菱電機（中国）有限公司 知識産権部高級經理 保坂政美氏	
35回	2008/7/17	中国における特許権侵害への対応	クミアイ化学工業株式会社 研究開発本部研究開発部特許課 課長米倉範久氏	128名
		中国意匠権侵害訴訟の留意点～ブリヂストンの事例～	株式会社ブリヂストン 知的財産本部 部長 武田安弘氏	
36回	2008/9/18	上海市知識産権局と上海市知財行政の概要	上海市知識産権局政策法规処 処長 顧勇華氏	125名
		江蘇省における知財管理体制と執法状況	江蘇省知識産権局政策法规処 処長 陳蘇氏	
		浙江省知識産権保護～行政執法・紛争処理・国際協力～	浙江省知識産権局 副局長 呉堅氏	
37回	2008/11/20	権利侵害化粧品電子商取引に関する中国知的財産権法制度の調査研究および関連立法提案	華誠法律事務所 弁護士／弁理士 徐申民氏	129名
		経済産業省における模倣品対策関連の取り組み	経済産業省模倣品対策通商室 専門官 分部悠介氏	
		宝山鋼鉄の商標と企業名称の管理について	宝鋼集团有限公司 法律事務部 陸俊勇氏	
38回	2009/1/15	マイクロソフト（中国）が取り組む不正コピー対策活動	微軟（中国）有限公司 跨区客戸服務／ 日企本部部長 原義弘氏	106名
		旭化成の中国知財活動紹介	旭化成株式会社知的財産・研究基盤部知財交渉グループ長 坂元孝至氏	
39回	2009/3/19	電卓ワーキング・グループの活動報告及び 2009 年度の活動方針	シャープ商貿（中国）有限公司 知識産権管理部 部長 林政克氏	105名
		近畿経済産業局の知的財産に関する取り組み	近畿経済産業局 通商部 国際事業課 調整係長 北村夏紀氏	
		反不正競争法による「傍名牌」対策	黒田法律事務所 弁護士 安江義成氏	

40回	2009/5/21	“国家知的財産権戦略綱要を確実に貫徹する”江蘇省の知的財産権（特許）の保護に関する強化措置について	江蘇省知識産権局 政策法規処 処長 陳蘇寧氏	105名
		①浙江省が「国家知的財産権戦略綱要」を確実に貫徹するため実施する知的財産権（特許権）保護の強化策について ②「特許法」改正案における特許代理、海外出願及び特許の実施促進に関して	浙江省知識産権局 執法処 処長 李宗保氏	
		《国家知識産権戦略綱要》の遂行－専利保護の強化－	上海市知識産権局 政策法規処 処長 顧勇華氏	
41回	2009/7/16	模倣品の再犯・巧妙化対策について	里格法律事務所 弁護士 安翊青氏	120名
		偽物冒用行為の取締りに関するAICとTSBの職責分担	華誠法律事務所 弁護士／弁理士 徐申民氏	
42回	2009/9/17	日中政府間での知財保護に関する覚書を踏まえた今後の中国における模倣品対策	日本国駐上海総領事館領事 垣見直彦氏	136名
		意匠に関する第3次特許法改正と実務への影響（紛争事例を踏まえて）	フレッシュフィールドズブルックハウズデリンガー法律事務所 弁護士 大坂彰吾氏	
		TOTOの知的財産活動 - 中国意匠権侵害訴訟事例のご紹介	TOTO株式会社知的財産部 企画グループ グループリーダー 小島和郎氏	
		特許権侵害への対処について <行政ルート活用事例より>	エプソン香港有限公司 総監 中隆広氏	
43回	2009/11/12	ニセモノ ISO 認証書喚起	通標標準技術服務（上海）有限公司（SGS-CSTC） 日本業務部 古川智史氏	117名
		日系企業の中国知財リスク	北京林達劉知識産権代理事務所 弁理士 劉新宇氏	
		2009年改正特許法 －実務に対する影響を踏まえて－	天達法律事務所 弁護士 張青華氏	
44回	2010/1/20	ファイザー社の知的財産権の保護：中国における経験と戦略	ファイザー社 Vice President & Assistant General Counsel Roy F.Waldron	136名
45回	2010/3/18	特許ワーキング・グループ2009年度活動紹介	JUKI（中国）投資有限公司 知識産権部 部長 福永大介氏	127名
		模倣品対策の効果的測定手法に関する研究	凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業本部 嶋村高志氏	
		知的財産権の権利行使時におけるリスク評価および対応	北京康信知識産権代理有限責任公司 高野博成氏	
46回	2010/5/20	「2009年度模倣被害報告書」調査分析結果の概要	特許庁国際課 課長補佐／模倣品対策班長 長橋良浩氏	153名
		特許検索システムに関する評価報告	上海恩田商標代理有限公司 総経理 夏宇氏	
		知識産権発展の促進のための協力強化	商務部 条約法律司 副巡視員 楊国華氏	
47回	2010/7/15	日本貿易振興機構（ジェトロ）の知的財産権保護事業について	日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部長 古谷朋彦氏	140名
		eコマースにおける知的財産権保護の問題点と対策について	アリババ（中国）有限公司 副総裁 俞思瑛氏	
48回	2010/9/16	経済産業省の知的財産権保護事業に関する中国での取組みについて	経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室 模倣品対策専門官 墳崎隆之氏	112名
		中国専利司法保護の新動向について	北京務実知識産権発展中心 主任 程永順氏 （元北京市高級人民法院知識産権庭副庭長）	
49回	2010/11/17	上海家化社の知識産権保護戦略について	上海家化聯合股份有限公司 法律部 主任 杜連成氏	131名
		吉利汽車の知識産権保護紹介について	吉利集团有限公司 模倣品取締・権利保護弁公室 主任 馮志強氏	

第二部 ▶▶▶ 具体的活動の事例と概要

50回	2011/1/20	知的財産保護（中国）に関する経済産業省の最近の取組み —日中知的財産権 WG—	経済産業省 大臣官房審議官（製造産業局担当） 長尾正彦氏	142名
		知的財産権損害賠償額確定の新動向 —浙江法院審理の知識産権典型案件に基いて—	浙江省高級人民法院 知識産権審判庭 高毅龍氏	
		デュボン中国の知財保護戦略について	杜邦中国集团有限公司上海分公司 垂太区知識産権保護協調經理植保部 潘建平氏	
51回	2011/3/17	中国における職務発明および報奨金規程に関して	天達律師事務所 弁護士 張青華氏	107名
		事務機消耗品ワーキンググループ2010年度活動紹介	事務機消耗品 WG グループ長 理光（中国）投資有限公司 法務知財中国室 總經理 丸山幸之助氏	
		TAOBAO & ALIBABA の知的財産権侵害対策の現状（対応システム、処罰制度、事例、最新動向）	上海堅山管理諮詢有限公司 總經理 丸山悦実氏	
52回	2011/5/19	中国の知的産権戦略について	日本貿易振興機構北京事務所 知識産権部 部長 谷山稔男氏	149名
		中国における IPR 保護政策と最新進展	商務部 条約法律司 副司長 楊国華氏	
		中国政府による知財保護方針と最近のトピック	国家質量監督檢驗檢疫総局 執法督查司 副巡視員 馬雪冰氏 税関総署 政策法規司 副司長 陳旭東氏	
53回	2011/7/21	中国内陸部模倣品被害実態について～経済産業省調査報告～	経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室模倣品対策専門官 墳崎隆之氏	123名
		インターネット上の知財保護について	住友金属工業株式会社 知的財産部 参事 弁理士 伴誠一氏	
		E・LAND 集団の知識産権保護戦略について	衣恋（E・LAND）集団 法務部 主管 戴善音氏	
54回	2011/9/15	鴻雁電器会社の知識産権保護戦略について	杭州鴻雁電器有限公司 建築電器研究院 副院長 李立新氏	116名
55回	2011/11/17	共犯・分業化への対応	理光（中国）投資有限公司 法務知財中国室 總經理 丸山幸之助氏	136名
		中国商標法 2011 年改正草案	西村あさひ法律事務所 弁護士 野村高志氏	
		香港のシャドウ・カンパニーと「2010 年会社（修正）条例」について	愈海珉法律事務所 弁護士 愈海珉氏	
56回	2012/1/17	韓国における模倣の概況	ジェットロソウル事務所 知財チーム 岩谷一臣氏	122名
		中国における馳名商標認定を受けるメリット	大成律師事務所 弁護士 方新氏	
		技術の共同研究・共同開発における知的財産実務問題の概要紹介	上海里格法律事務所 弁護士 張磊氏	
57回	2012/3/15	日中知的財産権 WG 等の模倣品対策関連事業における協力について	経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室模倣品対策専門官 墳崎隆之氏	135名
		ヤクルト本社の中国における模倣品対策について	株式会社ヤクルト本社 開発部理事 野方健一郎氏	
		バンダイにおける模倣品対策（民事訴訟、強制執行、そしてその後）	株式会社バンダイ 法務・知的財産部 ゼネラルマネージャー 小藺江健一氏	

■上海IPGピックアップ講座での講演履歴

回数	日時	講演テーマ	講師	参加人数
28回	2007/5/16	真贋識別ツール紹介	明和産業株式会社 上海中商網絡有限公司 上海松内防偽科技有限公司	104名
29回	2010/7/19	2006年度模倣対策マニュアル(中国編)について(重要部分の解説)	弁護士法人フラーレン 弁護士 谷口由記氏	96名
30回	2007/9/20	中国市場進出と知的財産戦略～サントリー社の事例	サントリー株式会社 知的財産部 部長 竹本 一志氏	100名
31回	2007/11/15	日中特許翻訳における誤訳率の高い問題、誤訳発生要因及びその対策	(株)知財翻訳研究所 取締役 / 中国事業担当辻野吉勝氏	109名
34回	2008/5/15	上海 IPG 化粧品 WG 2007 年度活動報告	コーセー化粧品有限公司 副総経理 金建民氏	116名
		上海 IPG 農薬 WG 2007 年度活動報告	住友化学(上海)有限公司 董事 津田小亮氏	
		上海 IPG 電卓 WG 2007 年度活動報告	夏普商貿(中国)有限会社 知識産権管理部 部長 林政克氏	
35回	2008/7/17	「産品防偽監督管理弁法」の概要と留意点	全国工業産品生産許可証弁公室 防偽技術産品審査部 主任 陳錫蓉氏	128名
		防偽技術の紹介	質量技術監督 12365 投訴舉報查詢中心(上海) 商思彪氏	
36回	2008/9/18	ハイテク企業認定管理弁法	里兆法律事務所 弁護士 李芸氏	125名
37回	2008/11/20	国際知的財産権保護フォーラム事業の活動概要	国際知的財産権保護フォーラム 第1プロジェクトメンバー	129名
38回	2009/1/15	ソニー社の中国における知財活動の事例	ソニー(中国)有限公司 法務・知識産権本部 知識産権部総監 内山信幸氏	106名
39回	2009/3/19	傍名牌現象の現状と対策	ロリアル中国有限公司 王秉茹氏	105名
41回	2009/7/16	IPG 模倣品水際対策 WG 2008 年度活動報告	YKK(中国)投資有限公司 知的財産保護室室長 石川芳明氏	120名
		上海 IPG 自動車・自動車部品 WG 2008 年度活動報告	本田技研工業(中国)投資有限公司 知識産権部 部長 加藤秀司氏	
		上海 IPG 事務機消耗品 WG 2008 年度活動報告	コニカミノルタ(中国)投資有限公司 中国知識産権中心所長兼北京分公司 首席代表 松島重夫氏	
42回	2009/9/17	知的財産について	豊田汽車技術中心(中国)有限公司 知識産権部 部長 竹市博美氏	136名
43回	2009/11/12	記録メディア WG の活動報告	太陽誘電株式会社 渋谷和行氏	117名
44回	2010/1/20	YKK の模倣品対策について	YKK(中国)投資有限公司 知的財産保護室室長 石川芳明氏	136名
		知財保護分野における日中政府間の取り組み	経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室 模倣品対策 専門官・弁護士 墳崎隆之氏	
45回	2010/3/18	上海 IPG 記録メディア WG 2009 年度活動報告	太陽誘電株式会社 知的財産部 グループリーダー 渋谷和行氏	127名
		上海 IPG 事務機消耗品 WG 2009 年度活動報告	コニカミノルタ(中国)投資有限公司 中国知識産権中心所長兼北京分公司 首席代表 松島重夫氏	
		上海 IPG 農薬 WG 2009 年度活動報告	日曹達貿易(上海)有限公司 董事・総経理 荒井良昌氏	
46回	2010/5/20	上海 IPG 立法研究 WG 2009 年度活動報告	上海恩田商標代理有限公司 総経理 夏宇氏	153名
		上海 IPG 自動車・自動車部品 WG 2009 年度活動報告	本田技研工業(中国)投資有限公司 知識産権部 部長 加藤秀司氏	
		上海 IPG 電卓 WG 2009 年度活動報告	カシオ(上海)貿易有限公司 知識産権部 部長 澤洋介氏	
47回	2010/7/15	ヤフーオークションにおける知的財産権侵害品対策	ヤフー株式会社 上山達也氏・植村雄太氏	140名
48回	2010/9/16	マツダの知的財産戦略～中国での模倣品対策活動	マツダ株式会社北京事務所 知的財産チーム 水嶋浩治氏	112名

第二部 ▶▶▶ 具体的活動の事例と概要

51回	2011/3/17	上海 IPG 立法・研究 WG 2010 年度活動紹介	上海恩田商標代理有限公司 総経理 夏宇氏	107名
		上海 IPG 特許 WG 2010 年度活動紹介	花王(中国) 研究開発中心有限公司 商品開発研究部長 田邊久輝氏	
		上海 IPG 化粧品 WG 2010 年度活動紹介	コーセー化粧品有限公司 副総経理 金建民氏	
		IPG 模倣品水際対策 WG 2010 年度活動紹介	Y K K (中国) 投資有限公司 知的財産保護室 室長 石川芳明氏	
52回	2011/5/19	上海 IPG インターネット WG 2010 年度活動紹介	シヤチハタ(常州) 文具製造有限公司 董事長 山田勝氏	149名
		上海 IPG 自動車・自動車部品 WG 2010 年度活動紹介	豊田汽車(中国) 投資有限公司 知識産権室 部長 竹市博美氏	
		上海 IPG 農薬 WG 2010 年度活動紹介	日曹達貿易(上海) 有限公司 董事・総経理 荒井良昌氏	128名
		上海 IPG 電卓 WG 2010 年度活動紹介	卡西欧(上海) 貿易有限公司 知識産権部 部長 長澤洋介氏	
53回	2011/7/21	中国における特許クリアランス運用実態	上海恩田商標代理有限公司 総経理 夏宇氏	123名
54回	2011/9/15	上海 IPG 自動車・自動車部品 WG [価格認定プロセス研究会] 活動紹介 — 模倣業者の刑事訴追に向けた価格認定プロセスの実情報告 —	マツダ(中国) 企業管理有限公司 開発渉外部 知識産権課 小林明宏氏	116名
55回	2011/11/17	再犯抑止に向けた悪質行為への重罰の研究および関連活動～上海 IPG 自動車・自動車部品 WG、電卓 WG、事務機消耗品 WG、ミシン業界活動報告～	夏普(中国) 投資有限公司 知財センターセンター長 宮腰佳代子氏	136名
56回	2012/1/17	上海 IPG 特許 WG 2011 年度活動報告	利富高企業管理(上海) 有限公司 知識産権部 経理 土谷剛史氏	122名
		上海 IPG 立法研究 WG 2011 年度活動報告	上海恩田商標事務所 総経理 夏宇氏	
		当網の知識産権保護戦略および具体的な展開概要	当網 法務高級総監 郭琦氏	
57回	2012/3/15	上海 IPG 農薬 WG 2011 年度活動紹介	日曹達貿易(上海) 有限公司 董事・総経理 荒井良昌氏	135名
		上海 IPG 化粧品 WG 2011 年度活動紹介	コーセー化粧品有限公司 副総経理 金建民氏	
		上海 IPG ベアリング WG 2011 年度活動紹介	思梯思(中国) 投資有限公司 技術総監 板山光和氏	
		IPG 模倣品水際対策 WG 2011 年度活動紹介	愛普生(中国) 有限公司 知識産権分室 総監 山口隆氏	

■上海IPG全体会合の様様

第39回IPG全体会合



第35回IPG全体会合



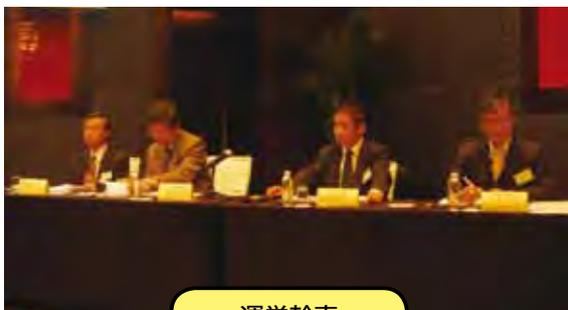
第33回IPG全体会合



講演の様様



運営幹事



運営幹事発言



(2) 中国知財関連法勉強会（中国人スタッフ向け）の開催

上海 IPG では、会員企業の中国人スタッフを主な対象とし、会員企業の業務レベル向上の一助とすることを目的として「中国知的財産関連法勉強会」を開催している。

毎年度 5～6 回のカリキュラムを編成し、専利法、商標法など関連法規に関し、その解釈、判例および実務に役立つテーマ等を取り上げ、弁護士等の専門家を講師として実施している。2006 年度より開始した本勉強会では、当初は受講対象を上海 IPG メンバー企業スタッフのみに限定していたが、2009 年度からは在上海の企業（非上海 IPG 会員）も対象に加え、毎回 30 名～40 名程度が参加している。

2007 年度からは、毎年度最終回に「成果確認テスト」を実施し、成績優秀者を上海 IPG 全体会合で表彰するとともに、出席会数の多い参加者に対して「修了証」を発行するなど、日系企業中国人スタッフのスキルアップに対するモチベーション向上を図っている。

■中国知財関連法勉強会 講演一覧

< 2006 年度 >

年月日	テーマ	講師	人数
2006 年 7 月 21 日	中国の商標制度について（条例解釈の角度から）	上海宝鼎知識産権代理有限公司 呉偉民氏	35 名
2006 年 9 月 22 日	①中国の商標制度について（実務編） ②中国における営業秘密保護について	上海市工商局公平交易処 李英敏氏	48 名
2006 年 11 月 24 日	中国の特許制度について	上海市知識産権局 副局長 許章林氏	18 名
2007 年 1 月 26 日	中国における専利出願実務の基礎知識	上海恩田商標代理有限公司 総経理 夏宇氏	25 名
2007 年 3 月 2 日	中国における特許侵害判断の原則と判例実務	山崎法律事務所 弁護士 許更氏	24 名

< 2007 年度 >

年月日	テーマ	講師	人数
2007 年 5 月 17 日	①中国法体系・基礎法規や法執行機関概要 ②中国商標法、専利法の理念・概要と日中比較	華誠法律事務所 弁護士 / 弁理士 徐申民氏	25 名
2007 年 7 月 20 日	①商標出願手続および分類の考え方 ②商標類否判断の手法と事例	海天翔知識産権代理有限公司 総経理 劉 粉宝氏	34 名
2007 年 9 月 21 日	①特許先行技術調査、抵触調査、パテントマップ ②特許明細書の構造、読み方、書き方、補正	エプソン香港有限公司 戦略産品企画 主管 趙大武氏	36 名
2007 年 11 月 16 日	①専利出願手続および分類 ②意匠に関する類否判断の手法と事例	上海オンダ旭誠特許事務所 所長 丁憲傑氏	32 名
2008 年 1 月 18 日	①権利侵害に対する警告、訴訟手続き ②産品質量法、反不正等競争法、反壟断法	方達法律事務所 弁護士 張輝氏	39 名
2008 年 3 月 21 日	企業内の知財管理、知財戦略の構築	本田技研工業（中国）投資 有限公司 知識産権法務部 処長 孫 傑 氏	48 名

< 2008 年度 >

年月日	テーマ	講師	人数
2008 年 5 月 16 日	①知的財産権の種類と発生要件（概要） ②知的財産権の侵害とは	北京林達知識産権代理事務所 弁護士 魏啓学氏	39 名
2008 年 7 月 18 日	①知的財産権の出願・登録手続きと審査ポイント ②他者権利の抵触回避 ③異議申立と取消審判制度	華誠法律事務所 弁護士 / 弁理士 徐申民氏	33 名

2008年9月19日	①不正競争行為による権利侵害対策 ②営業秘密の侵害対策	リチャード法律事務所 弁護士 陳文偉氏	35名
2008年11月21日	①知的財産侵害に対する行政処罰の概要と実態 ②知的財産侵害の刑事責任	上海維甄知識財産代理有限公司 鄭晨曦氏	29名
2009年1月16日	①知的財産権に関する民事訴訟 ②知的財産権紛争に関する調停・仲裁制度	北京市天達律師事務所 弁護士 張青華氏	30名
2009年3月20日	企業内の知財管理、知財戦略の構築	日産(中国)投資有限公司 知識産権部 副經理 馬堂氏	25名

<2009年度>

年月日	テーマ	講師(敬称略)	人数
2009年7月17日	①知的財産権制度の概要 ②知的財産権関連法の基本	里兆法律事務所 弁護士 邱奇峰氏	30名
2009年9月18日	①商標の出願・登録手続き概要および審査基準 ②商標の異議申立と取消手続き ③商標権侵害の行政および司法救済(概要と判例)	上海恩田商標代理有限公司 總經理 夏宇氏	39名
2009年11月13日	①専利出願・登録手続き概要および審査ポイント ②新専利法およびその実施条例のポイントと特徴	華夏正合知識産権代理事務所 所長 弁理士 韓登宮氏	28名
2010年1月22日	①専利権侵害の行政および司法救済 ②専利(特許、実用新案、意匠)の無効証拋確保	華誠弁護士事務所 弁護士/弁理士 徐申民氏	40名
2010年3月19日	企業内の知財管理、知財戦略の構築	パナソニック(中国) 知的財産部 部長 任峰氏	35名

<2010年度>

年月日	テーマ	講師(敬称略)	人数
2010年7月16日	①中国での専利出願における留意点 ②他社権利抵触回避と特許調査～特許検索システム	上海恩田商標代理有限公司 總經理 夏宇氏	24名
2010年9月17日	①改正専利法を踏まえた特許権侵害への対応 ②権利侵害や無効審判など被提訴への対策	北京信慧永光知識産権代理有限公司 責任公司訴訟部 張榮彦氏	30名
2010年11月18日	商標・商号関連紛争の回避および発生時の対策	北京林達劉知識産権代理事務所 弁護士/弁理士 魏啓学氏	43名
2011年1月21日	中国への技術移転やライセンスにおける留意点	上海里格法律事務所 弁護士 張磊氏	23名
2011年3月18日	企業内の知財管理、知財戦略構築	日本夏普株式会社 北京代表処 知識産権代表 鄒軼鯨氏	33名

<2011年度>

年月日	テーマ	講師(敬称略)	人数
2011年7月22日	①中国での専利(発明特許・意匠・実用新案)出願における留意点 ②知的財産権関連登録制度の概要と留意点 ～著作権登録、税関登録、契約登録～	上海智信専利代理有限公司 代理部經理 鄭暄氏 弁理士 顧小偉氏	39名
2011年9月16日	中国での共同研究やライセンスにおける留意点	上海専利商標事務所有限公司 弁護士/弁理士 邢志氏	36名
2011年11月18日	商標・不正競争関連紛争の種類および発生時の対策～実例を踏まえて～	上海恩田商標代理有限公司 副總經理/専利商標代理人 王瑾氏	40名
2012年1月18日	①専利訴訟(権利行使)の手段と留意点 ②専利訴訟(非権利行使)への対応の手段と留意点	華誠律師事務所 パートナー/弁護士/弁理士 徐申民氏	37名
2012年3月16日	①企業と知財管理	ソニー(中国)有限公司 法務・知識産権部 經理 劉森氏	37名
	②商標保護について	ソニー(中国)有限公司 模倣品対策室 經理 李海氏	

受賞者コメント<重機(中国)投資有限公司 唐思維氏>

IPG勉強会にいままで2年ぐらい参加させていただきました。知識産権の仕事をした頃の私にとって、IPG勉強会は啓蒙教育のチャンスの一つで、知識産権歴が2年経った今の私にとって、IPG勉強会は専門知識の強化教育の一つになっています。一年間が一サイクルとなっている勉強会ですが、テーマや講師が毎回変わりますので、いままで重複感が全然なく、知っている内容があれば自分が把握している事が正しいと確認でき、知らない内容があれば新しい勉強になったと感じられます。

また、勉強会はIPGメンバー企業の中国人スタッフの特別な交流場になっていると思いますので、今後お互いに仕事の内容や、直面している問題点などについても情報交換できるチャンスを作ってもらえば、勉強会の効果がさらにアップするのではないかと期待しています。



(3) 政府発行・刊行物の日本語版提供

上海 IPG では、特に華東地区の知的財産権関連政府部門が発行するさまざまな文書をいち早く日本語訳し、会員企業に情報提供として配布している。法改正も含め変化の激しい中国政府の動きを会員全体で迅速に共有することで、知的財産権問題解決へ向けた各種活動の質の向上を図っている。

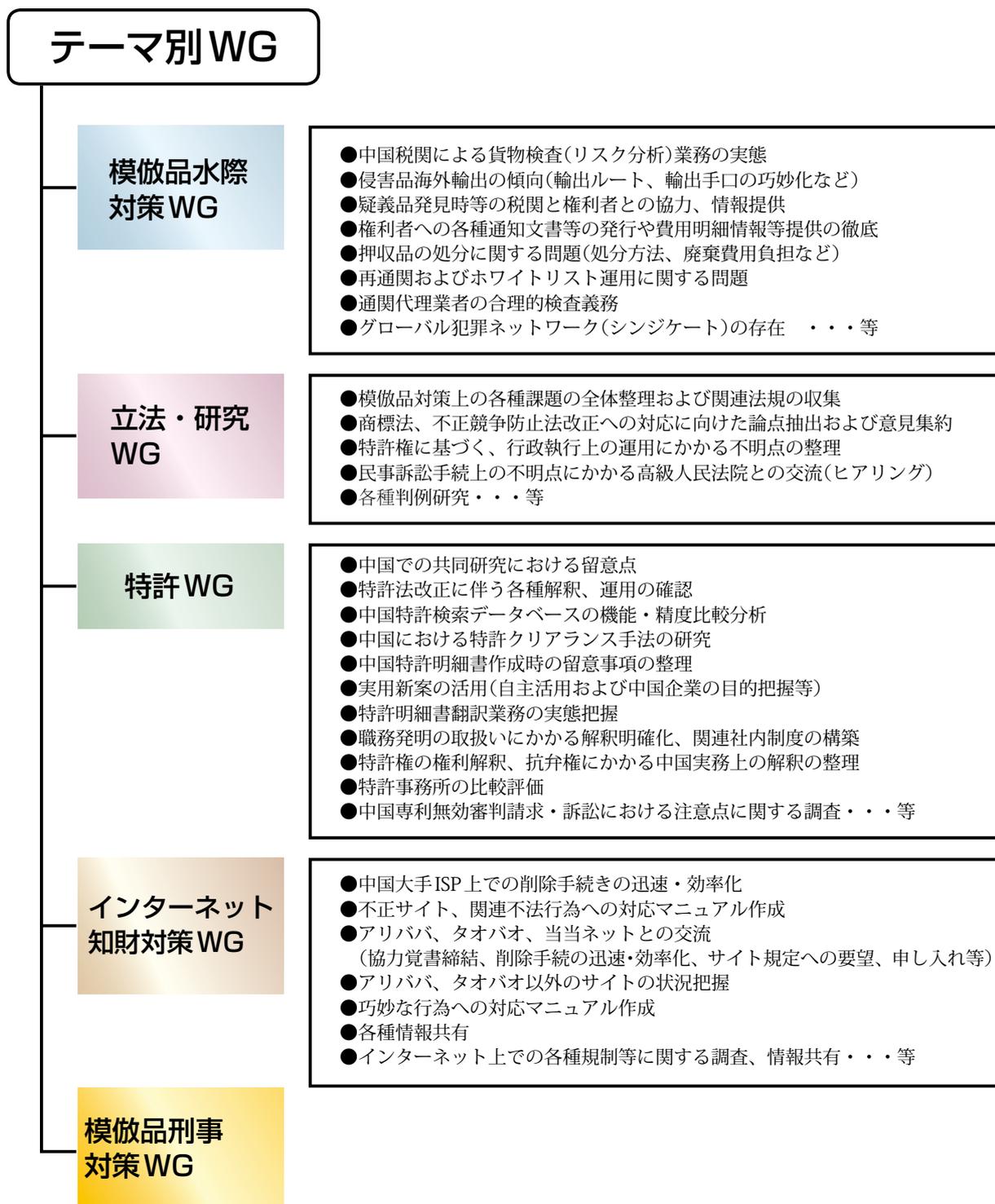
過去に翻訳した文書には、例えば下表の規定等が存在する。

■過去の翻訳物(一部)

地域	刊行物名
上海市	上海市知識産権戦略綱要
	上海市著名商標申請審査認定手続き
	上海市ハイテク技術産業開発区ハイテク技術企業認定方法
	上海市音響・映像製品管理条例
	上海市企業名称登記管理規定
	上海市專利新製品認定実施弁法
	上海市專利費用援助弁法
	上海市製品品質監督条例
浙江省	浙江省專利保護条例
	浙江省著名商標認定と保護条例
	浙江省製品品質監督条例
	浙江省における国家知的財産権戦略綱要の徹底実施に関する意見
	浙江省知識産権局戦略綱要
江蘇省	江蘇省著名商標認定と保護弁法
	江蘇省偽物劣悪商品生産販売違法行為懲罰条例
	江蘇省知的財産権戦略綱要

2. 個別の重要課題の抽出・研究

前記のとおり、上海 IPG の中長期計画では、短期的な目標として、“直近課題の解決”を掲げており、毎年各 WG が、それぞれの重要課題を抽出し、解決に向け取り組んでいる。これまでに各 WG で取り上げた主な課題は、次のとおりであった。



業界別WG

自動車・自動車部品策WG

- 再犯抑止に向けた取り組み(ブラックリストの活用等)
- 模倣品価格認定のプロセス研究、行政処罰・刑事移送の促進
- 消費者啓発活動
- 重点汽配城での不法看板撤去
- 模倣品生産・流通地域における実態把握・・・等



2010年3月 価格認定プロセス研究会

農業WG

- 農民の模倣品認知状況確認、啓発
- 展示会での模倣品流通阻止
- 中国内陸部での模倣品流通阻止
- 再犯抑止に向けた取り組み(ブラックリスト活用等)
- 重点地域での一斉摘発
- 模倣品生産・流通地域における実態把握・・・等



2009年3月
湖南省懷化市工商局との農業市場検査時の様子

事務機消耗品WG

- 模倣ネットワークの解明
- 模倣品の内陸への移行傾向の把握
- 侵害首謀者(形式上の間接侵害者)への対策研究
- 再犯抑止に向けた取り組み(重罰の徹底)・・・等



2009年4月上海市AIC向けセミナー

電卓WG

- 倉庫での模倣品押収の効果向上
- 行政による自主的な摘発の促進
- 市場開催者による自主テナント管理の徹底
- 再犯抑止に向けた取り組み(重罰の徹底)・・・等



2009年4月義烏AICとの会議

化粧品WG

- インターネット上の知財保護にかかる立法提案
- タオバオとの継続交流
- 中国化粧品工業会を通じた行政当局との交流
- 重要地域での共同摘発推進
- 模倣品国境流通の実態把握・・・等



2010年3月
AQSIQ、中国化粧品工業会との交流



2010年8月末広東省TSB訪問

ベアリングWG

- 模倣品ネットワークの解明
- 江蘇省内でのブラックリスト活用
- 水際WG税関向け活動への協調(税関との関係強化)・・・等

記録メディアWG

- 市場開催者による自主テナント管理の徹底
- 模倣品販売テナントの意識把握・・・等



2010年11月太平洋と
電機城での啓発セミナー

【研究作業】

上海 IPG の各種 WG では、抽出された課題に対し、具体的な研究作業を行い、結果を一定の範囲で会員全体に還元している。ここでは、主に法改正および特許実務関連の研究内容、結果について紹介する（模倣品問題に関する研究内容は後述）。

(1) 法改正への対応

立法・研究 WG および特許 WG において、各種関連法規への対応について、次のとおり研究作業を実施した。

<商標法・不正競争防止法>

■主体：立法・研究ワーキング・グループ

■対象法規：商標法、不正競争防止法

■概要：既に改正作業が進行している商標法および不正競争防止法に関し、将来関連政府部門からの意見募集がなされた際、迅速かつ充実した意見の提示が可能となるよう現状の改正案に基づき、法改正にかかる意見を集約し、要望事項を整理。

■研究期間：2009 年下期～現在（一部継続中）

■実施手順：



■研究対象とした主な論点：

●商標法：悪意先駆商標排除への法的枠組み、権利侵害に対する行政執行の強化・・・等

●不正競争防止法：法第 5 条による模倣品排除の射程、馳名商標保護・・・等

※研究結果は、適宜上海 IPG 会員に紹介。

第二部 ▶▶▶ 具体的活動の事例と概要

<特許法および関連法規>

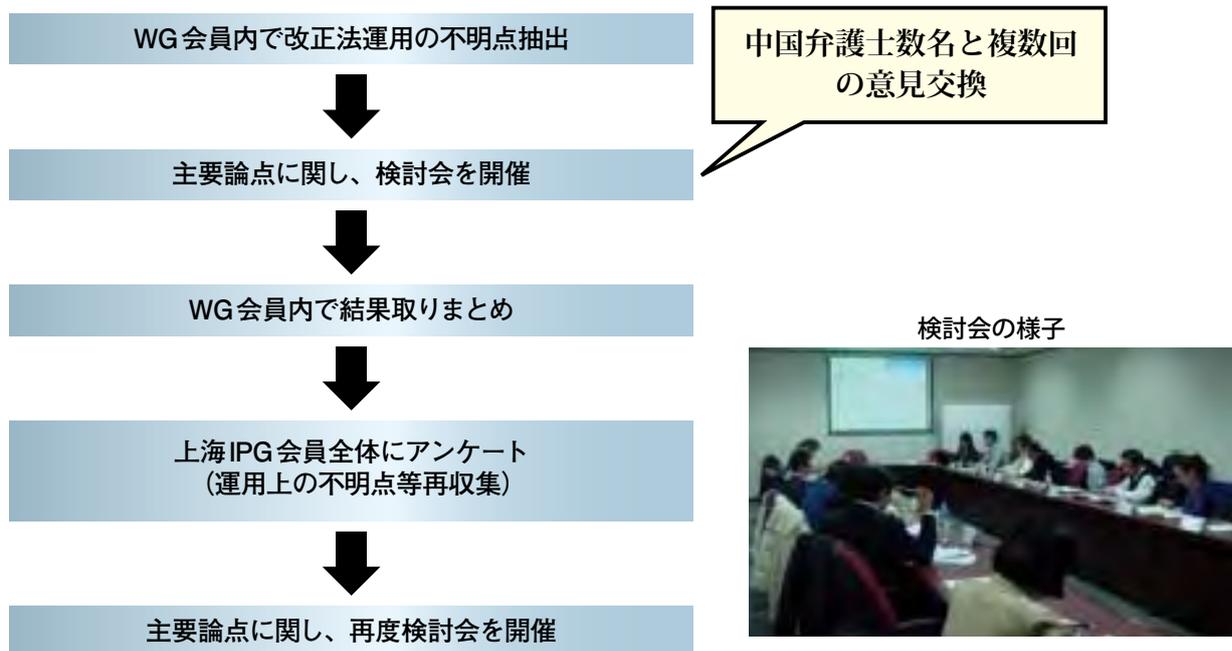
■主 体：特許ワーキング・グループ

■対象法規：特許法、特許法実施細則および司法解釈「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」

■概 要：2008年の特許法改正を受け、企業の適正な知財活動を促進することを目的に、法改正後の運用実態把握および対応事項・手段の整理等を実施。

■研究期間：2009年上期～現在（一部継続中）

■実施手順：



■研究対象とした主な論点：職務発明の扱いにかかる企業内対応、意匠出願手続・・・等
※研究結果は、適宜上海 IPG 会員に紹介。

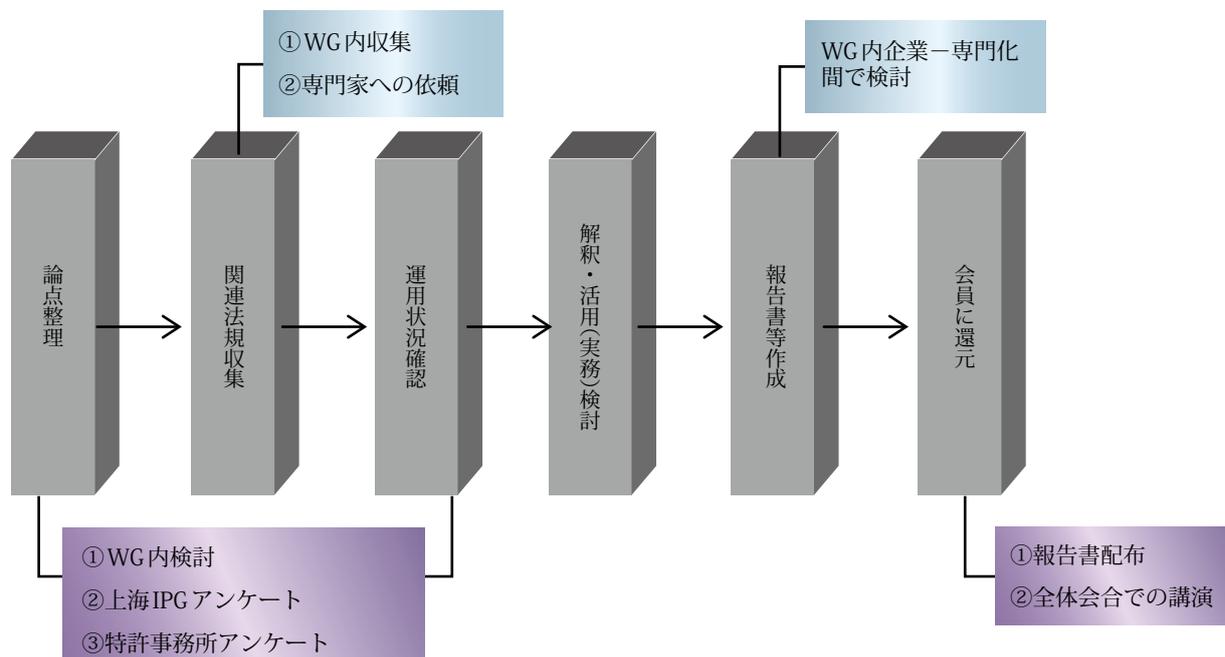
(2) 特許実務に関する研究

立法・研究 WG および特許 WG においては、特許実務上の課題について、複数の研究作業を実施した。主な研究テーマは下表のとおりであった。

	テーマ	目的・概要
立法・研究 WG	特許権に基づく、行政執行上の運用にかかる不明点の整理	知識産権局ルートでの特許権侵害対応に関し、法運用上の不明点・回答を会員内で整理したうえ、報告書を作成。更に、華東地域の知識産権局にヒアリングを実施し、各種手続・運用（和解調停、鑑定手続等）を明確化した。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆訴訟前差止め（仮処分）について（特許法 66 条） ◆訴訟前証拠保全について（特許法 67 条） ◆無効宣告請求の中立てと侵害訴訟の中止との関係について ◆実用新案と意匠の評価報告の提出について ◆損害賠償額の算定方法について 	特許関連民事訴訟手続等の留意点、不明点を抽出・整理し、当該不明点等について各地高級人民法院の見解を聴取し、それらを明確化した。
特許 WG	特許検索データベースの比較分析	中国での特許検索の効率化、精度向上を目的として、国家知識産権局 HP、上海市知識産権局 HP、SOOPAT および CNIPR の比較評価を実施した。比較項目を会員内で整理したうえ、上海市知識産権局訪問、特許事務所による比較の実践を経て、報告書を作成した。
	特許権の権利範囲、抗弁権の解釈整理	中国の審判判例に基づいて、請求項の解釈原則、均等論、包袋禁反言、間接侵害および各種抗弁事由に関する解釈を整理分析した。
	実用新案の活用手段検討	中国の実用新案権侵害訴訟の判例、上海 IPG 会員の実用新案活用状況および中国特許代理事務所クライアントの活用状況を整理し、実用新案権制度に関連する日系企業の留意点、活用方法等を検討整理した。
	特許明細書翻訳業務の実態把握	明細書の誤訳低減を目的に、中国特許代理事務所向けアンケートおよび面談により、各事務所で行っている明細書翻訳業務の詳細を確認し、望ましい翻訳手法、実施体制等を検討整理した。
	特許明細書作成時の留意事項整理	明細書の記載不備による拒絶理由の発生を低減させるため、化学、機械等の分野にかかる中国明細書記載要件の特徴を整理し、報告書に取りまとめた。
	中国における特許クリアランス手法の研究	日系企業が中国でのビジネス展開を行うにあたり、他者特許権を侵害することがないように、中国での特許クリアランス手法を研究整理し、報告書を作成した。
	職務発明の取扱い明確化	職務発明の帰属、対価および関連の社内体制構築等について論点を整理研究し、報告書を作成した。
	知的財産権関連共同研究の留意点の整理研究	共同研究に基づく知的財産権の帰属、利益分配の処理手段、契約締結時の留意事項及び紛争事例等を抽出整理したうえ、各種関連項目に検討を加え、報告書を作成した。
	実用新案活用法と他社権利行使への対応検討	中国における実用新案登録出願の統計値、無効審判請求・審決件数等の統計値を整理した上、被権利行使時の対応策となる諸方策を「マニュアル」としてまとめた。
	中国専利無効審判請求・訴訟における留意点のまとめ	中国無効審判制度の概要、活用時の注意点を抽出し、整理した上、無効審判請求・訴訟を行う上で参考となる諸方策を「マニュアル」としてまとめた。

第二部 ▶▶▶ 具体的活動の事例と概要

研究作業の実施ステップは、概ね次のとおりである。



(参考)特許WGで開催した内部セミナー (抜粋)

時間	テーマ	講師
2010/1/22	改正特許法に関する意見交換会	天達律師事務所 弁護士 張青華氏
2010/7/2	特許審査における出願人と知識産権局とのコミュニケーション手段	北京林達劉知識産権代理事務所 弁理士・弁護士 高琛顯氏
2010/12/17	改正特許法に関する意見交換会 テーマ1：職務発明(天達律師事務所) テーマ2：特許侵害に対する抗弁権(林達劉事務所) テーマ3：特許明細書の記載手段(同上)	天達律師事務所 弁護士 張青華氏 北京林達劉法律事務所 パートナー・弁理士・弁護士 魏启学氏 弁理士・弁護士 高琛顯氏
2011/3/15	中国の無効審判と審決取消訴訟について	上海華誠律師事務所 パートナー・弁護士 徐申民氏
2011/4/19	専利無効宣告請求と専利権侵害訴訟	北京信慧永光知識産権有限公司 パートナー・弁理士 張栄彦氏
2011/8/26	中国「商標法」(修正案)の一部改正の内容とその理由	華東政法大学 知識産権院 法学博士 王蓮峰氏
2011/9/13	職務発明創造報告に関するQ & A	天達法律事務所 弁護士 張青華氏
2011/11/15	先使用権取得のための証拠保全手段	北京林達劉知識産権代理事務所 法務部部长/弁護士 陳傑氏
2012/3/13	中国における特許先使用権保全の実務と留意点	旭化成株式会社 知的財産部 知財交渉グループ 主査 笠井健氏
2012/3/14	中国専利無効審判請求・訴訟における留意点	北京林達劉知識産権代理事務所 化学代理人 王磊氏

(3) 各種調査レポートの発行

上海 IPG では研究等作業の成果（特許以外のテーマ含む）に関し、現在までに次の報告書の作成に協力している。その他のテーマについては、WG 会員自らが取りまとめた報告等をもとに、適宜上海 IPG 会員向けに講演・フィードバックしている。

■ 2007年以降に発行した調査報告一覧(上海 IPG 活動関連)

発行日時	タイトル
2007年3月	江蘇省における農薬関連市場調査報告書
2007年3月	江蘇省における自動車部品市場調査報告書
2007年3月	江蘇省における制御器機市場調査報告書
2007年3月	江蘇省における食品関連市場調査報告書
2007年3月	中国での2006年展示会における模倣品調査報告書
2007年3月	上海市、江蘇省知的財産権関連司法行政組織調査報告書
2007年3月	模倣品対策ドキュメンタリ調査報告書（3件）
2008年3月	浙江省、上海における電材業界三社模倣品実態調査報告書
2008年3月	中国知財リスク対策マニュアル
2008年3月	江蘇省 TSB - 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2007 年次報告書
2008年3月	日系企業が中国で直面した知的所有権侵害再犯案件および巧妙化した侵害問題の調査報告書
2008年3月	中国での2007年展示会における模倣品調査報告書
2008年3月	江蘇省における農薬関連模倣品調査
2008年3月	江蘇省における自動車部品関連模倣品調査
2009年3月	権利侵害化粧品電子商取引に関する中国知的財産権法制度の調査研究および関連立法提案書
2009年3月	杭州、南京自動車部品市場不正看板実態調査報告書
2009年3月	トナー製品流通実態調査報告書
2009年3月	農業業界における展示会を利用した模倣品抑止活動に関する調査報告書
2009年3月	中国における記録メディアに関する知的財産権保護活動報告書
2009年3月	江蘇省 TSB - 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2008 年次報告書
2009年3月	生産経営許可証取上に関する調査と分析に関する報告書
2009年3月	偽物製品の監督管理における製品品質監督管理部門の役割に関する調査報告書
2009年3月	2008 年度電卓 WG 活動報告書
2009年3月	中国での2008年展示会における模倣品調査報告書
2009年3月	中国における企業名称抵触の調査報告書
2009年3月	模倣品案件の刑事移送関連課題にかかる事例分析調査報告書
2010年3月	模倣品表示巧妙化の傾向と分析に関する調査報告書
2010年3月	卸・小売市場での模倣品対策手法にかかる調査報告書
2010年3月	特許権の権利解釈にかかる日中比較調査報告書
2010年3月	中国実用新案権関連訴訟調査報告書
2010年3月	看板等への商標無許諾使用と商標の合理的使用との関係に関する調査報告書
2010年3月	中国における偽造防止技術に関する実態調査報告書
2010年3月	行政による特許権侵害の権利行使調査報告書
2010年3月	中国での2009年展示会における模倣品調査報告書
2010年3月	特許検索システムの評価報告書
2010年3月	模倣行為の巧妙化・分業化対策手法の確立に関する調査報告書
2010年3月	特許審査における出願人と知識産権局とのコミュニケーション手段にかかる調査報告書
2010年3月	インターネット上の模倣品関連訴訟案件に関する調査報告書
2010年3月	江蘇省 TSB - 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2009 年次報告書
2010年3月	市場での模倣品対策手法にかかる調査報告書
2010年3月	中国製模倣品輸出ルート推定調査報告書

第二部 ▶▶ 具体的活動の事例と概要

2011年3月	中国における模倣品業者への重罰化・処罰内容の確認調査報告書
2011年3月	中国における営業秘密漏洩に関する判例調査報告書
2011年3月	江蘇省 TSB - 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2010 年次報告書
2011年3月	司法による専利権侵害の権利行使及び警告または仮差止めなどを受けた場合の対抗措置に関する調査報告書
2011年3月	中国特許権侵害の抗弁権、権利解釈に関する調査報告書
2011年3月	中国特許明細書記載手段の留意点に関する調査報告書
2011年3月	中国における職務発明及び報奨金関連調査報告書
2011年3月	中国での特許クリアランス運用実態に関する調査報告書
2011年3月	江蘇省における模倣品への行政摘発手法の簡易化、摘発推進及び効果測定に関する調査報告書
2011年3月	市場での模倣品対策手法にかかる調査報告書
2011年3月	中国でのパテントトロールの実態および今後の対応に関する報告書
2011年3月	中国知的財産権関連訴訟における損害賠償額の計算に関する調査報告書
2011年3月	中国流通市場における巧妙化対策に関する調査報告書
2011年3月	中央・地方部門の内部情報共有、情報公開に関する調査報告書
2011年3月	中国におけるインターネット上の模倣品対策手段の構築にかかる調査報告書
2011年3月	中国大手サイト上の知的財産権侵害対策の円滑化に関する調査報告書
2011年3月	中国製模倣品輸出手法分析に関する調査報告書
2011年3月	中国地方法令に関する調査報告書
2011年3月	中国での 2010 年展示会における模倣品調査報告書
2011年3月	大手インターネットサイト関連機関の既存システムに関する報告書
2011年3月	タオバオ、アリババ上の知的財産権侵害に関する処罰情報の公開システム現状と収益システム究明に関する報告書
2012年3月	江蘇省 TSB- 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2011 年次報告書
2012年3月	実用新案活用法と他社権利行使への対応に関する調査報告書
2012年3月	中国専利無効審判請求・訴訟における注意点に関する調査報告書
2012年3月	知的財産権関連共同研究の留意点に関する調査報告書
2012年3月	中国における模倣品の実態調査（ベアリングにおける模倣業者ネットワーク調査報告書）
2012年3月	自動車部品業界における模倣品生産拠点（ルート）の解明調査報告書
2012年3月	流通市場における模倣品実態調査及びそれに伴う行政摘発手法の簡易化、問題点の検証に関する調査報告書
2012年3月	中国における知的財産権に関する重要判例調査報告書
2012年3月	模倣品の内陸地域への出現動向及び模倣表示に関する比較調査報告書
2012年3月	税関知的財産権保護における権利者の義務に関する調査報告書
2012年3月	リスク分析による効果的な模倣品摘発に関する報告書
2012年3月	中国政府、企業との協力活動の実態に関する調査報告書
2012年3月	アリババ・タオバオ上の知的財産権侵害品・模倣品削除に関する分析調査報告書
2012年3月	タオバオ上での模倣品巧妙化状況に関する分析調査報告書
2012年3月	アリババ上の知的財産権侵害品状況に関するモニタリング調査報告書
2012年3月	インターネット上における知的財産権侵害の実務問題解決に関する法実務調査報告書
2012年3月	タオバオでの画面情報に基づく違法サイト削除事例集
2012年3月	アリババ・タオバオ以外の主要サイトに関する調査報告書
2012年3月	倉庫での所有者不明の侵害品の摘発における問題点及び改善点の調査報告書



3. 新制度把握と事業への活用

上海 IPG では、事業への活用または事業遂行上のリスク回避に資する情報の共有を目的として、各種の法制度の運用状況や法改正状況、新たな制度導入などについて情報を入手し、会員向けに提供している。あわせて、当該新制度等に関わる運用状況を確認するため、関連当局へのヒアリングなど実務に即した活動を実施している。

(1) 新法・法改正セミナーの開催（日系企業向け）

これまでに開催した新法・法改正に関わるセミナーのうち、主なものは次のとおりである。



「特許法改正」セミナー
 日時：2007年11月16日
 講師：上海市知的産権局
 上海市専利商標事務所
 主催：日本貿易振興機構上海センター

「中国独禁法」セミナー
 日時：2007年6月8日
 講師：フレッシュフィールズ・ブルックハウス・デリンガー法律事務所
 主催：フレッシュフィールズ・ブルックハウス・デリンガー法律事務所
 後援：日本貿易振興機構上海センター



国家工商行政管理総局国際合作司
謝冬偉処長

「インターネット商取引および関連サービス行為に関する管理暫定弁法」セミナー
 日時：2010年9月7日
 講師：国家工商行政管理総局
 主催：日本貿易振興機構上海センター



国家工商行政管理総局市場規範管理司
夏超氏

上海交通大学凱原法学院副院長
王先林教授



「独占禁止法ガイドライン」セミナー
 日時：2011年4月7日（木）15：00～17：45
 場所：ジェットロ上海事務所 大会議室
 講師：上海交通大学凱原法学院副院長王先林教授
 講演テーマ：中国独占禁止法実施における知的財産権問題

＜＜参加者の声＞＞
 「インターネット商取引および関連サービス行為に関する管理暫定弁法」セミナー後に回収した聴講者アンケートでは、満足度（やや満足以上）が91%であった。

(2) ハイテク企業認定管理弁法の運用に関する実態調査

2008年1月の「ハイテク企業認定管理弁法」施行にあわせ、上海IPG会員企業の有志により、各省市の担当部門（主に科学技術庁）へのヒアリングを実施した。ヒアリングの目的は、申請手続の詳細確認、ハイテク企業認定要素の不明点（実用新案権の扱い等）照会、税制以外の優遇措置の有無等について説明を受けることにあった。

参加企業：
オムロン/JUKI/
電装/パナソニック電工/
三菱電機

ヒアリング先：
上海市科学技術庁
浙江省科学技術庁
江蘇省科学技術庁
広東省科学技術庁
天津経済技術開発区委員会
重慶市科学技術委員会
蘇州国家高技術産業開発区委員会



■ヒアリング実施期間：2008年10月－2010年7月

■成果：

当初段階のヒアリングでは、当時不明であった申請条件の詳細（共同特許出願をハイテク企業認定の申請に使用できるかなど）を複数確認でき、以後の各社申請に有益な情報が得られた。また、後半のヒアリングでは、税制以外の関連優遇措置など、多方面の情報を得ることができ、企業活動の推進に資するものとなった。ヒアリングの結果得られた情報の大部分は、上海IPG会員全体で共有した。

<<参加者の声>>

弁法の解釈と運用の実態を把握すべく、江蘇省等7地域の科学技術庁等を訪問し、聞き込みをした。その結果、地域により解釈と運用に相当な差があること、認定申請に際して当局から得られる支援内容を確認でき、節税対策に有用な情報をメンバー企業に提供することができた。【久永道夫(前・上海IPGグループ長)】

(3) 偽造防止手段に関する情報収集・提供（製品偽造防止監督管理弁法）

模倣品の識別に有効なホログラム等の偽造防止技術を中国国内で使用する場合、2002年に施行された「製品偽造防止監督管理弁法」によって、申請による認定書の取得が義務づけられている。日本で開発された偽造防止技術を中国で販売する商品に使用する場合も、当該「認定書」取得が必要となるが、同「弁法」施行当初は周知化と運用が徹底されておらず、日系企業でも手続きを失念するケースがあり、処罰対象となる危険性も指摘された。

上海 IPG では、実態把握と制度理解深化のため、以下の通り関連する活動を実施した。

① 状況把握のための会員アンケート実施

② 同「弁法」管理部門(質量技術監督部門)への訪問・制度に関するヒアリング

③ 同「弁法」を管轄する国家政府部門からの説明会(上海 I P G 全体会合)

④ 「偽造防止技術」に関する調査報告書の刊行

■成果：

活動の実施により、偽造防止技術に関する制度、運用実態および偽造防止技術を使用する際の留意点が明らかになるとともに、上海 IPG 会員企業への関連情報提供がなされた。

■上海 I P G 会合での講演内容

【開催日時】：2008年7月17日 14:00～15:00

【テーマ】：

- ① 「産品防偽監督管理弁法」の概要と留意点
- ② 防偽技術の紹介

【講師】

- ① 全国工業産品生産許可証弁公室
防偽技術産品審査部 主任 陳錫蓉氏
- ② 質量技術監督 12365 投訴挙報查詢中心（上海）
商 思彪氏



(4) 中国 R&D 動向の実態把握（上海ハイテク・パーク視察ツアー）

中国における外資系企業の R&D（研究開発）の動向に関する情報ニーズの高まりを受け、上海市内の 2 箇所の大型科学技術園区（ハイテク・パーク）の視察ツアーを実施した。同園区の管理会社を訪問し、園区の概要、入居状況、優遇措置などについて説明を受けた。

また、園区に入居している研究開発型企業を数社訪問し、各社の研究開発戦略などについてヒアリングを行った。



<開催日時>

2008年10月24日（金）

<参加者数>

19名（上海 IPG 事務局含む）



亜新科技研發センター
(上海)有限公司



上海張江(集團)有限公司
(張江高科技園區の管理組織)



上海紫竹科学園區管理委員會



国家動物医学研究センター

■成果：

当該活動の実施により、上海市内の科学技術園区の概要、特徴および優遇措置の内容や、入居企業の実態などが把握でき、上海への研究開発拠点設立を検討する会員企業にとって有意義な情報収集の機会となった。

また、入居する中国系ハイテク企業の見学は、中国系企業の技術開発の現状、動向、および研究開発に対する意識などを知る良い機会となった。

<<参加者の声>>

大規模開発区の実態を把握すべく、視察ツアーを行った。広大な土地に多くの企業を誘致し、雇用創出と地域振興を図ろうとする上海市政府の意気込みを感じるとともに、進出に際するサポート体制を確認でき、開発区進出の検討に資する情報をメンバー企業に提供することができた。【久永道夫(前・上海 IPG グループ長)】

(5) 「専利法」改正後の行政執行に関するヒアリング（華東 IPO）

特許法違反行為に対する行政執行の詳細について、特許法改正の影響を含め確認することを目的として、立法・研究 WG 会員により、華東地区の知識産権局へのヒアリングを実施した。

■ヒアリング先、実施日：

2010年8月5日 浙江省知識産権局
2010年9月14日 江蘇省知識産権局
2010年10月27日 上海市知識産権局

■ヒアリング項目：

- (1) 知識産権局への申立請求事項、処罰の範囲には何を記載できるか
- (2) 行政機関による侵害事実・証拠の調査方法
- (3) 侵害事実・証拠等の証拠保全
- (4) 侵害鑑定 / 技術鑑定
- (5) 調停手続、効力・・・等



江蘇省知識産権局陳処長、王氏



ヒアリングの様様

■成果：

各知識産権局からは、行政執行の実施状況、手続の詳細（口頭審理、和解手続、鑑定手続等）、知識産権局の権限等について、詳細な説明を受けることができた。結果的に、立法・研究 WG 内での当初の疑問は解消された。

<<参加者の声>>

- ヒアリングを通じ、地方によって手続きの面、法律判断面、調査時にそれぞれ差異が存在することが分かった。
- 今後の実際案件対応時に役に立つと思う。

4. 企業間情報共有

日系企業の中国における特許実務に資する情報を提供するため、特許WGにおいては、メンバーの関心が高い課題について、複数のアンケート・ヒアリングを実施した。当該活動の実施により、IPG 企業間の情報交換・共有をより一層促進するとともに、IPG 外部への情報収集と交流も実現できた。主な活動概要は下表の通りであった。

■アンケート

実施日	実施対象	内容
2010年5月20日	上海 IPG 会員	特許クリアランスの運用事態（第1回）
2010年9月16日	上海 IPG 会員	①明細書チェック項目策定 ②職務発明創造および報奨金の約定 ③特許クリアランスの運用実態（第2回） ④専利法改正後の運用課題
2011年7月21日	上海 IPG 会員	外資企業の中国における共同研究の実態

■ヒアリング(2011年)

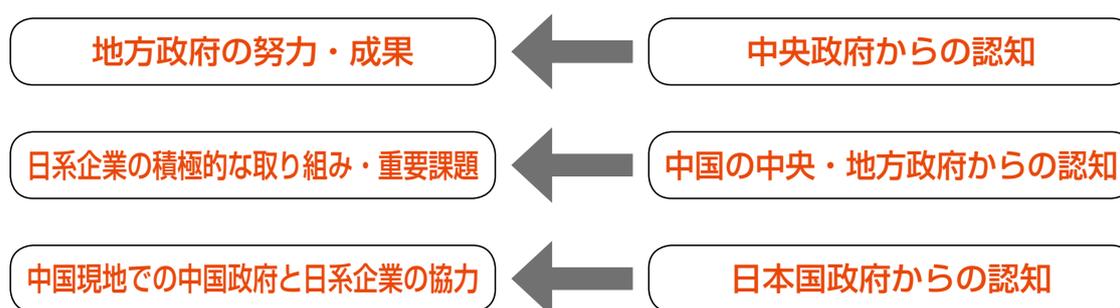
実施日	ヒアリング先	テーマ・項目
2011年5月18日	シャープ社	外資企業の中国における共同研究実態 ①権利の帰属 ②権利実施 / 不実施場合の扱い ③出願際の扱い ④対価の支払い、利益の分配 ⑤紛争解決措置 ... 等
2011年5月24日	トヨタ社	
2011年9月13日	GE 社	
2011年9月13日	BOSCH 社	
2012年2月29日	オムロン社	
2012年3月14日	日立社	
2011年12月20日	吉利社	中国企業の実用新案活用： ①出願の概況： 外国への出願件数、外国出願率、特許の実施率 ... 等
2011年12月20日	宝鋼グループ (BAOSTEEL)	②特許調査の状況： 調査手法、使用データベース、他者権利抵触時対応 ... 等

第八章 知的財産権に関連する中国政府当局との交流・協力促進

1. 中国政府部門からの理解促進

上海 IPG では、模倣品問題など中国における知的財産権関連諸問題を改善するためには、中国と日本等諸外国の政府・企業（産業界）、権利者と消費者など、関係する各国・各界・各階層が、相互理解のもと、連携・協力を強化しつつ各種の取り組みを進めてゆく必要があると認識している。実際に、上海 IPG は、多数の日系企業の参加と日本政府の支援により、中国政府をはじめとする各方面からより確実な認知を得、より強力な影響力を発揮することで、その理念である健全な社会経済の実現を目指している。

上海 IPG は、従来の活動において、特に以下の各方面に関する理解促進を目指す活動を行っている。



(1) 「Best Practice Award」「貢献部門感謝式」の開催

<背景・趣旨>

知的財産権制度が急速に整備される中国では、近年、法執行部門の努力により多くの知的財産権保護行動が実行に移されている。中には先例としての価値の高い優れた判断をなした案件、当局と権利者との連携が円滑に行われた案件、消費者保護に寄与する活動など、知的財産権保護推進への影響力が大きい活動が多数存在している。

中国で知的財産権保護に取り組む日系企業団体である IPG が、日本政府からの支援の元、中国政府の取り組みや成果を会員内で取りまとめ、感謝の意を表する式典を開催し、その成果を公表・PR することは、中日の相互理解促進、知的財産権保護の推進など多方面に好影響を及ぼすことが期待される。

こうした会員ニーズより、中国 IPG では 2007 年、グループ長会議にて同趣旨の式典開催を決定、これまで、「IPG Best Practice Award 2007」（2008 年 4 月開催）、「2008 中国知的財産権保護貢献部門感謝式」（2009 年 5 月開催）、「2009 中国知的財産権保護貢献部門感謝式」（2010 年 5 月開催）、「2010 中国知的財産権保護貢献部門感謝式」（2011 年 5 月開催）と計 4 回の式典を開催した。

<開催概要>

「Best Practice」や「貢献部門」の選定にあたっては、中国 IPG 会員より推薦（エントリー）を受け、公開で委員を募り組織した選定委員会を開催、事前に決定した選定プロセスに基づき、会員より

推薦された多数の案件・部門の中より、①協力性・公平性、②先進性・戦略性、③積極性・自主性、④結果・影響力などを指標とし、厳正な検討をおこなった上で、最も感謝すべき10の案件・部門を選定している。

式典は原則として、IPG 会合または中国政府主催の関連会議等の終了後、晩餐会形式で開催している。式典開催においては、日中両国の政府関連部門の代表、華東地区の政府関連部門の代表などを招聘し、講話や謝辞をいただくとともに、選定された案件・部門の発表、謝辞表明や記念撮影を行っている。

過去4回の式典開催概要は以下の通りである。

【Best Practice Award 2007】

日時：2008年4月27日

場所：上海国際会議中心

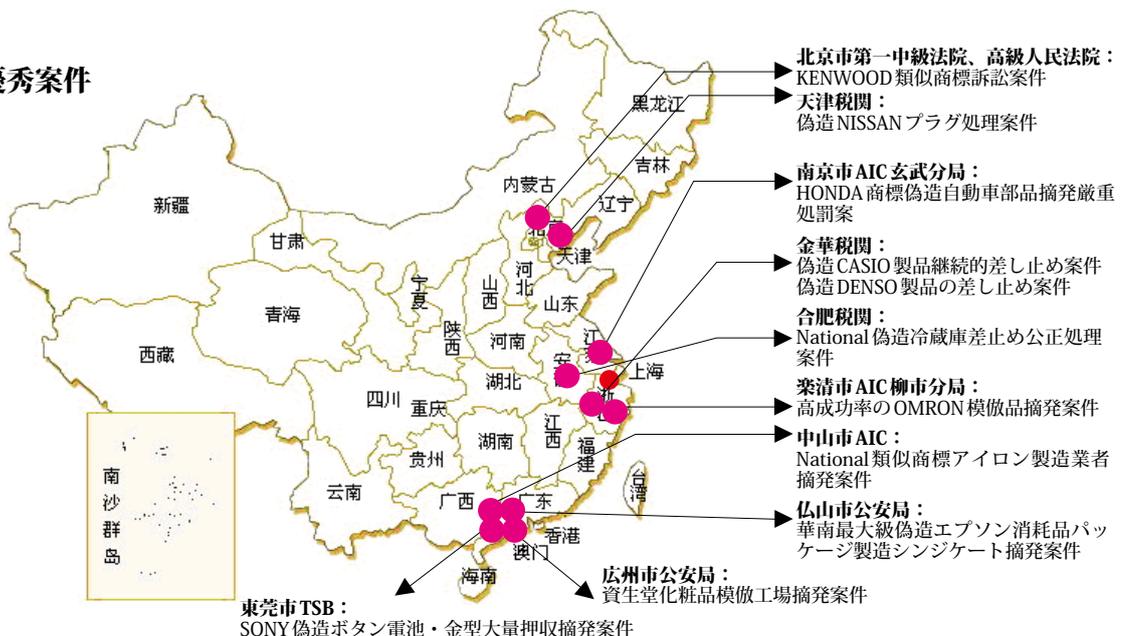
開催形式：「中国知的財産権保護ハイレベル・フォーラム（国家主催）」JETRO 招待晩餐会

参加者：計265名

（来賓（日・中方））

- ・中国国家保護知識産権工作弁公室 副秘書長 温再興氏
- ・商務部条法司知識産権処 処長 陳福利氏
- ・上海市知識産権局 局長 陳志興氏
- ・上海市保護知識産権挙報投訴服務中心 主任 陳祖堯氏
- ・北京市知識産権局 副巡視員 楊久明氏
- ・在上海日本国総領事 隈丸優次氏
- ・日本国経済産業省 模倣品対策・通商室 専門官 分部悠介氏
- ・日本貿易振興機構（ジェトロ）上海センター 所長 大西康雄氏

■ 2007 優秀案件



第二部 ▶▶ 具体的活動の事例と概要



参加した貢献部門代表者の皆様



晩餐会の模様



貢献部門代表者の受賞



貢献部門代表者の受賞

■当時の日系各メディアでの報道事例



NHKでの報道



経済発展と共に国際レベルで競争力を高める中国の貿易政策と法務執行状況が、4月25日の中国国務院対外経済協力センターの前後に、本年も、著作権・商標権・特許権侵害訴訟増加と違法製造品の撤去の実行難航や結果が、各メディアで報じられた。

その確立状況下、これまで16年から四年4月下旬に北京で実施されてきた「中国国務院対外経済協力センター・フォーラム」が、初めて上海で開かれた。また、これまで北京で開催されてきた「中国国務院対外経済協力センター・フォーラム」も同時開催された。

今回のフォーラムでは、「中国国務院として過去の対外経済協力を回顧し、グローバル化など新動向を踏まえる社会情勢の中で、新たな知財保護の取組を加速させ、さらなる貿易発展と国家経済の発展を目標とすることを示す」と、「権利者・投資者・発明者」がテーマとして挙げられた。



【2008 貢献部門感謝式】

日時：2009年5月21日

場所：上海国際会議中心

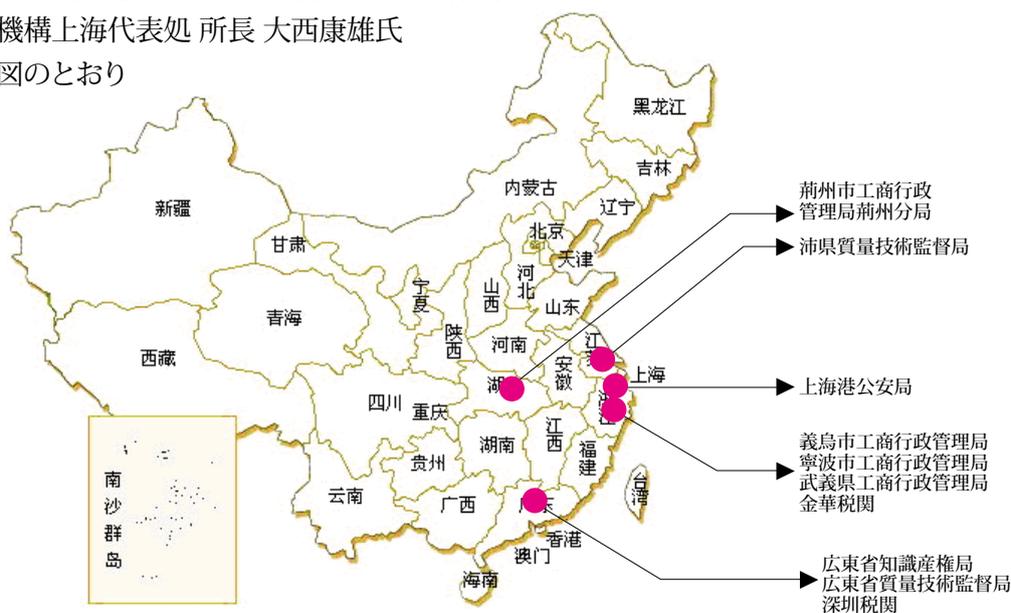
開催形式：「中国知的財産権保護促進シンポジウム（上海 IPG/JETRO 主催）」晩餐会

参加者：計 150 名

（来賓（日・中方））

- ・国家知識産権局 保護協調司 副司長 武曉明氏
- ・上海市知識産権局 政策法規処 処長 顧勇華氏
- ・浙江省知識産権局 副局長 吳堅氏
- ・江蘇省知識産権局 副局長 支蘇平氏
- ・広東省知識産権局 協調管理処 郭亜青氏
- ・日本国駐上海総領事館副領事 石井哲也氏
- ・経済産業省 製造産業局模倣品対策・通商室長 田川和幸氏
- ・日本貿易振興機構上海代表処 所長 大西康雄氏

選定貢献部門：下図のとおり



参加した貢献部門代表者の皆様



貢献部門代表者の受賞模様



貢献部門代表者の受賞模様



江蘇省知識産権局陳蘇寧処長



シンポジウムでの講演

【2009 貢献部門感謝式】

日時：2010年5月20日

場所：Hayatt on the Band Shanghai

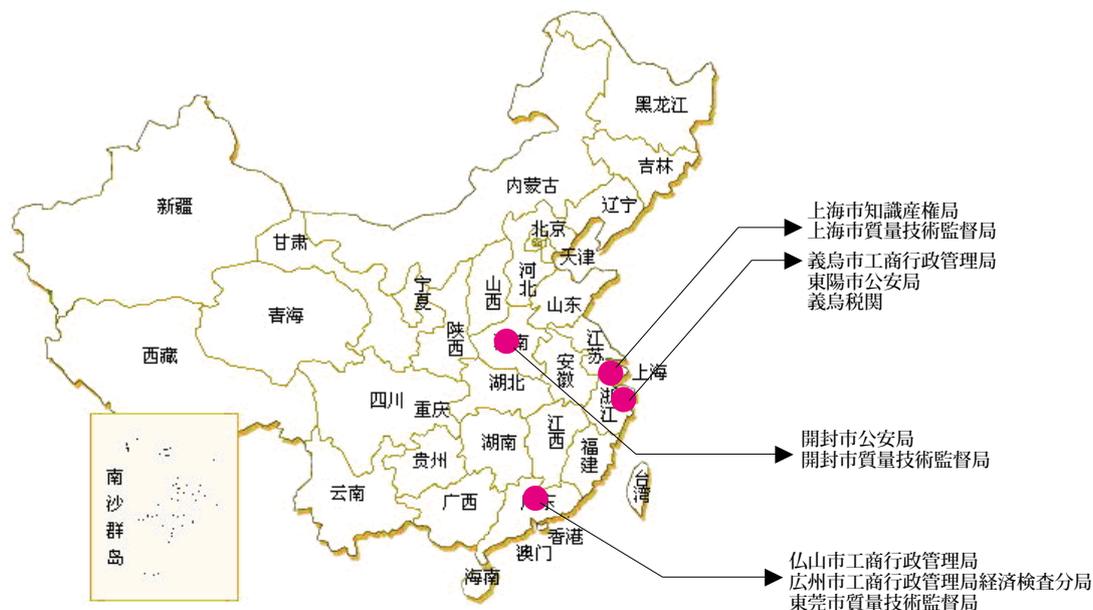
開催形式：「第46回上海IPG全体会合」晩餐会

参加者人数：計140名

(来賓(日・中方))

- ・ 商務部 条約法律司 副巡視員(副司長) 楊国華氏
- ・ 国家質量監督檢驗檢疫総局 執法督查司 副巡視員(副司長) 馬雪冰氏
- ・ 海関総署 政策法規司 知識産権処 処長 李群英氏
- ・ 江蘇省知識産権局 副局長 黄志臻氏
- ・ 浙江省知識産権局 副局長 吳堅氏
- ・ 日本国經濟産業省 模倣品対策・通商室 室長 三橋敏宏氏
- ・ 日本国特許庁 國際課 課長補佐/模倣品対策班長 長橋良浩氏
- ・ 日本国駐上海総領事館 首席領事 平木場弘人氏
- ・ 日本国駐上海総領事館 領事 垣見直彦氏
- ・ 日本貿易振興機構上海センター 所長 大西康雄氏
- ・ 日本貿易振興機構在外企業支援・知的財産部 知的財産課 課長 吉村佐知子氏

選定貢献部門：下図のとおり



日本国經濟産業省
三橋敏宏室長



中国商務部
楊国華副司長



2009年度貢献部門
代表者の皆様



上海IPGグループ長からの
記念品授与

【2010 貢獻部門感謝式】

日時：2011 年 5 月 19 日

場所：上海龍之夢麗晶大酒店

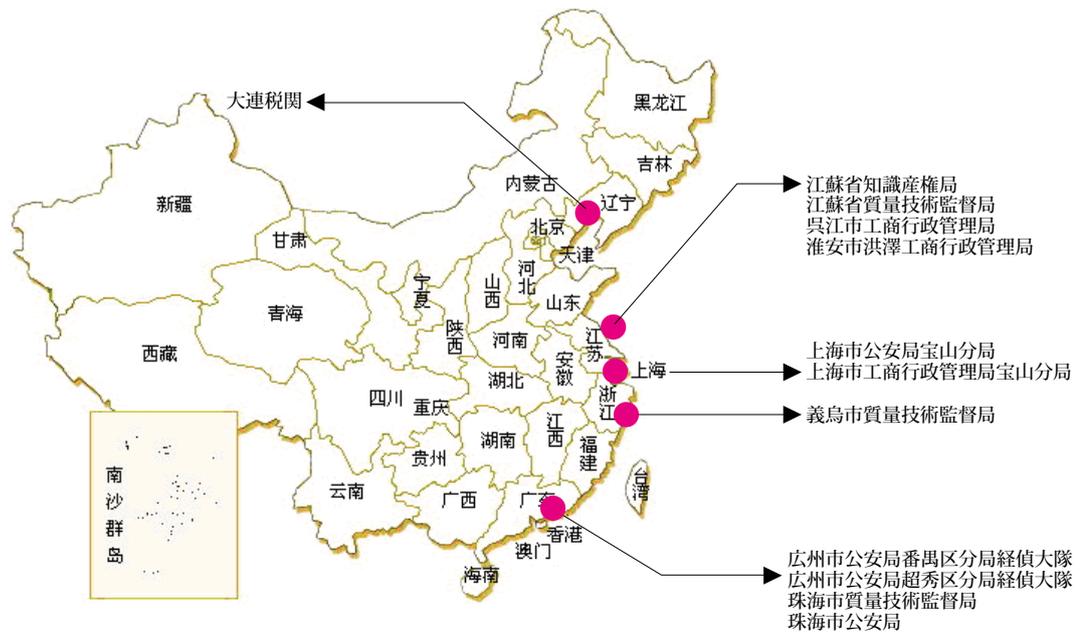
開催形式：「第 52 回上海 IPG 全体会合」晚餐会

参加者人数：計 150 名

(来賓 (日・中方))

- ・ 商務部 条約法律司 副司長 楊国華氏
- ・ 国家質量監督檢驗檢疫總局 執法督查司 副巡視員 (副司長) 馬雪冰氏
- ・ 税関総署 政策法規司 副司長 陳旭東氏
- ・ 江蘇省知識産権局 局長 朱宇氏
- ・ 浙江省知識産権局 副局長 吳堅氏
- ・ 日本国經濟産業省 模倣品対策・通商室 室長 三橋敏宏氏
- ・ 日本国特許庁 国際課 課長補佐／模倣品対策班長 長橋良浩氏
- ・ 在上海日本国総領事館 首席領事 平木場弘人氏
- ・ 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 在外企業支援・知的財産部 部長 児山 信之氏
- ・ 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 上海代表処 所長 三根 伸太郎氏

選定貢獻部門：下図のとおり



日本貿易振興機構
在外企業支援・知的財産部
児山 信之 部長



中国商務部 条約法律司
楊国華 副司長



税関総署
政策法規司
陳旭東 副司長



2010 年度貢獻部門
代表者の皆様

第二部 ▶▶▶ 具体的活動の事例と概要

<活動の評価>

●各種報道による宣伝効果と知的財産権保護への社会的機運醸成

これまで開催した計4回の式典には、多くの報道関係者が参加し、日本のNHKを始めとして、テレビ、新聞、雑誌、およびインターネットなど各種メディアを通じて式典開催に関連する多数の報道がなされた。

中国政府の各地での知的財産権保護に関する優れた取り組みや成功事例等が日本や中国で報道されることで、中国各地の政府法執行部門の業務に対するモチベーション向上が期待され、中国政府の積極的な取り組みについて中国や日本での認知度が向上することで、全社会的な知的財産権保護への社会的機運の醸成も期待される。

●被選定部門との協力強化および法執行活動の活発化

毎年の式典開催後には、被選定部門による法執行活動等について、次のような積極的効果があったことが、IPG 会員からの声として寄せられている。

- ◆選定当局による自主的な摘発の増加
- ◆選定当局による刑事移送の促進
- ◆選定当局の業務意欲向上
- ◆選定当局とのコミュニケーション円滑化

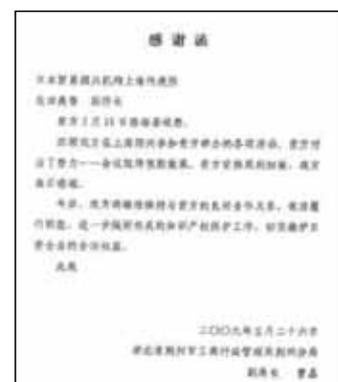
<< IPG 会員の声 >>

感謝対象：金華税関

- 式典開催後の疑義品発見通知の際、代理人を通じて差押え品の写真送付を依頼したが時間を要したため、直接電話で依頼したところ速やかな対応がなされてきた。また、税関差し止め手続きにおいて不明な点が生じた際、同税関に問い合わせたところ丁寧に説明してくれた。
- 2005年から07年にかけて、合計12件であった差し止め件数が、「Best Practice Award 2007」開催後の2008年には、1年間で過去累計を超える13件の差し止めを行っていただいた。

感謝対象：荊州市工商行政管理局荊州分局

- 式典開催直後に同局より、「今回の受賞と式典への招待は非常に光栄なことであり、今後とも積極的に知的財産権保護に取り組みたい」との感謝状が届いた。



荊州市工商行政管理局
からの感謝状

感謝対象：上海港公安局

- 式典に参加した同局の経偵隊長より、「今後、刑事立件したい案件があれば直接連絡してほしい」と、連絡先を教えてくれた。

感謝対象：仏山市公安局

- 式典開催後の2008年11月、大規模な違法パッケージ業者の摘発を、順徳市の公安部門との協力によって実施してくれた。仏山市公安局が「我々の業務が権利者や関連団体から評価され、政府高官の前で顕彰を受けることは今後の業務の大きな励みになる」と言っていたように、式典開催後の本案件の捜査が非常に活発に進められた印象を受けた。

感謝対象：深川税関

- 2009年5月27日の式典開催後、それまで過去1年間の累計差止め件数10件（押収品数約4000点）だったのに対し、8月末までの3ヶ月間で計7件の差止め（押収品数約2700点）を成功させることができた。

感謝対象：義烏市工商行政管理局

- 式典開催後、これまで続けてきた対話や協力活動がさらに活発になり、1ヶ月後の2008年6月には、開催を希望していた義烏市内の大規模市場の管理者および店舗経営者とのセミナー／意見交換会が実現した。同局が積極的に協力してくれると同時に、当日も複数の方に参加いただいた。
- 同局は、当該年度に7件の行政摘発を実施したが、式典開催後の案件では倉庫の自主摘発実施後に刑事移送を実施してくれた。刑事移送にあたっては、過去の摘発案件における違法経営額も加算するなど、積極的に刑事移送基準を満たすような認定手続きをおこなっていただいた。
- 式典に参加した同局上層部が、担当部署に対して推薦企業商品を重点商品として対策を進めるよう指示、これにより積極的な取締りが実施されるようになった。

IPG 会員からは、上記のような感謝対象当局への声だけでなく、「優れた行政機関と式典の席で交流ができ良い経験となった」、「式典に日本本社からの出張者を呼び、本社側と行政機関の交流が図れ、また本社側による成果確認にもつながった」、「社内の模倣対策への注目度が上がった」等の声も寄せられた。

(2) 江蘇省人民政府との交流座談会

2009年8月4日に江蘇省南京市において、日系進出企業と江蘇省人民政府の交流座談会が行われた。日本側からジェットロ副理事長、駐上海日本国領事、日系企業の代表が参加し、中国側から江蘇省人民政府副秘書長その他の関係者19名が参加し、投資環境等に関する意見交換を行った。上海IPGグループ長岩間孝夫氏が、江蘇省各関連部門の日頃の尽力に謝意を述べるとともに、知的財産保護制度の解釈・運用に関する共通理解を深めるため、更なる交流促進を求めた。同時に、世界金融危機の影響で日系企業が知的財産権保護予算の削減を余儀なくされる状況を説明し、江蘇省の関連政府部門の自主的な取締の強化を求めた。



(3) IIPPF ミッション

2009年12月10日、日本国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）ミッションが中国各当局を訪問した際、上海IPG副グループ長松島重夫氏が参加し、上海IPGと華東政府部門との従来活動の報告書を中国中央政府部門に手交した。当日の会議では、模倣品ビジネスに関わる間接関係者に対する罰則の拡大強化や、再度の模倣品製造・販売行為に対する対策の強化について検討が行われた。



(4) 江蘇省質量技術監督とのブランド保護連携フォーラム（ジェットロTV）

第一部第二章で紹介したとおり、上海IPGは、江蘇省質量技術監督局との間で、ブランド保護連携フォーラムを設立し、諸活動を展開している。2008年には、フォーラム活動の周知化、日本での活動への理解醸成等を図るため、フォーラム活動を素材とした番組を作成し、テレビおよびインターネットで放映した。番組では、上海IPG会員社の模倣品対策をストーリーの中心に据え、上海IPGと江蘇省TSBとの取り組みを紹介した。



2. 中国政府部門との交流プラットフォーム

IPG では、中国の中央・地方政府部門との交流活動を複数ルートで継続している。以下に代表的な交流活動の内容を紹介する。

(1) IPG－中央政府間の独自交流

IPG では、近年独自に中央政府との交流を行っている。主な内容は、①中央政府部門への地方知的財産権関連部門との交流活動の内容・成果の報告および今後の活動発展への中央政府からのアドバイス取得、②活動成果の他地域への展開（中央政府部門向け要望）、③政府－企業間交流の円滑化・有効性向上手段の検討、④IPGの模倣品対策にかかる主要課題の検討等であり、活動内容は上海IPGが中心になって検討・構築した。2011年に開催した中央政府（税関除く）との交流会は次のとおりである。

2011年5月20日 IPG－商務部/国家質量監督檢驗檢疫総局意見交換会

2011年9月7日 工商行政管理局との意見交換会

2011年10月12日 IPG－国家司法行政部門交流会

<IPG－商務部/国家質量監督檢驗檢疫総局交流会>

【日時】 2011年5月20日(金) 9:00～11:30

【場所】 龍之夢大酒店 5階 晶松庁

【参加者】 (中方) 商務部 条約法律司 副司長 楊国華氏
国家質量監督檢驗檢疫総局 執法督查司 副司長 馬雪冰氏
(日方) IPG代表、日本貿易振興機構代表 計16名

- 【概要】 ①IPG活動概要の紹介・謝意表明
②北京IPG実務担当者連絡・研修会活動報告及びAQSIQへの交流依頼
③上海IPG-江蘇省質量技術監督局ブランド保護連携フォーラム活動紹介
④上海IPGミシン業界活動紹介
⑤上海IPG自動車・自動車部品WG活動紹介
⑥国家政府からの所感表明/意見交流



<IPG－中国司法行政部門交流会>

【日時】 2011年10月12日(水) 9:00～12:00

【場所】 商務部内会議室

【参加者】 (中方) 商務部、最高人民檢察院、最高人民法院、公安部、国家工商行政管理総局
国家知識産権局、国家版權局
(日方) 経済産業省、特許庁、日本貿易振興機構
IPG代表企業：トヨタ(中国)、理光(中国)、マツダ(中国)、シャープ(中国)、ホンダ(中国)、オリンパス(中国)

- 【概要】 ①IPG活動概要の紹介・謝意表明
②IPGでの知的財産権侵害押収品の価格認定に関する取組みの紹介
③IPGでの再犯等悪質事業者への適正な処罰の強化に向けた取組みの紹介
④IPGでのネットワーク犯罪への取組み、事例紹介
⑤中国政府部門からの所感表明/意見交流



(2) 華東知識産権局との交流

知識産権局は、特許権・実用新案権・意匠権に関する監督管理を担うとともに、知的財産権に関連する他の行政部門との調整役を担う機関である。

上海 IPG では、技術移転や特許権関連のテーマについてのニーズの高まりを受け、2008 年前後より国家知識産権局や華東地区（江蘇省・浙江省・上海市）の知識産権局との交流を深めてきた。

【中国知的財産権保護促進シンポジウム】

<背景・趣旨>

中国において知的財産権に関わる法律規定の完備が進む中、高い経済成長と産業の高度化も相まって、日系企業による中国への技術移転が増加し、中国における知的財産権の創出・保護・活用がますます重要視されている。また模倣品対策など権利保護の分野においては、悪質化・巧妙化する権利侵害へ対応するため、知的財産権侵害品の取り締まり権限を持つ各行政機関との更なる連携強化が求められる。

こうした背景から、上海 IPG では 2009 年 5 月、国家知識産権局および上海市・江蘇省・浙江省の各知識産権局の協力のもと、改正「専利法」の活用を中心とした中国知的財産権戦略に対する認識を高めると同時に、権利保護のための各行政機関との経験交流・連携促進を図ることを目的として、「知的財産権保護促進シンポジウム」を開催した。

<開催概要>

日時：2009 年 5 月 21 日 場所：上海国際会議中心

主催：上海 IPG / 日本貿易振興機構上海センター

後援：日本国特許庁 / 上海市知識産権局 / 江蘇省知識産権局 / 浙江省知識産権局

参加者：計 148 名

<主な来賓>

国家知識産権局保護協調司 副司長 武曉明氏
 浙江省知識産権局 副局長 吳堅氏
 江蘇省知識産権局政策法規処 処長 陳蘇寧氏
 日本国駐上海総領事館副領事 石井哲也氏
 経済産業省模倣品対策・通商室 室長 田川和幸氏



研討会の主席台

次第：

—開会式—

開会挨拶：大西康雄氏〔日本貿易振興機構上海センター所長〕 / 吳堅氏〔浙江省知識産権局副局長〕
 政府代表講話：石井哲也氏〔日本国駐上海総領事館副領事〕 / 武曉明氏〔国家知識産権局保護協調司副司長〕
 主催者代表（ジェトロ理事長）メッセージ：〔※司会者代読〕

—第 1 部— 国家知的財産戦略の貫徹・専利保護強化活動状況及び改正後中国専利法解説

講演：陳蘇寧氏〔江蘇省知識産権局政策法規処処長〕
 講演：李宗保氏〔浙江省知識産権局執法処〕
 講演：顧勇華氏〔上海市知識産権局政策法規処処長〕

—第 2 部— 権利保護における行政と企業の協力の重要性～事例の紹介～

講演（IPG 代表）：何浩前氏〔広東 IPG 幹事 / パナソニック・チャイナ〕
 講演（地方工商行政管理局代表）：曹学健氏〔義烏市工商行政管理局副局長〕
 講演（地方税関代表）：楽培宏氏〔金華税関副関長〕
 講演（地方質量技術管理局代表）：李紹磊氏〔沛県質量技術監督局隊長〕
 講演（地方知識産権局代表）：郭亜青氏〔広東省知識産権局協調管理処〕

—総括・閉会挨拶— 田川和幸氏〔経済産業省模倣品対策・通商室室長〕

【各省市知識産権局との個別交流】

華東地域の知識産権局との個別交流に関し、以下にその一部を紹介する。

上海市知識産権局

①中国知的財産権保護ハイレベル・フォーラムでの講演

国家知識産権局、上海市人民政府等が主催した中国最大の本フォーラムにおいて、上海 IPG グループ長久永道夫氏、日本貿易振興機構上海センター所長大西康雄氏がパネリストとして講演し、知的財産権の保護・活用の経験を紹介した。

中国知的財産権保護ハイレベル・フォーラム

【日時】2008年4月21日

【場所】上海国際会議中心

【開催目的】グローバル化・競争発展途上の環境のもと、企業が技術創造と知識財産の保護・運用を通じ、国際競争力を強化し、国際舞台で成長・発展するため、国内外の優秀企業が知識財産の管理、保護および運用の成功事例、経験を交流する。

【議事次第】(抜粋)

—第二プログラム—

知的財産権戦略／企業競争力の鍵となる戦略

日本の知的財産立国戦略の実践と経験

日本経済産業省大臣官房審議官(羽藤秀雄氏)

—第三プログラム—

知的財産権の創造と運用／グローバル化マーケットビジョン

企業の知的財産権戦略実施における政府の役割と作用

日本貿易振興機構上海センター所長(大西康雄氏)

—第四プログラム—

知的財産権保護：戦略と発展

知的財産権保護の挑戦：工業界の責任

上海 IPG グループ長(久永道夫氏)



上海 IPG グループ長久永道夫氏の発言

②上海知識産権保護状況発表会での発言

上海市知識産権局連席会議主催の本発表会においては、2007年度の上海市知的財産保護状況および上海市行政執法と刑事司法に関連した情報プラットフォームについて紹介された。日本貿易振興機構上海センター所長大西康雄氏より、2007年度の上海と上海市関連当局との交流内容等について紹介した。

上海知識産権保護状況発表会

【日時】2008年4月25日

【場所】上海花園飯店

【紹介した主な交流内容】

- 上海市知識産権局との知財啓発イベント(大学生ボランティアによる街頭での活動)
- 上海市版權局との日本企業内ビジネスソフトの正規版化支援活動
- 上海市質量技術監督局との真贋識別用偽造防止手段に関する情報発信
- 上海税関からの日本企業向け講演・上海 IPG との意見交換会
- 上海市工商行政管理局との真贋識別セミナー

上海知識産権保護状況発表会の模様



③特許文献検索システムの説明会

【日時】 2009年7月14日

【場所】 上海市知識産権局 规划發展処

【概要】 中国の特許データベース調査の一環として、上海IPG特許WGが上海市知識産権局を訪問し、当時サービスを開始した上海市知的財産権情報プラットフォーム (<http://www.shanghaiip.cn/>)の開設趣旨・概要の説明、および特許文献検索システムの特徴・操作方法の説明を受けた。



【特許WGコメント】

上海IPOによる知的財産権情報プラットフォームの構築と公開は、国内外の製造業を中心とする営業主体に対して非常に高い利便性を提供する取り組みと思います。今後も引き続き権利者や公衆との交流の中で社会のニーズを汲んでいただき、知的財産権情報プラットフォームの更なる機能強化/利便性向上を図るとともに、知的財産権重視の社会気運を高めていただきたいと思います。

④第二回東亜地区知識産権法律研討会

【日時】 2011年6月23日

【場所】 上海龍之夢大酒店四階大宴会厅

【主催】 日本貿易振興機構上海事務所、大韓貿易投資振興公社上海代表処、上海市華東理工大学

【主な来賓】 上海市知識産権局 局長 呂国強氏

上海市公安局經濟犯罪捜査総隊 副総隊長 湯錫良氏

上海市工商行政管理局 市場規範監督管理処 副処長 李立力氏

上海税関 法規処副処長 姚漪娟氏

上海市金山区人民法院 副院長 黎淑蘭氏

【概要】 東アジア三カ国の知的財産法学及び実務研究を目的として、《第二回東亜地区知的財産権法フォーラム》を開催した。“インターネット上での知的財産権侵害の法規制とその対策”をテーマに議論し、日、中、韓三カ国の交流と協力関係促進の基礎を固めた。第1回フォーラム(2009年3月)に続き、フォーラムの冒頭には、上海市知識産権局の呂国強局長より冒頭挨拶がなされ、本フォーラムの必要性和効果について言及した。その後、上海市関連政府部門からの講演、日本・韓国企業の知的財産権保護状況の説明、タオバオ社からのネットサービス提供者の使命についての講演、参加者内での意見交流が行われた。



江蘇省知識産権局

①「日本貿易振興機構上海事務所と江蘇省知識産権局との知的財産分野における協力覚書」の締結

上海 IPG 事務局である日本貿易振興機構上海事務所と江蘇省知識産権局との従来からの協力関係を更に発展させるとともに、江蘇省において従来以上に先進的かつ模範的な知的財産権保護活動を実施するための体制を構築し、巧妙化する権利侵害行為等各種知的財産権関連問題への対応を充実化するため、両者の協力覚書を締結した。

覚書調印式の模様

【日時】 2009年9月7日

【場所】 南京中心大酒店

【概要】 江蘇省知識産権局局長および日本貿易振興機構上海センター所長の挨拶後、覚書の内容を読み上げ、覚書に署名

【覚書の主な内容】

- 協力交流体制：共同で「知的財産協力交流委員会」を設立し、交流年度計画を作成・実行
- 共同研究：知的財産関連のテーマについて、必要に応じ両者共同で研究実施
- 研究会開催：知的財産の発展動向把握、成功経験交流等のため、知的財産研究会を開催
- 相互交流の促進：知財戦略の学習、専門トレーニング等を目的に、相互の視察交流に協力
- 広報の強化：協力の成果広報を協力して実施



覚書調印式への参加者



日本貿易振興機構上海センター所長と
江蘇省知識産権局長の会談

②日中（江蘇）知的財産検討会の共同開催

上海 IPG では、江蘇省知識産権局との間で、2009 年より「日中（江蘇）知識産権検討会」を毎年開催している。以下に過去 2 年間の開催概要を紹介する。

【日時】 2010年6月2日(水)

【場所】 南京中心大酒店

【概要】 江蘇省の政府部門、企業及び仲介サービス機構に対し、日本における知的財産権の出願と保護の現状を紹介し、中国の知識産権発展を促進することを目的として、本検討会を開催した。本検討会では、日本の知識産権制度、国家知財戦略、民間企業の知財管理活動の3方面から、日本の知識産権に関する実務及び経験を紹介した。

【上海 IPG/日本貿易振興機構からの講演内容】

- 日本知識産権制度(特許、商標、著作権等)の紹介
講師：上海恩田商標代理有限公司 総経理 夏宇氏
- 日本における国家知財戦略実施の内容および経験の紹介
講師：長島・大野・常松法律事務所 分部悠介氏
- 日本企業の知識産権管理活動、知識産権戦力実施に関する手法および経験の紹介
講師：日本貿易振興機構 北京センター 小池清仁氏



【日時】 2011年5月31日(火)

【場所】 南京中心大酒店

【概要】 江蘇省所在の日系・中国系企業の知財管理活動を支援することを目的として同検討会を開催した。本検討会では、中国の商標制度、商標出願手続と商標権保護手段、日本の商標制度・最近の動向、および商標出願手続と商標権保護手段の四つの方面から、中日の商標権に関する実務及び経験を共有した。

【講演内容】

- 中国商標制度の紹介
講師：江蘇省工商行政管理局商標処 副処長 劉銓氏
- 中国における商標出願手続及び商標権保護手段
講師：新蘇商標代理事務所 弁護士 孫小青氏
- 日本の商標制度の紹介
講師：日本貿易振興機構北京事務所 知識産権部部长 谷山稔男氏
- 日本における商標出願手続および商標権保護手段
講師：上海恩田商標代理有限公司 総経理 夏宇氏



③在華日系企業向け中国特許実務セミナーの共同開催

【日時】 2011年7月12日(火)午後

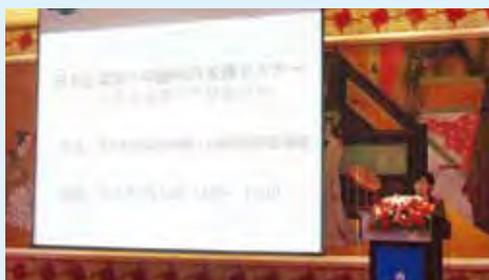
【場所】 無錫市日航ホテル

【概要】 日本貿易振興機構上海事務所と江蘇省知識産権局が締結した備忘録に基づく協力事業の一環として、開催地（無錫市）知識産権局の協力を得て、江蘇省所在の日系企業に知的産権サービスを提供し、日系企業における知的財産権関連業務の円滑化、充実化を更に促進するため、本セミナーを実施した。

当日には、日本貿易振興機構上海事務所と無錫市知識産権局との意見交流を実施し、主に同局の業務概要及び無錫での知的財産権保護現状の紹介がなされた。

【講演内容】

- 行政手段による特許権侵害への対応
講師：江蘇省知識産権局専利執法処処長 陳蘇寧氏
- 特許権侵害の判定と法律責任
講師：江蘇省高級人民法院 知識産権庭副庭長 湯茂仁氏
- 江蘇省における特許出願の手法紹介
講師：東南大学教授 王之梓氏

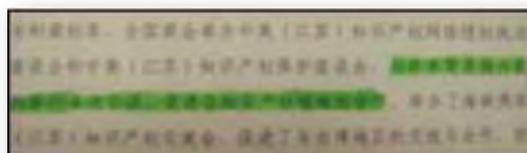


④江蘇省知識産権発展及び保護状況への活動掲載

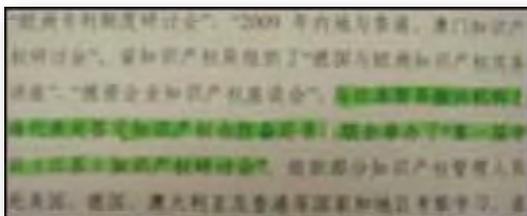
江蘇省知識産権局と上海 IPG / 日本貿易振興機構の交流については、江蘇省知識産権局が発行した「2008/2009/2010/2011 年江蘇省市知識産権発展及び保護状況」においても適宜紹介されている。



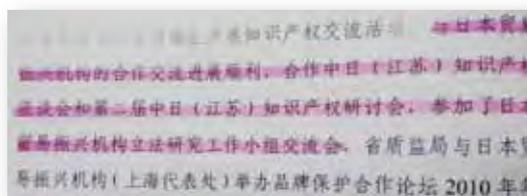
2007、2008、2009、2010年度の白書



2008年度掲載部分



2009年度掲載部分



2010年度掲載部分

浙江省知識産権局

① 企業創新經濟および知的財産権戦略研討会での講演

浙江省内企業等の競争力強化・継続的な発展、中外知的所有権分野の交流強化を目的として開催された本研討会では、浙江省知識産権局と日本貿易振興機構が協力機構として会議に参加した。日本貿易振興機構上海事務所からは、“日本企業知的所有権制度の管理と保護”をテーマとして、上海 IPG 企業の経験についての講演を行った。

【日時】 2007年4月20日 終日

【場所】 杭州市之江飯店

【主催】 浙江省知識産権研究会、浙江省発明協会、杭州知識産権促進会

【協力】 浙江省知識産権局；杭州市知識産権局
中国外商投資企業協会優質ブランド保護委員会
日本貿易振興機構

【参加者】計98名

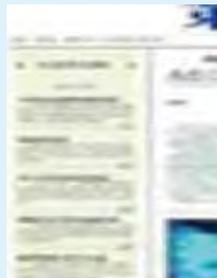
中方：国家知識産権局 趙梅生処長、浙江省知識産権局、浙江省知識産権研究会、
杭州知識産権促進会等60名

外国人：上海IPG代表、日本貿易振興機構上海センター 等20名

メディア：中国知識産権報、第一財經日報等国家級經濟類報紙、浙江省科技報



中国工商報での報道



第一財經報での報道



研究会の模様

② 浙江省日系企業知識産権保護交流会の開催

浙江省・寧波市知識産権局と日系企業とが、特許権保護に関連する具体的な課題について直接意見交換を行うことで、浙江省における日本企業の知的財産権保護の充実化をはかるため、本交流会を開催した。

【日時】 2008年6月12日(木)

【場所】 寧波開元大酒店

【主催】 浙江省知識産権局、日本貿易振興機構

【協力】 寧波市日本商工クラブ

【参加者】 浙江省知識産権局 吳副局長等2名
寧波市知識産権局 李局長等数名
寧波市日本人会、上海IPG代表
日本貿易振興機構上海センター



交流会現場の模様

【概要】 日系企業の抱える特許問題(主に3点)を紹介し、知識産権局との間で対応策を検討した。知識産権局からは、行政権限での対応手段について詳細な説明がなされた。また、交流会開催に協力した寧波商工クラブからは、今後同様のイベントを継続的に開催して欲しい旨の要請を受けた。

③浙江省優秀企業の取組紹介

上海 IPG では、中国企業による知的財産関連実務を学習し、以後の中国での関連業務に役立てるため、中国企業との交流(講演、ヒアリングなど)を継続している。浙江省内企業との交流については、多くの場面で浙江省知識産権局より浙江省内知的財産権関連の優秀企業の紹介を受けている。上海 IPG 全体会合での浙江省企業の講演には、例えば次のものがあった。

【日時】 2010年11月17日(木)
 【講師】 浙江省吉利控股集团有限公司
 模倣品取締・権利保護弁公室 主任
 馮 志強氏
 【テーマ】 吉利汽車の自動車部品の権利保護業務
 について



【日時】 2011年9月15日(木)
 【講師】 杭州鴻雁電器有限公司
 建築電器研究院 副院長 李立新氏
 【テーマ】 鴻雁電器公司の知識産権保護戦略につ
 いて

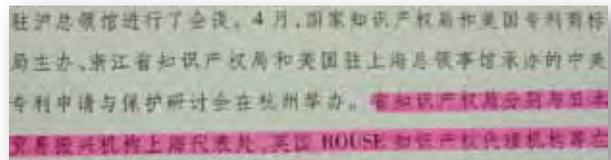


④浙江省知識産権保護状況への活動掲載

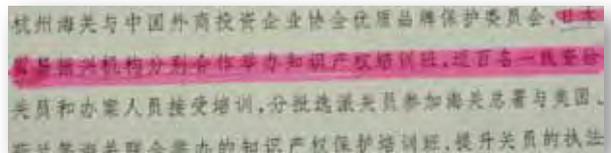
浙江省知識産権局と上海 IPG / 日本貿易振興機構の交流については、浙江省知識産権局が発行する「浙江省知識産権保護状況」においても適宜紹介されている。



2007、2008、2009、2010年度の白書



2009年に記載された内容



2008年に記載された内容

(3) 華東省市質量技術監督局との交流

上海市、江蘇省および浙江省質量技術監督局と上海 IPG 運営幹事会の間では、複数回にわたり、情報共有、協力関係の構築等を目的とした会合が開催されている。また、上海 IPG 事務局である日本貿易振興機構担当者が、華東地域の質量技術監督局内部会議に参加するなど、定期的な交流を継続している。

ここでは、華東地域の質量技術監督局内部会議の様態を簡単に紹介したうえ、各々の質量技術監督局との個別交流に関し、その一部を説明する。

江(江蘇)、浙(浙江)、滬(上海)質量技術監督稽查業務連合会議

【日時】 2006年6月26日～28日

【場所】 千島湖(黄龍月亮湾大酒店)

【会議名】 江浙滬質量技術監督稽查工作(業務)聯席(連合)會議

【参加者】 国家質量技術監督總局、浙江省/江蘇省/上海市質量技術監督局稽查業務担当指導者及び稽查部門の責任者、江蘇/浙江省管轄範囲内の市レベルのTSB局、上海市管轄範囲内の区(県)レベルのTSB局の稽查業務担当指導者及び稽查部門の責任者、四川、湖北、山西、河北、山東、雲南、貴州、重慶、江西、吉林、湖南、広西自治区、遼寧、広東、天津等からの質量技術監督稽查業務に従事している職員、企業側(中国企業、欧米企業及び日系企業)から約6名、日本貿易振興機構上海センター 計160名

【概要】 国家質量技術監督總局及び各地方代表からの発言に合わせ、上海IPG事務局(日本貿易振興機構上海センター)知識産権部の宮原貴洋氏より上海IPGについての紹介と日系企業の模倣被害状況に関する概要説明を行った。

長三角蘇浙贛滬皖質量技術監督稽查工作聯席會議

【日時】 2008年12月2日(火)

【場所】 黄山酒店

【主催】 浙江省知識産権局、日本貿易振興機構

【参加者】 4省1市(江蘇省/浙江省/安徽省/江西省/上海市)の省、各市、県の質量技術監督局担当指導者及び稽查部門の責任者、日本貿易振興機構上海センター

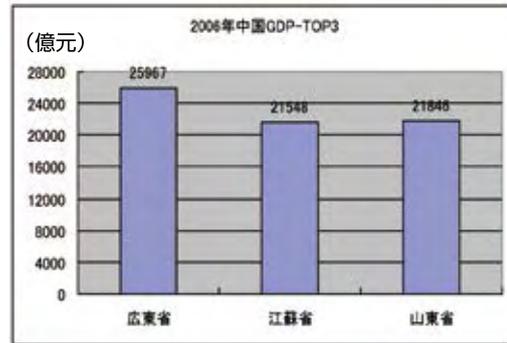
【概要】 4省1市総合会議において、各地の重要事例を共有しTSBの扱える案件範囲について確認するとともに、翌々週の3省(江蘇省/上海市/浙江省)会議の内容を調整した。



長三角蘇浙贛滬皖質量技術監督稽查工作聯席會議模樣

【ブランド保護連携フォーラム（江蘇省 TSB）】

2006年当時から、日本企業は江蘇省を重要な投資対象と認識し、知的財産権保護の側面において、江蘇省政府機関との協力関係構築を望んでいた。一方で、江蘇省質量技術監督局も、省内の知的財産権保護のために企業との連携を強化する必要性を感じており、両者のニーズが合致した。1年以上にわたる交流・検討の過程を経て、より効果的に知的財産権保護活動を展開するために相互がさらに緊密な協力関係を築くべきとの認識から、両者が共同で活動を行うための枠組として、連携フォーラムを設立することとなった。



■連携フォーラム設立の主旨・目的

- ①江蘇省の経済成長及び日系企業の江蘇省内における発展のために、日系企業の江蘇省における経済交流、協調及び協力を推進し、対話及び経済連携を強化する
- ②江蘇省質量技術監督部門と日系企業のために、ブランド保護、模倣品製造・販売取締などの面における問題を共同で解決するための対話の場を提供する
- ③連携フォーラムに参加した江蘇省質量技術監督局部門と日系企業の間に構築されたネットワークの保護活動を支援する

■連携フォーラムの活動範囲：主に以下の項目を扱う。

- ・模倣品に関する情報交換
- ・真贋識別等のトレーニングの共同実施
- ・各種関連検討会の開催
- ・その他活動の展開

連携フォーラム設立総会

【日時】2007年4月27日

【場所】江蘇省南京市

【来賓】在上海日本国総領事 隅丸優次氏、経済産業省大臣官房参事官 松林博己氏、江蘇省人民政府副省長 仇和氏、国家質量監督檢驗檢疫総局製品監督司副司長 劉春燕氏、江蘇省保護知識産権弁公室副主任 朱曉波氏、江蘇省質量技術監督局 局長 夏鳴氏・・・等

【参加者】合計約170名(江蘇省内質量技術監督局人員117名、上海IPG会員約40名)



■連携フォーラムでの既実施項目（一部活動の内容は後述）

- 真贋識別トレーニングセミナー（計3回 640名参加）の開催
- 江蘇省質量技術監督局と上海IPG内各種WGとの意見交換会の開催
- 江蘇省質量技術監督局による日本訪問
- 消費者の知財保護意識向上のための取り組み等
- 悪質・巧妙化模倣業者への対策プロジェクト（再犯重罰等）
- 個別の主要テーマに関する検討会の開催
- 模倣品展示室の設置およびテレビ放映
（消費者啓発ビデオの共同作成およびテレビ等メディアでの放映等）
- 質量技術監督局職員への権利者情報（ポケットブック）提供
- ブランド保護協力備忘録（覚書）活用・・・等

連携フォーラム 2008年次総会

【日時】 2008年5月28日

【場所】 江蘇省南京市

【来賓】 在上海日本国総領事 隅丸優次氏、経済産業省大臣官房参事官 堀口光氏
江蘇省人民政府副省長 李小敏氏、国家質量監督檢驗檢疫総局執方司副司長 嚴馮敏氏、
江蘇省外事弁公室 主任 王華氏、江蘇省質量技術監督局 副局長 陸正方氏・・・等

【参加者】 合計約164名（江蘇省内質量技術監督局人員、上海IPG会員および）山東省・上海市・浙江省・
広東省質量技術監督局代表

【テーマ】 劣悪模倣品との決別

【内容】 2007年度の活動成果発表／各地質量技術監督局と日系企業との経験交流・共有
／2008年度実施項目の確認等



2008年次総会来賓



2008年次総会の模様

■成果

連携フォーラムの設置後は、江蘇省質量技術監督局と上海IPGとの直接交流・相互理解・情報共有が促進され、模倣品対策が効率化をはかれるとともに、個別の成果として、上海IPG会員より、次のようなコメントが寄せられている。

<<上海IPG会員の声>>

- 江蘇省質量技術監督局の協力により、江蘇省政府のレターが発信されたことで、悪意先駆商標問題への解決が促進された。
- 江蘇省TSBからの情報提供により、懸念とされていた品質に関する模倣品問題が解決した。
- 連携フォーラム設置により、模倣品対策のベースができたため、中国市場に新品を投入できた。
- 江蘇省TSBと上海IPGが共同制作した安全性ビデオが江蘇省内TVで毎年継続的に放映され、消費者向けの宣伝効果がよりいっそう強化された。

■報道の状況（抜粋）

サイト名	サイト
IP NEXT ニュース	http://www.ipnext.jp/news/index.php?id=3621
中国質量新聞網	http://www.cqn.com.cn/news/200865/7-49-40-208166.shtml
中国質量監督檢驗檢疫総局執法司ウェブサイト	http://zfdcs.aqsiq.gov.cn/gzdt/zfdcdt/200806/t20080610_77731.htm
中華人民共和国商務部市場秩序司ウェブサイト	http://zgb.mofcom.gov.cn/aarticle/az/m/200805/20080505564269.html
中国保護知識産権網	http://news.ipr.gov.cn/ipr/news/info/Article.jsp?a_no=210460&col_no=62&dir=200805
新華日報ウェブサイト	http://xh.xhby.net/html/2008-05/29/content_7106819.htm
江蘇省人民政府外事弁公室ウェブサイト	http://news.jsfao.gov.cn/NewsDetail.asp?NewsID=12864
江蘇省人民政府ウェブサイト	http://www.jiangsu.gov.cn/shouye/zwhd/200805/t20080529_215049.html
山東省人民政府ウェブサイト	http://www.shandong.gov.cn/art/2008/06/06/art_9635_459128.html
山東省質量技術監督局ウェブサイト	http://www.sdqts.gov.cn/sdzjouter/TopicView.jsp?InfoId=142292
山東質量信息网	http://www.188mb.com/User/sdzlxx/NewsShow.asp?id=36818

☞ 各種活動の具体的な成果は、毎年発行している「年次報告書」に記載されている。



上海市質量技術監督局との近年の交流

① 運営幹事会との交流

運営幹事会では、上海市 TSB との間で、情報共有や協力活動の検討を目的として、近年複数回にわたる会合を開催している。

検討内容

- 双方活動・成果に関する情報交換
- 華東 TSB と上海 IPG の協力促進手法
- TSB - 企業間のネットワーク運営手段
- 国務院通知に基づくプロジェクトの遂行
・・・等



② 真贋識別セミナーと即時摘発

上海 IPG が、上海市 TSB との間で、2008 年 12 月 12 日に真贋識別セミナーを開催した後、TSB は同セミナーで取得した情報を利用して、速やかに自主摘発を実施した。



③ 貢献部門感謝式での表彰

上海 IPG 会員各社が日頃の上海市 TSB の取組を評価し、貢献部門として複数回推薦した。2008 年には、選定の結果、上位 10 部門に選定されなかったが、2009 年には、再度推薦を受け選定された。



上海市質量技術監督稽查总队
受賞の様様

浙江省質量技術監督局との近年の交流

浙江省TSBと上海IPGは、直接または事務局を通じ2007年から現在まで頻繁に交流を継続している。



《自動車・自動車部品WG－浙江省TSB意見交換》



- 再犯抑止手段の検討（ブラックリスト活用等）
- 過去処罰対象者への教育
- 価格認定プロセスの検討・・・等

《農業WG－浙江省TSBセミナー》



- 日系農業企業より、以下の点を紹介
- 農業の開発手法、知的財産権保護への取り組み
 - 真贋識別手段・・・等

《被摘発事業者向け啓発セミナー》



自動車・自動車部品WGより提供したブラックリストに基づき、過去に模倣品を製造した者に対し、TSB、法院等より知的財産権教育を実施後、参加者が「今後模倣品を扱わない」旨の誓約書に署名

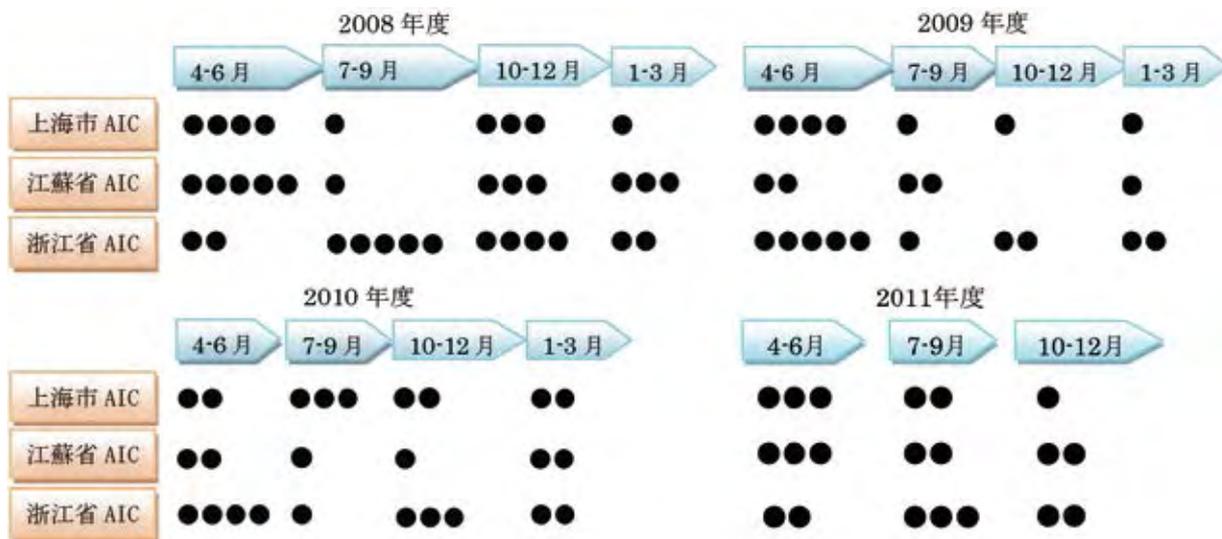
《日本訪問時のIIPPFとの交流》



- IIPPF代表との間で、次の点について交流
- TSBの取り組み紹介
 - 再犯防止策、巧妙化への対策手段・・・等

(4) 華東省市工商行政管理局との交流

上海市、江蘇省および浙江省工商行政管理局との間では、質量技術監督局と同様に、継続的な訪問交流の中で必要となる実施項目を検討し、随時多くの活動を実施している。近年の交流頻度はおおよそ次の通りであった。



各 AIC との主な交流内容は次の通りである。

上海市 AIC との近年の交流

① ジェトロ東京本部訪問



上海 IPG/WG との継続交流

- これまでに取り扱った交流テーマ —
- 商標の合理的使用に関する運用確認
 - ネットワーク犯罪への対応手段
 - 製品上への表示の合法性に関する法令解釈
 - 市場開催者によるテナント管理
 - 商標権に基づく行政執行手続の詳細
 - 12312 の機能・・・等

② 稽查総隊向け真贋識別セミナー



継続的な真贋識別セミナーの開催

- 第 1 回：2006.11.6
- 第 2 回：2007.11.9
- 第 3 回：2008.4.15
- 第 4 回：2009.4.16

③ IPG 貢献部門に連続で選定



< 2010 貢献部門：上海市 AIC 宝山分局 >

主な推薦理由

- ①公安局との連携のもと、速やかな案件処理を実現
- ②正義感、公平性に基づく、模倣業者への打撃の徹底
- ③深い法知識に基づく適格な案件処理

< 2011 貢献部門：上海市工商行政管理局 >

主な選定理由

- ①継続的な日系企業向け知的財産権関連情報提供
- ②日系企業の要望（商標権侵害対応に関する各種疑問にかかる照会等）への真摯かつ十分な対応
- ③膨大な案件への効率的対応の継続

江蘇省 AIC との近年の交流



自動車・自動車部品 WG との交流

① 上海 IPG/WG との継続交流

— これまでに取り扱った交流テーマ —

- 模倣品の行政摘発関連手続きの詳細
- 類似商標への権利行使
- 悪意先駆商標への対応手段
- AIC 内部情報共有システム
- 商標の合理的使用に関する運用確認、違法看板撤去
- 押収品の価格認定プロセス・・・等



② 複雑案件への対応

— 上海 IPG 会員からの具体的な相談案件 —

- 商標類否判断が困難な案件の処理
- 傍名牌企業の会社広告等撤去
- 悪意先駆商標所有企業への対応
- ・・・等



③ 南通市 AIC との市場検査

日時：2008 年 11 月 4 日（火）14：30～16：30

参加者：南通市工商局 2 名、同局崇川分局 4 名、
関連権利者数社

検査市場：ミシン市場、電腦城 計 12 店舗

権利侵害疑義品発見：6 店舗

活動概要：南通市工商行政管理局向け真贋識別セミナー開催にあわせ、同局執法官員と権利者の協力のもとで、ミシン市場および電子機器市場の集中検査を行った。検査においては数店舗より権利侵害品が発見され、執法官員により直ちに処理された。

浙江省 AIC との近年の交流



① 上海 IPG/WG との継続交流

- － これまでに取り扱った交流テーマ
 - 模倣品の行政摘発関連手続きの詳細
 - 商標の合理的使用に関する運用確認、違法看板撤去
 - 押収品の価格認定プロセス
 - インターネット上の模倣品の管理・監督
 - 営業秘密侵害の立証手段等・・・等



② 複雑案件への対応

- － 上海 IPG 会員からの具体的な相談案件
 - 営業秘密侵害案件
 - 傍名牌製品への権利行使
 - 外観模倣案件（不正競争防止法に基づく体操）
・・・等

電卓 WG - 浙江省 AIC/MORO 等交流



③ 電卓 WG - 義烏市 AIC との継続協力

主な協力内容

- 模倣品業者に対する継続取締の実施
- 義烏市 AIC による廃棄セレモニー（07 年度押収品含む）実施
- 当局による自主摘発の促進に向けた情報提供・共有
- 市場管理手法の確立（AIC/ 市場管理者との連携による市場の浄化）
- 重罰要因となる悪質行為の確認

(5) 全国税関との交流

模倣品など知的財産権侵害品の中国からの海外流出を防ぐためには、中国税関による輸出検査・差止め強化が求められるところ、その実現には権利者と中国税関との交流が不可欠である。2005年に上海IPGに設置された「模倣品水際対策ワーキング・グループ（以後「水際WG」）」では、発足当初より「中国税関との交流・協力関係の構築」を、目的の一つとして掲げ、活動を続けている。

水際WGでは、セミナー、意見交換会の開催、各種会議の開催（招聘）および税関主催会議への出席等を通じ、全国の税関担当者との交流をおこなっている。



【中国海関総署との交流】

①水際WGによる海関総署訪問

2008年1月、水際WG全員にて中国税関総署政策法規司を訪問し、当時権利者側として関心の高かった、各地方税関における運用差異の問題等について意見交換を実施した。



中国税関総署政策法規司への訪問

権利者負担となっている押収品の保管廃棄費用の明細の開示について、「各地方税関に指示する」との回答など、何点かの要望に対して前向きな回答が得られた。

②中国税関知識産権保護企業対話会（海関総署主催：例年）

海関総署は毎年春頃、外資系企業を集め、知財に関する対話会を開催し、前年の成果および当年の計画について説明、また各テーマに関する意見交換をおこなっている。2006年までは上海IPGに対する参加要請は無かったものの、2009年には各参加要請先の中でも最大規模の参加者数が認められている。毎年当該対話会に参加することで、税関自身の知財保護への考え方や取り組みに対し、理解の深化が可能となっている。

③日中韓税関知財作業部会

日中韓3ヶ国税関は知的財産権保護に関する作業部会を組織し、年1回の定例会議を開催しているが、2009年に北京で開催された同作業部会における権利者との意見交換会には、中国税関および日本税関からの要請により、水際WGメンバー企業の多くが参加した。

④ 2011年の動向（水際WG－税関総署、華南地区税関意見交換会）

上記の経緯を受け、2011年初旬には、税関総署より、水際WGとの交流を重視し直接的な交流を継続することが可能である旨の言及がなされた。こうした背景から、2011年には、次のような交流会を開催した。

水際WG 貢献部門感謝式／税関総署との意見交流会

【日時】2011年5月20日(金)

【場所】上海龍之夢大酒店

【出席者】中方：税関総署 政策法規司 陳旭東 副司長
上海税関 于申副関長、他13名

日方：IPG水際WG会員、日本貿易振興機構

【貢献部門感謝式の次第】

時間	内容
14:30～14:35	冒頭挨拶(水際WG長 石川芳明氏)
14:35～14:45	税関総署挨拶(税関総署 政策法規司 副司長 陳旭東氏)
14:45～15:00	推薦者からの謝意表明(トヨタ、パナソニック、三菱電機)
15:00～15:15	記念品授与(水際副WG長 長澤洋介氏)、写真撮影
15:15～15:30	上海税関発言



【交流会の内容】

- 税関での知的財産権保護方針、知的財産権税関保護条例改正作業の進捗状況等紹介
 - 税関総署と水際WGの直接交流の継続について確認
 - 以後の交流テーマとして、「税関の本来業務への支障の発生抑止」、「税関における知的財産権保護の効率化」、「知的財産権税関保護条例実施弁法の改正」等を列挙
- ※水際WGでは、以後WG内の4つのタスクフォースが、当該3テーマに対応するべく、各種作業を遂行。

第1回 税関総署“華南地区税関-日系企業代表知識産権意見交換会”

【日時】2011年11月10日(木)

【場所】汕頭市帝豪ホテル 4階皇室庁

【出席者】中方：税関総署 政策法規司 王永水 巡查員、政策法規司 知識産権 李群英 処長、他3名
税関広東分署、シンセン税関、黄埔税関、江門税関、湛江税関、汕頭(スワトウ)税関 計31名

日方：IPG水際WG会員企業 計20社28名(事務局含む)

【交流内容】

- テーマ1：税関でのリスク分析にかかる権利者との協力
- テーマ2：水際WGでの模倣品輸出手法調査及び類似商標取り纏め結果報告
- テーマ3：知的財産権税関保護条例実施弁法の改正について
- 毎年5月を目処に華東地区意見交換会、11月を目処に華南地区意見交換会を開催することで合意



【地方税関との交流】

①税関セミナー開催

水際 WG では、税関職員への情報提供と権利者との協力関係構築を目的とし、2006年2月に開催した上海税関セミナーを皮切りに、2012年3月までの間に、計34回のセミナーを開催した。(詳細については92ページ参照)



②意見交換会の開催

水際 WG では、メンバー企業の関心の高いテーマを設定し、定期的に各地の税関を訪問し、意見交換をおこなっている。また、場合により水際 WG 会合に税関担当者を招聘し、講演および意見交換を実施している。

2008年以降に実施した意見交換会の概要は下表のとおり。

■近年の意見交換会概要

年月日	税関名	応対者	参加者	主な議題
2008/12/5	深圳税関	法規処処長 逢錦躍氏 法規処知識産権科科长 李学軍氏	水際 WG 8 社	①前回対話会のフォロー ②鑑定時における税関と権利者の協力について
2008/5/21	深圳税関	法規処処長 逢錦躍氏 科長 陈东星氏 副課長 侯娅氏	水際 WG 6 社	①水際 WG 活動概要説明 ②権利者より事例紹介および質疑
2009/2/16	海関総署	政策法規司知識産権処 処長 李群英氏 黄建华氏	水際 WG 2 社	「知識産権海関保護条例実施弁法」改正に関する意見交換
2009/2/26	上海税関	法規処処長 呉氏 科長 徐氏	水際 WG 6 社	① JEITA の活動と組織の紹介 ②上海税関の近況の紹介 ③各社の真贋識別説明 ④上海税関からのコメントと各社への要望
2009/3/5	金華税関	副関長 楽培宏氏	水際 WG 12 社	①金華税関の業務の特徴 ②テーマ別質疑
2009/3/6	温州税関	金華税関副関長 李友新氏	水際 WG 12 社	①金華税関の業務の特徴 ②テーマ別質疑
2009/6/23	ウルムチ税関	法規処処長 馮希瑞氏	水際 WG 17 社	①新疆ウイグル自治区における対外貿易の状況とウルムチ税関における知的財産権保護活動の紹介 ②水際 WG より質問・意見
2009/9/4	黄浦税関	法規処知識産権科科长 宋揚氏氏 科員 葉曉嵐氏	水際 WG 18 社	①知的財産権侵害品輸出の再犯を防止するための方策について ②巧妙化する権利侵害品輸出手口への対応について
2009/9/4	広州税関	法規処副処長 李氏 知識産権科 科長 李氏	水際 WG 18 社	①知的財産権侵害品輸出の再犯を防止するための方策について ②巧妙化する権利侵害品輸出手口への対応について
2009/9/23	杭州税関	法規処処長 傅氏 知識産権科 科長 呉氏	水際 WG 9 社	①知的財産権侵害品輸出の再犯を防止するための対策について ②巧妙化する権利侵害品輸出手口への対応について

第二部 ▶▶▶ 具体的活動の事例と概要

2009/9/24	寧波税関	法規処処長 陳氏 知識産権科 科長 俞氏	水際 WG 9 社	①知的財産権侵害品輸出の再犯を防止するための方策について ②巧妙化する権利侵害品輸出手口への対応について
2010/1/14	厦門税関			①知的財産権侵害品輸出の再犯を防止するための対策について ②巧妙化する権利侵害品輸出手口への対応について ③権利者からの情報提供
2010/3/26	海関総署	政策法規司司長 孟楊氏 政策法規司知識産権処 李群英 処長	水際 WG 14 社	①各地税関での運用統一、徹底について ②「予確認制度」について ③他部門との連携強化によるネットワーク犯罪の解明と撲滅
2010/7/22	義烏税関	法規室 許沖氏 監督查験科 袁霄衛氏、鄭賢能氏、傅夏寅氏、 監管通関科 包漢平氏、 知識産権科 駱旭紅氏、 呂瀟樞氏、潘苗苗氏、潘登氏	水際 WG 18 社	税関各部門からの講演後意見交流 ①通関手続・リスク管理の詳細について ②税関での知財保護について
2010/10/13	海関総署 南京、上海、寧波、杭州税関	税関総署政策法規司知識産権処 処長 李群英氏	水際 WG 14 社	海関との貨物再通関に関する検討
2011/1/19	上海税関	上海税関 法規処 科長 徐楓氏	水際 WG 19 社	国務院通知（プロジェクト）に関する上海税関の対応状況について以下の項目に分けて説明及び意見交流 ①全体の組織機構について ②検査率やリスク分析対策について ③法律執行の連携について ④公安部門との連携について
2011/5/20	税関総署 上海税関	税関総署政策法規司 副司長 陳旭東氏 上海税関 副関長 于申氏	水際 WG 24 社	①税関総署の知財保護方針（最新） ②知的財産権税関保護条例改正状況照会、改正後の交流会提案 ③権利者との協力について
2011/6/9	寧波税関	法規処処長 陳晞氏 法規処科長 盧翔氏	水際 WG 10 社	①リスク分析手法 ②ホワイトリスト利用状況 ③再通関率、再通関理由及び企業に求める改善手段に関する検討
2011/7/28 – 7/29	杭州税関	法規処処長 傅建平氏 法規処 知識産権科 吳昀贇氏	水際 WG 16 社	
2011/8/30-8/31	シンセン税関	法規処科長 李学軍氏	水際 WG 14 社	
2011/10/24	天津税関	法規処処長 師国旺氏 法規処科長 侯金澤氏 法規処副科長 李静氏	水際 WG 10 社	リスク分析手法（項目）、リスク分析手法を適用した事例
2011/10/25-10/26	青島税関	法規処副処長 陳淑国氏 知識産権保護科 科長 賈曉寧氏 知識産権保護科 副科長 孫曉静氏	水際 WG 13 社	①リスク分析手法 ②ホワイトリスト利用状況 ③再通関率、再通関理由及び企業に求める改善手段に関する検討
2011/11/10	税関総署 華南地区税関	税関総署 政策法規司 巡視員 王永水氏 税関総署政策法規司知識産権処処長 李群英氏 汕頭税関関長 孟楊氏	水際 WG 17 社	①税関でのリスク分析にかかる権利者との協力 ②水際 WG での模倣品輸出手法調査及び類似商標取り纏め結果報告 ③知的財産権税関保護条例実施弁法の改正について
2012/2/21	アモイ税関	法規処 張偉処長 法規処知識産権科 張海濱科長	水際 WG タスクフォース 4 会員 5 社	①上海 IPG 及び水際 WG2011 年度活動内容の紹介 ②類似商標判定事例集の提供及び意見諮詢
2012/2/22	南寧税関	法規処 歐陽杰忠処長 知識産権科 区楊科長	水際 WG タスクフォース 4 会員 6 社	③税関リスク分析にかかる権利者の協力事項について

意見交換会を通じ、権利者の抱える問題点について税関側と認識の共有が図られ、また税関業務に対する理解が深まった。

【その他】

2008年4月の水際WG会合では、WCO-ROCB A/P (Asia Pacific Regional Office for Capacity Building) の副所長を招聘し、WCOにおける税関知的財産権保護に関する考え方(国際潮流)や、東南アジア税関の取り組みについて講演いただいた。

また、2008年12月に上海で開催された、WCO主催のワークショップにはIPGとして講師を数名派遣、また会議へも多数のメンバーが参加し、WCOや当該会議に参加したASEAN等各国税関との交流が図られた。



水谷専門官の講演

また、水際WG会合や関連会議には、日本税関(財務省関税局)の担当者や、CIPIC(日本関税協会知的財産情報センター)の方を招聘し講演いただくことで、日本税関における知財保護の取り組み等についても理解が深まった。

(6) 経済産業省—商務部覚書を通じた活動

上海 IPG では、同覚書に基づく活動への参加・協力を適宜行っている。2011 年に関与した活動の概要は次のとおりであった。

第2回 日中インターネットシンポジウム

【日時】 2011年8月2日(火)

【場所】 北京長富宮ホテル

【参加者】 日方：経済産業省、文化庁、日本貿易振興機構、ヤフー社など関連企業多数

中方：商務部、国家工商行政管理総局、国家新聞出版総署、中国電子商務協会、中国インターネット協会、タオバオなど中国大手関サイト多数

【議事次第(抜粋)】

●覚書調印式 (IIPPF インターネットWG、上海 IPG インターネットWG-タオバオ)

●講演

①インターネット商品取引および関連サービス行為管理暫定弁法の解説と成果

国家工商行政管理総局市場規範管理司ネット商品取引監督管理処 処長 呉 東平氏

②特別行動プロジェクトにおけるインターネット上の商標権侵害に対する成果の紹介

国家工商行政管理総局商標局 商標監督管理処副処長 謝榮軍氏

③電子商務取引プラットフォームにおける責任の研究(アラ木斯氏)

④中国主要商取引サイトにおける模倣品出展の状況(松本 主税氏)

●パネルディスカッション：「削除されるべき知的財産侵害情報とは」



覚書調印式



パネルディスカッションの様相

不法経営額認定プロセス検討会

【日時】 2011年9月29日(木)

【場所】 杭州 JW 万豪酒店

【参加者】 日方：経済産業省、日本貿易振興機構、上海 IPG 代表企業

中方：商務部、最高人民検察院、最高人民法院、公安部、北京市海澱区人民検察院、浙江省知識産権局、同工商行政管理局、同質量技術監督局、同公安厅、同高級人民法院、同価格認定中心、上海市質量技術監督局等

【議事次第(抜粋)】

●講演①「不法経営額認定に関する事例紹介」

講師：北京海澱区検察院

●講演②「模倣品再犯業者撲滅に向けて」

講師：馬自達株式会社

●日系企業-中央・地方法執行機関との意見交換—主要論点—

①知的財産権侵害の再犯抑止策について

②押収された知的財産権侵害品の価格認定について

③刑事訴追基準、行政での重罰について



検討会の様相

3. 政府部門向け関連情報の提供

(1) 真贋識別情報の提供

中国においては、法執行を担当する各地の行政当局が、管轄内の企業に対する管理監督権限を持ち、各監督範囲において市場等の日常巡察を実施している。巡察の際に模倣品製造・販売等の違法行為が発見された場合、当該模倣品を押収し処罰を科すことができるが、模倣行為が巧妙化する中、全ての製品分野において適切に真偽判断をおこなうための知識、能力が不足している場合も多い。

中国における日系企業の知的財産権保護強化のためには、実際に現場で取締りを実行する担当官が真贋識別の知見を得ることが必要であり、上海 IPG では会員ニーズの高い模倣品流通量の多い地区の法執行部門に対し、セミナーや資料提供等の各種方法により、真贋識別情報の提供をおこなっている。

【真贋識別セミナー】

上海 IPG では、中国各地の法執行部門（工商行政管理局・質量技術監督局・税関など）職員の真贋識別能力向上および交流促進による模倣品対策円滑化のため、法執行部門の検査・摘発実施担当官に対し、各権利者より、①真性品及び模倣品の概要、②模倣品の識別方法、③真性品および模倣品の流通状況、④過去の取締り事例、などの情報を提供するセミナーを開催している。

■工商行政管理局(AIC)向け真贋識別セミナー一覧

日付	参加工商行政管理局	AIC 参加者
2006年11月10日	上海市工商行政管理局検査総隊	70名
2007年3月29日	江蘇省南通市工商行政管理局及び関係部門	95名
2007年5月29日～6月1日	新疆地区知財関連政府部門（新疆生産建設兵団各関係部局、新疆ウイグル自治区工商行政管理局、新疆ウイグル自治区質量技術監督局・新疆ウイグル自治区知識産権局・ウルムチ税関管轄各税関など）	不明
2007年11月9日	上海市工商行政管理局検査総隊	25名
2008年4月15日	上海市工商行政管理局	120名
2008年5月22日	湖北省荊州市 / 松滋市工商行政管理局	50名
2008年5月30日	江蘇省工商行政管理局	52名
2008年11月4日	江蘇省南通市工商行政管理局及び関係部門	90名
2009年3月9日	湖南省懷化市工商行政管理局	45名
2009年4月16日	上海市工商行政管理局	110名
2009年5月26日	江西省贛州市工商行政管理局	35名
2009年7月21日	雲南省麗江市工商行政管理局	40名
2010年12月21日	浙江省工商行政管理局	126名
2011年3月11日	山東省寿光市工商行政管理局・農業局	20名
2011年7月7日	遼寧省東港市工商行政管理局	42名
2011年8月23日	江蘇省南京市工商行政管理局	100名
2011年9月19日	浙江省寧波市工商行政管理局	170名
2011年11月4日	四川省工商行政管理局	60名
2012年3月6日	湖南省常德市工商行政管理局・農業局	59名

第二部 ▶▶ 具体的活動の事例と概要

■質量技術監督局(TSB)向け真贋識別セミナー一覧

日付	TSB 名	TSB 参加者
2007年3月9日	浙江省質量技術監督局	120名
2007年7/27～7/28	江蘇省質量技術監督局	350名
2007年5/29～6/1	新疆地区知財関連政府部門（新疆生産建設兵団各関係部局、新疆ウイグル自治区工商行政管理局、新疆ウイグル自治区質量技術監督局・新疆ウイグル自治区知識産権局・ウルムチ税関管轄各税関など）	不明
2007年6月5日	浙江省質量技術監督局	70名
2008年3月11日	浙江省質量技術監督局	25名
2008年5月30日	江蘇省質量技術監督局	140名
2008年12月12日	上海市質量技術監督局	50名
2009年8月6日	安徽省質量技術監督局	132名
2010年1月28日	四川省質量技術監督局	92名
2010年6月30日	四川省質量技術監督局及び宜賓周辺質市場技術監督局	60名
2011年1月6日	江蘇省質量技術監督局	152名
2011年9月23日	上海市質量技術監督稽查総隊	100名

■過去のセミナー開催地



浙江省 AIC 向けセミナー



真贋識別手段の説明



安徽省 TSB 向けセミナー

【税関セミナーの開催】

水際 WG では、税関による通関貨物検査業務の一助とするべく、セミナー方式で権利者の持つ各種情報、具体的には、①正規品および侵害品の状況と識別方法、②正規品および侵害品の主な輸出ルート（通関地や仕向地など）、③過去の税関差し止め事例、などを提供している。

当該情報提供により、税関での貨物検査におけるリスク分析等をより効果的に実施してもらうことを目的としている。

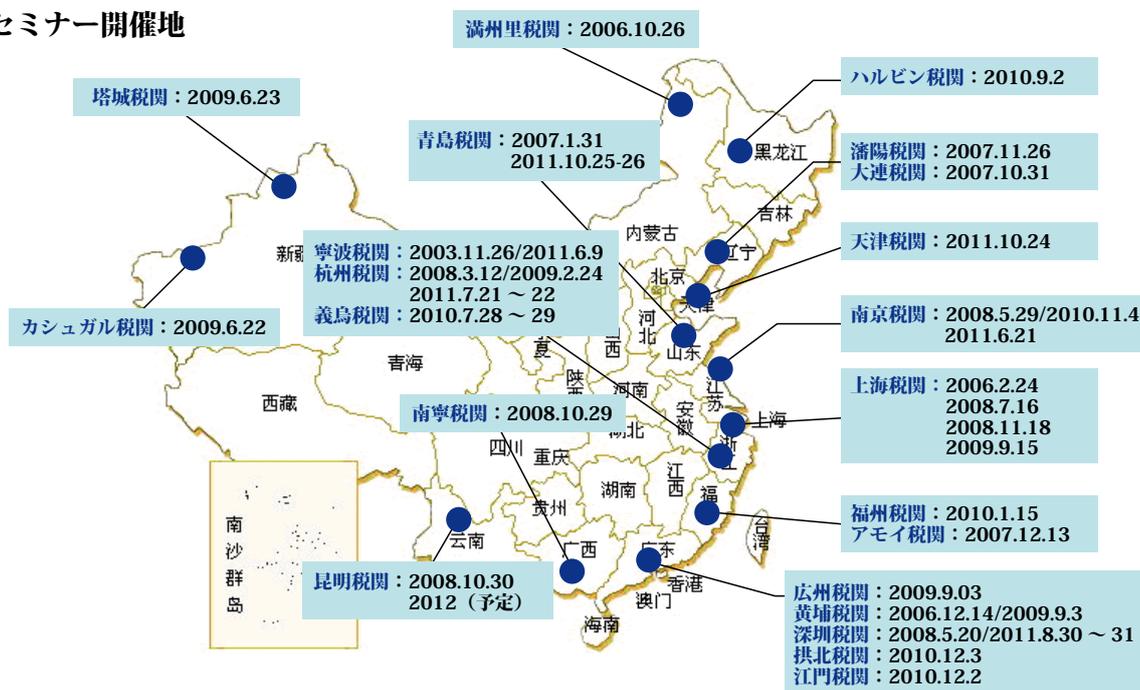
またセミナー開催は、権利者と税関の最前線の検査担当者との交流の場でもあり、セミナーを通じて両者間のコミュニケーションの円滑化が図られ、具体的な案件や問題発生時における早期解決につながっている。



■税関向け真贋識別セミナー一覧

年月日	税関名	開催場所	税関参加者数	権利者参加数
2006年2月24日	上海税関	上海税関内講堂	20名	18名
2006年10月26日	満州里税関	満州里税関内講堂	40名	14名
2006年11月26日	寧波税関	寧波商量崗遊度假区	35名	23名
2006年12月14日	黃埔税関	嘉逸國際酒店	52名	24名
2007年1月31日	青島税関	海関総署青島教育訓練基地	39名	22名
2007年10月31日	大連税関	ケンピンスキーホテル大連	46名	25名
2007年11月26日	瀋陽税関	瀋陽税関内講堂	51名	19名
2007年12月13日	アモイ税関	廈門税関内講堂	55名	26名
2008年3月12日	杭州税関	杭州納徳大酒店	46名	31名
2008年5月20日	深圳税関	深圳東方銀座美爵酒店	69名	39名
2008年5月29日	南京税関	海関総署無錫教育培訓基地	49名	18名
2008年7月16日	上海税関	上海國際會議中心	35名	33名
2008年10月29日	南寧税関	南寧沃頓國際大酒店	34名	32名
2008年10月30日	昆明税関	雲南滇池温泉花園國際大酒店	30名	32名
2008年11月18日	上海税関	上海國際會議中心	40名	19名
2009年2月24日	杭州税関	納徳大酒店	34名	20名
2009年6月22日	カシュガル税関	カシュガル税関内講堂	40名(市公安局4名)	25名
2009年6月23日	塔城税関	塔城税関内講堂	19名(市公安局3名)	23名
2009年9月3日	広州税関 黃埔税関	広州シャングリ・ラ琶洲ホテル	100名	35名
2009年9月15日	上海税関	上海環球金融中心	72名	20名
2010年1月15日	福州税関	福州ラマダ・ホテル	76名	29名
2010年7月21～22日	義烏税関 (通関代理・貨運代理企業)	義烏税関内講堂	83名	36名
2010年9月2日	ハルビン税関	ハルビン市龍海世紀大飯店	51名	21名
2010年11月4日	南京税関	税関総署蘇州外事トレーニングセンター	59名	16名
2010年12月2日	江門税関	江門逸豪酒店	60名	21名
2010年12月3日	拱北税関	拱北税関内講堂	60名	21名
2011年6月9日	寧波税関	寧波税関内会議室	34名	17名
2011年6月21日	南京税関	税関総署蘇州トレーニングセンター	57名	12名
2011年7月28日-29日	杭州税関	杭州世外桃源皇冠假日酒店	63名	27名
2011年8月30日-31日	シンセン税関	シンセン六月海ホテル	70名	23名
2011年10月24日	天津税関	天津瑞湾ホテル	36名	23名
2011年10月25日-26日	青島税関	青島国敦ホテル	30名	28名
2012年	昆明税関	未定	未定	未定

■過去のセミナー開催地



■セミナーの成果

真贋識別セミナーの開催により、各地の法執行官の知識・能力の向上が図られるとともに、権利者とのコミュニケーションを経て取締活動への意識向上が図られた。当局による自主摘発を始め、模倣品の摘発件数が増加した事例も複数報告されている。また、権利者と法執行官との交流により、セミナー開催以後、案件や問題が発生した際の連絡ルートが円滑化し、早期解決が図られた事例もあった。

＜セミナーに参加した法執行当局の評価＞

大部分の参加者から、「有意義だった」、「再度の開催を望む」との声が聞かれるとともに、噂を聞きつけた他の地方当局より、同様のセミナー開催要望の声が事務局に対して寄せられるケースも多く存在した。

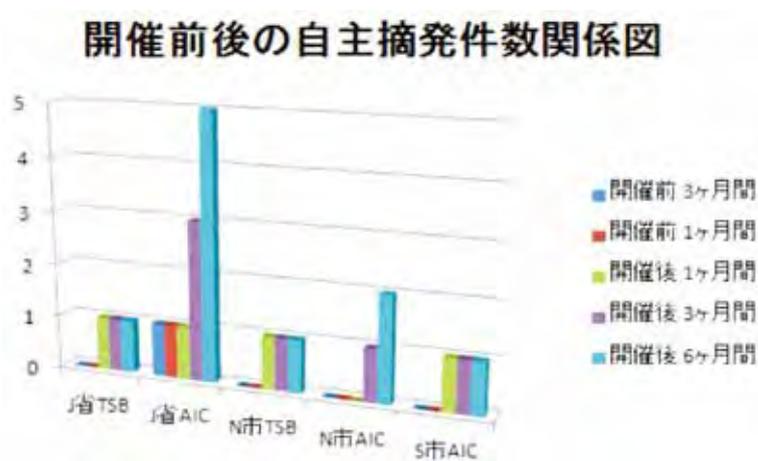
開催後のアンケート結果からは、全てのセミナーにおいて、開催への満足度が90%を超えた（理由：企業と直接交流ができた／内容が充実しており、知見が広がった／企業代表者が紹介した真贋識別手段は、日常の執法活動に役に立つ等々）。また、今後このようなセミナーの実施が必要であるかについても全てのセミナーで90%以上が必要との回答であった（例：四川省 TSB 向け真贋識別セミナーでは97%）。

① AIC/TSB 向け真贋識別セミナーの効果

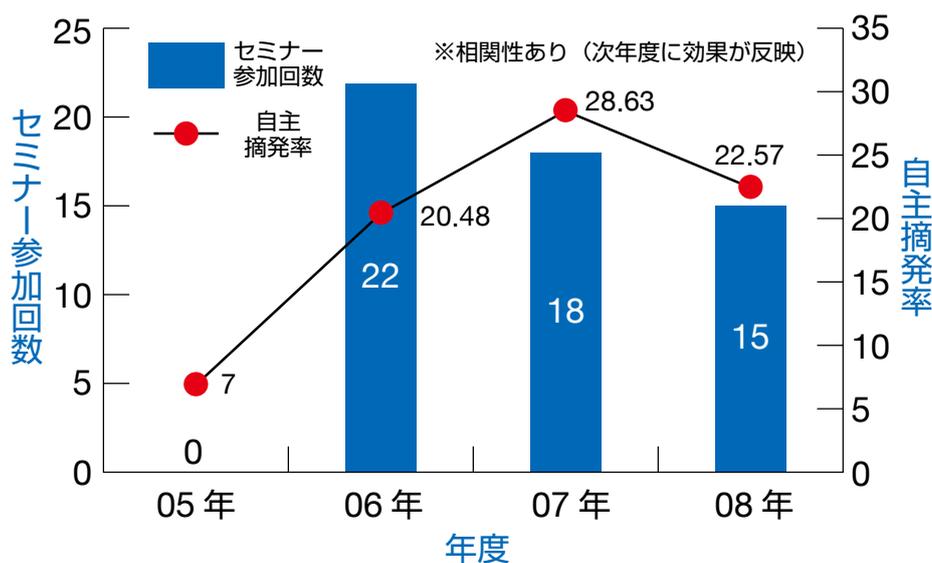
《個別会員の効果例》

(例1)

2011年のセミナーに参加した上海IPG会員の状況について、真贋識別セミナー開催後1か月間、3ヶ月間、6ヶ月間と開催前1ヶ月間、3ヶ月間を比較した結果、開催後には当局による自主的な摘発件数の増加傾向が認められた。他社でも同様の傾向が見られた。



(例2) セミナー参加回数と自主摘発の関係図



《上海IPG会員の声》

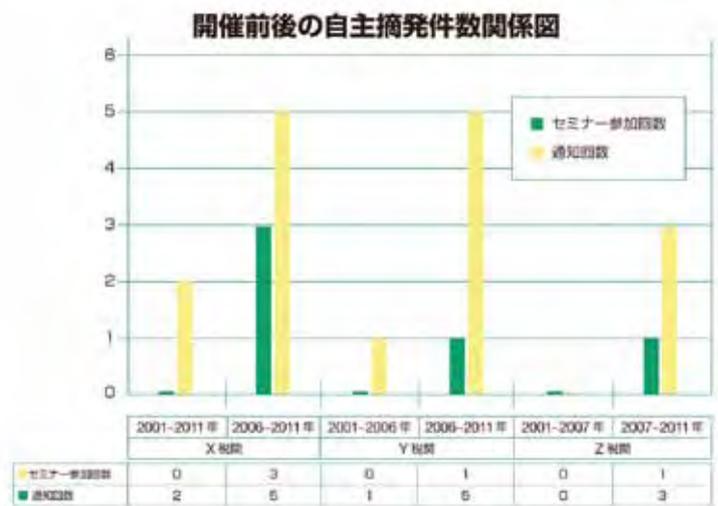
- セミナーに積極的に参加したところ、上図のようにセミナーの参加数に応じて翌年の当局の自主摘発が増加した。

《個別会員の例：疑義品発見増加》

(例 1)

上海 IPG 会員 A 社は、2001 年に税関へ商標権を登録し、2006 年以降真贋識別セミナーに参加している。下図は、A 社のセミナー参加回数と税関からの疑義品発見通知回数との関係を示したものである。

X 税関・Y 税関では、2001 年の税関登録から 2006 年以降のセミナー参加までの期間（5 年以上）に比べ、セミナー参加以降（5 年未満）の疑義品発見通知数が、それぞれ 2.5 倍、5 倍に増加している。また、Z 税関からは、2001 年～2007 年の 7 年間は同通知がなかったのに対し、セミナー参加後には 3 件の通知を受理した。



(例 2)

上海 IPG 会員 B 社では、セミナー参加後 3 か月内の開催地税関からの通知数が、当年通知数の大部分を占めており、短期的ではあるものの明確な効果が現れている。

セミナー開催地での疑義品発見通知の経時変化



【当局機関誌への情報提供（浙江省質量技術監督局）】

浙江省質量技術監督局稽查部門では、内部機関誌「稽查通訊」上で、定期的に業界毎の真贋識別情報を掲載している。上海 IPG では、同局との交流深化を受け、同誌に掲載するため、日系企業商品の真贋識別情報を一定のフォーマットで提供した。

具体的には、以下の通り関連情報を提供し、誌上に掲載された。

■表紙



2007年2月第02期

2007年6月第06期

2007年7月第07期

2008年3月第3期



2008年5月第05期

2008年6月第06期

2008年7月第07期

2008年8月第08期

(2) 権利者情報の提供

上海 IPG では、模倣品の検査・摘発を実施する法執行部門に対し、権利者の持つ商標等の権利情報や、連絡担当者に関する情報を提供することで、検査効率を高めるとともに、模倣品取締りにおける日系権利者への注目度を向上させることを目指し、各種情報提供を行っている。

【「日系企業知識産権及び模倣品識別方法手帳」の作成・提供】

上海 IPG では、北京・上海 IPG 共同で作成した「日系企業知識産権及び模倣品識別方法手帳」を華東周辺に関連政府部門に断続的に提供している。



【「知財保護ポケット・ブック」の作成・提供】

「連携フォーラム」活動の一環として江蘇省 TSB より“最前線の現場で模倣品の検査・取締りを担当する法執行官の利便性を考慮し、権利者の商標や連絡先をまとめたポケットサイズの冊子を作成したい”とのニーズが提示された。上海 IPG では、2010 年に内部で情報を募集し、計 71 社の情報が掲載された「ポケット・ブック」を作成、江蘇省 TSB をはじめとする各法執行機関へ提供した（二千数百部配布済）。

2012 年 2 月現在、同冊子の更新作業を行っている。



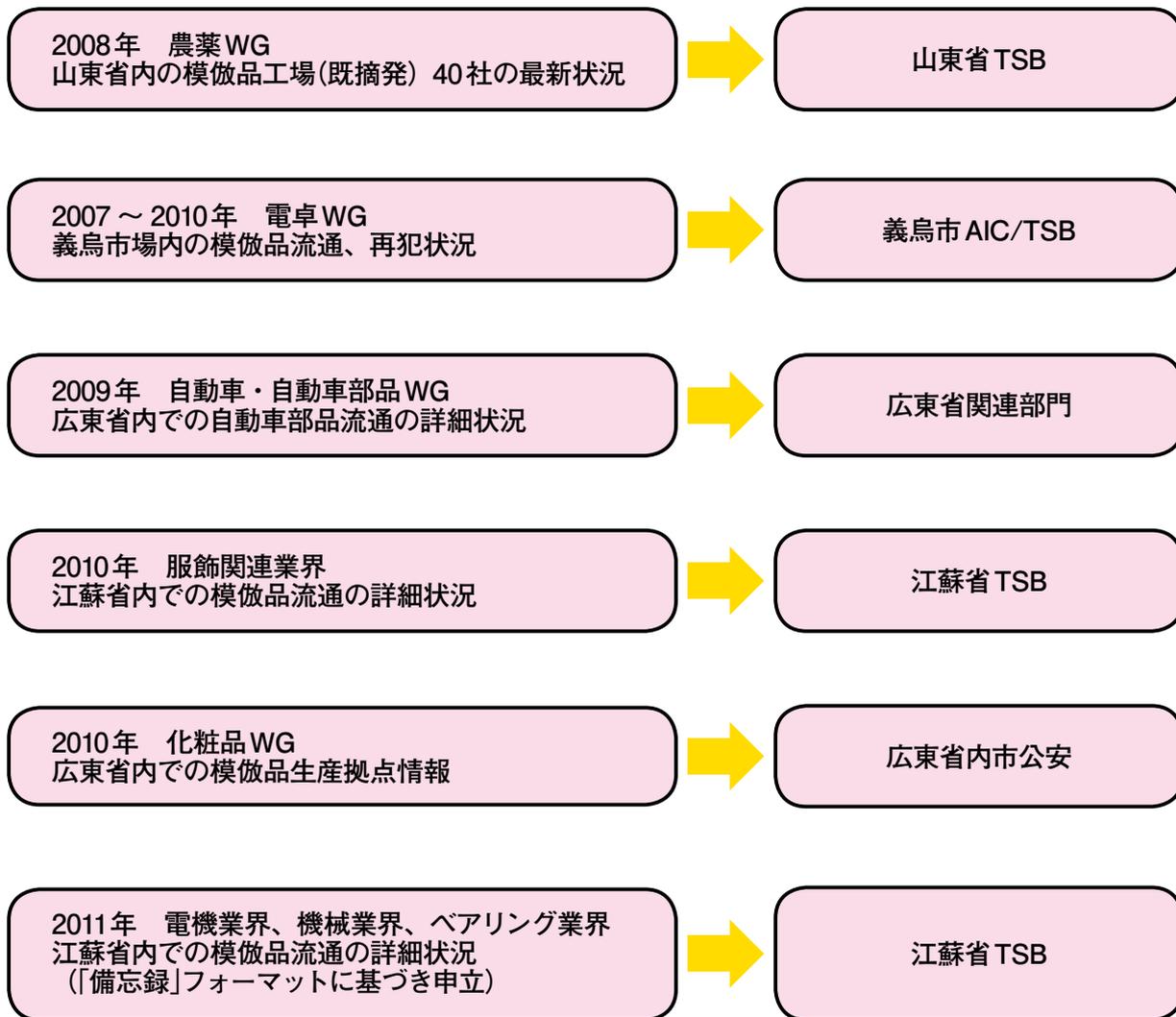
<<江蘇省 TSB からの活用後の感想>>

- サイズが小さくもちやすい。
- 執行人員の業務処理時の利用に大変便利である。
- 権利者と直接連絡が取れて、従来に比べ時間の節約ができるようになった。
- 今後も定期的に更新し、案件処理時に継続的に利用したい。

(3) 詳細情報の提供

上海 IPG では、法執行部門の要望／会員ニーズに基づき、模倣品対策の効率化等を目的として、対象地域での模倣品流通状況等に関するより詳細な情報を提供している。

<提供した情報の例>



4. 日本の制度、企業文化の紹介（中国政府部門日本招聘事業）

日本貿易振興機構（JETRO）は毎年、経済産業省からの委託を受け、中国政府当局と日本政府・企業との交流などを目的に、中国政府部門を日本に招聘している。中国政府当局との間で知的財産権保護の強化を目指すにあたっては、中国政府当局の担当者を日本に招聘し、両国政府や各関連組織等の取り組みを共有するとともに、日本企業の研究開発や製造の現場を実際に視察することが、相互理解の促進という意味でも有用と考えられるためである。

上海 IPG では日本における訪問団の受け入れ対応などの面で積極的に協力を行っている。

（1）江蘇省質量技術監督局日本招聘

江蘇省質量技術監督局は、上海 IPG との間で「連携フォーラム」を設立するなど中国地方政府部門の中でも最も積極的に日系企業との連携を促進し、知的財産権保護に関する取り組みを実施している部門である。同局代表団を日本へ招聘し、日本政府や各種民間団体・企業などとの交流を促進することで、中国での諸活動（フォーラム事業含む）に関する認知度を向上させ、以後の活動活性化、拡大を目指すことを目的に、当該招へい事業を実施した。

招聘期間：2008年1月21日～1月27日

招聘者：江蘇省質量技術監督局 局長夏鳴氏、副局長張亜青氏、稽查处長朱曉明氏、稽査総隊副総隊長陳衛氏

訪問先：経済産業省、IIPPF、日本貿易振興機構、エバラ食品、トヨタ産業記念館、愛知県庁、村田製作所、住友化学

経済産業省



IIPPF との意見交流



村田製作所



住友化学

JETRO 東京本部





エバラ食品



トヨタ産業記念館



愛知県庁

<<招聘者からの声>>

今回の日本視察を通じ、日本の高い技術に触れ、また企業文化も理解することができて嬉しく思う。日本に対する印象がずいぶん変わった。発展中の中国としては学ぶべきことが多いと思う。このような交流は今後も継続する必要がある、相互の理解促進にも欠かせないだろう。

(2) 中国税関日本招聘

中国税関は、水際における知的財産権保護業務に積極的に取り組む世界でも有数の税関であり、日系企業の模倣品対策においても非常に重要な政府部門の一つである。中国税関と日本の税関等関連政府部門、産業界との交流促進、および中国税関の取り組みを紹介するシンポジウム開催を目的に、中国税関総署および重要な地方税関の担当者を日本へ招聘した。

招聘期間：2008年3月2日(日)～3月8日(土)

招聘者：海関総署 政策法規司 司長 孟揚氏、知識産権処 処長 李群英氏、弁公室 孔玥氏
海関総署 広東分署 法規処 副処長 葛磊氏

上海海関法規処 処長 鄒華定氏、深圳海関法規処 処長 逢錦躍氏

黄浦海関法規処 処長 陳兵氏、杭州海関法規処 処長 陳鋼氏

寧波海関法規処 副処長 陳晞氏、青島海関法規処 処長 楊路平氏

訪問先：IIPPF、経済産業省、日本貿易振興機構、東京税関、島津製作所、大阪税関、近畿経済産業省、「中国における水際取締制度」シンポジウム参加

IIPPF との
意見交換会





島津製作所訪問



集合写真



IIPPF シンポジウム



勉強会
「日本の知財関連法」

(3) 上海市 / 江蘇省 / 浙江省 / 広東省 工商行政管理局・質量技術監督局日本招聘

上海市、江蘇省、浙江省、広東省の四地域は、中国国内でも有数の日系企業集積地であり、かつ、知識産権保護の側面において日系企業が最も重要視する地域である。四地域行政機関の代表団を日本へ招聘し、日本国政府および関連機関の知的財産関連部局や企業の知的財産権管理部門と交流・意見交換を実施することで、相互理解および今後の協力関係の深化を図るとともに、権利者である企業の製造現場視察により権利保護能力を向上することを目的に、同地関連部門の担当者を招聘した。

招聘期間：2009年2月22日(日)～2月28日(土)

招聘者：上海市工商行政管理局商標監督管理処 副処長 陳忠氏、副主任科員 張玉松氏

浙江省質量技術監督稽査総隊 副総隊長 李芸氏、科長 龔飈氏

江蘇省工商行政管理局商標処 科長 楊浩氏

南京市工商行政管理局商標処 処長 時建国氏

広東省質量技術監督局稽査局 副局長 劉東興氏、稽査分局 副局長 梁啓棉氏

深セン市質量技術監督局稽査処 処長 張少標氏

東莞市質量技術監督局稽査分局 副局長 何建新氏

深セン市工商行政管理局商標処 科長 李徳新氏

訪問先：経済産業省、日本貿易振興機構、化粧品工業会、バンダイ、本田、IIPPF、日本自動車工業会、ヤクルト、パナソニック、シャープ



ホンダ訪問



経済産業省での交流



化粧品工業会訪問



ヤクルト訪問



シャープ訪問

(4) 江蘇省 / 広東省質量技術監督局 / 税関日本招聘

中国における知的財産権保護を更に進展するためには、地方機関全体の知財保護の意識の向上をはかるとともに、牽引役となる地方機関の存在が必要不可欠であるとの意識から、IPG及び日本貿易振興機構では、知的財産権保護貢献部門感謝式において、知的財産権保護に積極的に認められた地方機関に謝意を表している。2010、2011年には、知的財産権保護に関する相互の知見・交流をより深めるとともに、他の地方機関の牽引役となることを期待し、前年の貢献部門（質量技術監督局 / 税関）を日本に招聘し、日本企業との意見交換、現場視察や工場見学を行った。

招聘期間：2010年3月8日(月)～3月13日(土)

招聘者：江蘇省質量技術監督局 稽查处 助理調研員 呉育東氏、科長 羅雪明氏
江蘇省沛県質量技術監督局 稽査大隊 大隊長 李紹磊氏、副隊長 郭俊杰氏
広東省質量技術監督局 稽査局 局長 湯武氏、主任 郭廷洲氏
広東省東莞市質量技術監督局 稽査局 局長 何焯堅氏、調研員 張学東氏

訪問先：経済産業省、日本貿易振興機構、日本自動車工業会、IIPPF、トヨタ産業技術記念館、愛知県庁、住友化学、中国知的財産権シンポジウムに参加及び講演

招聘期間：2011年3月7日(月)～3月11日(金)

招聘者：税関総署 政策法規司 主任科員 朱端時氏
杭州税関 法規処 処長 傅建平氏 深セン税関 法規処 副処長 趙勤氏
広州税関 法規処 主任科員 黄衛東氏 上海税関 法規処 知識産権科 科長 徐楓氏
寧波税関 法規処 貿易管制科 科長 解時波氏

訪問先：経済産業省、日本貿易振興機構、IIPPF、JEITA、東京税関、中国税関知財保護セミナー（東京・大阪）に参加及び講演

江蘇省 / 広東省質量技術監督局日本招聘



JETRO 本部訪問



中国知的財産権
シンポジウム



日本自動車・自動車部品工業会との交流会



トヨタ産業技術記念館見学

税関日本招聘



IIPPF との交流



経済産業省での交流



中国税関知財保護セミナーでの交流



東京税関訪問

第九章 模倣品に関する個別課題の解決

1. 法制度への意見具申

上海 IPG では、中国における知的財産関連実務を円滑に推進するために企業が感じている法制度上の課題を整理し、新規立法・法改正による解決をはかることを目的として、いくつかのルートを通じ、法制度への意見具申を行っている。

(1) IIPPF 連携

国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) では、毎年訪中ミッションを派遣し、中央政府の知的財産関連部門に対して「建議書」を提出し、意見交換を実施している。「建議書」の中には、中国の法制度に関する意見具申も多く含まれており、上海 IPG では「建議書」の作成において積極的に IIPPF との連携を図っているほか、訪中ミッション団には上海 IPG の代表が参加している。

「建議書」作成への協力においては、上海 IPG 運営幹事、各種ワーキング・グループの代表が中心となって内容を検討し、IIPPF 作成の案に対して意見を提示している。

また、2011 年に広東省向けのミッション派遣に際し、各部門訪問時の交流内容を IIPPF と共に検討・作成した。



広東省 AIC との交流



広東省 AIC との交流



広東省 IPO との交流



広東省 TSB との交流

(2) 知的財産権関連法規に関するパブコメ募集への対応

立法・研究ワーキング・グループおよび模倣品水際対策ワーキング・グループでは、知的財産権に関わる中国の立法・法改正時のパブリック・コメント募集に対応している。北京・広東 IPG 等他の組織からの意見とあわせ、日本貿易振興機構北京センターから各管轄部門に意見書を提出している。近年意見具申した主な法律・法規は以下の通りである。

- 「特許に係る国家標準の制定及び改訂についての管理規定(暫定施行)」に対するパブコメ対応
- 「中華人民共和國商標法」(改正草案)に対するパブコメ対応
- 「インターネット商品取引及び関連のサービス行為に関する管理暫定弁法」に対するパブコメ対応
- 「2010年国家自主创新製品認定の展開に関する通知」(征求意见稿)に対するパブコメ対応
- 「著作権質権登記弁法」(意見募集稿)に対するパブコメ対応
- 「専利権質権設定登記弁法」(草案)に対するパブコメ対応
- 「工商行政管理機関による独占協定行為の禁止に関する規定(意見募集稿)等、3つの反独占法規定に対する意見募集」に対するパブコメ対応
- 「専利の電子出願に関する規定」(意見募集稿)に対するパブコメ対応
- 「専利代理条例改正案」(意見募集稿)に対するパブコメ対応
- 「専利行政法執行弁法改正案」(意見募集案)に対するパブコメ対応
- 「特許実施許諾契約届出管理方法」(意見募集稿)に対するパブコメ対応
- 「中国海関知識産権保護条例」改正に関するパブコメ対応
- 「中国海関知識産権保護実施弁法」に関するパブコメ対応
- 「中国海関企業分類管理弁法」改正に関する立法公聴会への参加
- 「専利代理条例改正案」(意見募集稿)に対するパブコメ対応
- 「音像製品輸入管理弁法」(意見募集)に対するパブコメ対応
- 「出版物管理規定」(意見募集)に対するパブコメ対応
- 「独占禁止に係る民事訴訟の司法解釈」(意見募集)に対するパブコメ対応
- 「専利行政法執行業務の強化に関する決定」(意見募集稿)に対するパブコメ対応
- 「展示会における知的財産権保護弁法」(意見募集稿)に対するパブコメ対応
- 「展示会における知的財産権保護弁法(修正案)」(意見募集稿)に対するパブコメ対応
- 「中国商標法」(意見募集稿)に対するパブコメ対応
- 「専利権の強制実施権に関する弁法」(意見募集稿)に対するパブコメ対応
- 「特許表示の表記方法に関する規定」(意見募集稿)に対する公開パブコメ対応
- 「深セン特区模倣品製造販売取締条例改正案」に対するパブコメ対応
- 「中華人民共和國民事訴訟法」(意見募集稿)に対するパブコメ対応
- 「国家知識産権局行政再議規定」(意見募集稿)に対するパブコメ対応
- 「専利出願優先審査管理弁法」(意見募集稿)に対するパブコメ対応

(3) インターネット上の権利侵害品対策に関する立法提案

化粧品ワーキング・グループでは、2007～2008年当時、同業界の重要な活動テーマとして、インターネット上での模倣品対策を掲げるとともに、関連の法規・事例を研究し、立法提案を行った。

<背景>

中国の化粧品市場は世界で最も大きな新興市場の一つであるところ、女性を主な販売対象とする化粧品は、特に電子商取引の場面で、権利侵害者、偽物販売者に最も狙われやすい商品となっている。

同時に、権利侵害化粧品の電子商取引は、以下のような危害をもたらしている。

- 権利侵害化粧品は品質が低いため、使用することで、皮膚に危害をもたらし、場合によっては消費者の身体に悪影響を及ぼす可能性がある。
- 侵害者が、消費者の知名ブランドへの認知度に乗っかって利用することで、権利者の電子商取引における競争力が著しく低下する。
- 消費者に混同を生じさせ、権利侵害化粧品を購入させることで、正常な社会経済秩序が乱れる。中国の関連法制度（2007年当時）には、化粧品電子商取引に対応する専門的な法規がなく、権利者救済に満足な法的根拠を提供できないため、化粧品電子商取引に対応した立法が必要となる。



<立法提案の主な項目>

- 化粧品電子商取引分野の健全な監督管理体系の構築
- 工商登記制度の強化
- 身分情報公開制度の構築
- 特定電気通信役務提供者への権利侵害情報削除義務の付与
- 化粧品電子商取引記録の保存・提供義務
- 侵害者資金監督管理の強化
- 刑事、行政処罰の強化

<建議・普及>

化粧品WGは中国化粧品工業会の一部として、同会の主催した「化粧品業界知的財産権保護及び偽物取締活動会議」(2008.11)で立法提案の内容を発表するとともに、関連当局に報告書を提供し、提案の普及をはかった。



金健民氏受賞の様式

立法提案への反響

- 化粧品工業協会会長等の関係者より高い評価
- マスコミからの高い関心
- 金健民氏(化粧品WG長)が中国保護消費者基金会の「保護消費者カップ」を受賞



化粧品業界知的財産権保護及び偽物取締活動会議

<<会員企業の声>>

化粧品は人の健康と密接に関係があるため、中国の法律と法規に厳格的に管理されています。模倣化粧品、粗悪化粧品は品質を保障しない、消費者の健康を脅かすものです。模倣化粧品、粗悪化粧品を摘発することによって、企業の利益を考える前に、消費者の権益を守ることを最優先にすべきだと思います。つまり、消費者の権益が守れてこそ、企業の利益も守れます。インターネットは新興産業であるため、それに関する法律と法規はまだ健全ではありません。私たちの仕事を通じて、全体的な解決策を提出し、主要な提案が政府に受け入れられて、政府の規則になっています。

2. 制度解釈・運用理解の促進

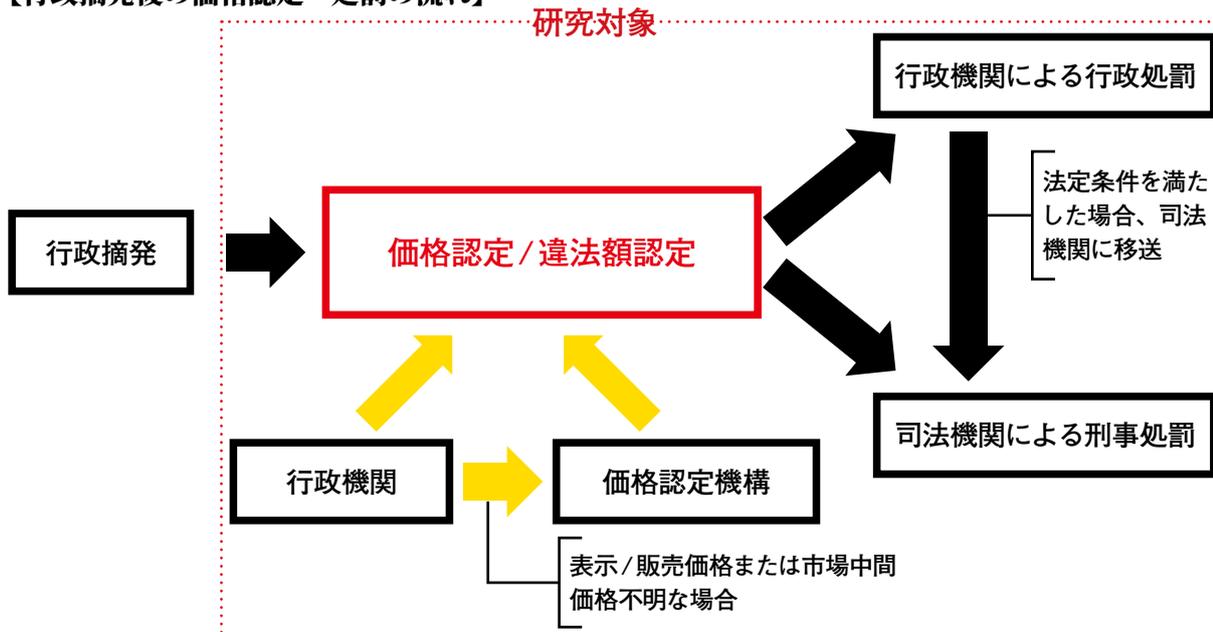
(1) 押収品の価格認定プロセスに関する見解統一

押収品の認定価格は劣悪模倣品に対する取締活動の効果に強く影響する。認定された価格は罰金の金額を確定する基準価格となるだけでなく、その違法行為が犯罪になるかどうか、あるいは犯罪の情状を決める重要な要素となっている。

模倣品の撲滅に向けては、再犯への抑止力がある法執行が重要と考えられるところ、悪質な行為に対しては、現状の法律・法規の運用／解釈の許す範囲で重罰を科す必要がある。こうした背景から、自動車・自動車部品 WG では、模倣品の摘発における処罰、刑事移送の適正化を目的として、2009年より、江蘇、浙江、広東省の関連政府部門との価格認定プロセス研究会を重ね、当該地域における価格認定プロセスを明確化すると共に、各省での解釈・運用の違い等について検証し、当局と権利者の共通認識醸成等をはかっている。

※本書では、「価格設定」という語を押収された模倣品単価設定またはその総額（商標法上の不法経営額または製品品質法上の商品価値金額）の認定の2つの概念を指すものとして使用している。

【行政摘発後の価格認定・処罰の流れ】



【研究対象とした主な論点】

- ① 押収品価格算定の基準単価の考え方
 - ・ 販売品と生産品との単価の考え方
 - ・ 表示価格が不明な場合の取扱い（市場小売価格とは）
- ② 情状が重い場合とは（製品品質法第 50 条、第 53 条商標法第 59 条；刑法第 213 ～ 215 条；[2004] 司法解釈 19 号第 1 条等）
- ③ 権利者から提供される情報の取扱い
- ④ 押収品価格に対する権利者関与の可否（押収品価格決定前）
- ⑤ 物価局への鑑定委託の要件、タイミング、依頼方法
- ⑥ “販売価格” の定義
- ⑦ 押収品価格に基づく罰金額の算定方法
- ⑧ 押収品価格に対する権利者の関与（処罰決定後）

第二部 ▶▶▶ 具体的活動の事例と概要

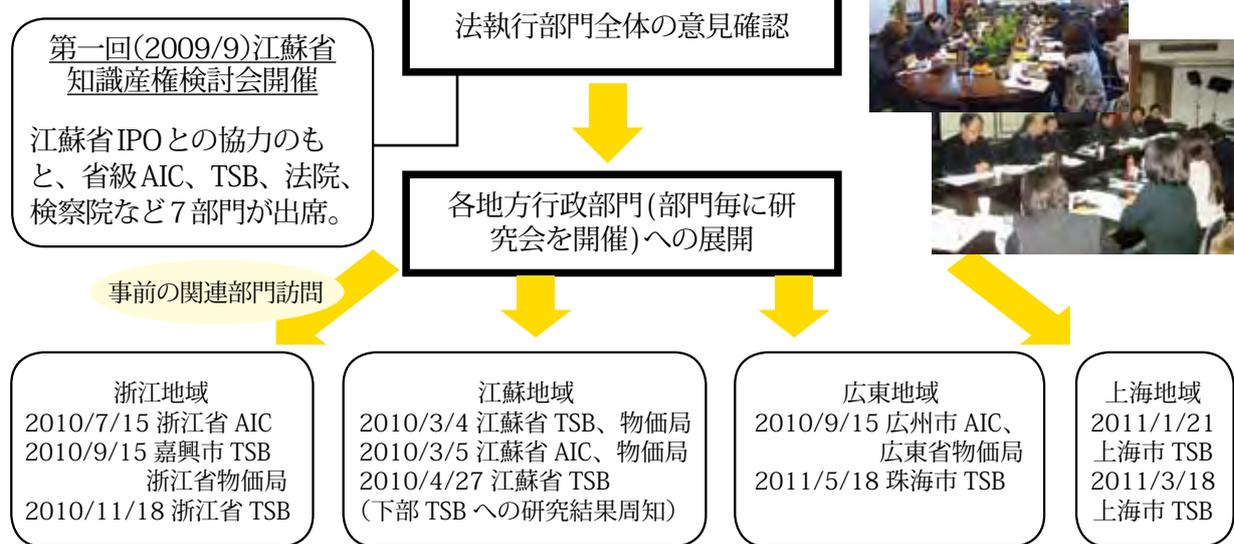
【価格認定プロセス研究会】

事前準備：関連当局を訪問し、関連情報を取得(江蘇省から開始)



当局訪問(2009/8)	
訪問先	目的
江蘇 AIC	・主旨説明、参加要請 ・本テーマの検討重要性について共通認識を醸成。
江蘇 TSB	
物価局	

研究会の開催



研究結果の展開

- 講演、意見交換の形式で従来の研究成果を関連の中央 / 地方政府部門に展開。
- IPG - 商務部 / 国家質量監督檢驗檢疫總局意見交流会 (2011.5.19) (詳細については P66 参照)
 - 「中国商標節における地方工商局との意見交流会」(2011.9.7)
成都市で開催された、当該交流会で、上海 IPG 各 WG が研究してきた、「再犯重罰化」、「価格認定プロセス」、「共犯 / 分業化」などの研究成果と課題などを 国家工商行政管理総局および 12 省市工商行政管理局向けに説明。
 - 「第一回不法経営額認定プロセス検討会」(2011.9.29) (詳細については P89 参照)
 - 「2011 中国司法行政部門-IPG 知的財産交流会」(2011.10.12) (詳細については P66 参照)
 - IIPPF 実務レベルミッション (最高人民法院向け建議) (2011.11.25)
 - IIPPF 広東実務レベルミッション (広東省 AIC、広東省 TSB) (2011.12.12 ~ 13)

<< WG 会員の声 >>

- 2011年1月当時、各当局(江蘇省、浙江省、広東省、上海市)との間で価格認定プロセス研究会を実施し、価格単価の考え方から刑事移送基準、最終的な処罰決定書発行までの流れを明確化するに至った。目標に掲げていた再犯抑止の為の重罰化(刑事移送)に向けた取組みの初期段階は完了でき今後の戦略を練る上での基礎を築く事ができた。一方で、研究会を実施した当局に対し重罰化の必要性・重要性を理解させる事ができたのも1つの大きな成果である。今後は今回の研究会で得た成果を IIPPF 等の団体で活用する事で、一段上のステージでの問題提起および改善要求に繋げていき、中国当局に対して重罰化の重要性・必要性の周知徹底を継続していきたい。
- 2011年9月から、経済産業省模倣品対策室主催による日中知財WG、IIPPF 主催による北京 / 広州ミッションなどの活動を通じて価格認定プロセスについて中国中央政府と意見交換を行うことができた。ここでは、これまでの地方の各当局との研究会で得られた事について WG 内で分析した結果を中国側に投げかけたが、中央政府と我々との課題認識は多くの点で一致していることが確認できたことは一応の成果である。但し、摘発現場では依然として中央政府の認識とは違ったプロセスが行われたと推測される事例もあり、今後は中央政府の認識と実態とのギャップをどう埋めていくか、また、そのために我々の WG で何ができるか引き続き検討予定である。

(2) 商標の合理的使用に関する見解統一

中国市場において、日系企業の登録商標を無断で店舗看板に使用し、消費者に当該店舗が日系企業と何らかの関連性があるように思わせ、権利者である日系企業に不利益をもたらしている事例が多く見られる。

「商標法」「広告法」「不正競争防止法」等の関連規定に基づけば、看板への他人の登録商標の無許諾使用は、原則として違法行為に該当すると解釈できる。一方で、行政・司法実務では商標の「合理的使用」の観点から、権利行使に支障が生じることもある。

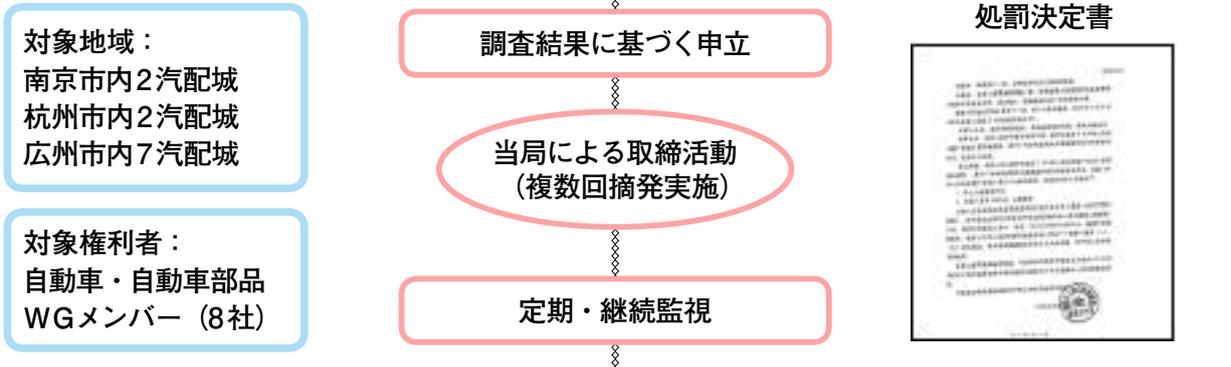
そこで、自動車・自動車部品 WG は、2008 年から本テーマに取り組み、関連法規の学習及び行政部門との意見交流を通じて、各地方での考え方の相違等について研究するとともに、当地工商行政管理局の協力のもと、市場の無許諾看板減少に向けた活動を継続的に実施している。(2012.2 現在一部継続中)

■商標無許諾使用の主な態様

看板上の表示態様	権利行使の可能性
 <p>権利者商標の単独使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域に関わらず権利行使できる可能性が高い ●販売品が模倣品かどうかとは関係なく権利行使できる可能性が高い
 <p>権利者との関連を惹起する表示 ※「総代理店」「特約店」等</p>	
 <p>権利者商標と販売店名の併用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●多くの場合、地域に関わらず権利行使可能 ●但し、商標の大きさ、ハウスマークか否か、ロゴ化されているか等具体的な使用態様によって判断が異なる。「情状軽微」或いは「合理的な使用」と判断される可能性あり
 <p>複数権利者の商標を並列で表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「合理的な使用」と判断される可能性がある ●模倣品を販売している場合は、原則として看板撤去可能

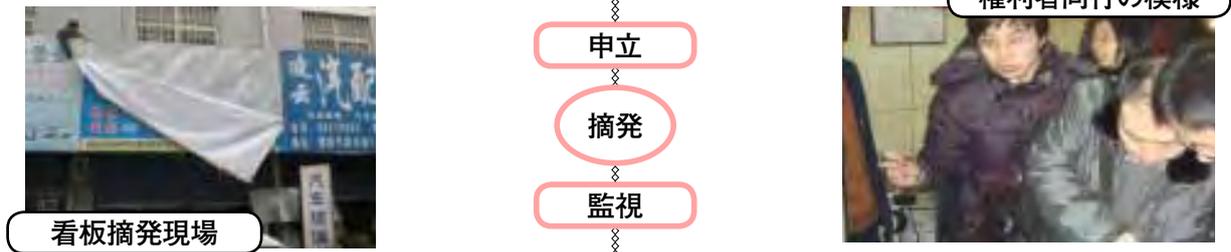
■無許諾看板の継続監視と摘発活動

三都市自動車部品市場での実態調査(2008/10)



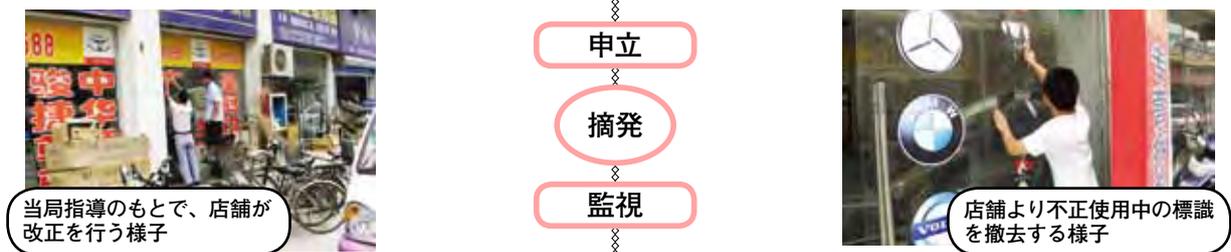
効果検証/再撤去

第一回フォローアップ調査(2009/10)



効果検証/再撤去

第二回フォローアップ調査(2010/10)



効果検証

第三回フォローアップ調査(2011/3)

3都市統計

	広州	杭州	南京	合計	改善率
2008 発見数	127 件	91 件	15 件	233 件	
2009 発見数	103 件	57 件	11 件	171 件	27%
2010 発見数	38 件	39 件	6 件	83 件	64%
2011 発見数	57 ^{※1}	12 ^{※2}	0 件	69 件	70%

- ※1 前年度より侵害数が上昇している状況に対し、自動車・自動車部品WGは2011年12月に広州市工商行政管理局に再度撤去を要請した。
- ※2 2011年3月の調査結果を自動車・自動車部品WGより、杭州市AICに伝えたところ、同AICの指導の基、全ての無許諾看板が撤去された。

<<WG会員の声>>

<活動の成果>

対象3都市(広州・南京・杭州)の不正看板は活動初期に対して大幅に減少している。これはIPGとして権利者の活動を集約した結果の賜物と考える。又、IIPPFを通じてSAIC等中国行政に対して看板摘発を強く要請できたことも大いなる成果と考える。

<今後の課題>

- ① 今回の成果を更に向上維持する為の定期的監視活動の継続
- ② 監視対象都市・市場の見直しや追加
- ③ 看板偽造の巧妙化(法的非侵害化)への対応策の検討

(3) 押収品廃棄の実情把握

行政当局に押収された模倣品が、商標を付されたまま市場に再還流することを防ぐとともに、廃棄の手段を学習するため、電卓WGでは、2008年から押収品の処理手段の確認作業（廃棄現場の見学、行政当局へのヒアリング）を実施している。

■押収品廃棄現場視察

【日時】 2008年8月29日(金) 14:00～15:00
【場所】 義烏市廃棄処理場
【内容】 電卓WG 4社の要請に基づき、当地行政当局が特別に電卓押収品のための廃棄セレモニーを開催
【参加者】 カシオ、シャープ、
日本貿易振興機構上海センター



■当局へのヒアリング

【日時】 2010年4月22日(木)
13:30～14:30
【訪問先】 義烏市 TSB
【訪問者】 カシオ、シチズン、シャープ、
日本貿易振興機構上海センター
【確認できた事項】
●プラスチック製品は環境問題から完全廃棄し難いため、商標を外して競売することもある
●競売は、特定の民間競売会社を使って行う
●商標印刷の消去は多くの場合 TSB が実施し、刻印は削除は原則として業者に委託する
●その他競売の手順・・・等



(4) 税関でのリスク分析手法への理解促進

中国税関でのリスク分析制度の導入、活用促進に伴い、如何にリスク分析を活用し権利侵害品を適確に差押えるかが益々重要視されている。そこで、2011年に水際WGは、中国税関でのリスク分析手法への理解を促進するため、中国各地税関との意見交換会の機会を利用し、当該税関におけるリスク分析の組織、システム、方法、運用現状、事例紹介等の説明を受け、その後情報を整理した上、リスク分析にかかる権利者との協力などについて意見交換会を実施した。あわせて、リスク分析を活用し、権利侵害品を適確に差押えるための留意事項をまとめ、日系企業に情報提供するための調査報告書を作成した。

リスク分析手法の学習

① 地方税関からの講演および質疑応答

- ・ 上海税関 (2011.1)
- ・ 寧波税関 (2011.6)
- ・ 杭州税関 (2011.7)
- ・ シンセン税関 (2011.8)
- ・ 天津税関 (2011.10)
- ・ 青島税関 (2011.10)

② 専門家による講演および調査

- ※ 「税関知的財産権保護における権利者の義務に関する調査報告書」、「税関リスク分析による効果的な模倣品摘発に関する調査報告書」の作成など



情報の取りまとめ

※ 水際WG タスクフォース2が主体となって、次の情報を取りまとめ

- ① 差止事例分析
- ② 税関以外で差押さえた中国業者
- ③ コンテナ情報、海外税関での差止情報



税関総署“華南地区税関-日系企業代表知識産権意見交換会”

リスク分析への権利者による協力可能性を検討



同様の検討、具体的情報提供を継続する予定



寧波税関での意見交換会



杭州税関での意見交換会の模様



シンセン税関での意見交換会



税関総署、華南地区税関意見交換会

(5) 知的財産権民事訴訟手続きに関する現状理解の促進

中国では近年、知的財産権侵害訴訟件数が年々増加し、各地方法院には知識産権庭が設置されるなど、知的財産権訴訟の遂行に関するインフラが整う一方で、外資企業が被告となり高額な賠償が命じられるケースが発生するなど、外資企業の訴訟リスクが上昇傾向にある。また、実務上は同一論点に各地方法院で異なる判断が下される場合もあり、日系企業は、訴訟関連の情報取得に興味を増大させていた。

そこで、立法研究 WG は、2011 年活動の一環として知財訴訟の第一線で活躍する法官を招聘し、訴訟手続等の各種論点についてヒアリングを行い、中国の訴訟実務にかかる不明点の明確化を図った。2012 年には、ヒアリング項目を更新したうえで、本活動を継続する予定である。

- 2011 年 1 月 20 日 浙江省高級人民法院 民事審判第三庭 高毅龍法官
- 2011 年 3 月 18 日 上海市高級人民法院 知識産権庭 朱丹庭長
- 2011 年 7 月 22 日 四川省高級人民法院 民事審判第三庭 張興全庭長

【主なヒアリング項目】

1. 警告書の送付と権利非侵害確認請求訴訟について
2. 管轄異議の申立てについて
3. 訴訟前差止め（仮処分）について（特許法 66 条）
4. 訴訟前財産保全について（民事訴訟法 93 条）
5. 訴訟前証拠保全について（特許法 67 条）
6. 司法鑑定について
7. 行政処罰決定書の証拠力について
8. 外国語の書証又は説明資料の翻訳について
9. 無効宣告請求の申立てと侵害訴訟の中止との関係について
10. 実用新案と意匠の評価報告の提出について
11. 証拠の真偽の調査方法について
12. 損害賠償額の算定方法について
13. 強制執行の申立費用の負担について
14. 訴額の変更について



浙江省高級人民法院への
ヒアリング



上海市高級人民法院
知識産権庭 朱丹庭長



四川省高級人民法院への
ヒアリング

3. 巧妙化への対応

(1) 模倣品ネットワークの解明

近年、中国の行政・司法当局が、模倣品製造・販売業者に対して厳しい摘発を行ってきたことに伴い、違法業者が発見・摘発されにくい取引システムを模索し、運用するようになっている。特に、模倣品ネットワーク化は、違法行為の全体像を把握できず、首謀者の摘発も困難であるなど問題意識の高いテーマであるが、ネットワークの解明は極めて困難な作業となる。

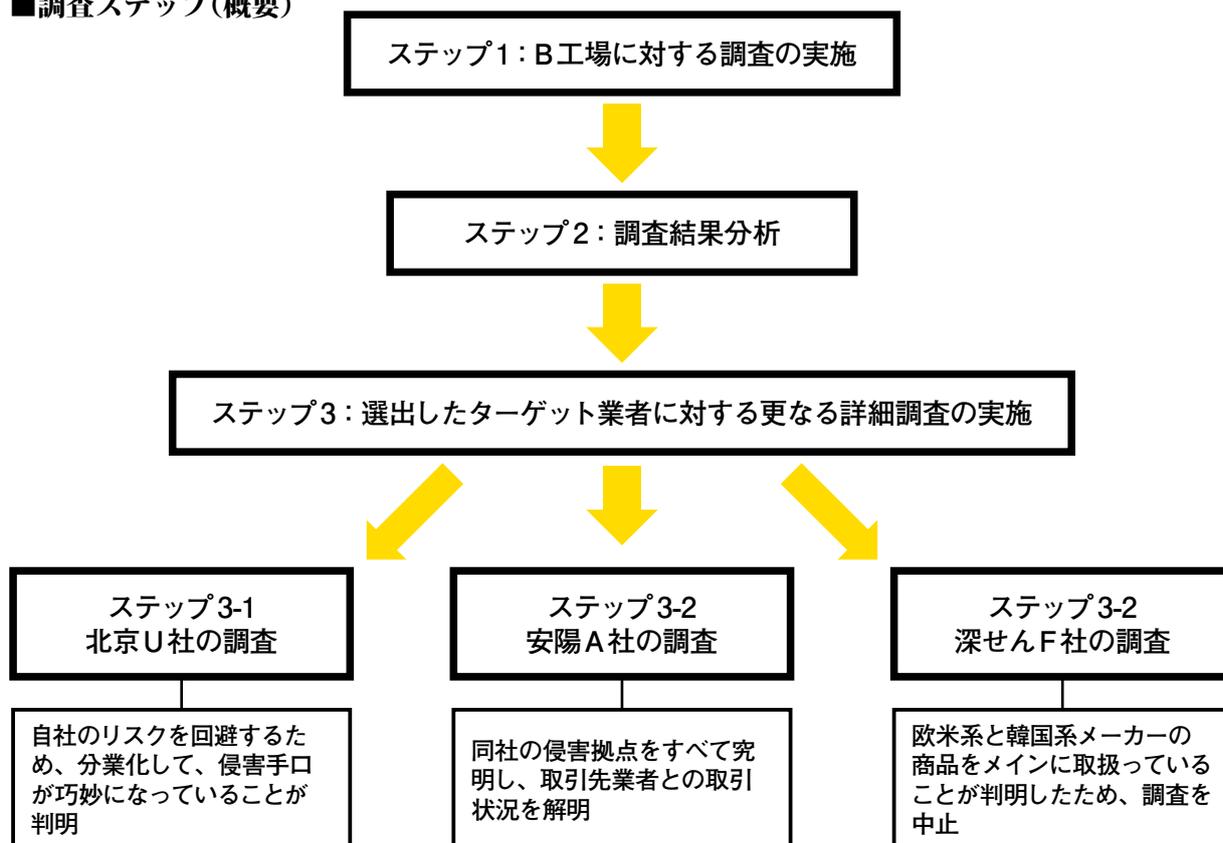
●事務機消耗品 WG の取り組み

事務機消耗品 WG では、模倣品ネットワークを解明するための調査手法を構築するとともに、模倣品の製造・販売手段、ルート、チャネルなどの詳しい情報を入手し、以後の模倣品対策に役立てるため、トナー関連模倣品の生産から末端消費者までのルート調査を実施した。

<調査の概要>

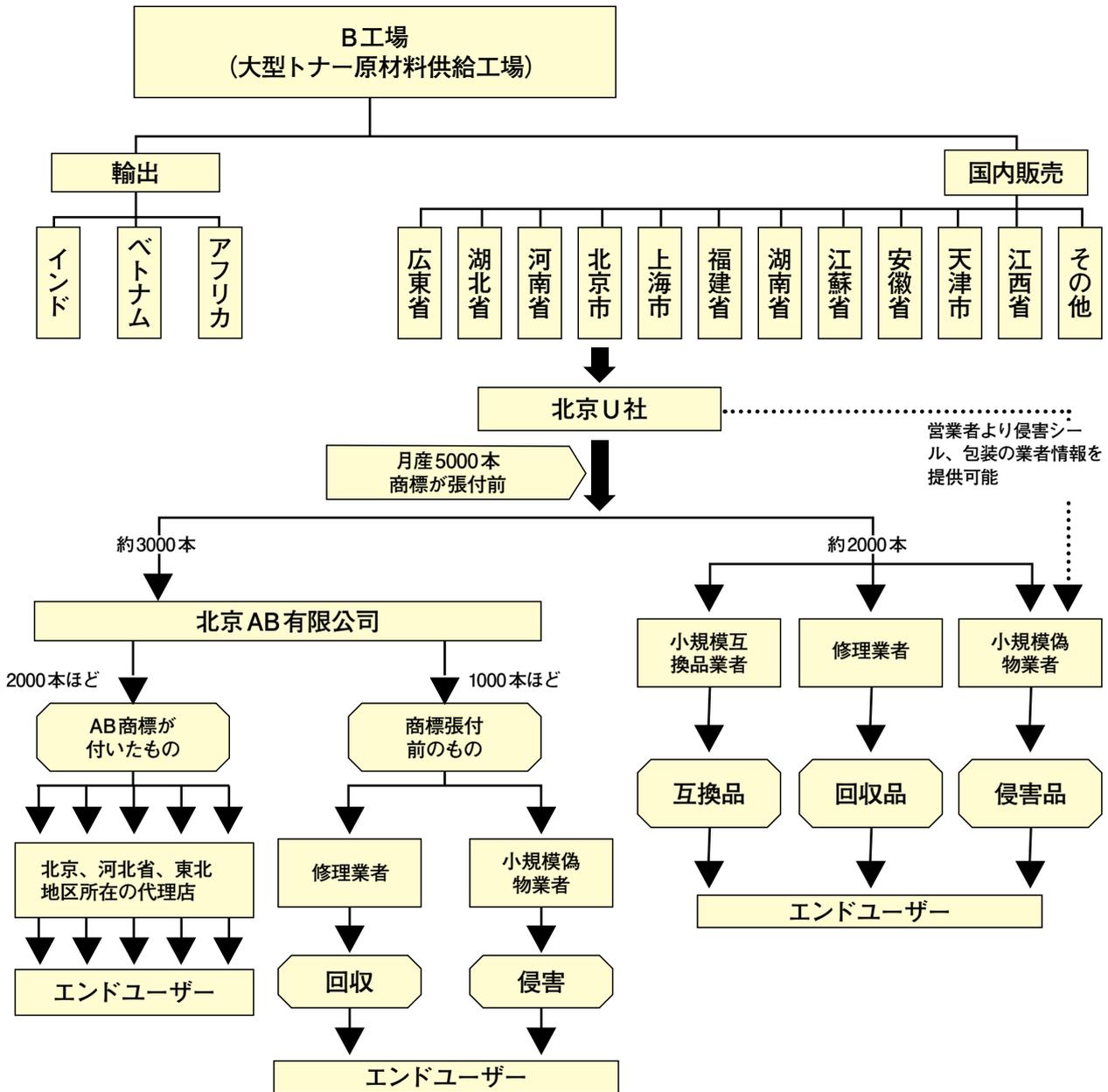
調査はおおよそ下図のステップに基づき実施した。関連情報から「B」という名の工場が、中国国内の最も大規模なトナー原材料の供給業者であることが判明したため、「B」工場が以後の調査対象となった。

■調査ステップ(概要)



<調査結果>

上記調査の結果、下図のようなトナー製品の流通ルート（ネットワーク）が明らかになった。



<<調査結果の評価・活用>>

- ①模倣品製造・販売ネットワークの解明
トナー関連製品の模倣品製造・流通ルートを解明する手段を構築するとともに、模倣品業者が摘発を回避するために、分業化などの巧妙な手口で取引していることを証明できた。
- ②模倣品対策の効率化
調査結果は、以後、更に悪質な模倣業者への摘発やネットワーク全体への対策等に役立てる予定（既に本調査に関連して、刑事案件を処理済）。

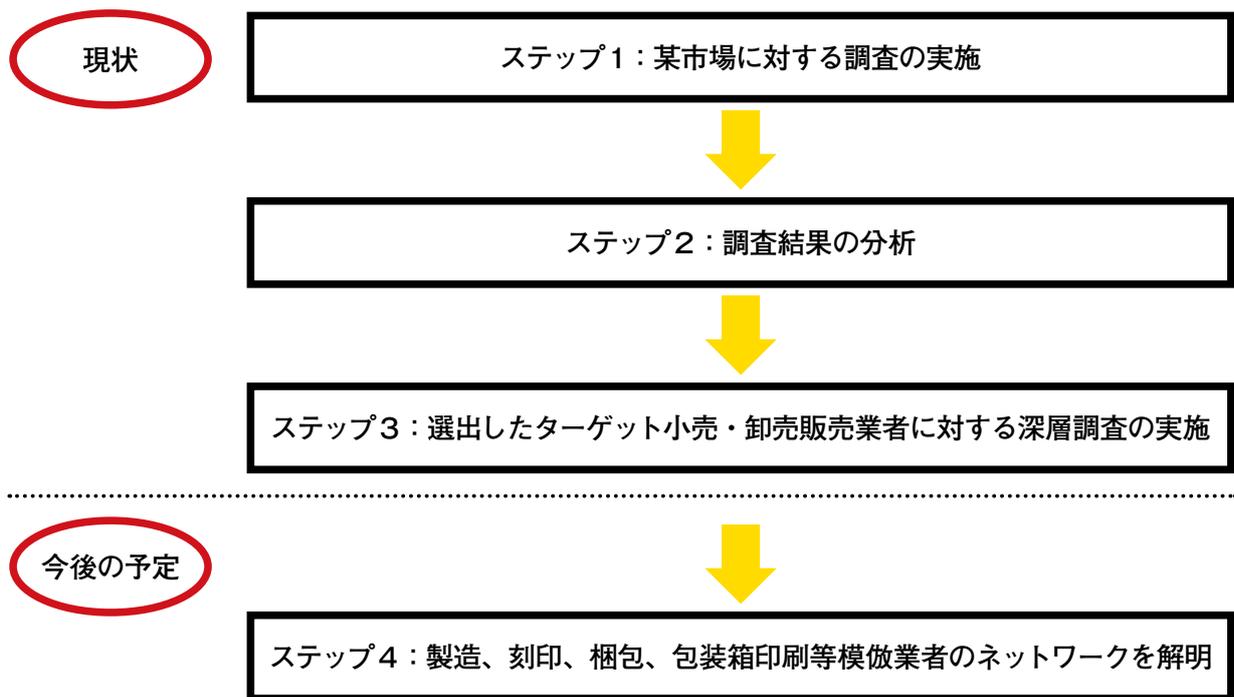
<<WG会員の声>>

事務機消耗品WGの活動を通し、JETRO、関係調査会社の皆様の協力により、曖昧であった模倣品流通の実態を体系的に把握できたのは意義があったと思います。また、半成品の製造(巧妙化)、店舗等の流通の末端での模倣品化(分業化)といった、複雑な問題を整理する上でも役に立つ活動ができたと思います。

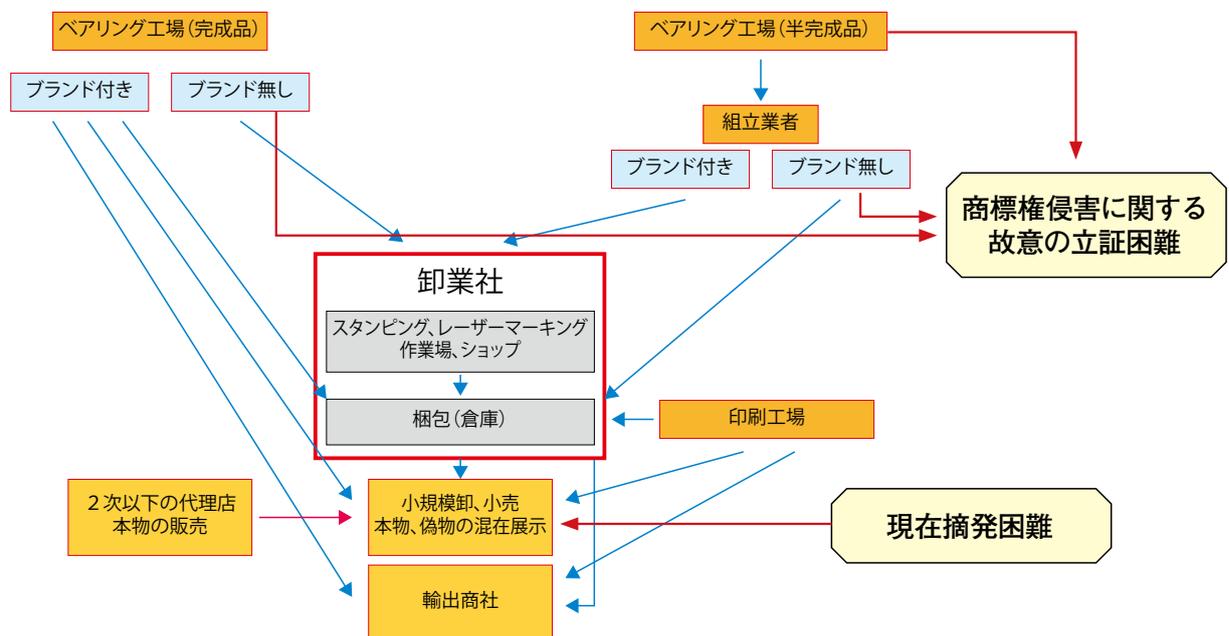
●ベアリングWGの取組

ベアリングWGでは、模倣品の流通ルートを把握し、模倣業者のネットワークの首謀者を突き止め、模倣業者の製造・販売ネットワークを明らかにし、対策の有効性向上をはかるため、某市場を対象に、小売・卸売販売業者を出発点とするネットワーク解明調査を実施している（調査継続中）。

<調査の概要>



(参考) ベアリングのサプライチェーンと模倣品対策における課題



(2) 模倣品輸出手口巧妙化への対策

中国税関による輸出貨物検査が厳しさを増す中、権利侵害品を輸出する手口がますます巧妙になってきている。模倣品水際ワーキング・グループでは、侵害者が侵害品を輸出しようとする際に、いかなる手口を用いて税関による検査を逃れようとしているのか、2009年度から2010年度にかけ、以下の方法によりその現状把握につとめた。

【巧妙化する模倣品輸出手口に関する重点税関へのヒアリング】

侵害品輸出手口の巧妙化について、以下のとおり4箇所の税関に対し、その現状や対策に関してヒアリングを実施した。

<ヒアリング先>

黄埔税関（2009年9月4日）、広州税関（2009年9月4日）、
杭州税関（2009年9月23日）、寧波税関（2009年9月25日）

<各税関の解答（抜粋）>



〔A 税関〕「類似商標」は視覚的に消費者が誤認混同を起こすか否かが原則的な判断基準。安直な侵害判断は行政訴訟のリスクがあり、権利者からの事例提供を求めたい。「商標外し」は意匠権侵害で対応できる可能性がある。「別送」における完成品部分の侵害認定は難しい。

〔B 税関〕最近では類似商標案件が非常に多く工商局と連携し対応している。権利者には周辺商標も権利化してほしい。

〔C 税関〕「類似商標」は「誤認混同惹起」が判断の原則であり、工商部門や法院の専門家のコメントももらっている。「別送＝“貨標分送”」は郵便ルートで多数。本体差止めの条件は「同一コンテナ内」または「同一包装内」かつ「荷送人と荷受人が同一」かつ「数量合致」。いずれかの条件が満たされない場合は個別判断となる。本体と部品の分送も自動車部品などで多数。巧妙化事例では税関で侵害判断できないものもあるが、その場合は法院へ提訴してほしい。

〔D 税関〕巧妙化に対し、通関部門は過去事例を類型化しリスク分析を強化、検査部門は研修を通じた検査能力を強化し対応しているが、行政訴訟のリスクも高い。いずれも権利者、法院、工商局等他部門との協力が必要。類似商標の判断は、商標法や法院の基準に準拠。権利者は第三者の冒認出願に留意すべき。また類似商標の判断事例の権利者からの提供は歓迎する。

【「模倣品輸出手法に関する実態調査」の実施】

2010年度には、日系企業の中国における模倣品水際対策（税関での差止め）に活用するため、知的財産権侵害品の輸出者が、中国税関による検査・差押えを逃れるために実行する巧妙な手法について、傾向分析をおこなった。

本調査では、特に手口が巧妙と思われる案件を中心に税関による知的財産権侵害貨物の差押え案件事例データを収集し、収集した案件事例のうち顕著と思われる事例に関してヒアリング調査を実施、巧妙な模倣品輸出手口の詳細について実態を把握した。また、収集した案件事例データに基づき、模倣品輸出手口の類型化や時系列・地域別傾向などについて各種分析を実施した。

分析結果は、報告書としてまとめ、中国税関との間での効果的な通関検査および必要な権利者情報提供等に関する議論の素材として、活用している。例えば、2011年11月にスワトウで開催した税関総署、華南地区税関との意見交換会では、当該調査報告書の内容をもとに、模倣品輸出巧妙化手法の分類及び各種手法への対策上の問題点等について活発な意見交換を行った。

(3) 中古品再生産への対応

生産用機械、測定機器等の分野では、真正品の中古品を改修し、正規品（新品）として販売する手口が報告されている。こうした手法は、模倣品と知りながら取引・販売をしているのみならず、明らかに消費者を欺く悪質な行為であり、厳重な処罰を科すべきものと考えられる。

このような背景から、ミシン業界では、「江蘇省 TSB—上海 IPG ブランド保護連携フォーラム」2010 年度活動の一環として、中古品再生産・販売行為に対する対策を実施した。

■概要：中古品を新品として販売する行為に対し、行為の性質を吟味したうえ、情状が軽い場合と重い場合の要件を整理し、それぞれの性質に適した処罰・教育等を行い、再犯の防止に役立てる。特に、悪質（情状が重大）な事業者に対し、《中国人民共和国製品品質法》、《蘇・浙・滬、質量技術監督行政処罰裁量規則》に基づく重罰を科すことを目指す。

■実施期間：2010 年 4 月～2011 年 1 月

■実施手順：



●行為の悪質性
中古ミシンをリニューアル後、知名ブランドを付し新品として販売する行為は極めて悪質である。TSB として注目する。
●重罰賦課の可否
悪質行為、処罰の多寡等について、現時点で明確に説明できないが、具体的な案件の詳細に基づき検討する。

—事例—初犯への知財教育を徹底した事例
【実施日】 2010年8月16日(日)
【対象】 常熟市三塘村 ミシン工場
【実施】 常熟市 TSB 稽查大隊
【概要】 販売店とその倉庫において、以下の模倣疑義品を発見
①日系A社ミシンヘッド(中古)・・・29台 ②日系B社ミシンヘッド(中古)・・・3台
③日系A社回転釜・・・6点
【結果】 日系企業の鑑定の結果、発見された疑義ミシンは模倣品と確定できず、確定できた回転釜6点の価値は120元と定額であったため、罰金なしで押収および指導のみ行った。
【事後確認結果】
●今回の摘発では、TSBが知識産権局の協力を得てミシン業者への教育を実施するなど、比較的情状の軽い模倣行為に対する抑止策が講じられた。
●確認調査の結果、3業者のうち2業者は完全に模倣品の製造・販売を停止していた。残り1業者は模倣品の取り扱い規模を縮小したものの、未だ継続している模様であるため、重罰を念頭に今後の対策を検討する予定。

(4) 不正競争防止法の活用

電卓の模倣品の中には、商標を模倣せず、その他の外観をデッドコピーする事例や、類似性のあいまいな商標を使用する事例が多いことから、電卓 WG では、浙江省経済貿易委員会整規弁公室の協力を得て、浙江省の関連政府 7 部門との間で、不正競争防止法に基づく行政・司法執法の可能性等を検討した。

【日時】 2007 年 11 月 19 日 午後 14 時 30 分～ 17 時 30 分

【場所】 浙江省経済貿易委員会整規弁公室

【参加者】

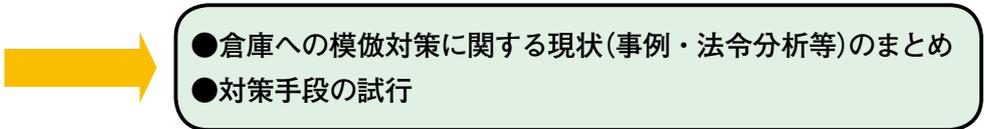
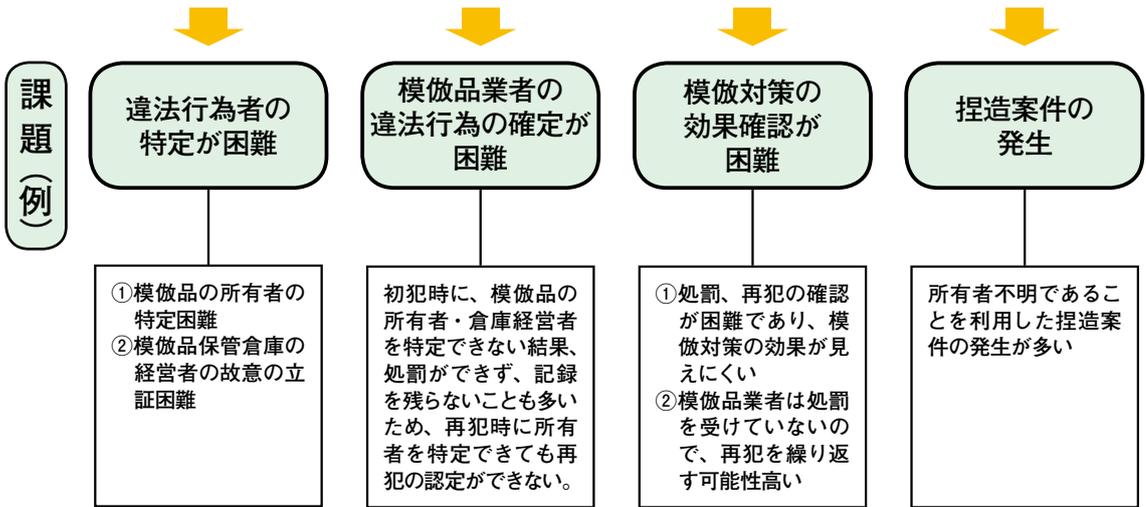
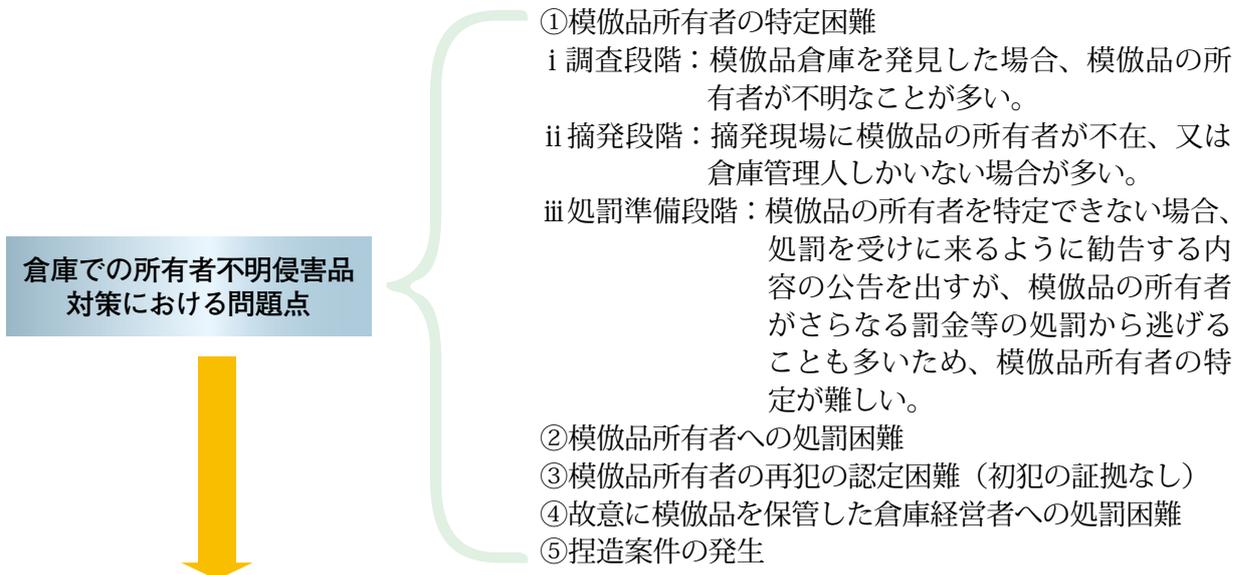
浙江省経済貿易委員会 処長 周関林氏
浙江省工商行政管理局 副処長 朱小都氏
浙江省質量技術監督局 陸海斌氏
浙江省公安厅 副科長 周一磊氏
杭州税関 科長 吳昀贇氏
金華市工商行政管理局 副局長 蔡克波氏
金華整規弁公室 副主任 叶梓余氏、副処長 陳江氏
義烏整規弁公室 副隊長 金煦東氏
カシオ（上海）貿易有限公司 知識産権部
荒川均氏、王文萍氏
シャープ商貿（中国）有限公司 知識産権管理部
林政克氏、郭喆氏
日本貿易振興機構上海センター 知識産権部 宮原貴洋氏、尹世花氏



【概要】 浙江省内の関連政府部門に、電卓関連の権利者の問題意識を伝え、模倣品のサンプル毎に、権利行使（主に不正競争防止法に基づく）の可能性を具体的に検証した

(5) 倉庫での所有者不明侵害品への対応

近年、倉庫に保管された侵害品を摘発した際に、その所有者が不明であるため、処罰を科せず、対策の効果が不明となる案件が数多く出現している。こうした案件を放置することは、侵害者の“やり得”を助長することに繋がりがねず、その他の副次的な悪影響も想定されるため、電卓WGでは、効果的な対策手段の構築を目的として、現状の整理分析、実務的対応を行っている。



(継続中)

(6) 模倣品表示巧妙化の傾向と分析

司法行政部門による取り締まりを回避するため、模倣品業者が模倣品の表示態様を巧妙化させている状況を踏まえ、農薬 WG では、収集した農薬模倣品の表示を例に、模倣品の外観表示における巧妙化の傾向をまとめ分類した上、分類毎に法的側面から権利行使の可能性等を分析した。結果は報告書に取りまとめ、以後の行政当局との交流会やセミナー時に活用している。

【分類】

類別番号	大分類	小分類	写真(例)
第一類	他人の商品標識の不法使用	①他人の登録商標(類似商標含む)の不法使用 ②他人の知名商品特有の名称の不法使用	
第二類	他人の商品デザインの不法使用	①他人のデザインの複製使用 ②他人のデザインの一部盗用 ③他人のデザインの類似デザインの使用	
第三類	企業名称の不法表示	①他人の企業名称(屋号部分)の盗用 ②企業名称の偽造	
第四類	生産地の不法表示	無し	
第五類	製品登録番号の盗用	①他人の取得した登録番号(許認可番号)の盗用 ②虚偽登録番号の使用 ③製品登録番号の許可範囲を超えた使用 ④期限切れたまたは取消された製品登録番号の継続使用	
第六類	虚偽の不法表示	①製品の品質にかかる虚偽表示 ②製品に関連する技術の由来等にかかる虚偽 ③その他用途、産地などに関連する虚偽	

【活用例】

農業 WG では、表示態様の取りまとめ後、各行政当局との交流会等において、関連の講演（状況説明、対策にかかる要望等）を継続している。

2010年6月30日	四川省 TSB/ 宜賓市周辺 TSB 向け真贋識別セミナー
2010年9月6日	中国農業部訪問
2011年3月11日	山東省寿光市 AIC 向け真贋識別セミナー
2011年7月7日	遼寧省東港市 AIC 向け真贋識別セミナー
2012年3月6日	湖南省常德市 AIC 向け真贋識別セミナー



四川省セミナーの様



山東省寿光市セミナーの様



遼寧省東港市セミナーの様

4. 再犯の防止

(1) 過去侵害者への監視強化

模倣品の製造・販売行為により処罰を受けた者について、行政当局自らが監視を強化することは、再犯意欲を低減させる効果に加え、再犯発生時の迅速な対応に資すると考えられる。

上海 IPG では、模倣品対策における重要地域の当局に対し、権利者側が保有する過去処罰対象業者のリストを「ブラックリスト」として提供し、監視強化を求める活動を継続している。

当該活動については、「江蘇省 T S B ブランド保護連携フォーラム」の枠組みを活用する場合と、業界別ワーキング・グループが個別の重要地域当局に対して行うものが存在する。

■過去に提供したブラックリスト一覧

提出先	提出日	提供内容	提供業界
江蘇省 AIC	2009年3月	06～07 ブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2009年8月	06～07 ブラックリスト（再提供）	自動車・自動車部品 WG
	2010年3月	2008年ブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2010年12月	2009～2010年10月ブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2011年6月	2010年11月～2011年7月ブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
江蘇省 TSB	2007年8月	過去のブラックリスト	会員企業9社（食品、衣類、家電、事務機消耗品等）
	2007年10月	過去のブラックリスト	農業 WG
	2007年12月	2007年までのブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2009年1月	2008年までのブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2009年8月	06～08年のブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2010年3月	2009年までのブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2010年2月	過去のブラックリスト	会員企業3社（衣類、機械、事務機消耗品）
	2009年3月	過去のブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2010年12月	2009～2010年10月ブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2011年10月	2009～2011年ブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2011年11月	2006～2011年ブラックリスト	会員企業1社（事務機消耗品）
浙江省 AIC	2009年3月	過去のブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2010年1月	2008年のブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2010年12月	2009～2010年10月ブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2011年8月	2010年11月～2011年7月ブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
浙江省 TSB	2009年3月	過去のブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2010年1月	2008年のブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2010年12月	2009～2010年10月ブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
広東省 AIC	2009年12月	2008年度ブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2011年8月	2010年11月～2011年7月ブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
広東省 TSB	2009年4月	2006～2007年度ブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2009年12月	2008年度ブラックリスト	自動車・自動車部品 WG
	2011年8月	2010年11月～2011年7月ブラックリスト	自動車・自動車部品 WG

■江蘇省TSBでのブラックリスト活用例(ブラックリスト掲載業者への摘発)

—事例1—

【実施日】2007年12月7日

【対象】南京市内の10店舗(自動車部品)

【実施】南京市TSBが南京市各地区の執法員を集め、「聯合執法隊」を結成し、一斉摘発を実施

【結果】9店舗で偽物販売を確認

<<権利者からのコメント>>

フォーラム活動の一環として、TSBが主体的に店舗や工場に対して自動車の模倣部品の検査・摘発を実施してくれたことは、企業と当局との協力関係構築の一例として評価すべきことで有ると思う。今後はさらに相互の交流・理解を深め、それらの課題を解決していき、より良い活動を目指していければよいと思う。

—事例2—

【実施日】2011年1月6～7日

【対象】常州市内の6工場(自動車部品)

【実施】自動車・自動車部品WG内の6社が参加。江蘇省・常州市内の各級TSB人員と二手に分かれ工場に立入検査した。

【結果】3工場(その中、1カ所は1月7日当局より自主摘発)で多数の模倣品を摘発・押収

【処罰】1月6日摘発した2工場いずれに対しても、再犯を認定したうえ、重罰(押収品の商品価値金額の2～3倍の罰金)が科された。



(2) 過去侵害者への教育・啓発

上記(1)のとおり提供したブラックリストを用い、浙江省質量技術監督局、江蘇省常州市工商行政管理局では、リスト掲載企業を召集し、「製品品質法律知識セミナー」を開催した。教育をもって再犯を抑止することを目的とした企業向けのトレーニングである。提供者である自動車・自動車部品WGの代表者が、本セミナーに参加した。現在、浙江省質量技術監督局、江蘇省工商行政管理局と自動車・自動車部品WGの間では、同様のセミナーを今後も開催していくことについて、前向きに検討がなされている。

【日時】2009年5月22日(金) 08:50～11:30

【場所】浙江省瑞安市国際大酒店国際庁

【参加者】

浙江省質量技術監督稽查総隊 副隊長 陳錦寿氏、法制科 科長 呉曉炯氏、科長 劉猷民氏
その他2名

瑞安市質量技術監督局 副局長 鄭永明氏、稽查大隊 大隊長 劉嘉慶氏、その他4名

浙江省国際貿易研究センター 主任 張漢東氏

浙江省公安庁 副研究員 徐盛恵氏

浙江省高級人民法院 法官 劉建忠氏

生産企業(ブラックリスト掲載企業)参加者:合計70社強

【活動概要】

浙江省公安、人民法院、省国際貿易研究センターより、生産企業を対象に、知的財産保護に関する講演が実施された。知的財産の定義、知的財産保護の現状、知的財産の自社への重要性、知識産権刑事保護の現状などについて、事例と合わせて、分かりやすく説明がなされた。聴講後、参加社は全て、知識産権保護にかかる承諾証へ署名した。



セミナーの様様



承諾証への署名

(3) 重罰の促進

上海 IPG では、2010 年度に、再犯者および悪質な事業者への重罰（重い行政処罰、刑事移送）を促進するプロジェクトを展開した。情状が重大な模倣業者に重罰を科すことで、再犯の抑止をはかるとともに、近年、国家・地方レベルで発布された再犯者に対する重罰規定の運用促進をはかることを目的としたものである。

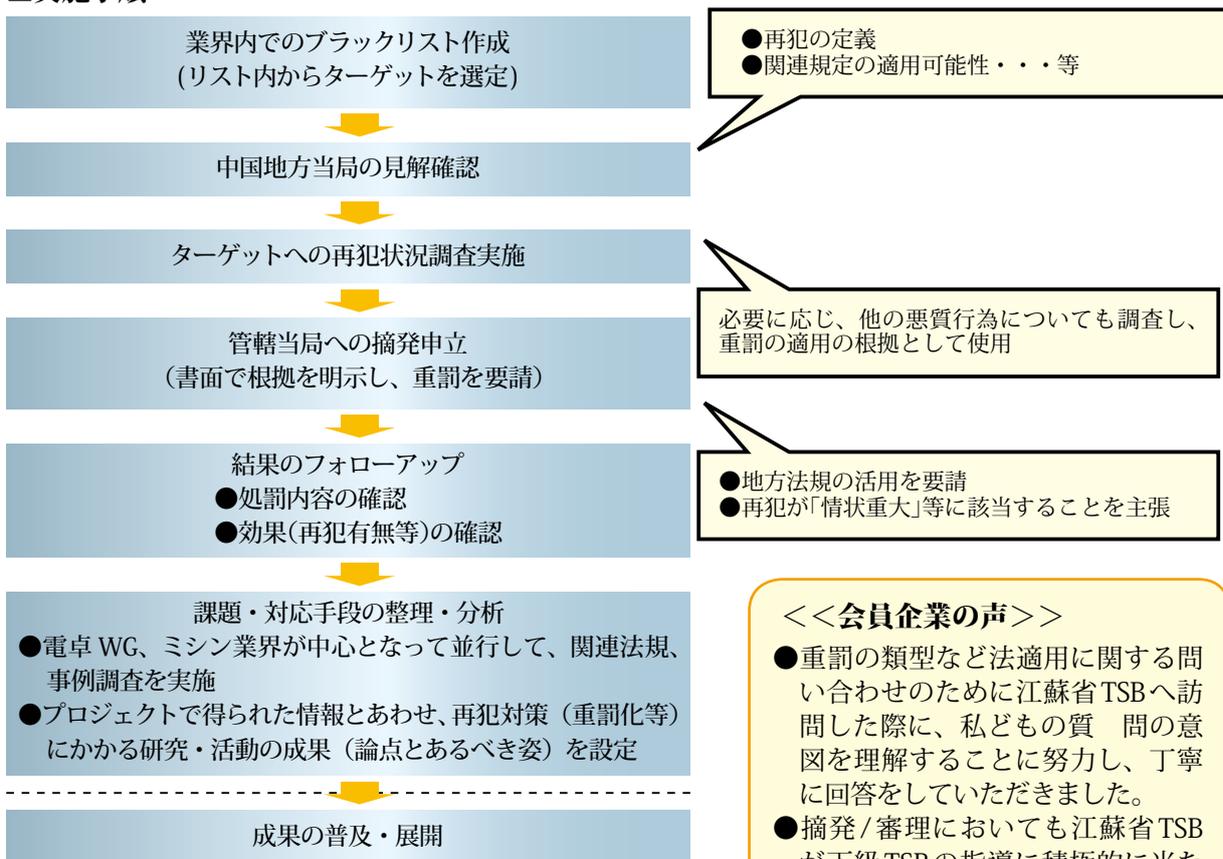
■対象商品：電卓、事務機消耗品およびミシン

■対象地域：上海市、江蘇省、浙江省、広東省および江西省

■概要：再犯行為に対し、既存の法規を活用し、行政当局に対し重い罰則の適用を要請し、更なる再犯の防止に役立てる。あわせて、再犯認定のための要件や申立手続の概要について確認する。

■実施期間：2010 年 4 月～ 2011 年 3 月（以降成果を展開）

■実施手順：



2011 年には、各種プロジェクトの成果の普及を促進

<成果の展開>

- 2011 年 5 月 20 日
IPG – 商務部 / AQSIQ 意見交流会
- 2011 年 9 月 7 日
中国商標節における地方工商局との意見交流会
- 2011 年 10 月 12 日
2011 中国司法行政部門 – IPG 知的財産交流会
- 2011 年 12 月 12 日～ 13 日
IIPPF 広東実務レベルミッション（広東省 AIC、広東省 TSB）
講演 / 意見交流会

<< 会員企業の声 >>

- 重罰の類型など法適用に関する問い合わせのために江蘇省 TSB へ訪問した際に、私どもの質問の意図を理解することに努力し、丁寧に回答をしていただきました。
- 摘発 / 審理においても江蘇省 TSB が下級 TSB の指導に積極的に当たるなど、省内での運用統一に熱心に当たっており、省 TSB として真摯に取り組まれていることが分かりました。
- 江蘇省 TSB に摘発申立を行なった案件について、江蘇省政府を通じて TSB 以外の部門にも同 案件のフォロー指示がされていたことが分かり、江蘇省が省を挙げて知的財産権保護気運の醸成に取り組んでいると感じました。

5. 模倣品流通とグローバル化への対応

(1) 税関による水際差し止めの強化

中国からの権利侵害品の海外流失を防止するため、税関による水際差し止めの強化を目指し、模倣品水際対策ワーキング・グループでは、中国税関との交流強化を基礎に、様々な活動を実施している。

【水際差し止め手続きの円滑化】

<個別情報の提供>

水際 WG では、中国税関が実際の通関貨物検査の中で侵害品を発見するために必要となる情報を効率的に提供するため、ヒアリング等で税関による検査業務の実態を把握し、有用な情報とは何かを認識し、各企業がそれらの情報を可能な限り入手し税関に提供、税関はその情報を可能な限り検査業務で活用し、侵害品の効果的な発見を目指すことで合意している。

<税関登録情報の整備>

税関が侵害品差し止めの際に根拠とし、または参照する、「正規授權企業情報（＝ホワイトリスト）」や「代理人情報」など税関登録システムへの登録情報を、水際 WG として可能な限り整備することとしている。これにより、税関による侵害品差し止め業務における業務上のロス軽減を目指すこととしている。

<税関登録システム説明会の開催>

税関登録システムの利便性の不足について、水際 WG をはじめとする権利者からの指摘、要望を受け、中国海関総署は 2010 年、当該システムの改善を図ったが、IPG ではシステム改善ポイント等を会員企業に説明する会を海関総署と共同で開催し、権利者の業務改善に寄与した。また、2011 年には、税関総署で構築中の新規システムについて「税関総署“華南地区税関—日系企業代表意見交流会”」の機会に税関総署からの状況説明が行われた。



<手続きに関する意見具申>

税関による侵害品差し止め業務においては、各地の税関で運用の差異が見られたところ、水際 WG ではその実態をアンケート方式で収集・分析し、その結果を海関総署や各地税関との意見交換の場などにおいて提示、改善を求める活動をおこなっている。一部の改善要求については、中国税関からの賛意を得、改善に結びついている。

【情報提供】

中国税関の知的財産権保護業務への支援のため、水際 WG では税関側のニーズを把握し、各種の情報提供をおこなっている。

<「類似商標判定事例集」の提供>

侵害判断の困難な巧妙な類似商標を付した侵害品が税関で発見された際の、税関における侵害判断の一助とするため、水際 WG では、工商部門や法院などを含む過去の類似商標の判定事例を取りまとめ、海関総署地方税関に提出した。当該情報は、中国税関内の内部システムに掲載され、各地の税関業務の補助的資料となっている。

<水際 WG 活動成果検証データの提供>

水際 WG が主催した税関向け真贋識別セミナーの有効性を確認するため、WG 内で真贋識別セミナー前後の疑義品発見通知数を統計整理した資料を税関との交流時に随時提供している。同資料は、今後のセミナーのあり方や出席者などを検討するための基礎的資料として活用されている。

<各種報告書の提供>

水際 WG では、税関における知的財産権保護に関する情報を提供するため、日系権利者向けの報告書を作成している。2010 年には「模倣品輸出手法（巧妙化）に関する調査報告書」を作成し、税関総署、各地方税関に提供した。2011 年には、「リスク分析による効果的な模倣品摘発に関する報告書」を作成し、今後の税関交流時の活用を検討している。

<「模倣品輸出ルート推計調査」の実施>

水際 WG では、侵害品の海外への輸出ルートを把握するため、業種毎に輸出統計から高リスクデータを抽出する方式にてルートを推計する作業を実施した。当該情報は、意見交換会などの機会を用い、関連する地方税関に提供している。

【「知的財産権税関保護活動成果交流会議」の開催】

IPG では、水際 WG を母体として進めて来た中国税関との協力活動の成果を確認するため、2009 年 4 月、それまでセミナーを開催した地方税関の担当者や中国海関総署の代表を招聘し、「活動成果交流会議」を開催した。

同会議では、中国税関の近年の知識産権保護活動の成果、特に日系企業との協力のもとで得られた成果を発表しあい、また税関と権利者との協力などについて意見交換した。多数の税関の担当者が一堂に会する会議において、各税関よりそれぞれ検討課題が提示されたことで、税関知財保護業務における権利者からの必要な協力について認識が深まり、その後の活動の指針となった。

成果交流会の写真



【「水際 WG 会員向け勉強会」の開催】

水際 WG では、会員企業の税関での知的財産権保護に関する知見や能力を向上するために、会員向けの勉強会を開催している。会員からの税関差し止め事例の紹介、法律事務所、地方税関知的財産権担当者からの専門的知見の紹介、欧米・中国企業の知的財産権担当者から実務紹介などが主なテーマとなっている。

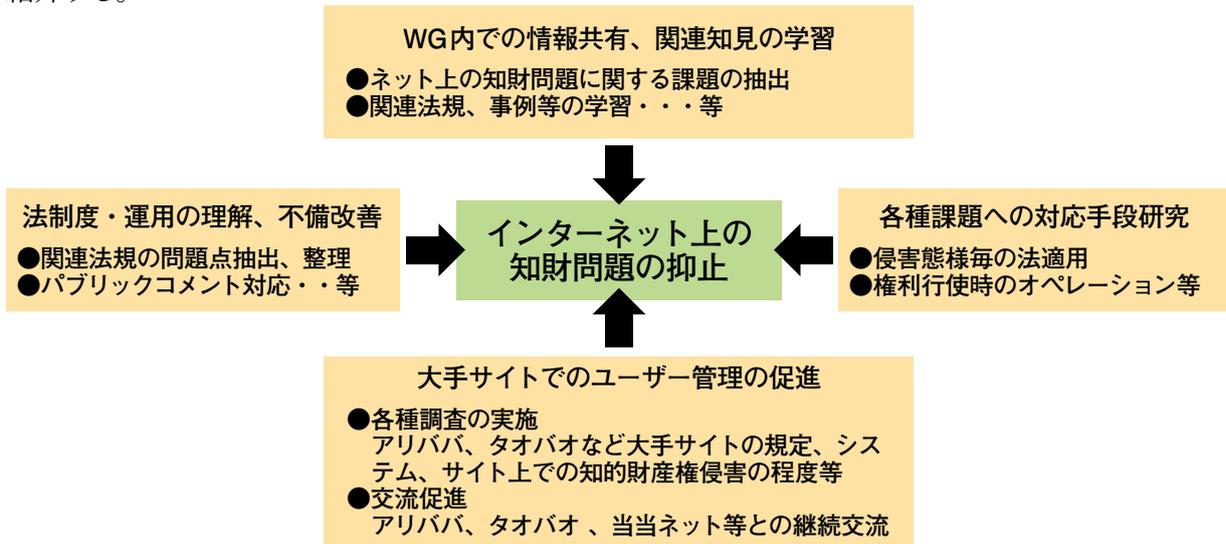
近年開催した勉強会は下表とおり。

開催日時	テーマ	講師
2010年5月19日	日本ベアリング工業会の中国における対税関活動と水際差止め事例	社団法人 日本ベアリング工業会 技術部長兼国際部長 佐藤 稔氏
2010年7月14日	①(財)日本関税協会 知的財産情報センター(CIPIC)の組織・事業概要 ②中国税関における検査業務とリスク分析	① CIPIC 事務局長 河野 泰一氏 ② 上海税関 法規処 知識産権科 副科長 王 正偉氏
2010年9月16日	新「中国海関知識産権保護登録(備案)システム」の操作方法	パナソニック(中国)有限公司 広州分公司 知識産権部 李千山氏
2010年11月17日	①水際WG活動成果検証データ分析結果報告 ②知的財産権税関保護条例実施弁法の改正について	①カシオ(上海)貿易有限公司 知識産権部 部長 長澤 洋介氏 ②日本貿易振興機構アジア経済研究所 研究企画部 研究企画課 森永 正裕氏
2011年1月19日	「国務院通知(プロジェクト)」に関する上海税関の対応状況および日系企業への要望	上海税関 法規処 科長 徐 楓氏
2011年3月16日	「模倣品輸出手法分析調査報告書」進捗報告	マツダ(中国)企業管理有限公司 開発渉外部 知識産権部 水嶋浩司氏
2011年7月20日	税関の知的財産権保護業務におけるリスク分析の応用	浙江和義律師事務所 弁護士 愈 則剛氏
2011年9月14日	江蘇恒順醋業股份有限公司における知財保護について	江蘇恒順醋業股份有限公司 法務部長 董 氏
2011年11月16日	「2010年中国税関知的財産権保護案件ベスト10」案例分析	北京眾天揚知識産権代理有限公司 パートナー/弁護士 趙 曉莉氏
2012年1月16日	バイヤスドルフ社における税関知識産権保護について	Regional Head Brand Protection, Asia Beiersdorf AG 齊雪峰氏
2012年3月14日	パナソニックにおける税関知識産権保護について	松下電器(中国)有限公司 広州分公司 知財部ブランド保護経理 何浩前氏

(2) インターネット上における知的財産権問題への対応

2010年に発足したインターネット知財対策WGでは、中国におけるインターネット上での知的財産権関連課題（ドメイン名等派生的な問題も含む）に関し、発生要因、現状等を整理分析し、関連する知見を共有するとともに、課題解決に資する実務的活動を行っている。その中で、インターネット商取引における権利侵害品国内外流通の防止は、最も大きなテーマとなっている。

WG活動の遂行にあたっては、権利者自らが関連知見を習熟したうえ、関連当事者（大手ISP、関連政府当局）との交流を通じ、制度・運用・実務の改善に努めている。以下、同WG活動の概要を紹介する。



【大手サイト上の模倣品対策】

<内部情報共有、学習>

インターネット知財対策WGでは、中国のインターネット上での知的財産権保護、大手サイト上での権利侵害事例・関連規定・システムなどに関し、定期的な情報収集・共有をはかっている。これまで共有・学習した主な項目は、次のとおりである。

- 外部講師による講演
 - 2010.5.19 タオバオの知財に関する取り組み紹介と今後の模倣対策における課題（上海博邦知識産権服務有限公司）
 - 2010.7.16 タオバオ新ユーザ行為規定の解説（タオバオ社法務部）
 - 2010.9.15 中国のネットコンテンツとタオバオ（Toiawasale Co.,Ltd.）
 - 2010.11.18 アリババ、タオバオの内部システム紹介（上海堅山管理諮詢有限公司）
 - 2011.5.18 ①タオバオネット上の出品状況について（東陶（中国）有限公司）
②タオバオオンライン申立システムについて（上海博邦知識産権服務有限公司）
 - 2011.7.20 インターネットにおける他人商標に関するネット経営者不正使用行為の対処法（華誠律師事務所）
 - 2011.9.14 中国におけるワコールの模倣（侵害）品対策（株式会社ワコール）
 - 2012.1.18 dangdang ネットにおける模倣品対策の取組状況（dangdang ネット法務部）
- 情報共有
 - ①各社の侵害事例、対策上の問題点
 - ②関連法律法規
 - ③アリババ、タオバオのユーザ管理規定
 - ④世界のISPの削除要請システム・・・等

<各種調査の実施>

2010年以降には、アリババ、タオバオ上での侵害実態や対応実務を把握するため、例えば、次の調査が実際されている。

名称	内容
侵害規模・比率調査	大手サイト上での日本ブランドの侵害規模・正規品 / 模倣品比率を調査
ユーザー登録システム調査	模倣業者の出品抑止を目的に、ユーザー登録システムの詳細を調査
大手サイト関連システム調査	大手サイトが有する削除要請、処罰等に関するシステムの調査
成功事例調査	活動の参考のため、他国企業、団体による権利侵害対策の成功事例を調査
ユーザー信用度の公示手段調査	消費者保護の観点から、消費者によるユーザー信用度の認知手段を調査
注目サイトの概要調査	サイトの知的財産権保護関連社内体制、規定、侵害サイトの削除手段を調査
問題事例解決に関する法実務調査	インターネット上の侵害疑義行為について、法的対策及び実務的対策手法を調査
チャットによる真贋判定事例調査	サイトへの削除要請手続きにあたって、より利便性がある証拠提示手段を調査
侵害サイト削除事例調査	画面情報での真贋判定により申立・削除に至った成功事例を調査

<アリババ、タオバオとの交流>

インターネット知財対策WGでは、IIPPF内のインターネットWGとの協力のもと、アリババ、タオバオとの間で、継続的な交流を行い、規定・実務の不備に対する改善要望や、権利侵害減少に向けた各種提案等を実施している。

交流の経緯・内容

- 2010.5.28 IIPPF-アリババ・タオバオ意見交換会に参加（日本貿易振興機構）
場所：東京
内容：アリババ・タオバオからの活動紹介、日方からの課題提示（削除の迅速化、削除範囲の拡大、再出品の禁止等）
- 2010.7.16 IIPPF・IPG-アリババ・タオバオ意見交換会 開催
場所：日本貿易振興機構上海センター内
内容：①相互の要望提示（日方：新ユーザー行為規則の改善、今後の継続交流等）
②規則、実務上の不明点に関する質疑応答
- 2010.09.28 タオバオ訪問（経済産業省、日本貿易振興機構上海、アリババ、タオバオ参加）
- 2010.10.15 タオバオ来訪（日本貿易振興機構上海センター対応）
- 2010.11.19 アリババ・タオバオ「インターネット知的財産権工作交流会」第1回会議参加
- 2010.12.10 タオバオ訪問（日本貿易振興機構上海センター、アリババ、タオバオ参加）
※9月以降の交流（11/19除く）では、主に以後の交流内容・手段を調整
- 2011.1.21 IPG-アリババ・タオバオ意見交換会 開催
場所：上海
内容：①相互の要望提示（日方：情報開示に関するシステム改善など）
②規則、実務上の不明点に関する質疑応答
- 2011.7.15 タオバオ訪問（日本貿易振興機構上海、アリババ参加）
- 2011.7.22 アリババ訪問（日本貿易振興機構上海）
- 2011.8.2 IIPPF・IPG-タオバオ意見交換会開催（第2回日中インターネット知的財産権保護シンポジウム）
場所：北京
内容：①IIPPF・IPG-タオバオ協力覚書の締結
②進行中課題の進捗、今後の共同作業についての再確認
（日方：削除関連実務の改善、タオバオ：制度改善成果の紹介等）
- 2011.10.13 タオバオ来訪（日本貿易振興機構上海対応）
- 2011.11.16 IIPPF・IPG-タオバオ意見交換会 開催
場所：上海
内容：①削除要請システムの改善
②価格、隠語等の条件付けに基づく模倣疑義品の検索結果からの排除
③消費者向け情報開示の徹底



IIPPF・IPG-アリババ・タオバオ意見交換会

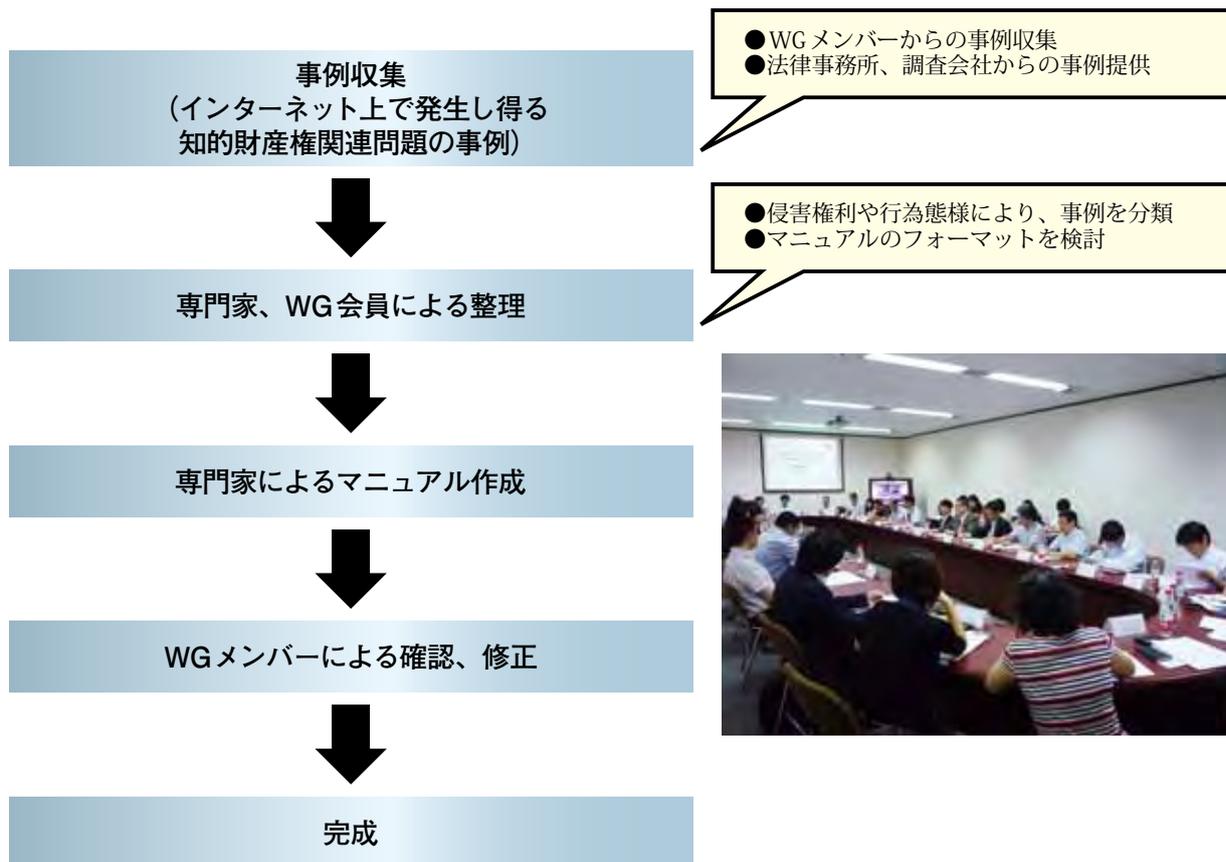


インターネット知的財産権工作交流会

※ 2011年12月以降も頻繁に交流を継続

【侵害態様毎の対策手段の検討】

インターネット知財対策WGでは、アリババ、タオバオ上の模倣品対策に加え、その他の知的財産権関連問題にも対処できるよう、どのような権利侵害態様が存在し、どのような対処が可能について、法的・実務的な見地から、マニュアル化の作業を進めている。



(3) 展示会における模倣品出品の防止

経済のグローバル化に伴う貿易量の急増、国際分業が進む中、販売・調達の取り引き先選定の場として「展示会」が重要な役割を持つに至っており、中国においても様々な製品分野に関する展示会が頻繁に開催されている。一方、これら展示会は、権利侵害品の国際流通の機会創出の温床となるケースも多く、侵害品の拡散防止には展示会における出展阻止が必要となっている。

日本貿易振興機構では、展示会における模倣品出展の実態調査の支援事業を、2006年から現在まで毎年実施している。当該事業では、中国の各 IPG 事務局が案内、申し込みを受付を行い、多くの業界別ワーキング・グループ参加している。

■上海 IPG 関連企業の実施状況

年度	参加社	展示会名
2006 年度	6 業界 計 13 社参加	広州交易会 (3 業界)、Auto China 2006、第 23 回中国植保信息交流暨農薬械交易会、温州電子機器展示会、
2007 年度	7 業界 計 29 社参加	広州交易会 (3 業界)、広州国際美博会、亞洲打印耗材展覧会、第 23 回中国植保信息交流暨農薬械交易会、CISMA(中国国際縫制設備展覧会)
2008 年度	7 業界 計 37 社参加	広州交易会 (3 業界)、第 24 回中国植保信息交流暨農薬械交易会、RE CHINA ASIA EXPO、China High-Tech Fair 2008、Paperworld CHINA
2009 年度	10 業界 計 42 社参加	広州交易会 (6 業界)、第 103 回中国文化用品商品交易会、第 25 回中国植保信息交流暨農薬械交易会、2009 中国国際縫制設備展覧会、Remax Asia Pacific Trade Show
2010 年度	16 業界 計 88 社参加	広州交易会 (6 業界)、CeMAT ASIA2010、中国国際口腔器材展覧会暨研討会、第 26 回中国植保信息交流暨農薬械交易会、2010 中国国際軸承及専用裝備展覧会、The 7th ReChina Asia Expo (Shanghai)、第 6 回 Shanghai Mode Lingerie 2010、Chinese beverage2010 第七届中国国際食品及飲料展覧会、Reifen China 2010、bauma china、2010 年上海国際文具及び学習用品展示会
2011 年度	8 業界 計 44 社	広州交易会 (3 業界)、2011 中国国際縫制設備展覧会、Remax Asia Expo (珠海)、第 27 回中国植保信息交流暨農薬械交易会、中国義烏国際小商品博覧会、2011 年秋季全国糖酒商品交易会

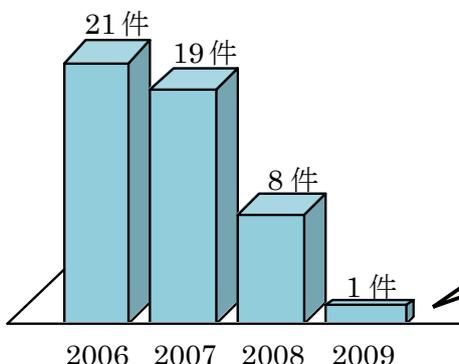
■活用事例：

<模倣品出展の抑止>

農薬 WG では、各種展示会等における模倣品・違法ラベル品の展示防止等に関する活動を重要課題の一つと位置付け、以前から、農業部全国農業技術推廣服務中心が毎年開催する『中国植保信息交流暨農薬械交易会』（農薬・農業機械の見本市）において実情の把握に努めていた。

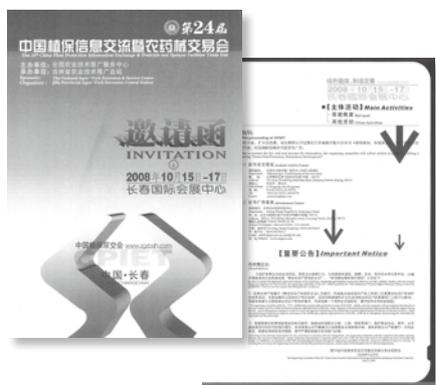
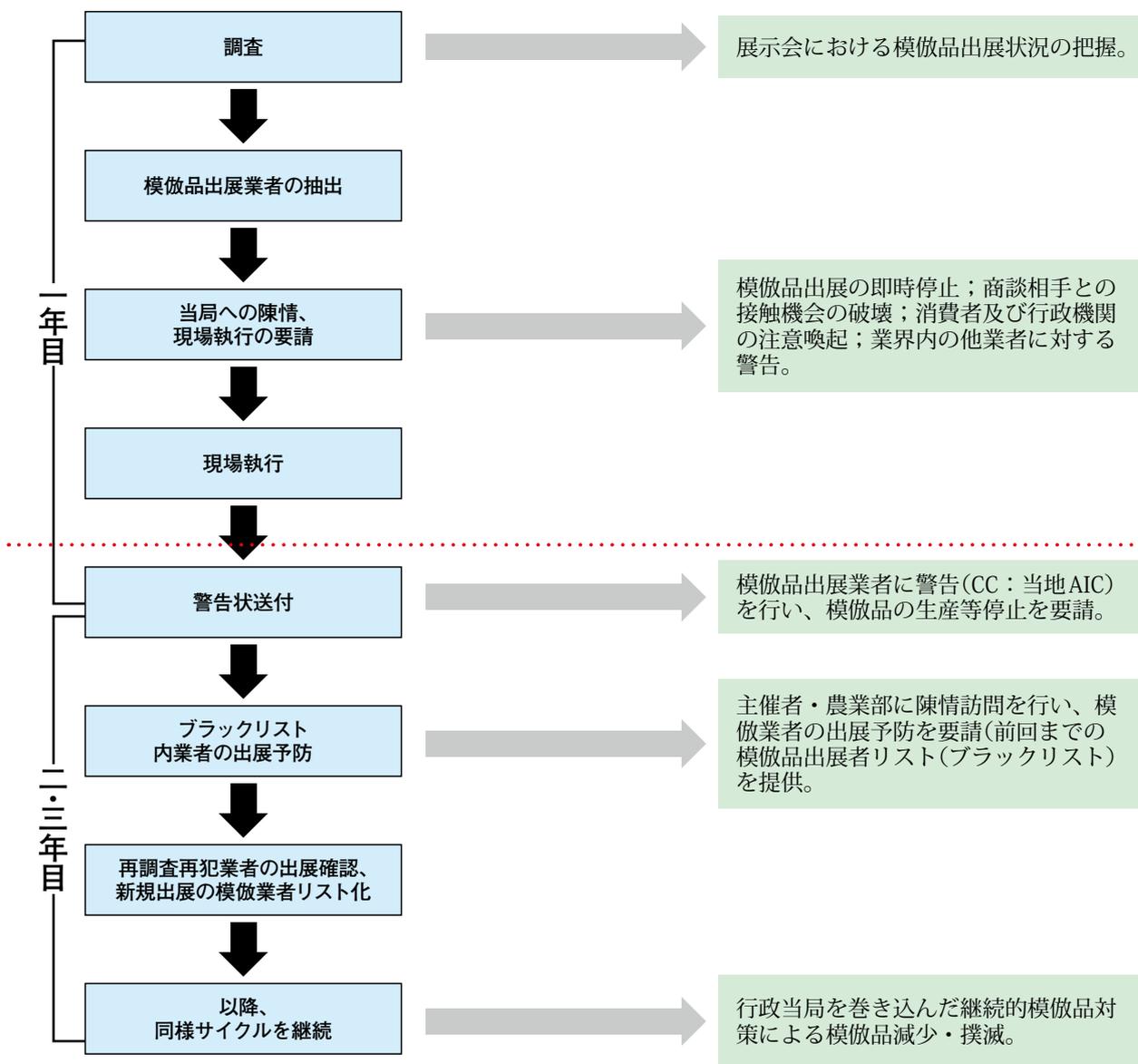
本事業の開始後、農薬 WG は、展示会主催者である農業部全国農業技術推廣服務中心に対し、農薬の出展・展示への管理強化の陳情・情報提供を継続するとともに、現場でのブース撤去作業、会

期終了後のフォローアップ（模倣品出品者への警告等）を毎年行った。結果として、2006 年度の段階で 21 件発見された模倣品出展が、2009 年には 1 件まで減少するなど大幅な改善がみられた。



● 模倣品出展者数の減少
2006 年(21 件)→ 2009 年(1 件)

■(参考)農薬WGの展示会での模倣品対策のステップ



2008年には、農薬WGからの要請を受け、主催者が出展者による模倣品の取扱い阻止のため、次の作業を開始した。

①「中国植保新息交流暨農薬械交易会」招待状のパフレットには“展示会知識産権保護弁法に基づき関連政府部門との協力のもと知的財産権保護に注力すること”および“展示会期間中に展示館外で出展はさせないこと”について公告がなされた。

※従来の権利者による摘発の継続により、館外にブースを設置し模倣品を扱う業者が出現したため

②前年に模倣品を取扱い、再度出展を希望したものに対する啓発の徹底（電話連絡）。

<侵害品出展の抑止／模倣品業者の情報入手>

上海 IPG 内のミシン業界企業は、各年で開催される『中国国際縫制設備展覧会』（ミシンの見本市）において、以前から、現場での警告等の権利行使（主に特許・意匠権）を行っている。2007 年および 2009 年の調査結果からは、当該活動の成果が確認されるとともに、模倣品の傾向分析も行われた。

- 侵害品出展数の減少（2007 年と 2009 年の調査結果比較）
出展者数が 20%減少したのに対し、発見された侵害品出展数は 58%減少
※展覧会全体の出展者数は、2007 年が 1277 社、2009 年が 1023 社
- 警告状等の効果
A 社侵害品出展数：23 社（2007 年）→ 12 社（2009 年）※再犯 1 件
B 社侵害品出展数：77 社（2007 年）→ 33 社（2009 年）※再犯 16 件
- 模倣品の傾向把握
2007、2009 年の調査結果より、侵害形態、輸出志向などの情報を把握
- 模倣品出展業者の具体的情報獲得
名称、所在地分布（侵害権利毎）等の情報を入手

6. 模倣品対策の効率化・コスト削減

(1) 法執行部門との情報共有・法執行円滑化スキーム構築（江蘇省 TSB 覚書）

権利者（企業）が模倣品対策を実施する場合、詳細な実態調査・証拠収集に必要な費用や、取り締まり当局への申し立てを仲介するエージェントへ支払う費用が大きな負担となっている。これらの費用は、取り締まり当局との信頼関係を深め、情報共有を円滑化させ、当局側が自主的に検査や取り締まりを実施する体制を構築することで削減が可能と考えられる。

上海 IPG では 2010 年、江蘇省質量技術監督局との協力スキームである「ブランド保護連携フォーラム」の枠組み（76 ページ参照）のもと、会員企業の同局に対する情報提供ルートを確立し、同局側の確実かつ迅速な対応を明文化し、両者の権利・義務を明確に定めた「ブランド保護協力備忘録（覚書）」を締結した。

権利者側は、各社の有する代理店等を活用した情報収集ルートを強化し、過去の侵害者情報なども含め、当該「覚書」に定められたフォームを用い、同じく定められた方法によって同局に情報提供（申立）を行う。同局では権利者からの情報提供（申立）を受け、該当する地区を管轄する部局に迅速な対応を指示する。また、「覚書」によって双方の連絡体制が明確化されていることから、個別案件において各種確認事項等の連絡の必要性が生じた場合、速やかに円滑な意思疎通が図れることとなった。

このスキームを活用し、既にいくつかの業種、何社かの会員の模倣品について、同局による自主検査や、実際の摘発がおこなわれている。2011 年の実績は、合計で約 130 件であった。



■第 1 号案件

【摘発日】2009 年 9 月末

【摘発対象】江蘇省泰興市内の再犯店舗

【摘発実施部門】泰興市 TSB

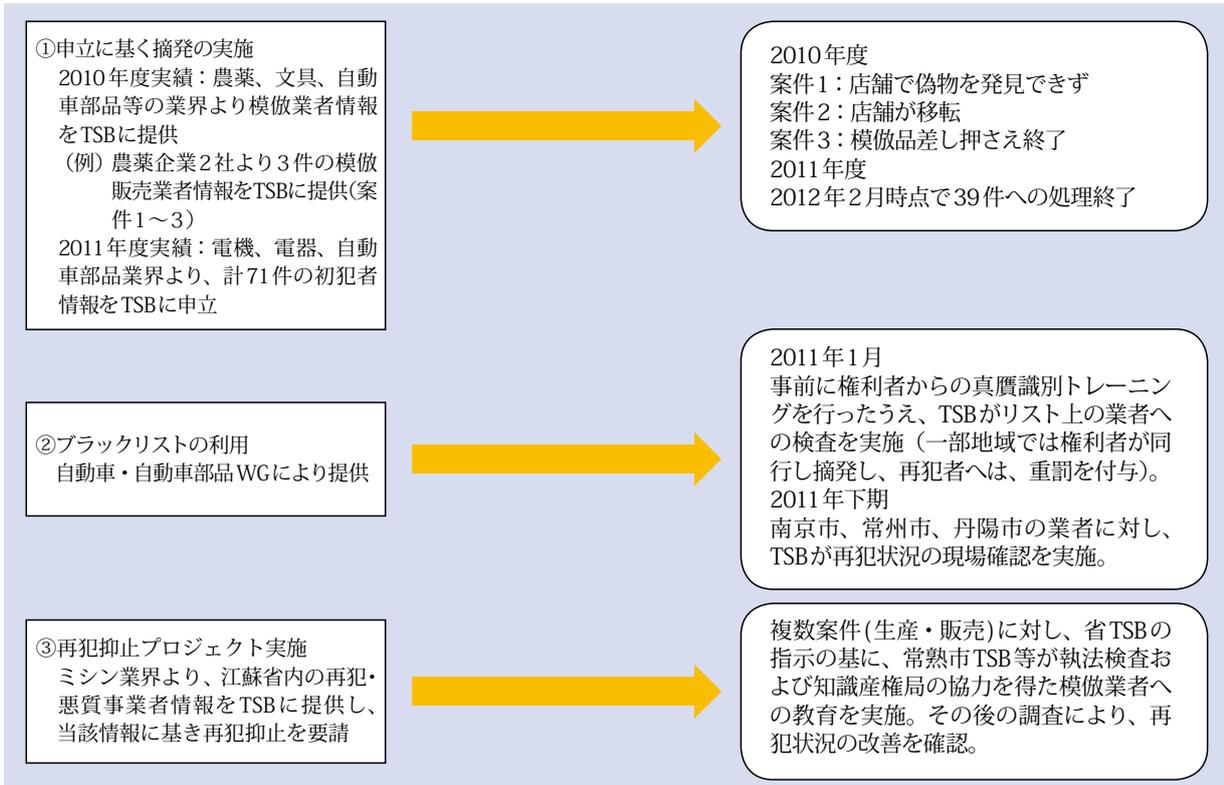
【経緯】2009 年 9 月末、上海 IPG の農薬企業が所定のフォーマットにて、江蘇省 TSB に摘発を要請した。泰興市 TSB は省 TSB からの対応指示を受け、同市内で某農薬ブランドの模倣品を取扱っている疑いがある店舗に対して初歩調査を実施した。同市 TSB は調査の過程で、模倣ブランドの農薬計 106 箱を発見し、これらを全て押収し、当事者に対して 5000 元の罰金を科した。



<<TSBからのコメント>>

本件（第1回案件）は侵害規模が比較的小さく、処罰は警告的な意味合いが強いものであった。しかし、本件により、対象企業が存在する鎮では小規模化学メーカーが密集していることが判明したため、省TSBは同エリアを来年集中的に検査することを決定した。具体的には、省と地方とが協力し、この鎮に集積している小規模化学メーカーに対して集中整理活動を実施する。規模は小さいものの、意義としては大きな案件となった。

覚書に基づく活動

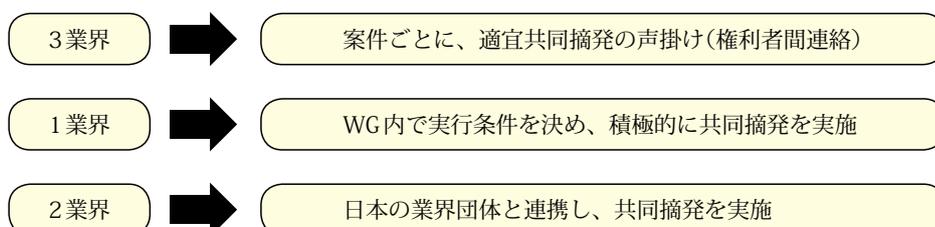


<<会員の声>>

この活動の最も良いところは、何よりもスピーディーであるところである。代理店から模倣品サンプルが送られてくると、真贋判定を行い、模倣品なら申立書をFAXでTSBに送れば、直ちに業者を摘発してくれる。申立書も定型フォームがあり最低限の事を記入すれば良く、とても簡単である。今後、江蘇省以外の省でもこの活動を拡大してもらいたい。

(2) 模倣品共同対策

上海IPGでは、各業界別WGが主体となって、コスト削減、模倣品業者への打撃の増強を目的として、共同での行政摘発等を行っている（下図では業界名省略）



7. 模倣品ビジネスが成立しない社会環境の整備

(1) 消費者向け活動

上海 IPG 会員の多くは、模倣品対策の実施に際し、「消費者保護」を最優先の目的として掲げ、消費者が模倣品と知らずに商品を購入し、何らかの不利益が生じないように啓発に努めている。一方で、模倣品問題の根本的な要因となっている模倣品の「需要」を低減させる意味でも消費者向けの啓発活動は極めて重要性の高い事項と位置付けられる。これまでに上海 IPG で実施・参加した消費者向け啓発活動を以下に紹介する。

■杭州市での消費者啓蒙活動

【名称】記念3・15 国際消費者権益日

【テーマ】「消費と責任」

【開催日】2008年3月15日（消費者保護日）

【概要】浙江省・義烏市工商行政管理局管理より電卓 WG に、消費者保護日のイベント（杭州で行われた本消費者向け宣伝活動）への参加について打診があった。電卓 WG はこれを受け、消費者向け真贋識別ポイントの説明資料を提供した。当日は、工商行政管理局が模倣品展示・紹介コーナーを設置し、電卓模倣品関連の事項についての展示・説明を行った。



■春風行動への参加

【概要】

広州市 AIC 湾分局が2009年6月25日から2ヶ月間、商標専用権保護キャンペーン「春風行動」を実施した。上海 IPG 電卓 WG は6月25日の「春風行動」開始セレモニーに参加し、当日行われた広州市 AIC 向け真贋識別セミナー（右写真）で真贋識別知識について説明を行った。また、「春風行動」キャンペーン会場で電卓権利者各社の宣伝パネルを展示し、消費者向けに啓蒙活動を行った。



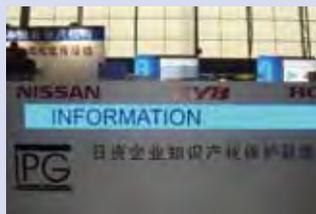
電卓権利者の宣伝パネル

■広州モーターショーでの啓発活動(消費者啓発ブースの設置)

【実施期間】 2008年11月18日～2008年11月25日
 2009年11月24日～2009年11月30日
 2010年12月20日～2010年12月26日
 2011年11月22日～2011年11月28日

【実施場所】 広州モーターショーの展示館3.2入り口付近

- 【活動内容】
- ①真偽自動車部品の展示
 - ②啓蒙パンフレット配布
～偽自動車部品の危害性・真偽部品の鑑別方法～
 - ③啓発ポスターの掲示
 - ④啓発ビデオ放映～偽自動車部品の危害性
 - ⑤消費者向け自動車サービス部品に関するアンケート調査
 - ⑥中国知的財産権関連政府部門のブースへの招聘



啓発ポスター



啓発ビデオ放映



真偽部品展示



<<WG会員の声>>

本活動は自動車に興味のある消費者に的を絞った模倣品の危険性をアピールする効率的かつ効果的な活動である。メディアデーにも出展する事で多くのメディアに報道して頂き模倣品の状況を多くの消費者に伝える事が出来たのも非常に大きな成果である。また、一方でこの啓発活動では、消費者の思いを収集すべくアンケートを毎年実施し1000人/年を越える消費者の意見を収集するに至っており、このアンケート結果に基づき、今後の模倣品対策戦略を練り直しながら活動を推進している状況にある。今や模倣品対策のヒントを与えてくれる重要な活動である。

<<アンケート比較>>

2008年に本活動を開始して以来、消費者啓発ブースでは、来場者向けアンケートを実施し、4年間で4,000部以上の回答を得ている。回答から確認された傾向は次のとおり。

- 4S店での正規品購入を志向する消費者が増加
4S店(正規店)で部品を交換すると回答した者が、徐々に増加する一方で、非4S店で販売されている部品に非純正品が存在することへの理解が向上。
- 模倣品への誤認の発生理由を確認
模倣品を本物と誤認して購入した理由として「クチコミの過信」が多いこと等を確認。
- 模倣品対策への消費者の意向を把握
回答では、模倣品への効果的な対策として、以下2点への要望が比較的多数であった。
①関連行政部門による消費者向けの啓発活動の強化 ②模倣品製造販売者への厳重な処罰

■江蘇省での消費者向け啓蒙

無錫市『2009年3・15国際消費者権益日大型広場活動』への参加

【開催日時】2009年3月15日 9:00～16:00

【開催地】無錫市人民路×中山路交差点

【テーマ】「消費 教育 発展」

【参加社】自動車・自動車部品 WG
(KYB、トヨタ、ホンダ、マツダ)

【実施目的】模倣品の購入と使用が経済的損失や身体・生命の危険に繋がる場合があること、及び模倣品の流通状況や識別方法を消費者に宣伝し、模倣品不使用と正規品の使用を訴えた。

【活動内容】江蘇省内無錫市で開催された本活動において、江蘇省 TSB が用意したブース2つを使用し、消費者に、参加した各自動車関連企業および日本自動車工業会の啓発用素材を手交するとともに、模倣品の危険性告知や真贋識別手段の説明、関連アンケート等を実施した。



2010 江蘇省 TSB 質量月間イベントでの啓発活動

【日時】2010年9月18日(土)午前

【開催地】南京市中心部広場

【活動内容】「江蘇省 TSB- 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム」の一環として作成した啓発ビデオを以下のとおり放映するとともに、同ビデオの (DVD) その他の啓発素材を消費者に配布し、消費者向けに「模倣品の危険性」を周知した。

【放映場所】

- ①広場(開催地)に設置した移動型スクリーンでの放映
- ②商業ビル巨大スクリーンでの放映
- ③南京市ホテル内スクリーンでの放映
- ④江蘇電視台での放映

※江蘇省 TV では、9月の1カ月間毎日放映



商業ビル巨大スクリーンでの放映

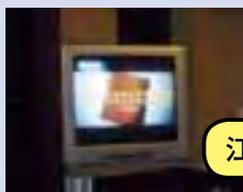
移動型スクリーン



ホテルでの放映



江蘇省 TV での放映



※江蘇省では2011年の質量月間においても同様の啓発活動を展開

■インターネット上での消費者啓蒙

上海 IPG インターネット知財対策 WG では、近年のインターネットを介した購売量の増加などを考慮し、大手主要サイト(3社)との間で当該サイトへの消費者啓蒙素材のアップロードについて検討を進めている(2011.12現在)。消費者による模倣品/正規品の誤認防止、模倣品購売意欲の抑止を目的としたものである。今後、同WGが作成・集約した消費者啓蒙素材が複数の主要サイトに掲載される予定である。

(2) 関連事業者向け活動

模倣品の製造・流通・販売段階においては、積極的か消極的かを問わず、その行為を幫助し、間接的に模倣品ビジネスに関与する者が存在する。間接関与者が法律に対する知識・認識を深め、また権利侵害行為への幫助を忌避する意識が醸成されれば、模倣品ビジネス首謀者の機会を縮小させ、権利侵害の抑止効果に繋がることが期待される。

上海 IPG では各 WG 活動を中心に、様々な関連事業者（模倣品ビジネスへの間接関与者）への意識醸成を目指す活動や模倣品対策における協力活動など、各種プロジェクトを実施している。

【通関代理業者の合理的検査義務】

中国からの対外輸出において、貿易業者からの委託を受けて税関への通関申告などの手続きを代行する通関代理業者は、税関と輸出入者の間に位置するという立場から、知的財産権保護においても重要な役割を担える可能性があり、当該業者が知的財産権保護の意識を向上させ、また取り扱う貨物に対して自主的な検査が実施できる体制が構築されれば、模倣品海外輸出の大きな抑止効果となると権利者側より認識されている。

2008 年 4 月に施行された「中国税関企業分類管理弁法」では、通関代理業者は、代行した輸出入貨物が知的財産権侵害品であった場合、その 1 年間の累計が 4 回に達すと厳しい貨物検査が課せられる「C ランク」に降格、また 1 年間に 1 回でも知的財産権侵害貨物の通関を代行すると、貨物検査が簡素化される「A ランク」に昇格できない、と規定されている。

施行当時、知的財産権保護において歓迎すべき規制強化であるとして権利者側に評価された同規定について、特に大手の通関代理業者より「厳しすぎる」との反発の聲が提示されたことを受け、2009 年より海関総署が改正作業を開始、焦点となる「通関代理業者の合理的検査義務」について水際 WG と海関総署の間で意見交換が行われたほか、2010 年 8 月開催された同弁法改正に関する立法公聴会では、海関総署からの依頼を受けて出席した IPG 代表が「通関代理業者の合理的検査義務」に関して日本側の意見を集約した提言を発表した。



立法公聴会

2010 年 8 月には、杭州税関管轄下の義烏税関からの要請を受け、水際 WG が義烏税関の管理監督下にある通関代理業者に対し、各企業の模倣品の流通状況や真贋識別情報を提供するセミナーを開催した。

これら活動を通じて行われた通関代理業者との交流の中で、同業者も知的財産権侵害貨物に関して強い関心を持っており、権利者との意見交換のニーズが高いことが確認された。



義烏税関通関代理業者向けセミナー

【市場開催者によるテナント管理】

＜義烏市場での取り組み＞

模倣品の存在要因として、基盤としての流通市場の存在が挙げられる。中には、一見して真正品の市場と認識される市場で、模倣品が流通していることもある。これに対し、権利者は従来、案件ごとに調査・摘発を行ってきたが、近年の市場では、模倣品の在庫を持たないなど巧妙な手口が横行しているため、費用対効果が低く、再犯を抑止し難いという課題があった。

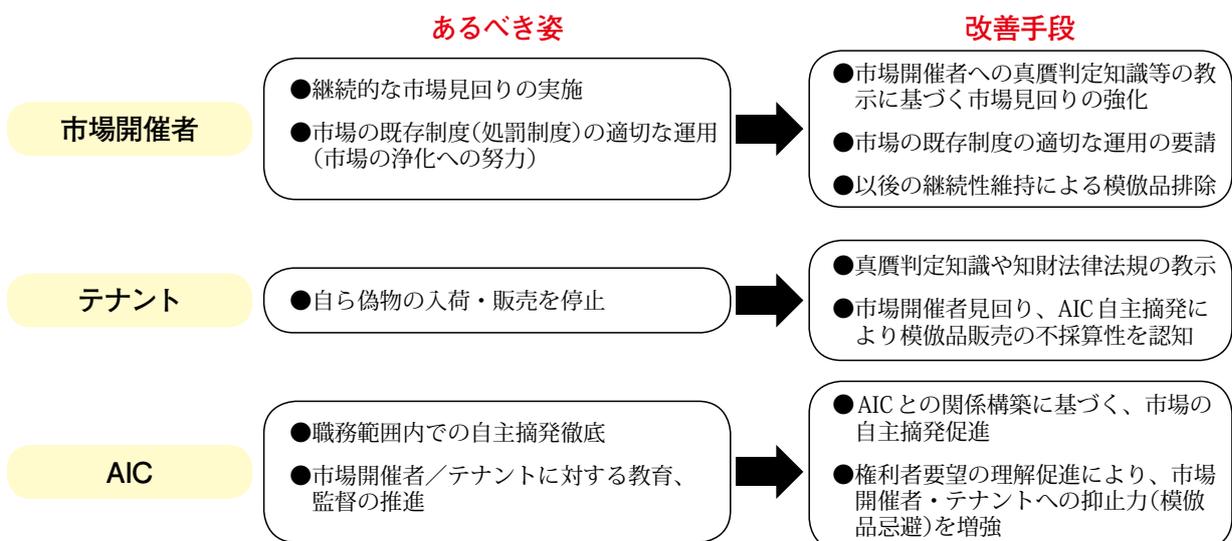
そこで、電卓 WG では、模倣対策費用・作業対効果を向上し、再犯抑止効果を高めることを目的として、重要市場（大型流通・輸出拠点である義烏市場、広州市場）において、取締当局・市場開催者との関係をさらに強化し、日常的な管理・自主摘発を強化べく諸活動を展開した。以下に義烏での取り組みの概要を紹介する。

■流通市場における模倣対策上の当初の課題（当初の想定）

市場開催者	①模倣品対策に関する業務意欲が低い ②真贋鑑定の知識がないので、自主管理が困難 ③自ら市場管理に関する制度を制定しているが、適切に運用されていない
販売店（テナント）	①知的財産権及び法律・法規に対する認知度が低い ②真贋鑑定の知識がないので、知らずに模倣品を仕入れる場合がある ③模倣品と知りながら販売している
工商行政管理局	①多くの模倣品の中で電卓を優先して扱ってもらうことは困難 ②真贋識別の知識がないので、自主的な摘発が困難 ③権利者の要望に対する理解不足

■権利者の望む姿（同上）

市場内で模倣品を取り扱いにくいシステムをつくり上げることで、モグラ叩き状態となっている対策から抜け出し、自主的な市場管理を促す。



■活動内容

電卓WGでは、管轄AIC、市場開催者との間で協議を重ね、市場管理の手法を検討するとともに、下表のような活動を実施した。

対象	活動内容	成果	問題点
テナント	<ul style="list-style-type: none"> ●権利者による真贋識別セミナー実施 ●AICによる教育会実施 ●AICによる自主摘発実施 ●権利者による市場調査実施(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●電卓ブランドの認知度及び偽物識別能力向上 ●AICによる監督状況の認知度向上 ●店頭での模倣品販売の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ●模倣品と知りながら裏で扱っている業者は依然として存在 ●効果の維持(店頭での偽物販売減少は一時的な効果と認識)
市場開催者	<ul style="list-style-type: none"> ●権利者による真贋識別セミナー実施 ●権利者の調査結果を市場開催者にフィードバックし、対策を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●電卓ブランドの認知度及び偽物識別能力向上 ●権利者活動への協力の積極性増強 	<ul style="list-style-type: none"> ●模倣品販売行為発見時の処置が、口頭での指導に留まることが多い ●AICによる処罰がない限り、市場管理規定を適用しない(如何に市場管理規定による独自管理を強化してもらうかが課題)
AIC	<ul style="list-style-type: none"> ●継続的な対話—活動及び権利者要望への理解促進—市場開催者との連携活動への支援要請 ●権利者による市場調査結果の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●権利者の活動・要望への理解醸成(AICは電卓を重点品目に位置付け自主調査・摘発を実施) ●AICとの良好的な関係構築(適宜権利者の活動を支援) 	<ul style="list-style-type: none"> ●効果の継続性(電卓を常時重点品目として自主的に調査・摘発を実施)

市場開催者／テナント向けセミナー



市場開催者との意見交換



義烏市場開催者との活動に並行して、同市場にて義烏市AICによる行政摘発を実施し、処罰決定書を入手したことを受け、2011年11月には、同開催者向けにテナント(侵害者)への減点等を書面で要請。
※広州市場向けにも同様の書面を発信

<浙江省中国小商品城集团有限公司知識産権工作保護弁公室>(cc:義烏市AIC)

- テナントへの信用ポイントの減点等の処罰
- 処罰結果の電卓WGへのフィードバック・・・等

<広州誼園文具頑具精品批發中心>(cc:広州市AIC荔湾分局)

- 市場管理規定及び市場管理者と販売業者間の契約に基づく対処
- 公平且つ秩序のある市場の構築・・・等



<<会員の声>>

義烏での模倣品陳列店舗数は、活動中(2009年8月)の43店であったのに対し、活動後(2009年12月)3店にまで減少し、その後も一定期間は効果が持続された。

一方、模倣業者の巧妙化が進み、隠れた部分では、模倣品を取り扱う店舗が増加することも考えられる。

単に模倣品を取り扱う業者を、摘発するだけでなく、市場管理者にも主導的に模倣品を取り扱いにくいルールの整備と運用を実施頂くことで、継続した効果を期待する。

<上海市「太平洋電腦城」での取り組み>

記録メディア WG では、上海内の電腦城の中で、最大級の規模をほこる「太平洋電腦城」において、市場開催者との協力のもと、テナント向け啓発活動を継続している。以下に取り組みの概要を紹介する。

市場開催者との継続交流

【概要】記録メディア WG と市場開催者との間で、継続的な会合を持ち、次の点について合意した。

- ①権利者・市場開催者協力でのテナント向け啓発を実施
- ②権利者からの模倣品情報提供に基づく、市場開催者によるテナント管理（教育、処罰）の徹底
- ③テナントによる模倣品販売の抑止

【効果】

- ①市場開催者によるテナント管理の継続
- ②模倣品取扱店舗数の大幅な減少



第1回テナント向けセミナー

【開催日】2009年11月10日

【開催地】上海市 太平洋電腦城内

【受講者】太平洋電腦城管理会社 副総経理 他3名
太平洋電腦城（1,2期）テナント 60名

【内容】

- ①記録メディア模倣品販売の問題提起と市場調査結果の説明
- ②真贋識別方法の説明（記録メディア WG メンバー各社）
- ③記録メディアの利用状況と模倣品の意識に関するアンケート



第2回テナント向けセミナー

【開催日】2010年11月16日

【開催地】上海市 太平洋電腦城内

【受講者】電腦城管理会社 副総経理 他数3名
太平洋電腦城（1～3期）テナント 37名

※1,2期からの参加者は、2010年度市場調査で、権利侵害行為が認められたテナント

【内容】

- ①MID問題、知的財産権の重要性の紹介
- ②真贋識別方法の説明（記録メディア WG メンバー各社）
- ③記録メディアの模倣品取扱に関する意見交換（記録メディア WG- テナント間）
- ④記録メディアの利用状況と模倣品の意識に関するアンケート



第3回テナント向けセミナー

【開催日時】2011年11月15日(火)14:00～16:00

【開催場所】上海市漕溪北路41号

匯嘉大厦4階 太平洋電腦城内

【参加者】徐家匯工商所副所長吳孝良氏、
監管組組長施涛氏 2人
太平洋電子諮詢有限公司總經理石小偉氏、
電腦城テナント経営者 約100人

【内容】①日系企業商品、真贋識別手段の紹介
(電腦城での販売品目)

②模倣商品の危険性、劣悪性等の紹介

③消費者保護の重要性の説明

④テナント経営者に対する模倣品の意識に
関するアンケート



<セミナーの効果>

●電腦城における侵害品の減少

2008年に、記録メディアWGで北京、上海、広州、深センの4大都市にある電腦城を調査した際には、各地で約40%の商標権侵害率が認められていたが、以降のセミナー実施後に、同様の調査を行ったところ、セミナーを開催した電腦城では大幅な改善が見られた。

最も効果の高かった上海太平洋電腦城の一期と三期では、啓発セミナー後の記録メディアWGメンバー2社の商標権への侵害率は下表のとおりであった。

	2009年セミナー後	2010年セミナー後
A社	0%	0%
B社	0%	0%

●セミナー聴講者(テナント)からの好反響

2011年のセミナーの聴講者向けアンケートでは、回答者全員が「とても有意義なセミナーであった」と回答した。また、聴講者約100名の半数以上が2回目の参加であったところ、「以前も参加し、とても勉強になったため、今回の参加にも希望した」などのコメントが寄せられた。

(3) 自主的な摘発の促進

上海 IPG では、取締執行当局への真贋識別情報等の提供を通じ、当該当局の日常検査時に、自主的な模倣品の発見・摘発が促進されるよう当局との交流を継続している。あわせて、模倣品摘発関連のキャンペーンにおいて、日系企業の製品を対象とすることなども要望している。権利者自らが、模倣品の調査等に割けるリソースは限定されるところ、関連当局への情報提供を通じ、両者の既存リソースを効率的に活用し、効果を高めることを目的としたものである。

【電卓 WG による義烏市・広州市での活動】

電卓 WG では、義烏・広州市の AIC 及び TSB と継続的な交流を行うことで信頼関係を構築するとともに、適宜模倣品関連の情報提供を実施した。結果的に、法執行当局の日常検査、自主摘発の増加、打撃強化につながった。

<事例1：キャンペーン活動の実施>

[日時] 2009年9月17日

[概要] 義烏市 AIC より、「9月17日に義烏市国際商貿城において電卓の模倣品を集中的に検査・摘発を行うことを決定したので、権利者側から担当者を派遣して検査・摘発に同行してほしい」との要請を受けた。電卓 WG 企業は社員を現地に派遣し、検査・摘発に同行した。

<事例2：自主摘発の実施>

[日時] 2010年1月19日

[概要] 電卓 WG との検討結果に基づき、広州市 AIC (40名) が広州市文具市場 (4市場で15の電卓店舗) に対し、自主摘発を実施した。

<事例3：刑事移送>

[日時] 2009年5月

[概要] 義烏市 AIC の交流において、電卓 WG メンバーより、個別行政案件の刑事移送を要請したところ、侵害状況が悪質な事業者について刑事移送がなされた (罰金3万元、懲役10ヶ月 (執行猶予1年))。

【ミシン業界・事務器消耗品業界の南通での活動】

[概要]

2008年11月14日に、江蘇省南通市において、南通市工商行政管理局向け真贋識別セミナーの開催にあわせ、同局執法員に権利者が同行して、ミシン市場および事務器消耗品市場の集中検査を実施した。検査した12店舗の中6店舗より権利侵害品が発見され、執法官員により直ちに処理された。

市場検査の様様



【農薬WGの活動】

〔概要〕

農薬WGでは、2008年以降、農薬模倣品が多く、行政執行が少ない地域を対象に、真贋識別手段および農薬模倣品への問題意識を行政当局に伝え、現地大型市場での検査・摘発に同行する活動を継続している。これまでに当該活動を実施した行政当局は次のとおりである。

●湖北省荆州市工商行政管理局、湖南省懷化市工商行政管理局、江西省贛州市工商行政管理局、雲南省麗江市工商行政管理局、四川省質量技術監督局、浙江省質量技術監督局、山東省寿光市工商行政管理局、遼寧省東港市工商行政管理局、湖南省常德市工商行政管理局

市場検査の様様



【自動車・自動車部品WGの活動①】

〔概要〕

2009年9月21日～22日、自動車・自動車部品WGは、南京市TSB玄武分局稽查大隊からの要請に応じ、南京市内の2つの大型自動車部品市場に対する検査に同行した。

2日間の検査・摘発により、複数の模倣品が発見され、権利者による鑑定後、押収された。摘発行動が終了した後、全ての模倣品が玄武TSBまで運ばれ、封印された。摘発対象となった店舗に対しては、同局より再度の指導もなされ、再犯抑止も含めた効果的な活動を構築できたものと理解された。

市場検査の様様



【自動車・自動車部品WGの活動②】

〔概要〕

国務院「知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発に関する特別プロジェクト活動方案」(国弁発〔2010〕50号)の発布に伴い、自動車-自動車部品WGより上海市質量技術監督稽查総隊に模倣自動車部品関連情報を提供し、同情報に基づき上海市内大型自動車部品市場の摘発活動を実施した。

2011年4月8日、上海市質量技術監督稽查総隊より約60人の執法人員(上海市公安も一部参加)が出動し、ターゲットの5つの店舗に対して一斉摘発を実施した。日系4社の権利侵害品が発見され、現場鑑定後押収された。

市場検査の様様



【江蘇省TSBブランド保護連携フォーラム活動】

フォーラム設置後には、江蘇省 TSB との覚書締結前の段階で、複数の自主摘発がなされている。以下に 2007 年の一部事例を紹介する。

<事例 1. 食品模倣品市場摘発案件>

[摘発日] 2007 年 1 月 19 日

[執行部門] 江蘇省 TSB、昆山市 TSB

[摘発対象] 昆山超華商貿城の 3 店舗

[結果] A 調味料 (1.6 l) と B 調味料 (1.6 l) の押収および処罰

<事例 2. 模倣部品市場連続摘発案件>

[概要] 2006 年末から 2007 年初旬にかけ、江蘇省昆山、無錫、蘇州等地域で、日系健康器具模倣品の商標権侵害業者に対する自主摘発が実施された。摘発に先立ち、省 TSB が、関連執法官員 70 名以上を招集し、対象製品の真贋識別手段を教示するとともに、各隊に分かれ、事前の模倣品確認作業を行った。摘発執行機関、日時、侵害業者数、侵害品等は下記表の通りであった。

摘発日時	地区	執行機関	摘発業者数	侵害品	侵害（押収）品数
2006 年 12 月 29 日	昆山	江蘇省 TSB	13 社	リレー、センサ、タイマー等	2300 点余
2007 年 1 月 11 日	無錫	江蘇省無錫 TSB	6 社	リレー、センサ、光電スイッチ、接近スイッチ等	数千
2007 年 2 月 9 日	蘇州	江蘇省蘇州 TSB	9 社	リレー、センサ、タイマー、隔離スイッチ等	1 万点余

<事例 3：農薬模倣品市場摘発案件>

[摘発日] 2007 年 6 月 8 日

[対象市場] 塩城市開放大道農薬市場および淮安市軍營路農薬マーケットの 4 つの販売店・5 つの外部倉庫

[参加者] 江蘇省 TSB、塩城・淮安市 TSB、塩城市テレビ局「法眼生活」番組記者等 計 23 名

[成果]

①押収品：A 社農薬模倣品 347 袋、B 社農薬農薬 2899 袋

②宣伝：上海 IPG より、摘発事実を当地に宣伝し、農薬模倣品侵害業者に警鐘を鳴らすため TV 局の同行を求めたところ、塩城市テレビ局が同行し、摘発全過程の報道がなされた。

(4) 模倣品の危険性への理解促進

上海 IPG では、従来から、各地の行政当局に各種商品の危険性に関する資料を提供するとともに、運営幹事会等が主体となって、江蘇省 TSB との協力のもと、模倣品の危険性を社会・関連当事者に発信する活動を継続している。また、会員各社が関連イベントの機会を利用して、自ら作成した宣伝資料を配布している。ここでは、危険性宣伝活動の一部を紹介する。

【江蘇省 AIC/TSB 執法員への危険性紹介】

【概要】 2008 年に、上海 IPG と日本自動車工業会が協力してセミナーを開催し、その場で、自動車関連企業が自ら作成した危険性の紹介ビデオ（2件）を放映し、参加した執法員の認知を新たにした

【開催日】 2008 年 5 月 30 日（午前 AIC、午後 TSB）

【開催地】 南京国際会議中心

【参加者】 江蘇省 AIC（50 名）、江蘇省 TSB（140 名）
日本自動車工業会 / 日本自動車部品工業会
日本貿易振興機構上海センター



【劣悪模倣品の危険性関連ビデオの作成と活用】

【概要】

江蘇省 TSB- 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム事業の一環として、上海 IPG 運営幹事会が主体となって、2009 年度に、消費者に模倣品の危険性を宣伝することを目的としたビデオ「劣悪模倣品からの乖離教育」を作成した。当該ビデオの活用により、一般消費者の安全および権益を守り、模倣品の購入意欲を低減させ模倣品の削減を図るとともに、健全な市場経済秩序の維持を目指すものである。



【活用】

本章（1）で紹介した南京でのイベントに加え、本ビデオは次のように配布・活用されている。

- ① 江蘇省内 TV での放映（2010.9/2011.9）
- ② 江蘇省内での配布：約 3000 枚
- ③ 広州モーターショーの消費者啓蒙活動での放映・配布（約 1000 枚）
- ④ 日系企業向けの配布（約 300 枚）
- ⑤ 関連行政当局向け配布（継続中）
- ⑥ 9 月質量月間イベントにおける江蘇省内での放映（2010.9/2011.9）
- ⑦ 12・4 全国法治宣伝日での配布（2011.12.4）（400 枚）
- ⑧ 酒類真贋鑑別展覧活動での放映・配布（2011.12.26～28）
- ⑨ 浙江省 TSB によるイベントでの活用

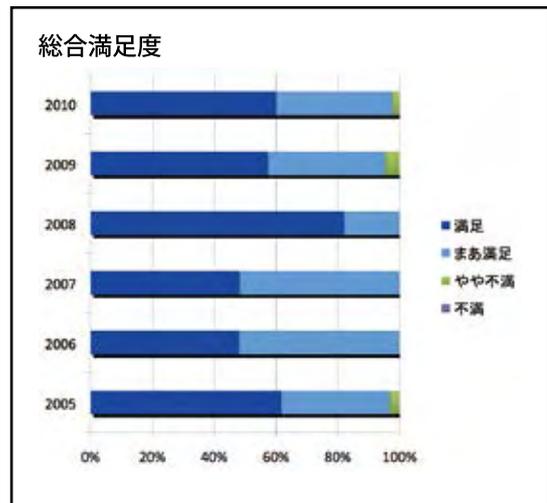
第三部 総括

第十章 上海 IPG 活動の成果と今後のビジョン

1. 会員の満足度

上海 IPG の諸活動は、知的財産に関する情報共有、具体的な問題解決を図ることを目的としている。活動内容は会員企業のニーズによるところであり、会員各社の満足度が一次的な成果の指標となる。毎年度末の全体会合の際に実施している「年度末アンケート」による総合満足度はここ 5 年間、上位 2 項目（「満足」および「ほぼ満足」）が 100% 近い数字で推移しており、上海 IPG 全体会合や活動に対する会員からの評価は高いと考えられる。

また同アンケートによれば、毎年 7 割以上の会員が、「IPG に参加して具体的な成果が得られた」と回答している。上海 IPG の活動が、参加する企業にとって何らかの成果に繋がっているという事実が、上海 IPG の発展を支えてきたと言えよう。



毎年度、中国の全 IPG（北京・広東も含む）会員向けに実施している「IPG 会員アンケート」によれば、「IPG 活動の評価できる点」として、「貴重で豊富な情報が得られる」「多くの日系企業から貴重な体験を聞ける」との回答が 8 割以上と最も多く、参加する会員企業にとって IPG 活動の最大のメリットは、発足当初の理念でもある「情報収集」であることが見てとれる。

具体的な成果(例)

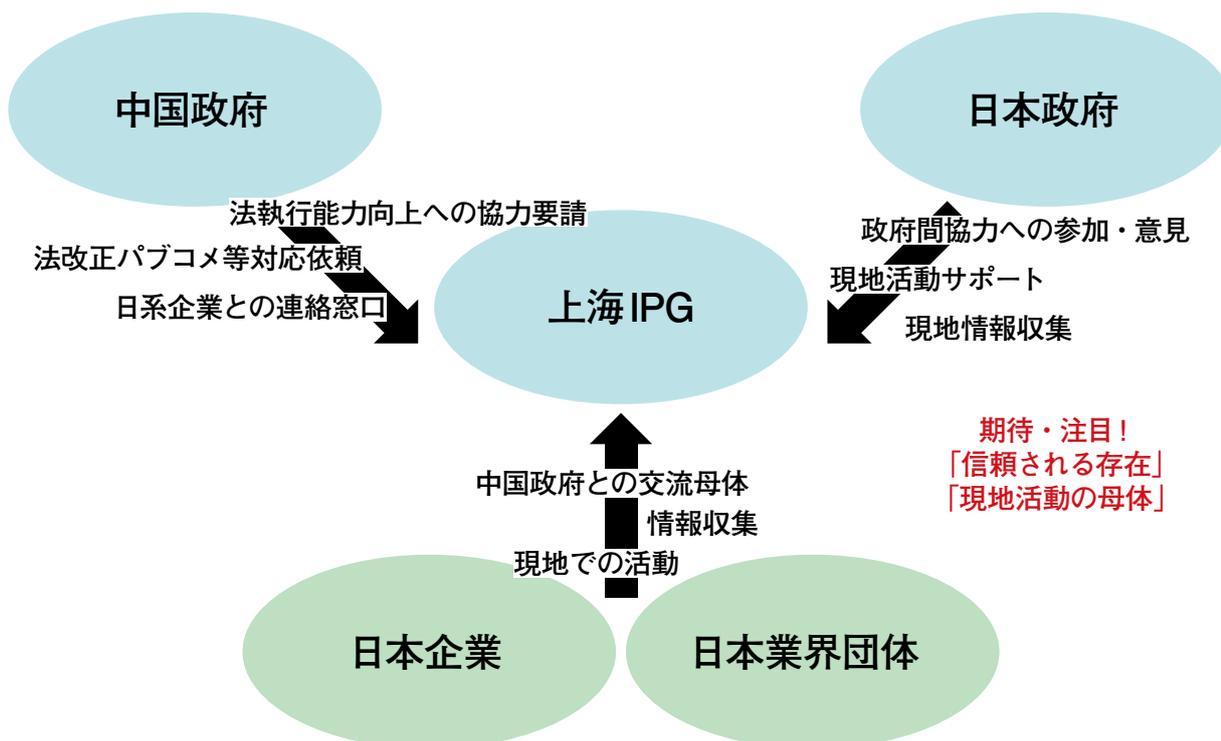
- 上海 IPG で配布された調査報告書を活用することで、中国での知的財産権保護に関する社内体制を構築できた。
- 上海 IPG 会合の講演で拝聴するお話は、日本では聞くことができない内容が多く、当社の中国知財実務にも非常に役に立っている。
- 電腦城でのセミナー開催により模倣品を販売している店舗数の減少が確認できた。
- 税関とのセミナー・意見交換会后、地方税関より模倣品発見の件数が増えた。
- アリババ・タオバオとの交流は、社内にインターネット上の模倣品問題の理解を深めてもらう意味でも有効だった。
- 各 WG レベルで消費者啓蒙活動を積極的に行え助かっている。
- 上海 IPG での活動を通じ、従来解決できなかった特定地域での模倣品問題が解決に向けて前進した。

2. 上海 IPG の信頼度向上

上海 IPG は、本書で紹介したような積極的な活動の展開により、日本および中国の関連政府部門をはじめとする関係各所からの認知度が向上し、中国における知的財産権関連の活動団体として存在感を示すようになった。

各種の問題解決には中国政府との協力が不可欠であるところ、9年間の活動を通じ、法改正時の意見募集や職員の能力向上、日系企業への協力要請などの分野において、上海 IPG は様々なシーンで中国政府からの窓口となり、“中国政府から信頼される存在”となっている。この対話ルートの確立と信頼関係の醸成により、日系企業が求める活動等を円滑に実施する素地が定着していると言うことができよう。

また中国政府のみならず、日本政府や IIPPF、各種業界団体といった日本の各界からも、中国における知的財産権関連の情報共有や中国政府との協力活動等を担う母体として認知され、“All Japan”としての中国知財関連諸活動、特に現地に軸足を置いた活動について、IPG が主たる役割を果たす機会も増えている。この点も上海 IPG の影響力増大に繋がっており、諸活動における成果向上の要因となっている。



3. 上海 IPG 活動の社会への影響と今後の課題（2011年1月現在）

本書でも数多くの具体的活動と成果の事例を紹介してきたが、上海 IPG の活動によって中国社会に以下のような影響、すなわち具体的な効果が現れていると考えられる。

(1) 個別の模倣品問題の改善

社会全体を俯瞰して「模倣品問題が消滅した」とは言い難い状態ではあるものの、各 WG の活動等により、特に重点的に活動している業界、地域においては、確実に模倣品問題が改善された事例が数多く発生している。

これら個別の成功事例を、各層に公表し、支持を得ることで、広く他業界、他地域に広げてゆくことが今後の課題と言えよう。

(2) 政府部門との見解統一

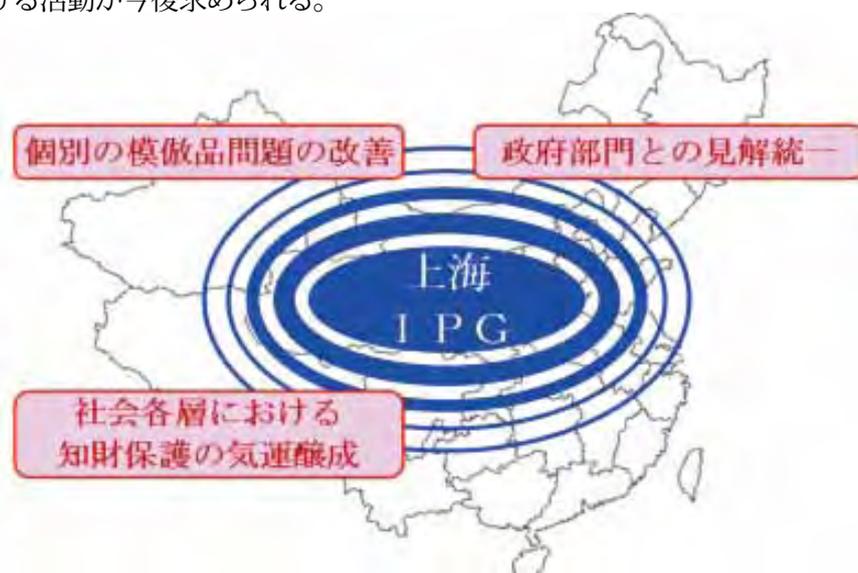
法律解釈や運用面において、曖昧な点や地方間格差がある点について、一部の地域、一部の当局との間では積極的かつ継続的な交流・意見交換により、問題意識を共有、改善の方向性などについて見解統一が図られている。

統一された見解が、中央政府各関連部門へも認知され、全国的な適正な法律解釈・運用へ繋げるべく、今後の活動を実施して行く必要がある。

(3) 社会各層における知財保護の気運醸成

市場開催者、通関代行業者など模倣品ビジネスにおける周辺関与者や消費者への啓発に関する取り組みにより、集中して活動を実施し、成果があらわれている分野においては、知財保護機運の醸成という大目標の達成へ第一歩を踏み出していると言えることができる。

現在、“点”で実施している活動を“面”に拡大し、中国社会全体における知的財産権保護の気運醸成につなげる活動が今後求められる。



4. おわりに（2012年3月現在）

上海 IPG では、上記の課題を踏まえ、2011 年には、従来活動の成果を幅広く展開することに注力した。また、活動の合理性担保・影響力増強のため、主テーマについては、中国 IPG 全体の活動に昇化した。具体的には、模倣品問題に関しては、次の3点を2011年の主テーマとして、研究・交流活動等を継続した。

- 押収された模倣品の不法経営額 / 商品価値金額認定プロセスの研究と適正化
- 再犯者等悪質な模倣行為者に対する重罰の付与促進（重い行政罰 / 刑事移送）
- 模倣業者の分業化の実態把握と対策

これらのテーマを選定した理由は以下のとおりであった。

<現状認識>

模倣品に対する特別プロジェクト活動等において、中国政府部門が模倣品撲滅に向け積極的に活動している結果、依然として市場には模倣品が存在するものの、単純な模倣（完全同一）行為は減少する一方、非完全同一の模倣行為が増加している。

<課題認識>

こうした悪質・巧妙な模倣行為を抑止するためには、模倣業者に対し、「悪質な模倣行為には行政罰、刑事罰など、法が許容する範囲の限りにおいて厳しい制裁が確実に課される」と認識させることが重要である。

また、当該制裁においては、次の2つの観点が必要である。

- ・行為主体面：再犯者等悪質な違法行為者への制裁強化
- ・制裁内容面：行政罰の強化および刑事制裁の強化

■ IPG の主テーマに関する政府部門との交流（抜粋）

	相手方	不法経営額	再犯等重罰	分業化対策
IPG- 商務部 / 国家質量監督検査検疫総局 意見交流会	商務部 条約法律司、国家質量監督検査検疫総局 執法督查司	○	○	—
中国商標節における地方工商局との意見交流会	国家工商行政管理総局、広東省 AIC、江蘇省 AIC、山東省 AIC、四川省 AIC、安徽省 AIC、甘肅省 AIC、貴州省 AIC、山西省 AIC、江西省 AIC、成都市 AIC、重慶市 AIC、浙江省 AIC、中華商標協会	○	○	○
地方政府との意見交換	上海市 AIC	—	—	○
第一回不法経営額認定プロセス検討会	中央政府：商務部、最高人民検察院、最高人民法院、公安部 地方政府：北京市海淀区人民検察院、浙江省知識産権局、浙江省公安厅、浙江省高級人民検察院、浙江省 TSB、杭州市 TSB、嘉興市 TSB、上海市 TSB、杭州市 AIC、寧波市 AIC、嘉興市 AIC、浙江省価格認定中心	○	○	—
2011 中国司法行政部門 - IPG 知的財産交流会	商務部、最高人民検察院、最高人民法院、公安部、国家工商行政管理総局、国家知識産権局、国家版權局	○	○	○
IIPPF 広東実務レベルミッション	広東省 AIC、広東省 TSB	○	○	—

上海 IPG では、2012 年以降も上記主テーマを重視するとともに、知的財産権に関わる新規の主要テーマを抽出し、広範囲に有効性の高い活動を展開することを予定している。活動の実施にあたっては、①会員間の情報共有等に基づく課題の適切な抽出、②地方政府部門との協力による模範的な事例・法運用の構築、③制度改善への意見具申などを適宜組合せ、効率的かつ合理的な手段を志向する予定である。結果として、IPG の理念である模倣品からの消費者の保護、中国経済発展への貢献等に向け、実施的な成果が奏されることを期待している。

上海 IPG 歴代グループ長・運営幹事紹介

★上海 IPG 歴代グループ長

	任期	氏名
初代	2002.9 ~ 2006.3	住友化学(上海)有限公司 津田 小亮氏
第二代	2006.4 ~ 2010.3	デンソー(中国)投資有限公司 久永 道夫氏
第三代	2010.4 ~ 2011.3	カネボウ化粧品(中国)有限公司 岩間 孝夫氏
現在	2011.4 ~ 現在	理光(中国)投資有限公司 丸山 幸之助氏

★ IPG 運営幹事 ※「上海 IPG」運営のため、2ヵ月に1回「運営幹事会」を開催

<p>2006.4 ~ 2012.3 現在までの幹事の皆様 ●は現幹事</p>	<p>旭化成株式会社上海事務所 今村 昌史氏 味の素株式会社 村瀬 和良氏 ●五十鈴(上海)技貿実業有限公司 越智 寛氏 ●NTN(中国)投資有限公司 板山 光和氏 エバラ食品(上海)有限公司 田中嶋 広安氏 ㈱岡村製作所上海代表処 尾園 智彦氏 オムロン(中国)有限公司 高橋 政典氏 カシオ(上海)貿易有限公司 長澤 洋介氏 ●カシオ(上海)貿易有限公司 岸上 泰生氏 カネボウ化粧品(中国)有限公司 岩間 孝夫氏 コニカミノルタ(中国)投資有限公司 松島 重夫氏 シャープ商貿(中国)有限公司 林 政克氏 ●夏普(中国)投資有限公司 宮腰 佳代子氏 ●旗牌(常州)文具製造有限公司 上海分公司(シヤチハタ) 山田 勝氏 JTEKT(中国)投資有限公司 布川 昌宏氏 JTEKT(中国)投資有限公司 岩本 仁氏 重機(中国)投資有限公司 福永 大介氏 ●重機(中国)投資有限公司 宇田川 雄司氏 住友化学(上海)有限公司 津田 小亮氏 住友化学(上海)有限公司 三分一 秀人氏 ●住友化学(上海)有限公司 大上 信夫氏 ダイキン(中国)投資有限公司 濱 宏行氏 デンソー(中国)投資有限公司 久永 道夫氏 ニフコ企業管理(上海)有限公司 土谷 剛史氏 ブラザー(中国)商業有限公司 白浜 勝也氏 三菱マテリアル株式会社上海事務所 井野 正義氏 ●理光(中国)投資有限公司 丸山 幸之助氏 YKK(中国)投資有限公司 石川 芳明氏 ※企業名五十音順</p>
---	---



[特許庁委託]
上海IPGの歩み（2012年版）

[発行]
日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部
TEL : 021-6270-0489
FAX : 021-6270-0499

2012年3月発行 禁無断転載